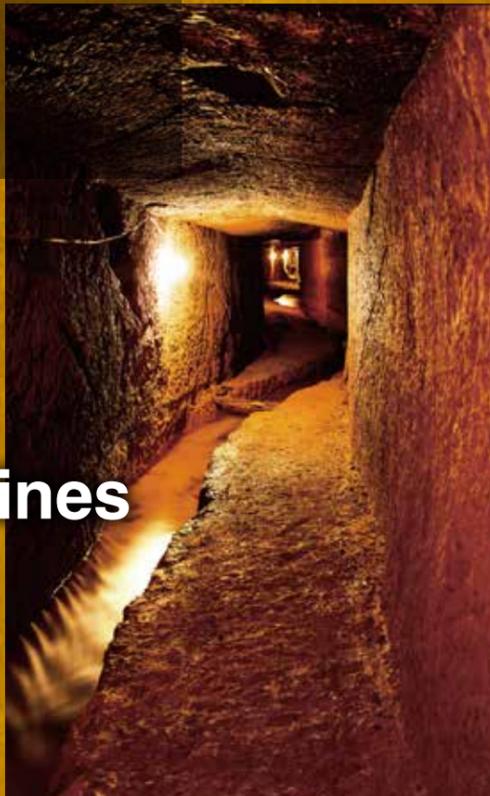


金の島のあふなるを
 その名と問へば
 佐渡と云也
 世阿弥金島書



かの海に



「佐渡島の金山」世界遺産登録記念誌
 新潟県 / 佐渡市



佐渡島の金山

世界遺産登録
 記念誌



新潟県 佐渡市

World Heritage Site
 Sado Island Gold Mines

「佐渡島の金山」世界遺産登録記念誌

2026（令和8）年3月31日

編集・発行

新潟県 観光文化スポーツ部
文化課 世界遺産室

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL：025-280-5726

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sado-goldmine>

佐渡市 観光文化スポーツ部
世界遺産課

〒952-1292

新潟県佐渡市千種232

TEL：0259-63-5136

<https://www.city.sado.niigata.jp/site/mine/>

さど 佐渡島の金山 世界遺産登録記念誌

Sado Island Gold Mines



新潟県



佐渡市

ごあいさつ

新潟県知事 花角 英世



2024（令和6）年7月27日に、インドのニューデリーで開催された国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の第46回世界遺産委員会において、「佐渡島の金山」の世界遺産一覧表記載が決議されました。

新潟県では、2006（平成18）年に登録推進に着手してから、約18年にわたり、地域住民の皆様や民間団体、国、佐渡市などとともに、登録実現のため全力で取り組んでまいりました。この取組が実を結び、「佐渡島の金山」が「世界の宝」として認められたことを誇りに思うとともに、この喜びを地元佐渡市の住民や県民の皆様と分かち合いたいと思います。

あわせて、これまで多大なるお力添えを頂いた佐渡金銀山世界文化遺産学術委員をはじめとする国内外の専門家の皆様や、国・県・市の登録推進議員連盟、佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議、佐渡を世界遺産にする会・同新潟の会・同首都圏の会、内閣官房・外務省・文部科学省・文化庁・佐渡市の皆様、地域住民の皆様など、長年にわたりご尽力いただいたすべての皆様に厚く御礼申し上げます。

「佐渡島の金山」は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例として、その顕著な普遍的価値が認められました。この金生産技術やそれに関わった人々の営みの証拠である資産を未来に継承することは、私たちに課せられた責務であり、引き続き、国や佐渡市と連携して、その保存管理にしっかりと取り組んでまいります。

このため、新潟県と佐渡市では、2024（令和6）年12月に「佐渡島の金山」の保存管理体制である「佐渡島の金山」世界遺産会議を設置したところであり、資産の保存管理及び活用並びにその周辺環境の保全を推進してまいります。また、多くの方々に「佐渡島の金山」を訪れていただき、その価値や魅力を体感いただけるよう、国内外に向けた情報発信に取り組めます。佐渡島には日本海に浮かぶ島という環境や佐渡金銀山の存在を背景とした豊かな歴史と文化が息づいています。資産を未来に継承するためには、こうした佐渡島の特性を活かし、「佐渡島の金山」を核とした地域づくりに取り組むことも重要だと考えております。引き続き、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本記念誌の作成に多大なる御協力を賜りました関係者の皆様に心より御礼申し上げます。発刊の御挨拶といたします。

ごあいさつ

佐渡市長 **渡辺 竜五**



2024（令和6）年7月27日、インド・ニューデリーで開催されたユネスコの第46回世界遺産委員会において、新潟県佐渡市に所在する「佐渡島の金山」の世界遺産一覧表への記載が決議されました。1997（平成9）年に登録に向けた地元有志の活動が始まって以来、約27年間にも及ぶ地道な取り組みが実を結ぶ歴史的な瞬間に立ち会うことができました。

これまで、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録実現に向けて、長きにわたり多大なるお力添えを賜りました、佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会をはじめとする国内外の専門家の皆様、国や県、並びに市の世界遺産登録推進議員連盟の皆様、外務省及び文化庁、並びに内閣官房の皆様、そして、佐渡を世界遺産にする会をはじめとした民間団体や民間企業、地域住民の皆様など、これまで登録推進に関わってこられたすべての皆様に、改めまして深く感謝申し上げます。

佐渡島は、その立地条件から、古来より多様な文化や伝統が島へと持ち込まれ、島の歴史や文化の形成に多大なる影響を与えています。特に16世紀末から19世紀半ば、金山によって培われた伝統的手工業による金を生産する技術や体制、そして鉱山に由来して花開いた文化は、人類共通の宝物となりました。このかけがえのない宝物をしっかりと守り、次世代に引き継いでいくことが、私たちの重要な責務です。

「佐渡島の金山」を未来に継承し、世界遺産を核とした持続性のある地域づくりをより一層推進していくため、新潟県とこれまで以上に連携を深めながら、「佐渡島の金山」の保存や周辺環境の保全、活用に向けた整備を推進してまいります。また、「佐渡島の金山」が持つ価値や魅力を世界中の人に積極的に発信していくことで、佐渡島を訪れる方々により一層の感動を与えることができるよう、関係者の皆様と一体となって取り組んでまいりますので、今後とも皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本記念誌の作成に多大なる御協力を賜りました関係者の皆様に心より感謝申し上げます、発刊にあたっての挨拶といたします。

寄稿

「佐渡島の金山」の世界遺産登録に寄せて

文化庁長官 都倉 俊一



2024（令和6）年7月27日、我が国が推薦していた「佐渡島の金山」が、インドのニューデリーで開催された第46回ユネスコ世界遺産委員会において、世界遺産一覧表へ記載されました。これにより、日本にとって26件目（文化遺産としては21件目）の世界遺産が誕生しました。

このたび世界遺産としての価値が認められたのは、欧米を中心とする地域で動力機械による鉱山開発が進展していく時期に、手工業生産が継続していた「佐渡島の金山」が比類なき事例として世界遺産に相応しいと評価されたからです。この時期は、いわゆる大航海時代を経て経済のグローバル化が進展していくことで、本格的な資本主義の時代が幕を開ける「激動の時代」にあたります。

一方、日本では徳川幕府による鎖国政策の中で「パクス・トクガワーナ」とも称される安定した政治秩序による平和が、250年以上もの長きにわたって達成された日本史上稀有な時代になります。この平和は豊かな文化、芸能、芸術を育むこととなりますが、それを「金」で支えたのが「佐渡島の金山」であることは、徳川幕府が直接管理、運営に関与したことから明らかです。このような日本の一時代を支え続けた「佐渡島の金山」が、このたび晴れて「世界の宝」として認められましたことは大変喜ばしい限りであります。

世界遺産登録に至るこれまでの道筋を振り返ると、「佐渡島の金山」の保存や価値の啓発にご尽力されてきた地元の方々、資産の保全管理を担う新潟県、佐渡市、株式会社ゴールデン佐渡の関係者の努力なくしては実現し得なかったものであり、皆さまのご尽力にあらためて敬意を表します。

申し上げるまでもなく、世界遺産登録は「世界の宝」である「佐渡島の金山」を確実に後世へ守り伝えていくスタートラインになります。これから次の世代、その次の世代へとこの素晴らしい遺産の価値を継承していけるよう、文化庁としても関係者の皆さまと連携しながら保護に取り組んでまいります。

寄稿

「佐渡島の金山」の世界遺産登録に寄せて

佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会委員長

お茶の水女子大学名誉教授 小風 秀雅



佐渡金銀山が暫定リスト入りしてから14年にして、世界文化遺産の登録が実現しました。産業遺産の宝庫と言われた日本で「佐渡島の金山」が新たに世界遺産に加わり、石見銀山、富岡製糸場、明治の産業革命遺産と併せて日本の産業遺産の多様性、分厚さが明らかになってきた、との思いが日々深くなっています。早くから世界遺産候補といわれながら登録までは長く困難な道のりでしたが、新潟県・佐渡市はじめ文化庁や学術委員会の諸先生方、関係諸団体の方々の御尽力の賜物と心より感謝とお慶びを申し上げます。

佐渡島内の金山は有数の産金国であった日本の代表的な金山であり、多様な特徴を示していますが、今回の登録では、17～19世紀当時の多様な金生産体制の有形証拠を完全に有し、手工業段階における卓越した技術水準を示す、として産業革命以前の生産技術の高さが評価されたことが注目されます。この点について、古くは幕末開港直後に来日した初代イギリス公使オールコックは、日本の文明は高度で「すべての産業技術は蒸気力や機械の助けによらずに到達することができるかぎりの完成度を見せている」（『大君の都』第35章）とし、その技術力は手工業段階における最高水準にあると感嘆しています。技術力の精巧さ、優秀さは現代でも日本の技術力の特徴とされますが、「佐渡島の金山」はそうした日本社会の文化的基層を表現する産業遺産として評価されたと言ってよいでしょう。

技術という見えにくい特質の真実性を明らかにする物的証拠となったのが、「佐渡金銀山絵巻」をはじめとする歴史資料でした。この一連の作業工程を描いた絵巻物は、世界に百点以上の存在が確認され、貴重な歴史資料として評価されています。これらの史料が遺物を理解する上で不可欠で重要な情報源となったことも注目されます。世界の産業遺産のなかでも一味違う遺産なのではないでしょうか。

今後への期待も膨らみます。かつて採掘が行われたことが明らかでありながら調査が進んでいない区域を将来的に国史跡として指定することを配慮するようにイコモスから指摘されており、今後も新たな発見が追加されることが期待されます。またエリア内には、産業遺産としての価値を有する近代の遺構も現存しており、全体としてどう管理・保全するかも今後の課題でしょう。

佐渡島の調査と発見はこれからも続きます。全容が明らかになる時が待ち遠しく思います。

ごあいさつ

新潟県知事 花角 英世
佐渡市長 渡辺 竜五

寄稿「佐渡島の金山」の世界遺産登録に寄せて

文化庁長官 都倉 俊一

佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会委員長 お茶の水女子大学名誉教授 小風 秀雅

第1部 世界遺産登録までのあゆみ

1	取組の概要	2
1)	世界遺産登録運動のはじまり（1997年～）	2
2)	推進体制の整備（2004年～）	2
3)	公募への提案と暫定一覧表への記載（2006年～）	3
4)	学術委員会設置から推薦書原案の作成（2010年～）	3
5)	推薦候補選定から登録決定（2021年～）	4
6)	今後の保存管理体制（2025年～）	5
	表 主な取組の経緯（概要）	6
2	推薦書の作成とイコモス審査への対応	18
1)	佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	18
a)	構成員	18
b)	委員会・国際専門家会議の開催状況	18
2)	価値判断のための調査・研究	24
a)	国内調査	24
b)	海外調査	25
3)	国際会議等への参加	27
4)	イコモス審査への対応	28
a)	イコモス現地調査	28
b)	追加情報要請への対応	29
c)	中間報告での追加情報への対応	43
3	構成資産の保全に向けた取組	60
1)	国文化財への指定・選定	60
	表 構成資産及び関連遺跡の国指定・選定一覧	60
2)	緩衝地帯の設定・周辺環境の保全への取組	61
a)	緩衝地帯の設定	61
b)	周辺環境の保全への取組（緩衝地帯の保全）	62
c)	佐渡市景観計画の策定	62
d)	景観誘導の事例	63
4	支援体制の構築	64
1)	佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議	
a)	趣旨と設立の経緯	64
b)	会の性格	64
c)	組織	64
d)	活動内容	64
	別表 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会の記録	65

2) 国県市議員連盟	
a) 新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟 / 新潟県「佐渡島の金山」世界文化遺産を応援する議員連盟	
① 概要	67
② 役員	67
③ 活動	67
④ 視察の記録	70
b) 佐渡市世界遺産登録推進議員連盟	
① 概要	71
② 役員	71
③ 活動（定例会・総会・臨時会の記録）	72
c) 「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟（国議員連盟①）	
① 概要	73
② 役員	73
③ 設立総会	73
④ 現地視察	73
d) 「佐渡島の金山」の世界遺産登録を実現する国会議員連盟（国議員連盟②）	
① 概要	74
② 役員	74
③ 設立総会	74
④ 現地視察	74
e) 「佐渡島の金山」世界文化遺産を支援する議員連盟（国議員連盟③）	
① 概要	74
② 役員	74
③ 設立総会	74
3) 民間団体による活動	
a) 「一般社団法人佐渡を世界遺産にする会」 / 「佐渡を世界遺産にする新潟の会」 / 「佐渡を世界遺産にする首都圏の会」	75
b) 鶴子銀山へ続く道を歩こう	75
c) 笹川の景観を守る会	76
d) 相川第二分団	77
4) 要望・要請活動	78
5 世界遺産登録に向けた機運の醸成	81
1) 講演会・シンポジウム・展覧会等の開催	81
a) 東京開催	81
b) 県内開催	83
c) 佐渡開催	87
2) 出前授業・出前講座の実施	91
a) 出前授業	91
b) 出前講座	92
3) 広報・情報発信資料等	92
a) パンフレット・ガイドブック・児童生徒向け学習教材	92
b) ポスター・リーフレット・バナー・のぼり旗・クリアファイル	93
c) 広報誌	93
d) メディア等を活用した発信	94
e) ラッピングバス	95

f) 普及啓発物品（貸出）	95
g) ポスターコンクール・写真コンテスト	95
h) ロゴマーク	96
4) ガイダンス施設の整備	96
5) 国際的理解促進に向けた取組	99

第2部「佐渡島の金山」の概要

1 世界遺産登録推薦書に記載した資産の内容	102
1) 締約国	102
2) 地方	102
3) 資産の名称	102
4) 所在位置	102
5) 資産の範囲についての説明	102
6) 適合される評価基準	102
7) 顕著な普遍的価値の言明	102
a) 総合的所見	102
b) 評価基準の適用	102
c) 完全性の言明	103
d) 真実性の言明	103
e) 保存と管理に必要な措置	103
2 資産の概要	104
1) 地理的・地質的特徴	104
a) 所在地と地理的特徴	104
b) 地質的特徴－鉱床－	104
2) 「佐渡島の金山」の顕著な普遍的価値を証明する3つの特徴	106
a) 鉱床の特性に適合して深化した伝統的手工業による鉱山技術	106
b) 高品位の金生産を可能とした一連の生産工程	107
c) 徳川幕府の施策に基づく管理・運営と大規模に統合された金生産体制	107
3) 鉱山の人々によって育まれた文化	110
3 構成資産の概要	
1) 西三川砂金山	111
鉱山地域	
a) 虎丸山	112
b) 立残山	113
c) 五社屋山	114
d) その他の採掘場跡と導水路	116
集落地域	
e) 金子勘三郎家	117
f) 金山役宅跡	118
g) 大山祇神社	119
h) 笹川集落	120
2) 相川鶴子金銀山	121

・鶴子銀山	122
鉾山地域	
a) 百枚平地区	123
b) 屏風沢・仕出喜沢地区	124
c) 大滝地区	124
集落地域	126
a) 鶴子銀山代官屋敷跡	126
b) 鶴子荒町遺跡	129
c) 西五十里道・鶴子道	130
・相川金銀山	131
鉾山地域	132
a) 道遊の割戸	133
b) 宗太夫間歩	134
c) 大切山間歩	135
d) 南沢疎水道	136
集落地域	137
e) 上相川地区	138
f) 上寺町地区	139
g) 相川上町地区	140
h) 佐渡奉行所跡	141

第3部 登録に係る資産の評価及び審議・決議内容

1 イコモス評価書及び事実誤認の訂正文書	144
1) イコモス評価書	144
2) 事実誤認の訂正文書	174
2 第46回世界遺産委員会における審議	175
1) 世界遺産委員会の決議文【顕著な普遍的価値・追加勧告】	175
2) 第46回世界遺産委員会における審議	180
3) 第46回世界遺産委員会における「佐渡島の金山」登録決定時の大使・知事スピーチ	183
3 内閣総理大臣・外務大臣・文部科学大臣のコメント	
・岸田文雄内閣総理大臣	184
・上川陽子外務大臣	184
・盛山正仁文部科学大臣	184
4 第47回世界遺産委員会における審議	185

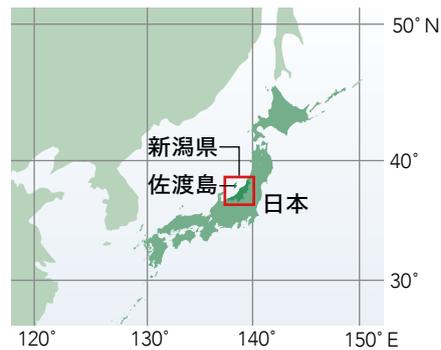
【附編】 登録前後の取組

1 世界遺産委員会パブリックビューイングの開催	189
2 県内各地の盛り上がり	189
3 登録祝賀記念イベント	190
4 世界遺産登録記念フォーラム「佐渡島の金山」と大阪	190

凡 例

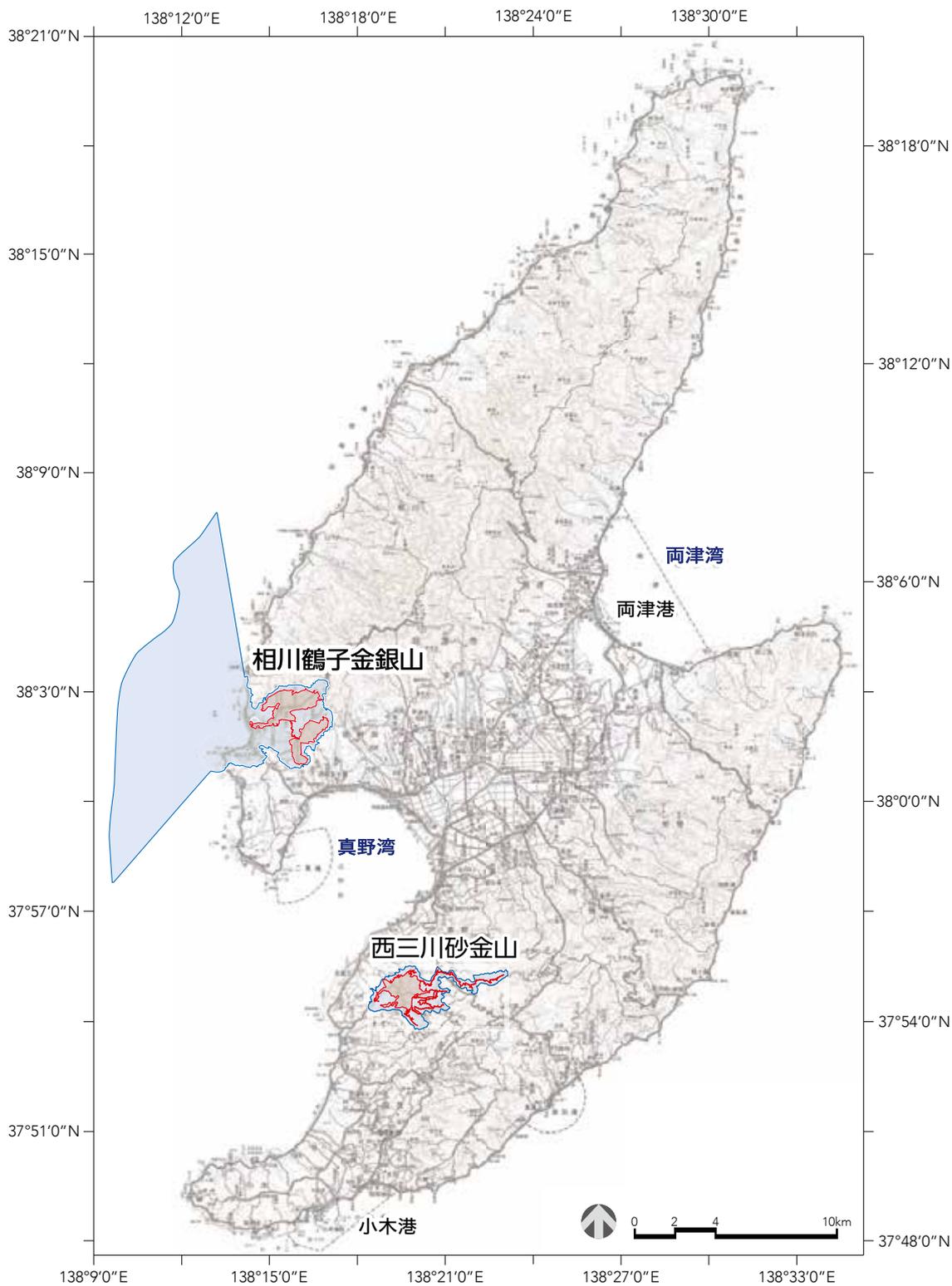
1. 本書は、2024（令和6）年7月27日に開催された第46回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決議された「佐渡島の金山（Sado Island Gold Mines）」の世界遺産登録までの経過、国際記念物遺跡会議（イコモス）による評価、世界遺産委員会決議、資産及び構成資産の概要等を掲載した世界遺産登録記念誌である。
2. 年代の表記は、西暦表記を基本とし、和暦を適宜併記した。人名・組織名等の固有名詞は、当時の呼称を使用し、適宜現在の呼称も併記した。また、本文中の人名については敬称を省略した。
3. 世界遺産登録記念誌の刊行にあたり、文化庁長官 都倉俊一氏、佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会委員長 小風秀雄氏（お茶の水女子大学名誉教授）にご寄稿いただいた。
4. 掲載写真は、新潟県・佐渡市が撮影したものを使用し、それ以外のものは必要に応じて撮影者を記した。
5. 本書の作成にあたり、以下の機関から協力を得た。深甚なる謝意を表します。
新潟日報社

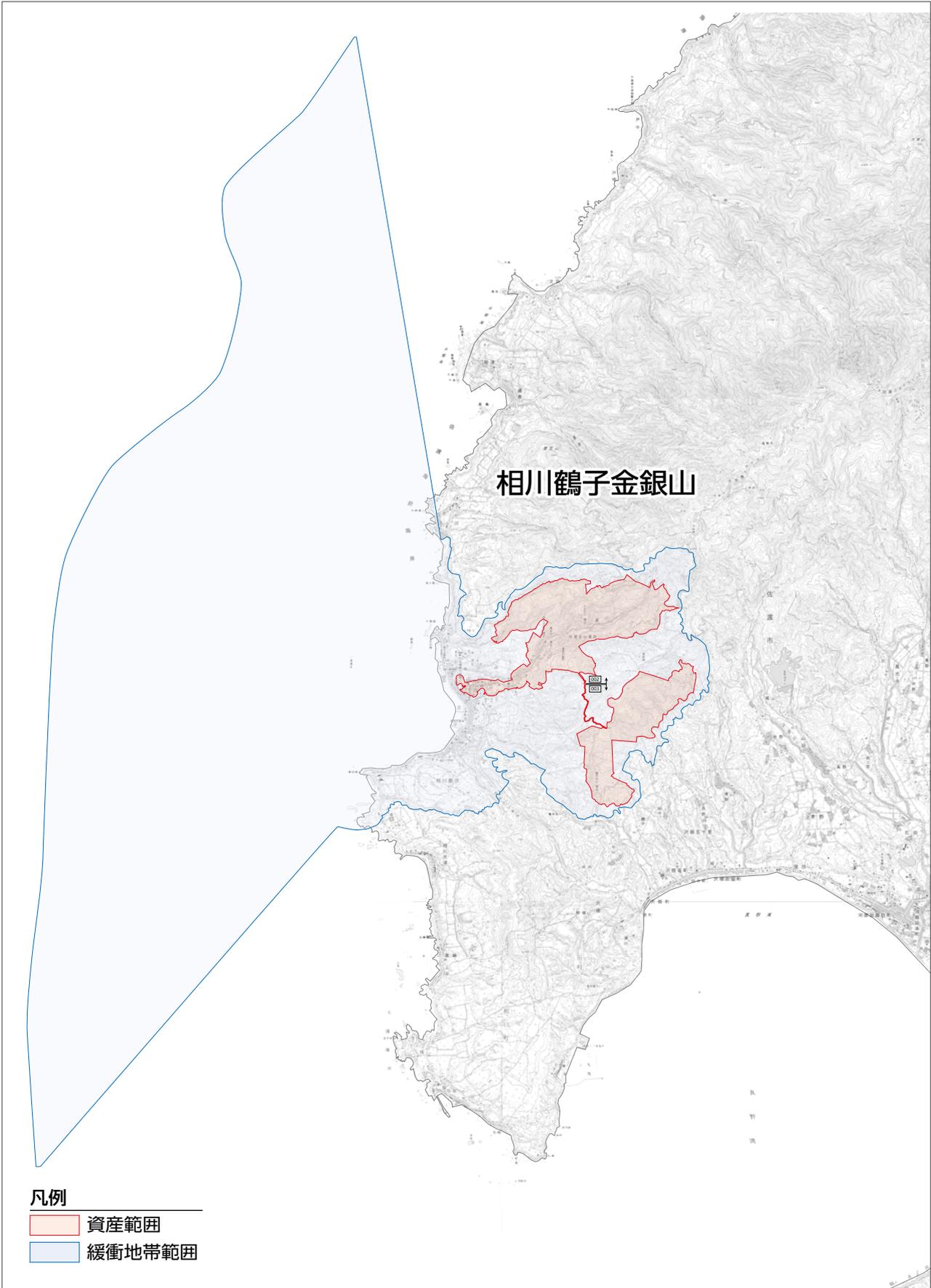
「佐渡島の金山」の構成資産



凡例

- 資産範囲
- 緩衝地帯範囲

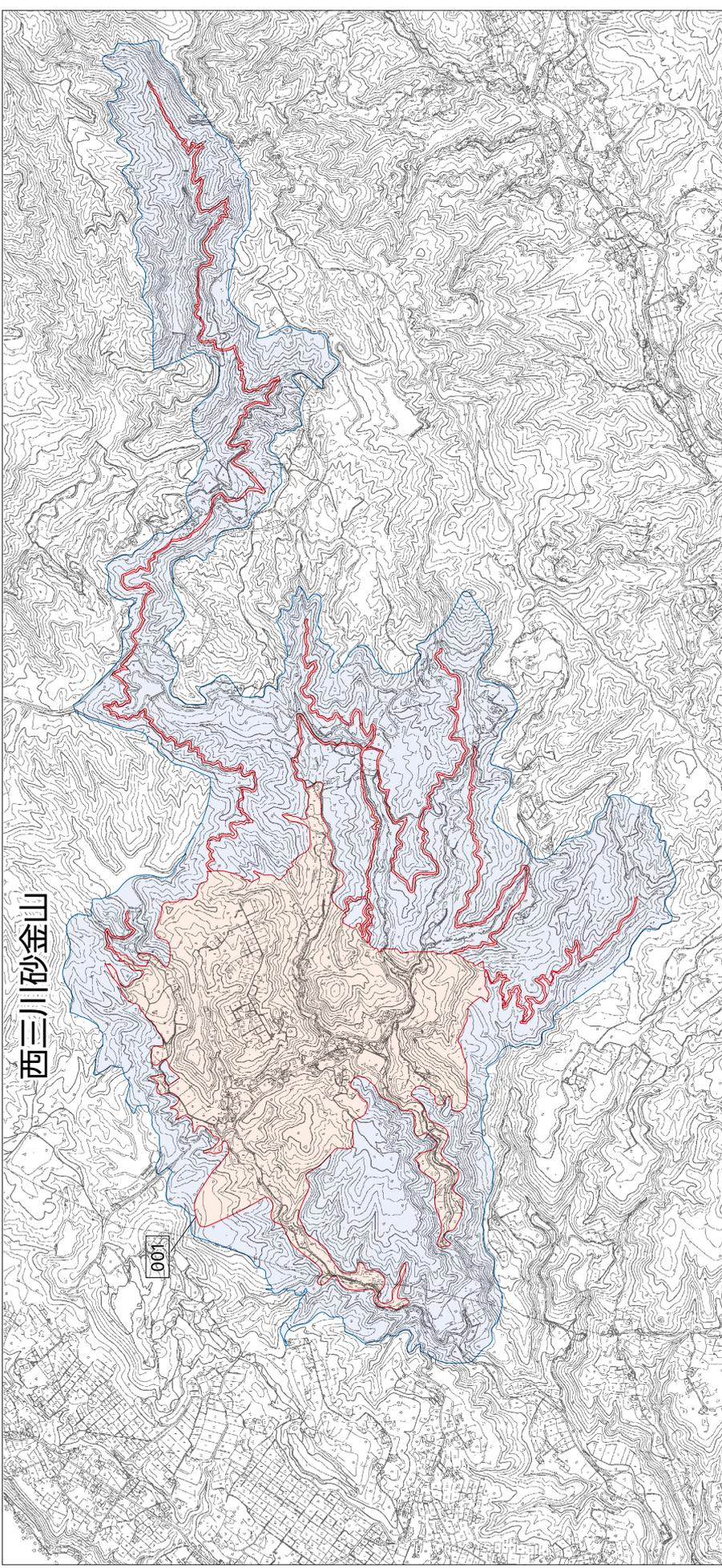




相川鶴子金銀山

凡例

- 資産範囲
- 緩衝地帯範囲



西三川砂金山

001

凡例

資産範囲

緩衝地帯範囲



0 500 1,000m

第1部

世界遺産登録までのあゆみ



第1部 世界遺産登録までのあゆみ

1 取組の概要

1) 世界遺産登録運動のはじまり（1997年～）

ユネスコの世界遺産条約に日本が批准した1992年以降、姫路城や法隆寺など有名な文化財が毎年のように世界遺産に登録され、各地で地域の宝を世界遺産にという動きが活発化してきた。同種の鉱山遺跡である石見銀山（2001年暫定一覧表記載）も世界遺産を見据えた取組を進めており、佐渡金銀山に関しても一部で話題に上っていた。

1997（平成9）年9月28日、相川町役場に佐渡金銀山の研究者、佐渡選出の県議会議員、相川町長、観光施設「史跡 佐渡金山」運営会社社長など10名程の関係者が集まり勉強会を開催した。席上、佐渡金銀山の世界遺産登録の実現には、県が中心となる取組が不可欠という認識で一致した。これを受けて佐渡市町村会（1市7町2村）では、11月10日に国への働きかけを求める要望書を新潟県へ提出したが、県は島内での調査体制の確立や検討委員会の設置など地元の意識の高まりが条件として、佐渡の取組を見守る姿勢を示した。

翌年7月には佐渡市町村会が中心となり、世界文化遺産としての価値を検討する委員会を発足させるための準備会（「佐渡金銀山遺跡調査検討準備会」）が設置された。しかし、構成資産の有無などで世界遺産登録への想いには市町村間で温度差があり、具体的な取組が進まない状況が続いていた。

市町村会の動きに呼応して、1997（平成9）年11月24日に地元佐渡の各分野の研究者や行政職員などを中心とした「世界文化遺産を考える会」が発足した。鉱山、文化・社会、街道・港湾の3部会からなり、佐渡金銀山関連の調査研究のほか島民の機運盛り上げなど住民側から登録運動を支援した。また、2003（平成15）年1月には、相川町の住民を中心とした「佐渡金銀山友の会」も発足したが、2つの会は2007（平成19）年3月に統合されて「佐渡を世界遺産にする会」（2016年4月に一般社団法人に移行）となった。その後、本土側と首都圏に佐渡出身者を中心とした「佐渡を世界遺産にする新潟の会」（2012年発足）と「佐渡を世界遺産にする首都圏の会」（2014年発足）が相次いで発足し、3会が連携して様々な普及啓発活動などにも取り組んできた。



県への要望
（1997年11月11日 新潟日報）

2) 推進体制の整備（2004年～）

世界遺産への取組は、2004（平成16）年3月1日の合併による佐渡市の誕生で大きく前進することになる。市からの強い働きかけもあり、2006（平成18）年度に県が教育委員会に担当職員1名を配置し、翌2007（平成19）年度には県と市が教育委員会に専属部署（県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室：4名、市教育委員会世界遺産・文化振興課：6名）を新設し、共同で取り組む体制が整った。

その後、暫定一覧表への記載を経て学術委員会の設置（2010年度）、構成資産の文化財指定や推薦書案作成の本格化（2014年度）、県民会議設立（2014年）など業務量の増加を契機に担当職員を増やしながら体制強化を図り、最終的には県市共に12名体制で取組を推進した。この間、2014（平成26）年からは国の要請に応じて文化庁（記念物課）へ県職員1名を研修生として派遣し、国・県・市との情報共有や連絡調整に当たらせた。

また、県議会及び市議会においても超党派（全員参加）の登録推進議員連盟が相次いで設立（県：2007年、市：2008年）され、2013（平成25）年に設立された国会議員連盟とも連携しながら勉強会や視察などを通して知見を広め、登録実現に向けた県民・島民に対する啓発や国等への要請活動などを行った。

このほか2014（平成26）年には、官民の力を結集して県民運動を展開するための連合組織である「佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議」が発足した（発足時678団体）。最終的に1,400を超える団体が加盟し、毎年の総会で価値の周知や将来への継承などを決議し、知事・市長をはじめ政財界の代表による国への要望活動を行ってきた。2019（平成31）年に始めた推薦実現を求める署名活動では、翌年1月までに県内外から約50万筆の署名が集まり要望活動に併せて国へ提出した。



「佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議」発足（2014年）



署名簿提出（2020年）

3) 公募への提案と暫定一覧表への記載（2006年～）

このような状況の中、2006（平成18）年9月に文化庁が世界遺産暫定一覧表への記載候補を初めて公募し、全国から24件の資産がこれに応じた。佐渡も「金と銀の島、佐渡－鉱山とその文化－」として提案書を提出したが、翌年1月の世界文化遺産特別委員会で「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「富士山」など4件が選定され、佐渡を含む20件はそれぞれ課題を示されて継続審議となった。

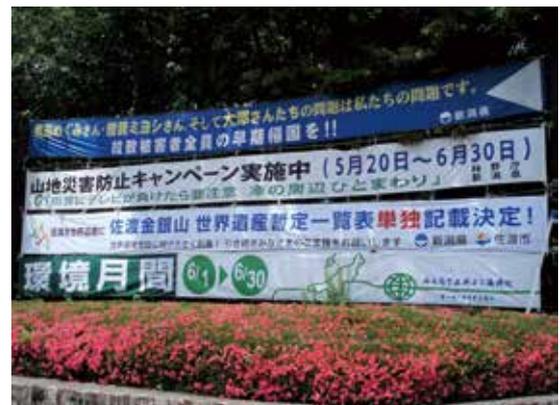
佐渡に示された課題は、①石見銀山遺跡との綿密な比較研究（主題の観点）、②現在に継承されている集落・農地等の土地利用の実態を表す構成資産の選択についての検討（構成資産の観点）、③文物交流の面で世界に与えた影響の観点からの再考（登録基準の観点）の3点であった。

県と市では専門家の意見等を踏まえて提案書の修正を行い、2007（平成19）年度の公募に再提案した結果、2008（平成20）年9月に「石見銀山とその文化的景観」との拡大・統合を条件に暫定一覧表に記載すべき資産として選定された。しかし、石見銀山は前年すでに世界遺産に登録されていたこともあり、島根県・大田市から同意を得るのは難しい状況であった。

その後、島根県との調整を見守りながら県・市では佐渡金銀山の調査研究を進め、調査結果や検討状況を随時文化庁に報告して情報共有を図った。2010（平成22）年6月の国文化審議会において、調査研究の進展により単独でも世界遺産としての価値が十分に説明できる可能性が高いと評価され、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の名称で世界遺産暫定一覧表への記載が決定した。



提案書（2006年版・2007年版）



暫定一覧表記載決定横断幕（2008年）

4) 学術委員会設置から推薦書原案の作成（2010年～）

暫定一覧表への記載決定を受け、2010（平成22）年9月に推薦書原案の作成に係る学識経験者による「佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会」を設置した。会議は2024（令和6）年の推薦決定までに計30回開催し、佐渡金銀山の普遍的価値や構成資産などについて審議・検討を行った。

また、この頃からユネスコ世界遺産委員会や国際産業遺産保存委員会（TICCIH）などの国際会議に参加し、海外の専門家に佐渡金銀山の価値をアピールするとともに、関係者との意見交換や比較対象鉱山の現地調査を実施した。この取り組みは、併せて海外専門家との人脈の形成も目的の1つとしており、佐渡金銀山への招聘（現地視察・指導）や国際専門家会議などを通じて、その後の普遍的価値や構成資産の整理に重要な役割を果たした。

これらの成果を盛り込んで推薦書案を作成したが、国への提出は2014（平成26）年3月に素案を提出して予備審査を受けた後、翌年からは推薦候補選定を目指して原案を毎年のように提出してきた。この間、5回選外となりその都度示された課題に対応して原案の改訂を行ったが、特に大きな改訂は2018年版（原案④）の構成資産、対象時期、評価基準の変更と2020年版（原案⑤）の資産名称、構成資産、対象時期、評価基準の変更であった。

一方、世界遺産登録の前提である構成資産の国内法（文化財保護法）による保護については、1994（平成6）年に江戸時代の主要な資産（「道遊の割戸」「佐渡奉行所跡」など7か所）が「佐渡金山遺跡」として国史跡に指定されていたが、構成資産候補と考えていた資産の多くは未指定であった。このため、新たに追加指定を目指して調査・研究を行いながら、準備が整ったものから史跡・重要文化財・重要文化的景観へ申請し指定・選定を進めた。



第26回 学術委員会・国際専門家会議⑪（2019年）



推薦書原案⑥（2021年版）

5) 推薦候補選定から登録決定（2021年～）

2021（令和3）年12月28日、国文化審議会は2021年度の国内推薦候補に「佐渡島の金山」を選定するよう答申した。慣例では答申でユネスコへの推薦が事実上決定したことになるが、文化庁の発表には「国内推薦候補の選定は推薦の決定ではなく、今後、政府内で総合的な検討を行う」とのコメントが付された。

選定基準の見直しなどにより諮問自体が夏にずれ込み、結果的に答申が年末となったことで暫定版は提出されなかった。

2022（令和4）年2月1日の閣議で推薦が了解され、同日付でユネスコ世界遺産センターへ推薦書が提出された。

地元では、夏から秋頃に予定されるイコモスによる現地調査の準備に取りかかっていたが、推薦書の記述内容に不備があったとの理由で、通常は、ユネスコ世界遺産センターからイコモスに送付される推薦書が送付されていないことが7月28日に判明した。政府は2023（令和5）年の登録を断念し、県・市とともに推薦書を修正して2022（令和4）年9月29日に暫定版を提出し、2023（令和5）年1月19日付で正式に再提出した。

イコモスによる現地調査は2023（令和5）年8月24日から30日までの7日間実施され、文化庁と国内専門家および県・市担当職員が同行し説明を行った。

翌2024（令和6）年6月6日、イコモス勧告では世界遺産としての価値が評価された一方、資産や緩衝地帯の範囲の見直しなど3点を追加情報として求められ、4段階ある評価のうち上から2番目の「情報照会」となった。国と県・市で検討した結果、すべての勧告内容を受け入れて対応することとし、ユネスコ世界遺産委員会までにイコモス及び世界遺産委員国に状況を報告した。

第46回世界遺産委員会は、同年7月21日から31日にインドのニューデリーで開催され、「佐渡島の金山」の審議は27日に行われ全会一致で「登録」が決定した。



推薦書提出（2022年）



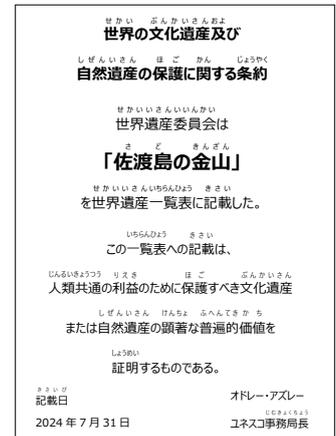
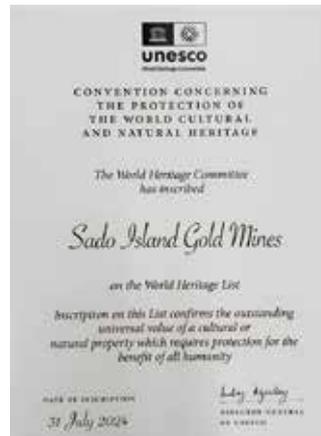
登録決定バナー掲示 / 県庁内（2024年）



第46回世界遺産委員会（2024年インド/ニューデリー）



委員国からの祝意



認定書展示（レプリカ）

6) 今後の保存管理体制（2025年～）

2016（平成28）年に策定した「佐渡金銀山」保存・活用行動計画は、2024（令和6）年を終期としており、登録を契機に同年11月30日をもって終了とし、あわせて「佐渡金銀山」保存・活用行動計画推進会議を解散した。登録後は、ユネスコ世界遺産委員会への報告事項への対応等も加わることから、2024（令和6）年12月1日に「佐渡島の金山」世界遺産会議を設置するとともに、「佐渡島の金山」包括的保存管理計画へ移行した。引き続き、世界遺産となった「佐渡島の金山」の資産価値の継承にむけ、保存・活用を推進していく。

主な取組の経緯（概要）

年	月/日	ユネスコ、国関係	調査・研究、文化財関係
		■世界遺産委員会 / □国審議会・文化庁	◆学術委員会 / ◇推薦書 / ★指定・選定・計画 △国際会議・専門家指導・鉱山調査
1994 (H6)	3/31		★「史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書」刊行
	5/24		★ 史跡「佐渡金山遺跡」指定（7か所）
	9/28		★「史跡佐渡金山遺跡保存管理計画」策定
1997 (H9)	9/28		
	11/10		
	11/24		
1998 (H10)	7/30		
2003 (H15)	1/		
2004 (H16)	3/1		
	4/1		
2005 (H17)	7/2		
	11/19		
2006 (H18)	4/1		
	6/2		
	9/15	□国文化審議会で暫定一覧表記載候補の公募を決定（11/30 締切）	
	10/30		
	11/29		◇提案書① 提出「金と銀の島、佐渡-鉱山とその文化-」
2007 (H19)	1/23	□国文化審議会で継続審議（佐渡他20件）	
	2/		
	3/24		
	4/1		
	6/27		
	7/3~12		△産業遺産調査（イギリス・ドイツ）
	9/6		△産業遺産調査（富岡製糸場）
	9/19~22		△スチュアート・スミス氏 佐渡視察・指導
	9/23		
12/8			
12/19		◇提案書② 提出「金と銀の島、佐渡-鉱山とその文化-」	
2008 (H20)	1/16		
	2/		
	2/21~4/19		
	6/17		
	7/27~30		△国内鉱山調査（石見銀山）
	9/26	□国文化審議会で暫定一覧表記載決定 ※石見銀山との拡大・統合が条件	
11/3			
2009 (H21)	3/20		
	4/1		
	4/26		△県内鉱山調査（上田銀山）
	7/23		★史跡「佐渡金山遺跡」追加指定（吹上海岸石切場跡）
	7/26		△国内鉱山調査（多田銀銅山）
	7/28		
	8/3~6		△クリストファー・ヤング氏 佐渡視察・指導
	8/27~9/7		△「TICCIH 第14回国際会議」（ドイツ/フライベルグ）※鉱山調査
	9/15~18		△国内鉱山調査（院内銀山・延沢銀山・半田銀山ほか）
10/30~11/2		△国内鉱山調査（石見銀山）	
12/20		△レギーネ・マティアス氏 佐渡視察・指導	
2010 (H22)	2/3		
	2/22		★史跡「佐渡金山遺跡」追加指定（南沢疎水道・近代遺跡）
	3/31		
	4/1		★「佐渡市景観条例・景観計画」施行

推進体制、支援団体、要望・要請関係	普及・啓発関係
▲県市体制 / ●県民会議 / ○民間団体 ☆議員連盟 / ◎要望・要請	▼講演会・シンポジウム等 / ▽コンクール・展覧会
▲旧相川町：世界遺産登録に向けた勉強会 開催 ▲市：佐渡市町村会から県へ「要望書」提出（国への働きかけと県での事業推進） ○「世界文化遺産を考える会」発足 会長：田中 圭一（元筑波大学教授）	
▲市：「佐渡金銀山遺跡調査検討準備会」設置 会長：山本 仁（佐渡博物館長） ○「佐渡金銀山友の会」発足 会長：弾正 倭一（相川町長）	
▲市：市町村合併で佐渡市誕生 ▲市：教委生涯学習課に「佐渡金銀山室」設置	
	▼シンポジウム「生産遺跡から探る「モノづくり」の歴史」（佐渡） 相川開発総合センター
	▼佐渡文化遺産講演会 第1回（佐渡）「世界遺産と佐渡の文化」 佐渡島開発総合センター
▲県：文化行政課に担当職員1名 配置	▼佐渡文化遺産講演会 第2回（佐渡）「鉱山絵巻に見る佐渡金銀山」 真野ふるさと会館
	▼世界遺産シンポジウム「佐渡島の金銀山と歴史と文化」（佐渡） アミューズメント佐渡
○「佐渡金銀山古道を守る会」発足 会長：駄栗毛 寛 ○「佐渡を世界遺産にする会」発足 会長：田中 圭一 ※「考える会」と「友の会」を統合	▽市：ロゴマーク公募（2～3月）
▲県：文化行政課に世界遺産登録推進室 設置 ▲市：教委世界遺産・文化振興課 設置 ☆新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟 設立 会長：中野 洸	
	▼世界遺産シンポジウム「日本の近代化を支えた佐渡鉱山」（佐渡） アミューズメント佐渡
	▼世界遺産講演会「日本を支えた佐渡鉱山」（県内） 県立生涯学習センター
◎文部科学大臣等への要請 ○「鶴子銀山へ続く道を歩こう」発足 会長：佐々木 弘喜	
☆「佐渡市世界遺産登録推進議員連盟」設立 会長：金子 克己	▽「金GOLD 黄金の国ジパングと佐渡金銀山展」 県立万代島美術館
	▼世界遺産講演会「金と銀の島 佐渡～鉱山とその文化～」(県内) 県立生涯学習センター
▲市：総務部に世界遺産推進課 設置 ▲市：県へ職員1名派遣(H21～R6)	▼シンポジウム「佐渡金銀山を世界遺産に」(県内) 朱鷺メッセ
◎文部科学大臣への要望	
	▼国際シンポジウム「絵巻から見える佐渡金銀山」(県内) 朱鷺メッセ
▲市：「佐渡市世界遺産登録推進本部」設置	
▲市：部制廃止（世界遺産推進課）	▽広報誌「佐渡金銀山だより」創刊

年	月/日	ユネスコ、国関係	調査・研究、文化財関係
		■世界遺産委員会 / □国審議会・文化庁	◆学術委員会 / ◇推薦書 / ★指定・選定・計画 △国際会議・専門家指導・鉱山調査
2010 (H22)	6/14	□国審議会で暫定一覧表記載決定 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」で単独記載	
	6/27		
	8/8~22		△「TICCIH・ICOHTEC合同会議」(フィンランド/タンペレ) ※鉱山関係セッションで「佐渡」発表、鉱山調査
	9/22・23		△グスタボ・アローズ氏(イコモス会長) 佐渡視察・指導
	9/24		◆第1回 学術委員会 「佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会」設置
	10/		
	10/17		△マイルズ・オグリソープ氏(ヒストリック・スコットランド政府責任者) 佐渡視察・指導
	10/25~28		△国内鉱山調査(串木野金山・山ヶ野金山)
	11/22	「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」暫定一覧表に記載 (ユネスコ世界遺産センター)	
11/27			
2011 (H23)	1/12		
	1/20		◆第2回 学術委員会 ★史跡「佐渡金山遺跡」佐渡市管理団体指定
	2/7		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定(鶴子銀山跡)、「佐渡金銀山遺跡」に名称変更
	3/4~6		△国内鉱山調査(生野銀山)
	3/6		
	3/31		★「佐渡市歴史文化基本構想」策定 ★西三川地区の文化的景観保存計画策定
	4/1		
	5/25		◆第3回 学術委員会
	5/29・30		△松浦 晃一郎氏(前ユネスコ事務局長) 佐渡視察・指導
	6/18~7/7	■第35回「世界遺産委員会」(参加) (フランス/パリ) ※「小笠原」「平泉」登録	△北欧鉱山調査(ノルウェー・フィンランド)
	6/27		★重要文化財「新潟県佐渡奉行所跡出土品」一括 指定
	7/16		
	8/2・3		◆第4回 学術委員会・現地視察
	9/14~16		△国内鉱山調査(金鷄金山、湯之奥金山)
	9/21		★重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」選定
11/3~7		△国内鉱山調査(石見銀山)	
11/5		◆第5回 学術委員会	
11/19			
12/14~20		△台湾鉱山調査(台湾)	
2012 (H24)	1/24		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定(片辺・鹿野浦海岸石切場跡)
	1/30・31		△国内産業遺産調査(三池炭鉱・三重津軍港ほか)
	1/31		△クリストファー・ヤング氏、稲葉 信子氏 指導(福岡市)
	2/14~17		△「日伊文化財保護事業 研究会(佐渡WS)」(佐渡市・ネスパス) ※佐渡視察、イタリア専門家との意見交換
	3/16~18		△パトリック・マーチン氏、バリー・ギャンプル氏 佐渡視察・指導
	3/19		◆第6回 学術委員会・国際専門家会議①
	3/20		
	3/		★「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画」第1期 策定
	5/14・15		△国内鉱山調査(石見銀山)
	6/2		
	6/20		◆第7回 学術委員会
	8/17~19		△クリストファー・ヤング氏 佐渡視察・指導
	8/21・22		◆第8回 学術委員会・国際専門家会議②
	9/10~12		△国際会議「世界遺産とコミュニティ」(韓国/扶余) ※ 「佐渡金銀山」発表
	10/13		
	10/15		◆第9回 学術委員会・国際専門家会議③
	11/4~11		△「TICCIH2012総会」(台湾/台北) ※「佐渡金銀山」発表
	11/25		
12/10~23		△インド鉱山調査(南インド/カルナータ州)	
12/28		★重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」指定	

推進体制、支援団体、要望・要請関係	普及・啓発関係
▲ 県市体制 / ● 県民会議 / ○ 民間団体 ☆ 議員連盟 / ◎ 要望・要請	▼ 講演会・シンポジウム等 / ▽ コンクール・展覧会
	▼シンポジウム「佐渡金銀山の魅力と世界遺産登録に向けて」(佐渡) 両津文化会館
○「笹川の景観を守る会」発足 会長：金子 一雄	
	▼世界遺産国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(佐渡) 相川開発総合センター
	▼「佐渡金銀山 世界遺産講演会」 「佐渡鉱山に産出した金銀鉱石の特徴」(県内) 朱鷺メッセ
▲ 県 ：「佐渡金銀山世界遺産登録推進連絡会議」設置 (庁内)	
	▼佐渡世界遺産フォーラム「佐渡ジオパークと世界遺産教育」(佐渡) 金井能楽堂
▲ 市 ：世界遺産推進課に教委文化財室統合、「世界遺産推進基金」設置	
	▼佐渡金銀山講演会「佐渡金銀山の世界的価値」(首都圏) 表参道・新潟館ネスパス
	▼佐渡文化遺産講演会「平泉に学ぶ世界遺産への道」(佐渡) 真野ふるさと会館
○「佐渡を世界遺産にする新潟の会」発足 会長：池田哲夫	▼世界遺産国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(県内) 朱鷺メッセ
	▼佐渡金銀山世界遺産講演会「佐渡金銀山に残る貴重な産業遺産群」ほか(首都圏) 東京国立博物館
	▼佐渡世界遺産国際シンポジウム「歴史資料から見る佐渡金銀山」(佐渡) アミューズメント佐渡
	▼佐渡金銀山世界遺産フォーラム 「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けて」(県内) 朱鷺メッセ ▽「佐渡金銀山ポスターコンクール2012」 応募期間：2012.7～9、応募数70点

年	月/日	ユネスコ、国関係	調査・研究、文化財関係	
		■世界遺産委員会 / □国審議会・文化庁	◆学術委員会 / ◇推薦書 / ★指定・選定・計画 △国際会議・専門家指導・鉱山調査	
2013 (H25)	3/8		◆第10回 学術委員会	
	3/27		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定(上相川地区)	
	5/13			
	6/2			
	6/16~26	■第37回「世界遺産委員会」(参加) (カンボジア/プノンペン) ※「富士山」登録		
	7/7			
	7/10~12		△郭 旃(グオ・チャン)氏、李 惠恩(イ・ヘウン)氏 佐渡視察・指導	
	7/13・14		◆第11回 学術委員会・国際専門家会議④	
	8/19~30		△ヨーロッパ鉱山調査(フランス・ドイツ・ベルギー・ノルウェー)	
	9/10~15		△第8回「BUMA総会」(奈良) ※「佐渡金銀山」発表	
	10/6			
	11/5~7		△クリストファー・ヤング氏、シンシア・ダニング氏、郭 旃(グオ・チャン)氏 佐渡視察・指導	
	11/8・9		◆第12回 学術委員会・国際専門家会議⑤	
11/10				
2014 (H26)	2/9			
	2/17~21		△国内鉱山調査(石見銀山)	
	3/3		◆第13回 学術委員会	
	3/28		◇推薦書素案 提出「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」	
	4/1			
	6/2~4		△クリストファー・ヤング氏 石見銀山視察・指導	
	6/14~24	■第38回「世界遺産委員会」(参加) (カタール/ドーハ) ※「富岡製糸場」登録		
	7/10	□国審議会 ※「国立西洋美術館」推薦(フランス推薦枠) 素案に対する課題: 7項目		
	7/16		△マイルズ・オグリソープ氏 推薦書案指導	
	8/31			
	9/9~12		△オリンピック・ニリオ氏 佐渡視察・指導	
	9/23			
	9/27			
	10/6		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定(上寺町地区)	
	10/11・12		◆第14回 学術委員会・国際専門家会議⑥ ※新穂銀山除外を決定	
	10/19			
	10/22			
11/2				
11/4				
11/9~14		△第18回「ICOMOS本部総会」・学術シンポジウム(イタリア/フィレンツェ) ※専門家との情報交換		
11/13				
12/21				
2015 (H27)	2/1			
	2/16		◆第15回 学術委員会	
	3/6			
	3/10		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定(相川金銀山跡)	
	3/25		◇推薦書原案① [2015版] 提出「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」	
	5/10			
	5/20			
	6/20			
6/26				
6/28~7/8	■第39回「世界遺産委員会」(参加) (ドイツ/ボン) ※「明治日本」登録		△鉱山調査(ドイツ・オランダ)	

推進体制、支援団体、要望・要請関係	普及・啓発関係
▲県市体制 / ●県民会議 / ○民間団体 ☆議員連盟 / ◎要望・要請	▼講演会・シンポジウム等 / ▽コンクール・展覧会
☆「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟(国議連1) 設立 会長： 水落 敏栄	▼佐渡金銀山世界遺産講演会 「世界遺産を核とした地域づくりに向けて」(県内) 上越文化会館
	▼佐渡金銀山世界遺産講演会 「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けて」(首都圏) スクワール麹町
	▼佐渡金銀山シンポジウム「日本の金銀山と佐渡金銀山」(佐渡) トキのむら元気館
	▼世界遺産国際シンポジウム「佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録を目指して」(県内) 朱鷺メッセ
●「県民会議」発足セレモニー(会員数789団体)	
▲県：文化庁へ職員1名派遣(研修生) ▲市：県へ職員1名派遣	
	▼平成26年度 世界遺産連続講演会 第1回「金の道・北国街道サミット」 (県内) 上越文化会館
○「佐渡を世界遺産にする首都圏の会」発足 会長：坂田 正通	▼平成26年度 佐渡金銀山地域巡回講演会①(佐渡) 羽茂地区公民館
	▼佐渡金銀山世界遺産フォーラム「甞る鉱山都市の記憶」(県内) 新潟グランドホテル
	▼平成26年度 佐渡金銀山地域巡回講演会②(佐渡) 佐渡島開発総合センター
	▼シンポジウム「ワンダーアイランド佐渡」(佐渡) アミューズメント佐渡
	▼平成26年度 佐渡金銀山地域巡回講演会③(佐渡) 金井コミュニティセンター
◎文部科学大臣等への要望	▼平成26年度 世界遺産連続講演会 第2回「世界遺産候補 佐渡金銀山の魅力」(県内) アオーレ長岡
	▼平成26年度 世界遺産連続講演会 第3回「世界遺産と文化の力」(県内) 朱鷺メッセ
	▽「佐渡金銀山ポスターコンクール2014」 募集期間：2014.10～2015.2、応募数69点
●「県民会議」平成27年度総会 ◎官房長官等への要望(決議文提出)	▼基調講演&シンポジウム「佐渡から江戸文化が見える」(佐渡) 北沢 浮遊選鉱場跡
	▼平成27年度 佐渡金銀山地域巡回講演会①(佐渡) 赤泊文化会館

年	月/日	ユネスコ、国関係	調査・研究、文化財関係	
		■世界遺産委員会 / □国審議会・文化庁	◆学術委員会 / ◇推薦書 / ★指定・選定・計画 △国際会議・専門家指導・鉱山調査	
2015 (H27)	7/13・14		△近藤 誠一氏 (前文化庁長官) 佐渡視察・指導	
	7/28	□国審議会で選定見送り ※「沖ノ島」選定 原案①に対する課題：4項目		
	9/2～12		△「国際産業遺産保存委員会 (TICCIH) 2015総会」参加 (フランス/リール) 鉱山調査 (スペイン)	
	9/12			
	10/7		★重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」選定	
	10/11		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定 (西三川砂金山跡・大間地区・戸地地区)	
	10/13～15		△パトリック・マーチン氏、クリストファー・ヤング氏 佐渡視察・指導	
	10/17		◆第16回 学術委員会・国際専門家会議⑦	
	10/18			
	11/1			
	11/7			
2016 (H28)	1/31			
	3/15		◆第17回 学術委員会	
	3/29		◇推薦書原案② [2016版] 提出「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」	
	3/		★「重要文化財日佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画」・「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画」第Ⅱ期 策定	
	4/1			
	4/5			
	5/17			
	5/20			
	5/25			
	7/25	□国審議会で選定見送り ※「長崎キリシタン」選定 原案②に対する課題：5項目		
	9/10			
	10/1			
	10/22			
10/25～28		△ミッシェル・コット氏、バリー・ギャンプル氏 佐渡視察・指導		
10/29		◆第18回 学術委員会・国際専門家会議⑧		
12/19				
2017 (H29)	2/4			
	2/28		◆第19回 学術委員会	
	3/30		◇推薦書原案③ [2017版] 提出「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」	
	3/31		★「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画書」刊行	
	4/1			
	4/18			
	5/10			
	5/13			
	5/23			
	5/27			
	6/26			
	7/2～12	■第41回「世界遺産委員会」(参加) (ポーランド/クラクフ) ※「沖ノ島」登録		
	7/19			
	7/31	□国審議会で選定見送り ※「百舌鳥」選定 原案③に対する課題：5項目		
	10/13		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定 (戸地川第二発電所導水路跡)	
10/16		◆第20回 学術委員会		
10/21				
10/28				
12/27		◆第21回 学術委員会		

推進体制、支援団体、要望・要請関係	普及・啓発関係
▲ 県市体制 / ● 県民会議 / ○ 民間団体 ☆ 議員連盟 / ◎ 要望・要請	▼ 講演会・シンポジウム等 / ▽ コンクール・展覧会
	▼平成27年度 佐渡金銀山地域巡回講演会②(佐渡) 相川開発総合センター
	▼世界遺産国際シンポジウム「佐渡金銀山の価値を世界へ」(首都圏) イイノホール&カンファレンスセンター
	▼相川 国重要文化的景観選定記念シンポジウム(佐渡) 北沢浮遊選鉱場跡
	▼金の道サミットin佐渡「歴史あるまちなみを活かした地域づくり」(佐渡) あいぼーと佐渡
	▼佐渡金銀山世界遺産セミナー「なるほど!なっとく!佐渡金銀山の魅力発見」(県内) 朱鷺メッセ
○「佐渡を世界遺産にする会」一般社団法人移行	
◎自由民主党幹事長等への要望	
●「県民会議」平成28年度総会	
◎外務省(外務大臣)への要請	
◎官房長官等への要望(決議文提出)	
	▼平成28年度 佐渡金銀山地域巡回講演会①(佐渡) 佐渡奉行所
	▼平成28年度 佐渡金銀山地域巡回講演会②(佐渡) 小木マリンプラザ
	▼世界遺産登録推進講演会「鉱山絵巻に見る佐渡金銀山」(首都圏) 日本科学未来館
	▽「佐渡金銀山フォトコンテスト2016 SADO SHA」 応募期間2016.9～11、応募数246点
	▼世界遺産セミナー「魅力ザクザク!佐渡金銀山の価値を世界へ」(県内) 朱鷺メッセ
▲市：産業観光部世界遺産推進課(部制施行)	
◎官房長官等への要望	
◎日本鉱業協会等への要請	
●「県民会議」平成29年度総会	
◎東京新潟県人会への要請	
	▼佐渡金銀山世界遺産講演会「宝の島 佐渡の魅力を知る」(首都圏) ホテル東京ガーデンパレス
◎文部科学大臣等への要望(決議文提出)	
◎官房長官等への要望	
	▼世界遺産登録推進シンポジウム「佐渡金銀山の価値と魅力を考える」(首都圏) スクワール麹町
	▼平成29年度佐渡金銀山世界遺産講演会「3次元レーザーキャナとインホール駆動型ロボットを用いた佐渡金銀山調査報告」(佐渡) 金井コミュニティセンター

年	月/日	ユネスコ、国関係	調査・研究、文化財関係
		■世界遺産委員会 / □国審議会・文化庁	◆学術委員会 / ◇推薦書 / ★指定・選定・計画 △国際会議・専門家指導・鉱山調査
2018 (H30)	2/12		
	3/2		◆第22回 学術委員会
	3/31		◇推薦書原案④ [2018版] 提出「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」 ※構成資産、時期、評価基準変更
	4/22		
	6/15		
	7/2~12	■第42回「世界遺産委員会」(参加) (バーレーン/マナーマ) ※「長崎キリシタン」登録	
	7/17		
	7/19	□国審議会で選定見送り ※「縄文」選定(最終的に「奄美・沖縄」推薦) 原案④に対する課題：5項目 ※「縄文」に次ぐ有力な候補となり得る	
	8/30・31		◆第23回 学術委員会・国際専門家会議⑨
	11/1		
11/18			
2019 (H31・R1)	1/18~		
	2/2		
	3/18		◆第24回 学術委員会
	4/1		
	5/8~15		△バリー・ギャンプル氏 石見銀山、佐渡視察・指導
	5/16		◆第25回 学術委員会・国際専門家会議⑩
	5/25		
	6/2		
	6/24~7/4	■第43回「世界遺産委員会」(不参加) (アゼルバイジャン/バクー) ※「百舌鳥」登録	
	7/6		
7/30	□国文化審議会(「縄文」のみ審議対象) ※引き続き有力な候補となり得る		
10/7・8		◆第26回 学術委員会・国際専門家会議⑪	
2020 (R2)	1/20		
	1/26		
	2/15		
	3/24		★「佐渡市歴史的風致維持向上計画」認定
	3/31		◇推薦書原案⑤ [2020版] 提出「佐渡島(さど)の金山」 ※名称、構成資産、評価基準変更
	3/		★史跡「佐渡金銀山遺跡整備基本計画」策定 ★「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画」策定
	5/23		
	6/25		
	8/3	□国審議会(選定候補諮問なし) 原案⑤に対する課題： 2項目 ※新型コロナで選定見送り(競合候補なし)	
	10/24		
11/25		◆第27回 学術委員会(リモート開催)	
2021 (R3)	3/10		◆第28回 学術委員会(リモート開催)
	3/31		◇推薦書原案⑥ [2021版] 提出「佐渡島(さど)の金山」
	4/13		
	5/30		
	8/5	◆2021年度推薦候補選定を国審議会へ諮問	
	9/5		
	10/11		★史跡「佐渡金銀山遺跡」追加指定(西五十里道・鶴子道)
	11/15		
12/28	□国審議会で「佐渡」を推薦候補に選定 ※「推薦の決定ではない」とのコメント、競合候補なし		

推進体制、支援団体、要望・要請関係	普及・啓発関係
▲ 県市体制 / ● 県民会議 / ○ 民間団体 ☆ 議員連盟 / ◎ 要望・要請	▼ 講演会・シンポジウム等 / ▽ コンクール・展覧会
	▼世界遺産セミナー「世界に伝えよう!佐渡金銀山の魅力と価値」(県内) 新潟市民プラザ
●「 県民会議 」平成30年度総会 ◎文部科学大臣等への要望(決議文提出)	
◎内閣総理大臣等への要望	
◎名古屋・関西新潟県人会への要請	▼世界遺産セミナー「未来へつなごう!佐渡金銀山の魅力と輝き」(県内) 朱鷺メッセ
●署名活動(ユネスコの推薦を求める署名)開始 主催:県民会議	▼佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会「 鉱山都市相川の風景とその魅力 」(首都圏) 星陵会館
▲市:部制廃止(世界遺産推進課)	
●「 県民会議 」令和元年度総会	▼佐渡金銀山遺跡講演会 第1回(佐渡) きらりうむ佐渡
	▼佐渡金銀山遺跡講演会 第2回(佐渡) きらりうむ佐渡
◎官房長官等への要望(決議文、署名簿提出。約50万筆)	▼佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会「 佐渡の文化と金銀山 」(首都圏) 時事通信ホール ▼佐渡金銀山遺跡講演会 第3回(佐渡) きらりうむ佐渡
●「 県民会議 」令和2年度総会 ※新型コロナウイルス感染症のため中止(書面) ◎官房長官等への要望(決議文提出)	
	▼佐渡金銀山遺跡講演会「 佐渡金銀山遺跡を通じて～地域の文化を慈しみ、わが町を育む～ 」(佐渡) 相川開発総合センター
◎官房長官等への要望 ●「 県民会議 」令和3年度総会 ※リモート	
	▼シンポジウム「 佐渡島の金山 」を世界遺産に(佐渡) アミューズメント佐渡
◎文部科学大臣等への要望(決議文提出)	

年	月/日	ユネスコ、国関係	調査・研究、文化財関係
		■世界遺産委員会 / □国審議会・文化庁	◆学術委員会 / ◇推薦書 / ★指定・選定・計画 △国際会議・専門家指導・鉱山調査
2022 (R4)	1/7		
	1/14		
	1/18		◆第29回 学術委員会 (書面開催)
	2/1	□国、ユネスコ世界遺産センターへ推薦書提出	
	2/13		
	2/16		
	3/28		
	4/1		
	6/4		
	7/28	ユネスコ、推薦書をイコモスへ未送付 ※書類不備	
9/29	□推薦書暫定版 提出		
2023 (R5)	1/11		
	1/19	□推薦書 (改訂版) 再提出	
	1/21		
	5/27		
	8/24~30	■イコモス現地調査	
	9/10~25	■第45回「世界遺産委員会」(参加) (サウジアラビア/リヤド) ※日本の推薦物件なし	
	9/28		★重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」追加選定
10/18・19			
2024 (R6)	1/28		
	6/6	■イコモス「情報照会」を勧告	
	6/18		
	6/22		
	7/21~31	■第46回「世界遺産委員会」(参加) (インド/ニューデリー) ※登録決定 (7/27)	
	9/10		◆第30回 学術委員会 (最終)
	9/27		
	11/		
12/16			

推進体制、支援団体、要望・要請関係	普及・啓発関係
▲県市体制 / ●県民会議 / ○民間団体 ☆議員連盟 / ◎要望・要請	▼講演会・シンポジウム等 / ▽コンクール・展覧会
◎文部科学大臣への要望	
▲「新潟県市長会」総会で佐渡金銀山の早期推薦を求める決議を採択	
◎「保守団結の会」等への要望	
●「県民会議」署名活動終了 ※推薦実現による	
	▼佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会(県内) 「日本史を動かした佐渡金銀山」 新潟市民プラザ
▲県：庁内「世界遺産登録推進WT」設置	
※副知事、教育長、政策統括官、文化行政課長ほか	
☆「佐渡金銀山の世界遺産登録を実現する議員連盟」(国議連2) 設立	
会長：中曽根 弘文	
▲県：観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室(知事部局移管)	
▲市：観光振興部世界遺産推進課(部制施行)	
●「県民会議」令和4年度総会	
☆自由民主党「佐渡島の金山世界遺産登録実現PT」(国PT) 設置	座
長：橘 慶一郎	
	▼「佐渡島の金山」首都圏講座「甲斐・石見から佐渡へ」(首都圏) 東京新潟県人会館 2階 ホール
●「県民会議」令和5年度総会	
◎外務大臣・文部科学大臣・官房副長官への要望	
	▼「金の道」フォーラム「鉱山と世界遺産－佐渡との比較において－」 (首都圏) 東京交通会館
◎官房長官・外務大臣・文部科学大臣への要望	
●「県民会議」令和6年度総会	
	▼「金の道」フォーラム「世界が認めた佐渡金銀山－江戸幕府を支えた 宝の山」(首都圏) 有楽町朝日ホール
	▽市：新ロゴマーク公募(11～12月)
☆「佐渡島の金山」世界文化遺産を支援する議員連盟(国議連3)設立	
会長：中曽根 弘文	

2 推薦書の作成とイコモス審査への対応

1) 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会

学術委員会は、関係分野の学識経験者8名を構成員とし、ユネスコへの推薦書案を作成するため専門的な見地から検討・協議することを目的に2010（平成22）年9月に設置した。

委員会は登録決定の2024（令和6）年度までに計30回開催し、そのうち11回は海外専門家を招いての国際専門家会議を兼ねた。2014年10月の第14回以降は、国文化審議会で示された課題等を踏まえて顕著な普遍的価値、評価基準、構成資産、保存管理計画を中心に議論を重ね、その内容を反映させて推薦書案の改訂作業を行った。

また、推薦書案の文案に関する議論が本格化した2012（平成24）年以降、委員会にワーキンググループ（作業部会）を設けて次回委員会での検討事項と議論の方向性を整理した。

a) 構成員 ※役職は設置当時、◎はワーキンググループメンバー

- 委員長 ◎小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院教授） 近代史
 副委員長 ◎稲葉 信子（筑波大学大学院教授） 遺産論・建築史、世界遺産
 委員 ◎岡田 保良（国土舘大学教授） 西アジア建築史、文化遺産学、世界遺産
 五味 文彦（放送大学教授、東京大学名誉教授） 日本中世史
 坂井 秀弥（奈良大学教授） 日本考古学
 篠原 修（政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授） 土木景観
 鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部科学技術史グループ長） 技術史、鉱山技術
 ◎西村 幸夫（東京大学教授） 都市計画・景観、世界遺産
 オブザーバー ◎文化庁（文化財部記念物課）

b) 委員会・国際専門家会議の開催状況

【海外専門家】 ※来日順

- スチュアート・スミス 国際産業遺産保存委員会（TICCIH）事務局長、アイアン・ブリッジ博物館元館長
 クリストファー・ヤング イングリッシュ・ヘリテージ世界遺産・国際政策担当責任者
 レギーネ・マティアス ドイツ/ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授
 グスタボ・アローズ 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）会長
 パトリック・マーチン 国際産業遺産保存委員会（TICCIH）会長
 バリー・ギャンプル 世界遺産コンサルタント
 郭 旃（グォ・チャン） 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）副会長、中国世界遺産専門家会議理事
 李 惠恩（イ・ヘウン） 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）執行委員、韓国ICOMOS委員長、東国大学教授
 シンシア・ダニング 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）専門委員、スイス/アーケオコンセプト責任者
 マイルズ・オグリソープ ヒストリック・スコットランド政策責任者、国際産業遺産保存委員会英国代表
 オリビア・ニリオ コロンビア/ホルヘ・タデオ・ロサノ大学ボクタ校教授
 ミッシェル・コット 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）パネル委員、フランス/ナント大学名誉教授



第4回 学術委員会 / 現地視察（2011年）



第14回 学術委員会・国際専門家会議◎（2014年）



第 20 回 学術委員会 / 委員マスコミ対応 (2017 年)



第 26 回 学術委員会・国際専門家会議⑪ (2019 年)

表 学術委員会の開催状況

第 1 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2010 (平成 22) 年 9 月 24 日
会 場	都道府県会館 403 会議室
参加者	小風委員、岡田委員、五味委員、坂井委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長 (小風委員)、副委員長 (稲葉委員) の選任 ・国文化審議会世界文化遺産特別委員会での審議内容説明 (「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」単独での記載決定) ・学術委員会の設立趣旨、今後の予定等の説明
第 2 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011 (平成 23) 年 1 月 20 日
会 場	都道府県会館 408 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、五味委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉱山技術の変遷」の内容確認と評価基準Ⅳへの適用の可能性について検討 ・比較検証が必要な事項の整理 (製錬・排水技術、文化的伝統の考え方や範囲、世界遺産登録鉱山の登録基準との比較、佐渡の独自性や金山の特殊性)
第 3 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011 (平成 23) 年 5 月 25 日
会 場	都道府県会館 406 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉱山の生活・文化」と構成資産について検討 ・ストーリーと適合する資産選択の重要性を確認
第 4 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011 (平成 23) 年 8 月 2・3 日
会 場	佐渡島開発総合センター・各資産
参加者	岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆現地視察 (8/2・3) ・遺跡内容の説明・質疑、構成資産候補の確認

第5回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011（平成23）年11月15日
会 場	表参道・新潟館ネスパス3階 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・構成資産候補（新穂銀山）の現状を確認 ・評価基準Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ適用の可能性を検討 ・比較研究の促進を確認
第6回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議①	
期 日	2012（平成24）年3月19日
会 場	朱鷺メッセ 会議室306
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：パトリック・マーチン氏、バリー・ギャンプル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆海外専門家佐渡視察（3/16～18） ・OUVについて議論 ・評価基準Ⅱ～Ⅳ適用の可能性について議論 ・鶴子銀山と相川金銀山の一体化（相川鶴子金銀山）の可能性について議論 ・海外鉱山（特にヨーロッパの鉱山技術）との比較研究の重要性を確認
第7回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2012（平成24）年6月20日
会 場	TKPスター貸会議室 上野ANNE X
参加者	小風委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・比較研究の方向性の確認 ・評価基準Ⅱ・Ⅲの適用内容について議論
第8回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議②	
期 日	2012（平成24）年8月21・22日
会 場	表参道・新潟館ネスパス3階 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、西村委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆海外専門家佐渡視察（8/17～19） ・評価基準ⅡもしくはⅣ適用の適否及び基準Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの書き分けに関する議論 ・比較研究に関する議論（「明治日本」「石見銀山」との差別化等） ・構成資産の選択、保存・整備活用についての議論 ・OUVについての意見交換（ストーリーの考え方）
第9回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議③	
期 日	2012（平成24）年10月15日
会 場	表参道・新潟館ネスパス3階 会議室
参加者	小風委員長、岡田委員、五味委員、坂井委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：レギーネ・マティアス氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山絵巻の持つ価値に関する意見交換 ・比較研究に関する議論（アジア地域との比較、灰吹法の起源と日本への伝播、石見銀山の比較研究に関するイコモス勧告の内容確認） ・評価基準Ⅱに関する議論（絵巻の評価からⅣ適用の可能性）

第 10 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2013 (平成 25) 年 3 月 8 日
会 場	都道府県会館 403 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・構成資産と緩衝地帯に関する検討（緩衝地帯は構成資産決定後、新穂銀山の扱い） ・比較研究の現状に関する検討（対象資産抽出の考え方） ・OUVと評価基準の検討（基準Ⅱ～Ⅳの記述ポイント整理、時間軸の設定）
第 11 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議④	
期 日	2013 (平成 25) 年 7 月 13・14 日
会 場	都道府県会館 401 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 海外専門家：郭 旃（グォ・チャン）氏、李 惠恩（イ・ヘウン）氏 オブザーバー：文化庁、奈良文化財研究所景観研究室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆海外専門家佐渡視察（7/10～12） ・推薦書案の内容に関する検討（OUV、評価基準、構成資産、比較研究等）
第 12 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑤	
期 日	2013 (平成 25) 年 11 月 8・9 日
会 場	新潟会館 カトレア
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、シンシア・ダニング氏、郭 旃（グォ・チャン）氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆海外専門家佐渡視察（11/5～7） ・推薦書案の内容について視察結果も踏まえて検討（OUV、評価基準、構成資産、緩衝地帯）
第 13 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2014 (平成 26) 年 3 月 3 日
会 場	岩波書店アネックスビル 3 階 セミナールーム
参加者	小風委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦書素案 [2014 版] の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C 後半～20C 後半、 構成資産：7 か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ
第 14 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑥	
期 日	2014 (平成 26) 年 10 月 11・12 日
会 場	新潟県立生涯学習推進センター 2 階 大研修室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、郭 旃（グォ・チャン）氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・国文化審議会（7/10）の推薦書素案に対する意見（7 項目）について説明 ・推薦書原案の検討（OUV、評価基準、構成資産、完全性、真実性等） ・資産の保存管理について意見交換（上町地区・建造物の保存修理、ガイダンス施設と情報提供のあり方等）
第 15 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2015 (平成 27) 年 2 月 16 日
会 場	岩波書店アネックスビル 3 階 セミナールーム
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦書原案① [2015 版] の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C 後半～20C 後半、 構成資産：7 か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ

第16回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑦	
期 日	2015（平成27）年10月17日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、西村委員 海外専門家：パトリック・マーチン氏、クリストファー・ヤング氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・国文化審議会（7/28）の原案①に対する課題（4項目）について説明 ・OUV（基準Ⅲ・Ⅳ）、完全性・真実性、比較研究、資産名称の検討 ・保存管理（明治以降の鉱山施設群の修理計画）

第17回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2016（平成28）年3月15日
会 場	都道府県会館 408 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書原案②〔2016版〕の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C後半～20C後半 構成資産：7か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ

第18回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑧	
期 日	2016（平成28）年10月29日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、西村委員 海外専門家：ミッシェル・コット氏、バリー・ギャンプル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	◆海外専門家佐渡視察（10/25～27） ・国文化審議会（7/25）の原案②に対する課題（5項目）について説明 ・構成資産の選択（アトリビュート表の検討） ・基準Ⅲ・Ⅳの検討（金生産システムと鉱山技術）

第19回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2017（平成29）年2月28日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書原案③〔2017版〕の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C後半～20C後半 構成資産：7か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ

第20回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2017（平成29）年10月16日
会 場	都道府県会館 401 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・国文化審議会（7/31）の原案③に対する課題（5項目）について説明 ・検討状況説明（WG・海外専門家の意見） ・推薦書案の修正方針の検討（佐渡の独自性と比較研究、時期区分、基準、構成資産の選択）

第21回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2017（平成29）年12月27日
会 場	表参道・新潟県ネスパス 3階 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、坂井委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書案修正方針の検討（佐渡の独自性、評価基準と構成資産等） ・構成資産、時期、評価基準の変更検討（大間港、石切場跡2か所、戸地川第二発電所の除外）

第 22 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2018 (平成 30) 年 3 月 2 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 推薦書原案④ [2018 版] の内容確認と承認 (構成資産、時期、基準の変更) 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C 後半～ 1895 年 (官営期) 構成資産：3 か所、評価基準：Ⅲ
第 23 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑨	
期 日	2018 (平成 30) 年 8 月 30・31 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 国文化審議会 (7/19) の原案④に対する課題 (5 項目) について説明 ・ 推薦書案の検討 (評価基準Ⅲ、比較研究) ・ 海外専門家との意見交換
第 24 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2019 (平成 31) 年 3 月 18 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 国文化審議会 (1/23) の審議内容報告 (H31 年度は「縄文」のみ審議対象) ・ 鉱業関連資産の動向と比較検討
第 25 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑩	
期 日	2019 (令和 1) 年 5 月 16 日
会 場	都道府県会館 407 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 海外専門家：バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 原案④に対する課題への対応案検討 ・ 石見銀山と佐渡金銀山の比較検討
第 26 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑪	
期 日	2019 (令和 1) 年 10 月 7・8 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 推薦書原案⑤ [2020 版] の内容確認と承認 (名称、構成資産、時期、評価基準変更) 名称：「佐渡島の金山」、時期：16C 後半～江戸時代、構成資産：2 か所 評価基準：Ⅲ・Ⅳ ・ 西三川砂金山の資産範囲 (文化的景観) 拡大の方針確認
第 27 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2020 (令和 2) 年 11 月 25 日
会 場	県庁 102 会議室 (リモート開催)
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 国文化審議会 (8/3) の原案⑤に対する課題 (2 項目) について説明 ・ 指摘事項に対応する推薦書案 (3 章 OUV 文案) の検討

第28回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2021（令和3）年3月10日
会 場	新潟県自治会館 第1研修室（リモート開催）
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書原案⑥ [2021版] の内容承認 名称：「佐渡島の金山」、構成資産：2か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ
第29回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会（書面開催）	
期 日	2022（令和4）年1月18日
会 場	書面開催
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、坂井委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員
内 容	・推薦に関する状況報告 ・推薦書正式版（ユネスコ提出）の内容承認（メール返信）
第30回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2024（令和6）年9月10日
会 場	都道府県会館 408会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・第46回世界遺産委員会の報告と決議事項への対応に関する意見交換 ・今後の保存活用体制に関する説明

2) 価値判断のための調査・研究

佐渡金銀山が「顕著な普遍的価値」を有することを証明するため、国内外79か所の鉱山関連資産について現地調査や文献調査など様々な分野・観点から調査・研究を実施した。

a) 国内調査

国内では同種の鉱山として石見銀山（島根県）、湯之奥金山（山梨県）、多田銀銅山（兵庫県）など県内外の鉱山等の調査を実施した。特に、2007（平成19）年に世界遺産登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」については、時代や技術面、徳川幕府の直轄管理など類似性がある一方、「金」と「銀」の違いはもとより経営形態や規模、鉱山集落の形成などで大きな違いが認められ、大田市担当者との意見交換も含めてより詳細な比較研究を行った。

また、調査・研究の一環として日本の金が世界経済に与えた影響等について、外部の研究者に委託し成果を調査報告書として刊行した。

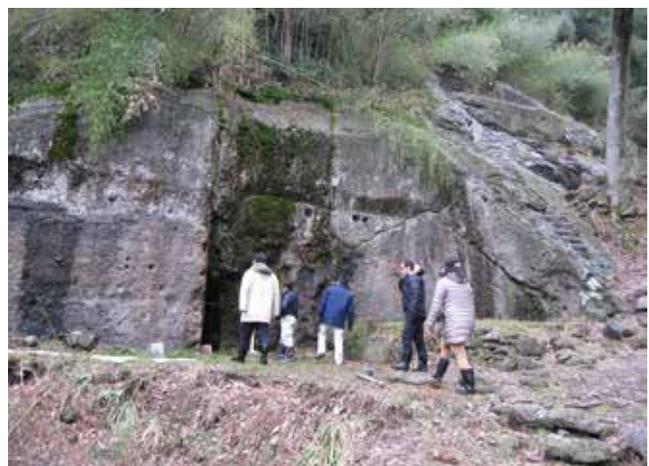
委託内容：佐渡金銀山の歴史的価値に関する歴史的・史料学的研究

委託先：お茶の水女子大学大学院 小風 秀雅教授

委託期間：2009（平成21）年～2014（平成26）年（単年度契約）



多田銀銅山調査（2009年）



石見銀山調査（2014年）

表 国内調査の状況

年	月 日	調査地	備考
2007 (H19)	9 / 6	富岡製糸場 (群馬県)	産業遺産
2008 (H20)	7 / 27 ~ 30	石見銀山 (島根県)	
2009 (H21)	4 / 26	上田銀山 (新潟県魚沼市)	
	7 / 25 ・ 26	多田銅銀山 (兵庫県)	日本鉱業史研究会参加
	9 / 15 ~ 18	秋田・山形・福島県内鉱山	院内銀山、延沢銀山、油戸炭鉱、半田銀山
2010 (H22)	10 / 25 ~ 28	鹿児島県内鉱山	申木野金山、山ヶ野金山
	3 / 4 ~ 6	生野銀山 (兵庫県)	
2011 (H23)	9 / 14 ~ 16	山梨・長野・静岡県内鉱山	湯之奥金山、金鶏金山、井川金山ほか
	11 / 3 ~ 7	石見銀山 (島根県)	島根県
2012 (H24)	1 / 30 ・ 31	福岡・佐賀県内産業遺産	三池炭鉱、三池港、三重津軍港ほか
2014 (H26)	6 / 2 ~ 4	石見銀山 (島根県)	クリストファー・ヤング氏視察・指導
2019 (R1)	5 / 8 ~ 10	石見銀山 (島根県)	バリー・ギャンブル氏視察・指導

b) 海外調査

2007 (平成 19) 年以降、国際会議への参加などの機会も利用してヨーロッパ及びアジア地域を中心に、鉱山や産業遺産の現地調査・視察を計 9 回実施した。



フィンランド / ファールン鉱山調査 (2010 年)



台湾 / 金瓜石鉱山調査 (2012 年)



スペイン / ラス・メドゥラス金鉱山調査 (2015 年)

表 海外調査・国際会議等への参加状況

産業遺産調査	
期 日	2007（平成19）年7月3日～12日
場 所	イギリス, ドイツ
内 容	コーンウォールの鉱山景観、ブレナボンの産業景観（イギリス）、ランメルスベルク鉱山（ドイツ） 関係者挨拶：スチュアート・スミス氏、バリー・ギャンブル氏ほか
「国際産業遺産保存委員会（TICCIH）」第14回国際会議、鉱山調査	
期 日	2009（平成21）年8月27日～9月7日
場 所	ドイツ/フライベルグ
内 容	会議：セッション参加（佐渡金銀山アピール） 調査：ドレスデン旧市街（2009登録抹消）、フライベルグ鉱山博物館、ブランデンブルグ産業遺産 関係者挨拶：ニール・コソン氏、スチュアート・スミス氏、マイルズ・オグリソープ氏
「国際産業遺産保存委員会（TICCIH）」・「国際技術の歴史委員会（ICOHTEC）」合同会議、鉱山調査	
期 日	2010（平成22）年8月8日～22日
場 所	会議：フィンランド/タンペレ、鉱山調査：スウェーデン、ドイツ
内 容	会議：鉱山（産業遺産）関係セッションで佐渡金銀山の発表 調査：ファールンの銅山地域ほか（スウェーデン）、ツォルフェアアイン炭鉱業遺産群ほか（ドイツ）
第35回「ユネスコ世界遺産委員会」、鉱山調査	
期 日	2011（平成23）年6月18日～7月7日
場 所	会議：フランス/パリ、調査：ノルウェー、フィンランド
内 容	レーロース鉱山（ノルウェー）、タンカヴァーラ砂金鉱山（フィンランド）
台湾鉱山調査	
期 日	2011（平成23）年12月14日～20日
場 所	台湾
内 容	座談会：博物館職員、調査：金瓜石鉱山、瑞芳鉱山
国際会議「世界遺産とコミュニティ」	
期 日	2012（平成24）年9月10日～12日
場 所	韓国/扶余
内 容	研究発表
「国際産業遺産保存委員会（TICCIH）」2012総会	
期 日	2012（平成24）年11月4日～11日
場 所	台湾/台北
内 容	研究発表
インド鉱山調査	
期 日	2012（平成24）年12月10日～23日
場 所	南インド/カルナータカ州
内 容	ハッティ鉱山、コラル金山、プリカット（港町）
ヨーロッパ鉱山調査	
期 日	2013（平成25）年8月19日～30日
場 所	フランス、ドイツ、スロバキア、ベルギー、ノルウェー
内 容	ブランド銀山（フランス）、ボーフム鉱山・エムシャーパーク/マイダーリッヒ製鉄所（ドイツ）、炭 鉱都市エワロニア（ベルギー）、バンスカ・シュティヴァニツァ（スロバキア）、 レーロース鉱山（ノルウェー）

第 8 回「金属と合金の使用起源に関する国際会議 (BUMA)」総会	
期 日	2013 (平成 25) 年 9 月 10 日～ 15 日
場 所	奈良市
内 容	研究発表
第 18 回「国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)」本部総会	
期 日	2014 (平成 26) 年 11 月 9 日～ 14 日
場 所	イタリア / フィレンツェ
内 容	学術シンポジウム参加
第 39 回「ユネスコ世界遺産委員会」、鉱山調査	
期 日	2015 (平成 27) 年 6 月 28 日～ 7 月 8 日
場 所	会議：ドイツ / ボン、調査：ドイツ、オランダ
内 容	ランメルスベルク鉱山、ゴスラー歴史都市、オランダ中央銀行 (佐渡小判)
「国際産業遺産保存委員会 (TICCIH)」2015 総会、鉱山調査	
期 日	2015 (平成 27) 年 9 月 2 日～ 12 日
場 所	会議：フランス / リール、調査：フランス、スペイン
内 容	ラス・メドゥラス金鉱山 (スペイン)、カレー地方の炭鉱 (フランス)

3) 国際会議等への参加

ユネスコ世界遺産委員会や国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)、国際産業遺産保存委員会 (TICCIH) など学会の国際会議へ参加し、佐渡金銀山に関する発表・紹介や海外専門家との意見交換、パンフレットの配布等を通じて情報発信・収集を行った。



TICCIH・ICOHTEC 合同会議 発表 フィンランド / タンペレ (2010 年)



第 37 回 世界遺産委員会 カンボジア / プノンペン (2013 年)



第 18 回 ICOMOS 本部総会 イタリア / フィレンツェ (2014 年)



第 39 回 世界遺産委員会 ドイツ / ボン (2015 年)

4) イコモス審査への対応

a) イコモス現地調査（2023（令和5）年）

①イコモス現地調査の予行演習

推薦書がユネスコに受理されたことを受け、イコモス現地調査が円滑かつ効果的に実施できるよう、現地調査を想定した予行演習を実施した。模擬調査員として海外専門家を5月と7月の2回招聘するとともに、7月には稲葉信子氏（筑波大学名誉教授 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会委員）を招聘して本番を想定した行程で実施した。

予行演習を実施することで、模擬調査員等からのアドバイスをもとに、資産の効果的な説明方法を定めていった。また、円滑な調査行程となるよう資産の環境整備に加え、離島である佐渡への運行や悪天時の対応など、様々な課題に対する準備を進めていった。



現地調査予行演習

②イコモス現地調査

締約国が提出した世界遺産推薦書の記載内容や保全状況を確認するため、イコモス調査員による現地調査が2023（令和5）年8月24日～30日の7日間で行われた。

初日に全体ミーティングで資産価値の説明、保全状況の説明をした後、ガイダンス施設を視察した。2日目からは、西三川砂金山・相川鶴子金銀山の2つのエリアの構成資産や関連資産に加え、ガイダンス施設等の視察、資産の保全に携わる地域住民や資産の所有者等との面会を行った。文化庁や県市自治体の担当職員、国内外の専門家等がイコモス調査員に同行して説明を行った。また、現地視察後はミーティングを行い、適宜、補足説明を行った。

現地調査はイコモスの要請を受けて非公開とし、調査期間中は取材を一切許可しない対応とした。現地調査の状況については、終了後に新潟県庁で記者会見を行い、日本国の対応や調査の受け止めなどについて報告した。



西三川砂金山における現地調査



相川鶴子金銀山における現地調査 1



相川鶴子金銀山における現地調査 2

b) 追加情報要請への対応

①追加情報要請

2023（令和5）年10月13日付けで、顕著な普遍的価値の価値証明、資産の保護、資産管理の取り決め、開発事業、説明戦略について、イコモスから追加情報の要請がなされた。同年11月10日に要請された説明を記述した回答を提出した。

a) イコモスへ提出した情報からの追加情報要請

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>World Heritage List 2024 – Additional Information Sado Island Gold Mines (Japan) Dear Ambassador,</p> <p>ICOMOS is currently assessing the nomination of “Sado Island Gold Mines” as a World Heritage property and an ICOMOS technical evaluation mission has visited the nominated property to consider matters related to its protection, management and conservation, as well as issues related to its integrity and authenticity.</p> <p>ICOMOS would like to remind the State Party that the documents provided to the ICOMOS mission expert during or after the technical evaluation mission, and which may be relevant to the examination of the nomination dossier, must be officially submitted to the UNESCO World Heritage Centre and to ICOMOS so that they can be officially taken into account in the evaluation procedure as part of the nomination dossier.</p> <p>In order to allow us to further evaluate this property, we would be grateful if the State Party could provide us with additional information on the following points:</p> <p>Description and history ICOMOS understands from the nomination dossier that the social and work organisation played an essential role in the functioning of the mining system, and they are also presented as attributes of the proposed justification for inscription. It would very useful for ICOMOS if further details could be provided on how the mines were administered; what the social and work organisation in the mines was and how this was reflected in the layout of the settlements and the mining, as well as the processing activities; what was the provenance of the workforce; what were the working conditions and how the entire system has evolved over the centuries; and how this evolution is reflected in the tangible evidence of the nominated property.</p> <p>Attributes Based on nomination dossier, ICOMOS notes that most of the attributes supporting the proposed Outstanding Universal Value refer to archaeological remains or intangible aspects, such as the mining management system, which no longer seems to be functioning. Therefore, ICOMOS would appreciate if the State Party could clarify how intangible attributes are reflected</p>	<p>2024年の世界遺産リスト – 追加情報 佐渡島の金山（日本） 親愛なる大使</p> <p>イコモスは現在、「佐渡島の金山」の世界遺産推薦を審査しており、その保護、管理、保全に関する事項、および完全性と真実性に関する問題を検討するため、イコモス現地調査員が推薦資産を訪問したところである。</p> <p>イコモスは締約国に対し、現地調査の期間中または終了後にイコモス現地調査員に提供された文書で、推薦書の審査に関連する可能性があるものは、推薦書の一部として評価手続きに正式に考慮されるよう、ユネスコ世界遺産センターおよびイコモスに正式に提出されなければならないことを念押ししておきたい。</p> <p>私たちがこの資産をさらに評価できるようにするため、締約国が以下の点について追加情報を提供していただければ幸いです。</p> <p>説明と歴史 イコモスは、推薦書から、社会組織と労働組織が採掘システムの機能において不可欠な役割を果たしたと理解しており、それらはまた、提案された記載のための価値証明の属性として提示されている。鉱山がどのように管理されていたのか、鉱山における社会・労働組織はどのようなもので、それが集落の配置や採鉱、選鉱・製錬活動にどのように反映されていたのか、労働力の出自はどのようなものであったのか、労働条件はどのようなものであったのか、システム全体が何世紀にもわたってどのように発展してきたのか、そしてこの発展が推薦資産の有形の証拠にどのように反映されているのかについて、さらなる詳細を提供いただければ、イコモスにとって非常に有益である。</p> <p>属性 推薦書に基づき、イコモスは、提案された顕著な普遍的価値を裏付ける属性のほとんどが、考古学的遺構または、もはや機能していないと思われる採掘管理システムのような無形の側面に言及していることに留意する。したがって、イコモスは、締約国が無形の属性がどのように推薦資産の有形要素、空間的配置、その他の特徴に反映されているかを明確にされたい。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>in tangible elements, spatial dispositions and other features of the nominated property.</p> <p>Composition and conception of the nominated series ICOMOS understands that other mining sites still survive on Sado Island. Not much information is provided on the other mining sites, nor is it explained how the two nominated areas have been selected to illustrate the unmechanised gold mining and production developed on Sado Island. Hence, ICOMOS would be pleased if the State Party could explain the rationale for the selection of the two areas and related 22 component parts from the several mining sites that can be found on Sado Island. Could the State Party indicate which parameters have been used for selection?</p> <p>Regarding the composition of the series, ICOMOS notes that the State Party has chosen to break down the property into 22 component parts; this seems to apply particularly to the waterways, of which some sections are quite slim or lacking. This rigorous composition leads to the fragmentation of the serial nomination in which several component parts – essentially separated sections of the waterways – are too limited in size and features to include the attributes that convey the proposed Outstanding Universal Value, which could limit the capacity of some component parts to be able to “contribute to the Outstanding Universal Value of the nominated property as a whole in a substantial, scientific, readily defined and discernible way” as per paragraph 137 of the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. Therefore, ICOMOS would be pleased if the State Party could provide some clarification on this matter. Would the State Party be ready to explore ways to reduce the fragmentation of the nominated component parts?</p> <p>Protection It is indicated in the Comprehensive Management Plan that some sections of Nishimikawa Placer Gold Mine “are to be added to the national Important Cultural Landscape (Scheduled)” (p. 73). It would be important for ICOMOS to understand what parts of the nominated property or its buffer zones are yet to be protected as national Important Cultural Landscape, and what would be the timeframe for completion of this designation, as well as what is currently protected, and if so, under what protection designations and regimes.</p> <p>Management arrangements ICOMOS notes that various agreements between the relevant stakeholders will be reached for appropriate management, public access and use. ICOMOS would appreciate if the State Party could clarify the nature of these agreements, their purpose and whether</p>	<p>一連の推薦資産の構成とコンセプト イコモスは、佐渡島にはまだ他の採掘場が残っていると理解しているが、他の採掘場に関する情報はあまり提供されておらず、また、佐渡島で発達した機械化されていない金の採掘と生産を説明するために、推薦された2つの地域がどのように選ばれたのかも説明されていない。したがって、イコモスは、締約国から、佐渡島で見られるいくつかの採掘場から2つの地域及び関連する22の構成資産を選定した根拠を説明いただければ幸いである。締約国は、選定にどのようなパラメータ（選定基準）が使用されたかを示していただきたい。</p> <p>一連の構成要素について、イコモスは、締約国が資産を22の構成資産に分割することを選択したことに留意する。これは特に、部分的にかなり細く不十分である水路に当てはまる。このような厳密な構成は、連続資産を断片化することになり、いくつかの構成資産（特に水路の分断された部分）は、提案されている顕著な普遍的価値を伝える属性を含むには、規模と特徴が限定的すぎるため、世界遺産条約実施のための作業指針の第137段落にあるように、「実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、推薦資産全体の顕著な普遍的価値に貢献する」能力を制限する可能性がある。従って、イコモスは、締約国がこの点について何らかの方法で明確にしていただければ幸いである。締約国は、推薦された構成資産の断片化を減らす方法を検討いただきたい。</p> <p>保護 包括的保存管理計画では、西三川砂金山の一部が「国の重要文化的景観に追加される（予定）」(p.73)と示されている。推薦資産やその緩衝地帯のどの部分が国の重要文化的景観として保護されていないのか、また、この指定が完了するまでの期間はどの程度なのか、さらに、現在保護されているものは何か、保護されている場合はどのような法的枠組や保護制度のもとで保護されているのかを把握することがイコモスとしては重要である。</p> <p>管理の取り決め イコモスは、適切な管理、一般公開、活用のために、関係者間で様々な合意がなされることに留意している。イコモスは、これらの合意の性質、目的、そして合意が管理システムと包括的保存管理計画を確実に実施するために必要かどうか、必要であれば、最終決定と実施の期限が、締約国により</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>they are necessary to ensure the implementation of the management system and the Comprehensive Management Plan and, if so, the timeframe by which they should be finalised and implemented.</p> <p>Development projects A few projects and interventions that may have an impact on elements contributing to the attributes of the proposed Outstanding Universal Value – such as tree-felling and water pipeline for improving conditions of agricultural activities, are mentioned in the nomination dossier. ICOMOS would be pleased if the State Party could provide some additional information on these projects and any other development initiative or project that may have been proposed in the meantime.</p> <p>Interpretation The nomination dossier provides some information on the most recent history of exploitation of the nominated property, from the late 19th until the mid-20th century. However, this information remains rather general and does not address specifically the provenance and working conditions of the miners and mine-related workers. ICOMOS would appreciate if the State Party could provide additional information on this aspect and on the presentation and interpretation programmes in place or under preparation for the nominated property, and whether these cover the entire history of mining on Sado Island and in the nominated property.</p> <p>We would be grateful if you could provide ICOMOS and the UNESCO World Heritage Centre with the above information by Friday 10 November 2023 at the latest.</p> <p>ICOMOS appreciates that the timeframe for providing this additional information is short. Brief responses are required at this stage, and can be discussed further with the State Party if needed during the ICOMOS World Heritage Panel.</p> <p>We look forward to your responses to these points, which will be of great help in our evaluation process. Please note that the State Party shall submit a copy of the additional information to the UNESCO World Heritage Centre and a copy to ICOMOS so that it can be formally registered as part of the nomination dossier.</p> <p>We thank you in advance for your kind cooperation.</p> <p>Yours faithfully,</p> <p>Gvewnaëlle Bourdin Director ICOMOS Evaluation Unit</p>	<p>明確にされるとありがたい。</p> <p>開発プロジェクト 推薦書には、提案された顕著な普遍的価値の属性に寄する要素に影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトや介入（農業活動を改善するための樹木伐採や給水パイプラインなど）が、いくつか記載されている。イコモスは、これらのプロジェクトや、その間に提案されている他の開発構想やプロジェクトに関する追加情報を締約国から提供いただければ幸いである。</p> <p>インタープリテーション (説明戦略) 推薦書には、19世紀後半から20世紀半ばまでの、推薦資産における直近の開発の歴史に関する情報がいくつか記載されている。しかし、この情報は一般的なものであり、鉱山労働者と鉱山関連労働者の出自と労働条件については具体的に触れていない。締約国がこの点に関する追加情報、及び推薦資産のために実施中または準備中の展示・解説プログラムに関する追加情報を提供し、またそれらが佐渡島と推薦資産の鉱業の全体の歴史を網羅しているかどうかをイコモスが確認できれば幸いである。</p> <p>遅くとも 2023年11月10日(金) までに、イコモス および ユネスコ世界遺産センター に上記の情報をご提供いただければ幸いである。</p> <p>イコモスは、この追加情報の提出期限が短いことを承知している。現段階では簡潔な回答が必要であり、イコモス世界遺産パネルの際に必要なであれば締約国とさらに議論することが可能である。</p> <p>我々の評価プロセスにおいて大いに役立つであろう、これらの点への締約国からの回答を待っている。 締約国には、推薦書の一部として正式に記録できるよう、追加情報の一部をユネスコ世界遺産センターに提出し、一部をイコモスに提出することに留意いただきたい。</p> <p>ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>敬具</p> <p>グヴェナエル・ブルダン イコモス評価ユニット ディレクター</p>

②追加情報の提出

(英文で提出。以下は新潟県が仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変)

※四角で囲われた箇所の質問番号は日本が付けている。

1 説明と歴史

推薦書本文の第2章および第3章の字数制限のため、この点に関する詳細な情報は、推薦書本文ではなく、付録2に記載した。以下は、Appendix2 2-2 Detailed Information on Socio-technical System of History and Development (A2-22頁～A2-90頁)に記載された情報をもとに、質問に対する回答をまとめたものである。

1-1 鉱山がどのように管理されていたのか。

以下は、OUVが直接関係する江戸時代(1603-1868)を中心に記述したものである。

佐渡奉行所は、「大名」ではなく徳川幕府が経営の中心地として設置し、相川鶴子エリア及び西三川エリアでの金生産を直接管理していた。佐渡の金銀山は江戸時代初期より徳川幕府の財政を支える重要な存在であった。

徳川幕府では佐渡奉行は、幕府の財政を担う勘定奉行に準じる重職であった [Fig.1]。

奉行所は、鉱山の管理・運営に関わる部分と全島の行政を司る2つの部署に分けられ、鉱山管理・運営の部署は、西三川砂金山担当、相川鶴子における採鉱担当、そして製錬・小判鑄造等を含む鉱石加工担当の3つに分かれていた。

奉行所は採掘量及び金銀生産量を厳格に管理し、導水路や排水坑道の整備、坑道の維持など各採掘地で十分な労働環境を維持する責任も負っていた。実際の作業には深く直接的な介入はせず、優秀な人材を全国各地から集め、作業現場の技術者・労働者に一定の裁量を委ね、技能や熟練度に応じた待遇を与えることで生産技術及び生産工程が深化され、生産を長期にわたって継続させることを後押ししていた。

加えて、島外に役人を派遣して大量に費用対効果の高い買い付けをし、生産に必要な資材を安価に安定供給を図るシステムが採用された。これらの資材には採掘道具の素材となる鉄、製錬・精錬用の鉛や塩・炭などがあつた。

金銀採掘の費用は、島内にかかる各種の税(十分の一税)によって賄われたが、南沢疎水道の開削工事等、採掘のための大規模改良については、徳川幕府が出資して行われた。

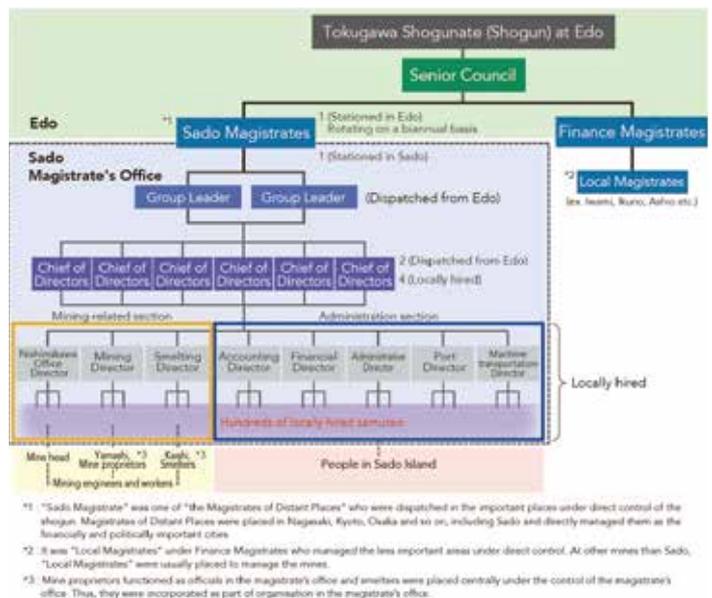


Fig.1 佐渡奉行所組織図

1-2 鉱山における社会・労働組織はどのようなもので、それが集落の配置や採鉱および選鉱・製錬活動にどのように反映されていたのか。

1-5 システム全体が何世紀にもわたってどのように発展してきたのか、そしてこの発展が推薦資産の有形の証拠にどのように反映されているのか。

本推薦資産は2つの鉱山 A) 西三川砂金山・B) 相川鶴子金銀山) で構成され、鉱床及び採掘方法の違いが大きく、それを反映してそれぞれの地域における生産組織の様相も大きく異なることから、2つの鉱山それぞれに分けて記述する。佐渡島の金山における生産技術、生産組織、及び管理運営の変遷に関する全体的な概要については、このセクションの最後に添付している [Fig.6]。

A) 西三川砂金山(西三川エリア)

西三川砂金山では、村人が採掘を行っていたことが特徴であり、採掘組織としての村は金山役、金子勘三郎と呼ばれる村の世話役、村人の三層構造となっていた。佐渡奉行所から派遣された役人が常駐し、産出した砂

金の監督のため、また操業を継続するための堤、水路や他の施設の維持に向けた投資を行った。

実際の作業の差配や村人のとりまとめは金山役の監督のもと、その名が代々受け継がれている村の世話役の金子勘三郎が担った。金子勘三郎の差配により、「大流し」のような実際の作業は、村人が共同作業として行っていた。このエリアでの生産技術・生産体制は安定していたため、基本的な集落構造は変化することはなかった。集落の配置に関しては、村は採掘地とともに移動した。「大流し」の技術が確立した17世紀初め以降、採掘場の跡地に「金山」と「笹川」という2つの居住域が形成された。砂金採掘の本格化とともに、かつての砂金採掘場であった平坦地を利用して集落地域を設けた。元々2つの居住域は別々の村として機能していたが、17世紀後半以降、砂金の産出量の減少もあり、「笹川十八枚村」という1つの集落として機能するようになった。現在に至るまで、敷地内の配置や形態などの構造がよく保存されている [Photo.1]。

B) 相川鶴子金銀山 (相川鶴子エリア)

相川鶴子金銀山は、社会組織と労働組織の発展が、位置的及び年代順における変容に明確に見られる。したがって、以下のように3つの発展段階に分けて記述する：「B-1黎明期」「B-2発展初期」「B-3発展期」。

B-1) 黎明期

黎明期とは16世紀後半の鶴子荒町の発展の中にみられる。

この地区の構成については、この時代の明確な町割りは見いだせないものの、もともとの地形に応じた不規則な形状と配置の平坦地があることが、この地域の地表に考古学遺跡として明確に見られる。しかし、鉱山集落の区域は鉱山活動の種類及び選鉱場、製錬場、居住域などの生活形態に応じて空間的に割り当てられたことが遺構、遺跡によりわかる [Fig.3]。

この集落には代官屋敷が隣接していた。この代官屋敷は、この集落の労働者、生産活動、治安の管理など、このエリアの行政を担っていた。一方、[Fig.3]に示すように、小規模な集落は採掘現場に近い場所に位置していた。これらは、採掘サイクル中の短期滞在を目的とした仮設小屋の設置場所であると推測される。鉱山労働者たちは採掘及び鉱石の選鉱の第1段階をここでやり、主な集落へ運んだ。

この地域のこれらの要素がうまく機能し、当時の鶴子エリアの繁栄を見ることとなった。また一方では、この繁栄によりこの集落の鉱山労働者が急激に増加した。このことが居住域の広がりにも影響を与えた。

以上のように、この時期の導入段階としての金生産システムが構築された。

B-2) 発展初期

発展における第2段階は、17世紀初頭に上相川地区で見られた、各工程における細分化と専門分化である。17世紀初頭に相川エリアにて鉱脈が発見されると、採掘技術を含めた鉱山の開発拠点が鶴子から相川金銀



Fig.2 西三川砂金山の集落地域 (概念図)



Photo.1 西三川エリア集落地域の空撮

Tsurushi Silver Mine [The late 16th century - the early 17th century]

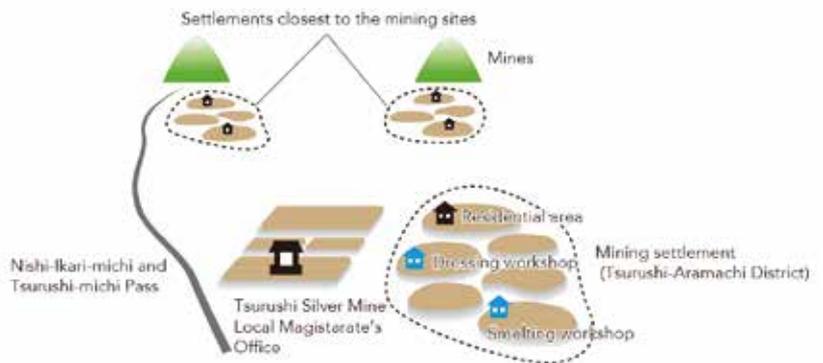


Fig.3 鶴子銀山の集落地域 (概念図)

山へと移ったことが、奉行所の記録等で明らかになっている。日本各地から採掘の専門技術者集団を率いた「山師」が続々と相川の鉱山に入山した。

この時期、道遊の割戸などの採掘場に近い丘陵の斜面に、新しい居住域である上相川地区が造成された。

この段階で最も特徴的な点は、徳川幕府が奉行所を置いたことで、主要な鉱山を含む佐渡島を徳川幕府が直轄したということである。

もう1つの特徴としては、山師と採掘専門家である。上記のように、山師は採掘の専門技術者とともに来島し、彼らのみで金の一貫生産集団を組織した。彼らは全体の統括者として、採掘、選鉱、製錬・精錬に携わる技術者や鉱山労働者を監督・管理し、各班において採掘から製錬まで一貫した生産工程を行った。このような組織は、石臼、扣石、羽口、スラグなど選鉱・製錬に関連する遺物が各区に多数散在している分布調査からも明らかである。

このような状況の中、奉行所は、これらの山師集団に必要な資材を提供し、金の生産量を競わせて奨励することで、効率的に統制をとっていた。

記録（『梅津政景* 日記』）によれば、この時期、上相川の古い町名の多くは当時の山師の名前に由来していることが記されている [Fig.4]。

この地区内の地割形状に関しては、短冊形に地割された平坦地群が町を並行して縦貫する2本の主要道に沿って意図的に配置されており、この地区は明確な計画政策による組織であった。現在の上相川地区を見ると、遺構や遺跡にみられるように発展初期段階における生産組織の状況がよくわかる。

つまり、上相川地区は発展初期として体系的に非常によく計画された場所である。次の段階では、奉行所の機能がさらに強化され、さらなる発展段階としての生産体制のさらなる変化を生んだ。

* 梅津政景は秋田藩の重臣で、秋田地方（北日本）の鉱山経営に携わった。彼の日記には、当時の日本の様々な鉱山が描かれている。

B-3) 発展期

さらなる発展段階は、17世紀半ばに始まった。

相川エリアの繁栄及びエリア内の鉱山労働者の人数の拡大により、新しい町である「相川上町」が作られた。そして相川エリアの集落の中心も上相川地区から相川上町地区に移った。

この段階で重要なことは、佐渡奉行所の管理の強化である。最初の強化は規格性・計画性の高い地割りである。佐渡奉行は尾根上の傾斜地に階段状に平坦地を造り、土地利用範囲を広げるために高い石垣による擁壁を築くことにより17世紀の町の発展を主導した。管理・運営、生産など職業別に配された職住の場が整備された [Fig.5 左]。

奉行所周辺には、役人の屋敷地や問屋・商店が通り沿いに軒を連ねて鉱山経営を支えた。上相川及び間ノ山や左沢沿い、そして相川上町の台地には、山師達が率いる集団が居住した。



Fig.4 上相川地区の集落地域（概念図）

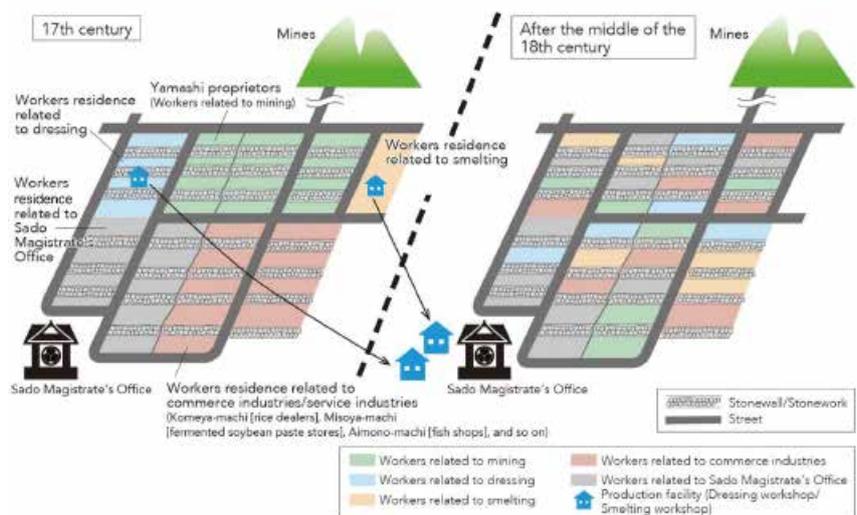


Fig.5 集落構造の変遷（概念図）相川上町地区

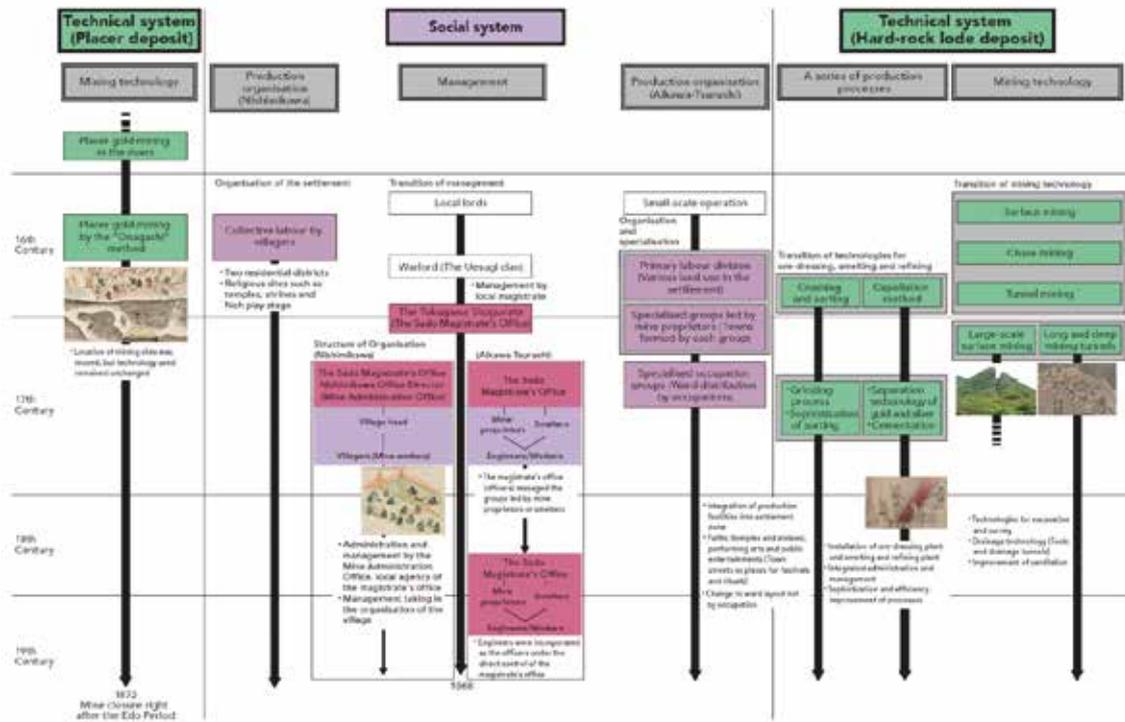


Fig.6 佐渡島の金山における生産技術、生産組織、及び管理運営の変遷

奉行所お抱えとなった金穿大工達は「大工町」に居住した。水が必要な選鉱作業は濁川沿いの「北沢町」で行われ、製錬作業は相川上町の「大床屋町」で行われるなど、金生産の工程別（職種別）に作業場及び居住場所が配された町割が形成された [Fig.5 左] ことが史料からわかる。現在でも相川上町地区にはこれらの名前が残る。

これはより多くの金銀の生産と生産体制の拡充などにより効率的な鉱山運営を促進し、急増する人口の収容を図ることを目的にしていた。

2つ目の佐渡奉行所の機能の強化は18世紀半ば以降の鉱石加工施設の集中化である [Fig.5 右]。

1759 (宝暦9) 年に、町内で分散していた選鉱・製錬関連の施設が統合され、奉行所内に作られた工場に集約された。その結果、奉行所周辺の武士の居住地が、増加した選鉱・製錬の労働者に再分配された。

このことにより街路や地割などの町の基本構造に変化がないものの、集落の機能に影響を与えた。この再分配の結果として17世紀の職能別の街区集住が崩れ、様々な身分や職種の人々が混在して住む町となった [Fig.5 右]。

1-3 労働力の出自はどのようなものであったのか。

記録によれば、特に相川地域の開発が盛んになった16世紀末から17世紀前半にかけて、多数の武士と山師や労働者が日本中から島に集まったが、徳川幕府による鎖国政策の下にあったこともあり、その出自は日本国内に限られた。

16世紀後半の上杉氏（越後の大名）が支配していた時代には越後（佐渡島を除く現在の新潟県）出身の武士が多く、17世紀初頭の佐渡代官大久保長安の時代には、大久保の出身地で金山の開発が盛んに行われていた甲斐（現山梨県）の武士や山師が多い。次いで、大久保に要請され佐渡に渡った石見銀山の役人達が多い [Fig.7]。最盛期には、甲斐、越後、大和（現奈良県）、備前（現岡山県）など、広範囲から山師も移住した。

鉱山労働者については、佐渡島に移住した労働者に関する最も重要な史料として寺院の戸籍簿がある。その記録から、主な出身地は越中（現富山県）など本州における近隣地域であるが、ほぼ全国から来ていたことがわかる。



Fig.7 佐渡の地役人と山師の先祖の出身地

1-4 労働条件はどのようなものであったのか。

鉱床及び生産技術の違いから、2つの鉱山では労働条件においても大きな違いがある。

A) 西三川砂金山（西三川エリア）

このエリアでの採掘は村としての活動であり、つまり原則的には村人たちの共同作業であった。

より詳細に説明すると、居住域のほぼ全戸が砂金採掘を家業とし、「大流し」には男性が従事し、女性は作業用の道具の製作や畑作に従事したといわれる。村人はそれぞれ持ち場となる採掘場を決められ、採掘場ごとに5～6人の集団があり、共同で作業を行っていたと考えられる。それぞれ採掘場に近い場所に居住したことから、各採掘場までは小規模な山道を設けて往来していたと考えられる。現在の居住域は採掘場毎のまとまりを反映して形成された名残を留めている。

「大流し」による砂金採掘は1か月サイクルで行われていた。砂金を含む山の斜面を掘り崩し、堤からの水の力を使って不要な土砂を取り除く作業を月の25・26日ごろまで行い、砂礫や石を取り除く作業を繰り返して川底に残る砂金を含む土砂の量を増やした。その作業で残った土砂から砂金を回収する作業を月の残りの5日間で行っていた。

日々の作業は、朝6時から夕方6時まで行なわれ、山を掘り崩す作業や堤から水を流す際には、熟練者が見張りに立ち安全を確認した。

B) 相川鶴子金銀山（相川鶴子エリア）

坑内の労働環境と安全に関しては佐渡奉行所が大きな役割を果たした。

労働環境については役人が定期的に確認し、安全かつ効率的に行われるよう必要な対策を講じていた。例えば、坑道の中の崩れやすい場所では、木材を用いて坑道の補強を行う「山留め」も奉行所直属の技術者が作業に当たり、絶えず労働者の安全を保つために、このようなメンテナンスに努めていた。坑内の換気の改善のために換気のためのトンネルを掘削したり、送風装置（唐箕）を用いて坑外の新鮮な空気を取り入れる対策も採られた。

採掘工程は、奉行所から操業を認められた山師によって連れてこられた専門分化された組織的な集団によって行われた。基本的に8時間交代の24時間体制で行われていた。4時間ごとに休憩を取った。

大規模な間歩では、多くの種類にわたる鉱山労働者が働いていた。例えば、現場管理にあたる「金児（かなこ）」が、金穿（かなほり）大工を雇い鉱石を掘らせていた。金穿大工は専門性の高い職であり、様々な職の中でも最も高い賃金で待遇された技能労働者であった。鉱石の運び出しやズリの始末、たがねの集配や研磨などの作業には、穿子（ほりこ）と呼ばれる人々が従事していた。

江戸時代の排水作業は主に人力で行われた。初期の繁栄期には、季節労働者として島内から多くの水替人足が集まったが、他の鉱山労働と比較して重労働であることと徐々に賃金が減少したことにより島内の希望者が減少したため、排水業務は島内の村々に割り当てられた。さらには、幕府は「無宿人」を投入してこの作業に従事させた。無宿人はさまざまな理由で人別帳から除かれた人々である。無宿人は奉行所の厳重な管理下に置かれたものの、一定期間まじめに勤労した者は戸籍をもらうことができたと言われている。

坑外の労働者に関しては、鉱石を破碎・粉碎する工程、金銀を抽出する工程、抽出された金銀を製錬・精製する工程が細分化され、それぞれの工程に熟練技術者や鉱山労働者が配置された。間歩から搬出された鉱石は、坑口近くに設けられた小屋で熟練した女性達によって最初の選別作業が行われた。女性たちはまた、選別された鉱石を作業場まで運搬する作業や比重選鉱を行う作業（ねこ流し）などの作業にも従事していた。選鉱された鉱石の選鉱・製錬の工程は、「買石」と呼ばれる選鉱・製錬業者の監督のもとに行われた。このような作業は、基本的に午前8時から午後5時までの8時間の日勤で行われた。

収入は、労働者は江戸時代の農民と比較すると、総じてかなり良い収入であったと思われる。

2 属性：無形の属性が、推薦された資産の有形要素、空間的配置、その他の特徴にどのように反映されているのか。

推薦書の20頁の表2-1は、無形の属性と有形要素の関係を示している。例えば、イコモスからの質問書で言及されている管理システムは、推薦書の21頁に示されているように、属性1に関連付けられている。

属性 1：

A) 西三川砂金山（西三川エリア）

西三川エリアの管理体制は、以下のような有形要素に反映されている。役宅跡に滞在した佐渡奉行所から派

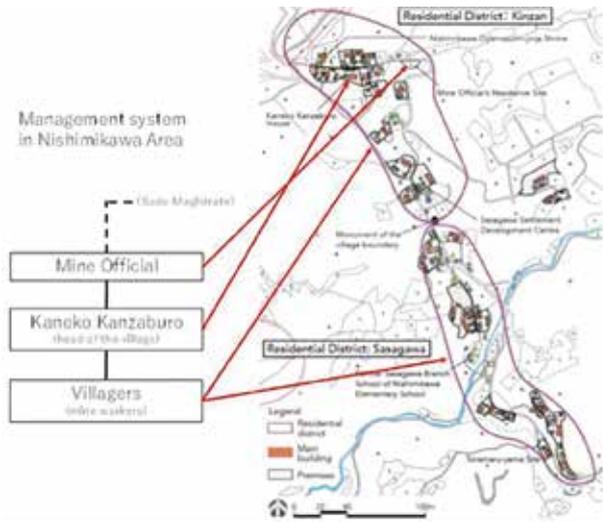


Fig.8 西三川エリアにおける無形の属性を表す有形の要素

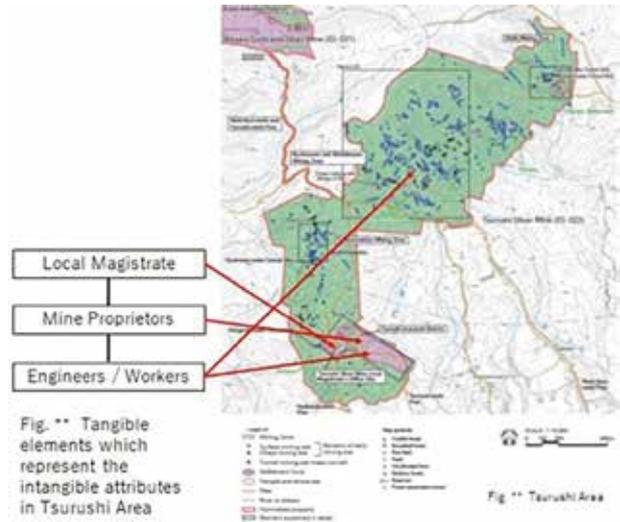


Fig.9 鶴子エリアにおける無形の属性を表す有形の要素

遣された鉱山役人の指揮のもと、世話役である金子勘三郎が五社屋山や虎丸山、立残山などの採掘現場での採掘作業を管理した。採掘活動のあとに残った不要な石等で埋められた小さな平坦地に村人の住居が形成され、不規則な形状や配置が「金山」と「笹川」の2つの居住域に形成された [Fig.8]。

B) 相川鶴子金銀山 (相川鶴子エリア)

鶴子エリアには、交通の主要道沿いの入口に代官屋敷が置かれ、労働者や鉱山の産出物を管理していた。

鶴子荒町遺跡は、山師や労働者の急増に伴い、元々の地形を利用した不定形の段丘を加えて形成された [Fig.9]。小規模な平坦地は、採掘場近辺にも集落跡として認められるが、これは鉱山労働者が小規模な仮小屋や「野営地」を設け、鉱石の格付けや粗選別などの選鉱工程の一部を採掘区内で行い、鉱石運搬の負担を軽減してコストダウンを図ったことを示している。

上相川地区が形成された時期には、山師を中心とする専門集団が各居住単位を形成していた。山師は操業全体の監督者として、採掘、選鉱、製錬、精錬を担当する技術者や労働者のすべてを管理した。上相川地区は、道遊の割戸などの採掘場に近い丘陵の斜面に建設された [Fig.10]。

相川上町地区の居住域は尾根上に造成され、佐渡奉行所と鉱山を結ぶ幹線道路に沿って、高度に規格化・計画化された地割りで造成された。当初は、金の増産、生産体制の拡充など鉱山経営の効率化、急増する人口に対応するため、経営、生産、その他業務など職業別に配置された労働・生活の場が整備された。より効率的な生産を実現するため、町中に分散していた選鉱・製錬関連施設を佐渡奉行所内に集約した後、町の区画整理は崩れ、さまざまな身分や職業の人々が隣り合わせに暮らすようになった [Fig.10]。

属性 2:

もう1つの例は、「鉱山の人々によって育まれた鉱山文化」を表す属性 2 に認められる。

西三川エリアには、西三川大山祇神社とその境内に能舞台がある。ここには鉱山の神様が祀られ、砂金採掘の繁栄と採掘作業の安全を祈願している [Fig.11]。

同じ神を祀る神社は、相川エリアの上相川地区の最上部にもあった。つまり、鉱山における信仰の場は集落を見渡せる最も高い場所に設けられたのである。

相川上町地区の幹線道路では、地域の人々による伝統的な祭りが行われてきた。このことは、道路が無形の属性を表す有形要素であるということを表している [Fig.12]。

さらに重要かつ特徴的な例として、伝統芸能である「やわらぎ」がある。「やわらぎ」は、鉱山の神をなだめ、硬い金鉱脈がやわらかくなるよう祈りをこめる歌のパフォーマンスで、坑道の中で行われていた [Photo 2]。

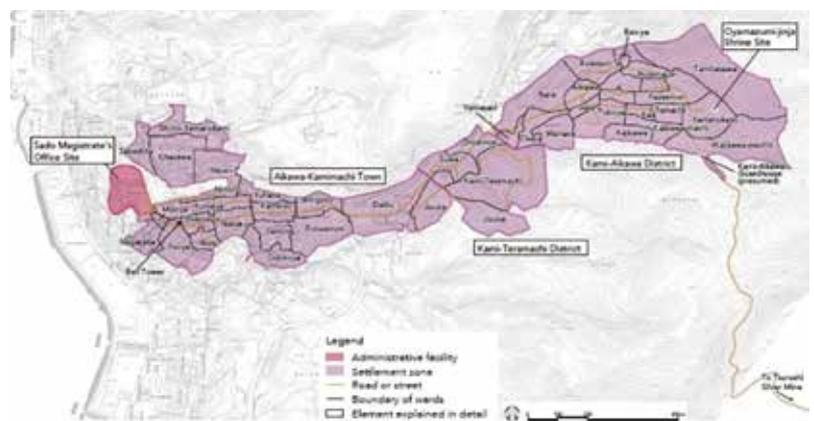


Fig.10 相川エリアにおける無形の属性を表す有形の要素

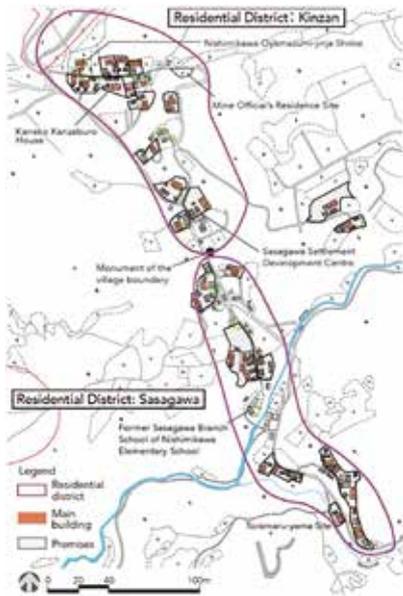


Fig.11 属性 2 に関する無形の属性を表す有形の要素

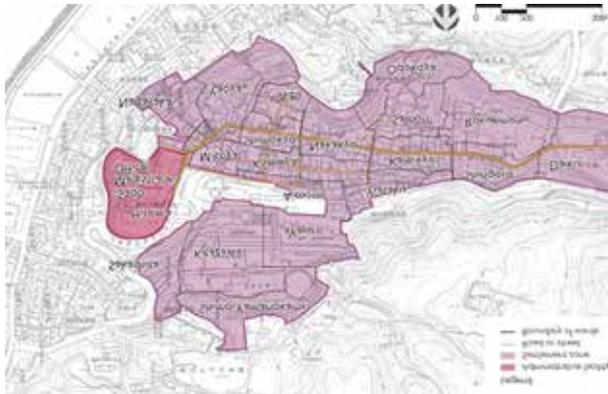


Fig.12 伝統的な祭礼が行われている相川上町地区の幹線道路



Photo.2 伝統芸能「やわらぎ」

3 推薦資産の構成と概念

3-1 佐渡島で見られるいくつかの採掘場から2つの地域及び関連する22の構成資産を選定した根拠と選定にどのようなパラメータ（選定基準）が使用されたかを示していただけるか。

推薦書第3章163頁及び165 - 166頁表3 - 3に示した通り、佐渡島内で2つの鉱山を選択した根拠は主に以下の観点に基づいている。

1) 物証：生産技術・生産体制が良好に示されているか

2) 徳川幕府の統制：徳川幕府の直接的な管理下に置かれ鉱山の生産活動が行われたかどうか

明確な物証を確認することができるのは、この推薦に選ばれた佐渡島内の2つのエリアだけである。他の遺跡では、生産技術の一部しか実証できないものもある。また、十分な考古学的遺構がないところもある。そのため、推薦における OUV を十分に伝えることができない。

なお、「徳川幕府による直接的な管理が行われた鉱山」とは、佐渡奉行所の直営鉱山（「御直山」）として生産量のチェックを厳格に行ったり、施設の整備をしたり、生産のために必要な資材等の給付をするなど、役人が鉱山に常駐して運営に深くかかわった鉱山である。島内のすべての鉱山のうち、西三川砂金山と相川鶴子金銀山だけが江戸時代を通じて直営鉱山であり続けた。

他の島内の鉱山は、民間出資の鉱山（「請山」）であり、銀、鉛等の生産量に応じた税を納めることを条件に奉行所から許可を得て生産を行った。島内の商人や農民などが出資して生産・運営を行った。生産規模は総じて小規模であり、操業期間も短期間か断続的な鉱山が多い。そのため、OUV の技術的側面や社会的側面の証拠とはなりえない。

3-2 一連の構成要素について、イコモスは、締約国が資産を 22 の構成資産に分割することを選択したことに留意する。これは特に、部分的にかなり細く不十分である水路に当てはまる。このような厳密な構成は、連続資産を断片化することになり、いくつかの構成資産（特に水路の分断された部分）は、提案されている顕著な普遍的価値を伝える属性を含むには、規模と特徴が限定的すぎるため、一連の推薦の断片化につながり、世界遺産条約実施のための作業指針の第 137 項にあるように、「実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、推薦資産全体の顕著な普遍的価値に貢献する」能力を制限する可能性がある。従って、イコモスは、締約国がこの問題について明確にして欲しい。締約国は、推薦された構成資産の断片化を減らす方法を検討いただきたい。

この推薦に含まれる水路は、基本的に自然の地形に沿って造られており、石橋のような大きな構造物はない。

作業指針では「境界線の確定は、本推薦資産を効果的に保護するために不可欠な要件である。境界線は、顕著な普遍的価値を伝えるすべての属性を組み入れ、資産の完全性および／または真正性を確保するために引かれるべきである。（第 99 項）」と示している。ゆえに、すべての属性を含み、本推薦資産の真正性を確保するため、水路の境界線は、物証があるかどうかに基づき引かれている。

水路の幅員は資産から資産の境界線までの十分な距離を確保している。例えば水路の境界線は、水路の中心から両側に 5 m としている。水路の幅に比べて 2 倍以上であり、この配置は推薦資産の価値を保護するのに十分であると考えている。

水路の断片化に関する問題については、農地への転換や道路の建設、または地滑りのために実際の水路の遺構が残っていない範囲を除いて、作業指針にしたがって物証が今でも良好に残っている範囲を選定した。良好に現存する水路の遺構全体を見ると、現在も水路全体の 81% が残っている。よって、西三川エリア全体の採掘のための一連の水路として、OUV が明確に立証されていると確信する。

資産の保護措置に関しては、実際に考古学的遺構が残っておらず推薦範囲に入っていない範囲も含めた、取水口から貯水池に至るまでの全体としての水路は、文化財保護法等により重要文化的景観として保護措置が行われている。つまり、この法的措置により水路の全体的な保全が保証されることと、それらの範囲が推薦資産の範囲に含まれない場合でも、資産保護の観点から見ても違いはないということである。

以上が、推薦書にある水路の資産範囲の線引きについて根拠を明らかにしたものである。

しかしながら、イコモスが上記のような我々の水路としての構成資産の選び方について、OUV を伝えるのに不十分だと考えるようであれば、我々はこの問題についてとりうる手段についてさらなる議論を重ねる心づ

もりがある。その場合、考古学的遺跡が残らない区域を推薦資産として選ぶことが問題とならないかどうかをご教示いただければと思う。

*水路をイメージしていただくために、解説ビデオを添付する。実際、水路の遺構は地表から約 50cm のところに埋まっている。

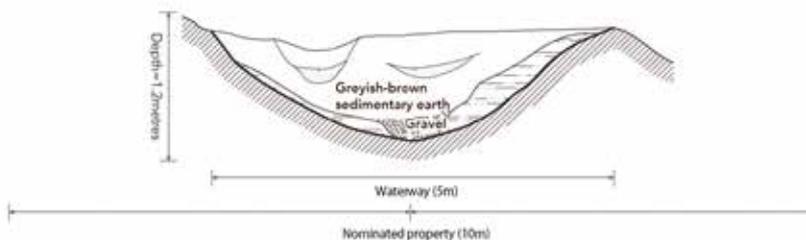


Fig.13 水路の断面図

4 保護：推薦された資産またはその緩衝地帯のどの部分がまだ国の重要文化的景観として保護されていないのか。また、この指定が完了するまでの期間はどれくらいか。

推薦書の提出時点では、資産区域や緩衝地帯を含む西三川砂金山の東部は、国の重要文化的景観として保護されるための手続き中であった。

しかし、すべての必要な手続きは、既に 2023 年 9 月 28 日で完了している。したがって、この推薦に関するすべての保護制度が実施されている。

次のページの表は、正式な指定通知の改訂されたリストである（付属資料 3、A3-3 頁）。

Fig.14

Appendices 3-2 List of the official designation notices (revised)				
Area	Name of Designation	Date of designation	Content	Category of Cultural Heritage under the World Heritage Convention
Nishimikawa Area	Rural Landscape from Placer Gold Mining at Nishimikawa, Sado	21 September 2011	Selection as National Important Cultural Landscape under the LPCP	Site
		28 September 2023	Additional selection (scheduled)	
	Sado Gold and Silver Mine Site	7 October 2015	Additional designation as National Historic Site under the LPCP	
Aikawa-Tsurushi Area	Aikawa Mine Site	22 March 1958	Designation as Niigata Prefecture Historic Site	Site
	Sado Gold and Silver Mine Site	24 May 1994	Designation as National Historic Site under the LPCP	
		7 February 2011	Additional designation (Tsurushi Silver Mine), Name change	
		27 March 2013	Additional designation (Kami-Aikawa District)	
		6 October 2014	Additional designation (Kami-Teramachi District)	
		10 March 2015	Additional designation (mining zone)	
		11 October 2021	Additional designation (Nishi-ikari-michi and Tsurushi-michi Pass)	
	Cultural Landscape of the Mines and Mining Towns in Aikawa, Sado	7 October 2015	Selection as National Important Cultural Landscape under the LPCP	

* LPCP stands for the Law for the Protection of Cultural Properties

5 管理の取り決め：イコモスは、締約国がこれらの合意の性質、その目的、管理システムと包括的保存管理計画の実施を確実にするために必要かどうか、必要な場合には最終決定して実施する期限を明確に示していただければ幸いである。

推薦書 217 頁には「今後、様々な合意形成を行う」という 1 文が記載されている。ここでいう「合意」とは、必ずしも世界遺産の登録に向けた書面による契約などを指す言葉ではなく、日本の法的枠組みに基づけば、所有者の同意が本推薦資産の管理スキームの基本である。

なお、本推薦資産の保存、管理、活用に必要な同意は既に締結されている。

各ステークホルダーの「合意」の説明は以下のとおりである。

・公有地については、包括的保存管理計画(CMP)を策定した新潟県と佐渡市が本推薦資産の保存責任を負い、管理・活用に最も重要な役割を果たしてきた。国は、文化財保護法第 3 条に規定されている文化財の保全活動を最大限の誠意をもって行わなければならない。

・私有地については、法に基づく指定・選定に先立って、地元の住民を含む地域社会が指定・保護することに書面で合意している。

・また、コミュニティの代表者は、本推薦資産の保全計画を策定する委員会のメンバーとなっており、包括的保存管理計画(CMP)の作成と実施に多大な貢献をしている。

上記の「合意」に基づき、本推薦資産を確実に保護するための管理体制が既に構築されている。厳密に言えば、包括的保存管理計画は、資産が世界遺産リストに登録されると同時に機能し始める。しかし、県と市は、包括的保存管理計画の第 6 章に示されている管理及びモニタリング活動をすでに実施している。

6 開発プロジェクト：農業活動の条件を改善するための伐採や給水パイプラインなど、提案されている顕著な普遍的価値の属性に寄与する要素に影響を与える可能性のあるいくつかのプロジェクトと介入が、推薦書に記載されている。イコモスは、締約国がこれらのプロジェクトや、その間に提案されている他の開発構想やプロジェクトに関する追加情報を提供していただければ幸いである。

本推薦資産は史跡及び重要文化的景観など国の文化財に指定されている。したがって、国等の許可なく現状を変更する開発行為は認められない。佐渡市は、国の文化財等に指定されるにあたり、現状変更プロジェクトが制限されることを地権者や管理者に説明し、書面による同意を得ている。

また、新潟県・佐渡市は、毎年、開発事業者に対し文化財の保護制度について知り、意見陳述の機会を設けるなど、本推薦資産の保護の充実に努めている。したがって、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある開発については、世界遺産の観点及び国の法制度の観点から適切に判断されることになる。

本推薦資産内の伐採の可能性については、現時点では森林管理者による具体的な計画はない。すでに述べたように、史跡の現状変更許可が得られなければ実施できない。新潟県と佐渡市は、伐採計画の準備段階から、計画により資産価値が損なわれないよう森林管理者と必ず協議することとしている。

推薦書に記載されている水道管の敷設については、景観に配慮した工法を採用するとともに、十分な協議を行うことにより、資産を損壊することなくすでに施工されている。すでに設置が完了しているため [Photo.3, 4]、現時点では追加設置の予定はない。

また、現在、本推薦資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある他の開発プロジェクトは存在しない。



Photo.3 水道管の敷設前



Photo.4 水道管の敷設後

7 インタープリテーション（説明戦略）

推薦書には、19世紀後半から20世紀半ばまでの、推薦資産における直近の開発の歴史に関する情報がいくつか記載されている。しかし、この情報は一般的なものであり、鉱山労働者と鉱山関連労働者の出自と労働条件については具体的に触れていない。締約国がこの点に関する追加情報、及び推薦資産において実施中または準備中の説明・展示プログラムに関する追加情報を提供し、またそれらが佐渡島と推薦資産の鉱山の全体の歴史を網羅しているかどうかをイコモスが確認できれば幸いである。

1. 19世紀後半から20世紀半ばまでの、鉱山労働者と鉱山関連労働者の出自と労働条件についての追加情報¹

- 推薦書 94 頁に記載のある通り、1868 年の江戸時代の終焉後、お雇い外国人及び海外からの技術者たちにより最新の西洋の機械化された技術が佐渡の鉱山に導入された。彼らはイギリス、アメリカ、ドイツ出身の製鉱、鉱山技術、開坑、鉱業など様々な専門知識をもった人々であることを示す資料がある。
- また、1890 年 1 月時点で 1,885 人の鉱山労働者及び鉱山関連労働者がおり、そのうち約 1,000 人は佐渡以外の日本国内の様々な場所から来ていたことも記されている。

¹ 特に記載のない限り、ここに記載されている情報は佐渡鉱山に関する関連資料より入手したものであり、必ずしも日本政府の公式見解を示すものではない

- 労働者の出自に関しては、主に大正時代（1912～1926年）に史料を用いてまとめられたリストに基づくと、労働者の数と出身地のトップ5は長野（184人）、新潟（165人）、佐渡（96人）、石川（71人）、富山（52人）であり、内地以外では21人の朝鮮出身者がいた。
- 日本政府は、1934年に本国での失業問題のため、朝鮮半島出身の労働者の内地への移動を制限した。その後、1937年に日中戦争が勃発し長引くと、日本政府は鉱業をはじめとした重要な産業部門に必要な労働力を確保するため、法律を制定し、策を講じた。それらの法律及び策に基づき、日本政府は内地からのみならず、朝鮮半島を含む日本の海外領地からも労働力を確保しようとした。
- 内地では、1938年4月に「国家総動員法」が公布され、また翌年の7月にはその法に基づく「国民徴用令」が公布され徴用方針が導入された。しかし、この徴用令は当初は朝鮮半島には適用されず、他の募集方法が導入された。まず、1939年9月には「募集」、1942年2月には「官斡旋」、1944年9月の最終段階で「徴用」が導入され、1945年の3月まで7か月間続いた²。
- 史料によると、上記の国策のもと、佐渡鉱山には戦時中、内地及び朝鮮半島出身の労働者を確保していた。佐渡鉱山の歴史について書かれた史料には、佐渡鉱山では1940年の2月に初めて「募集」が行われ、終戦までの間に1519人の一般労働者が移動してきたと記されている。朝鮮半島出身と内地出身の労働者の割合については、史料によると、1943年の5月末の時点で709人の内地出身労働者に対して、朝鮮半島出身者は584人であった。（内地出身労働者1人当たり朝鮮半島出身労働者は0.82人という割合）
- 労働条件の質問への回答としては、この時期における募集及び雇用方針を示す公式文書がある。朝鮮半島からの「募集」の方針について書かれたその公文書では、明確に朝鮮半島出身者と内地出身者の間に差別が起こらないよう、また厚生施設に関しても適切な配慮がされるよう要求していた。さらに、「徴用」に関する法や規則に明記された労働者の権利保護のための様々な規定では、彼らを差別しないものであり、両者ともに等しくこの規定が適用された。ある史料には、佐渡鉱山での実際の操業においては、無差別が基本方針であったこと、及び賃金と諸手当の給付については以下の通り記述されている。

1) 賃金

- ・鉱山労働者の賃金は、出身地に関わらず、年齢と経験値等を考慮に入れ、作業の種類と難易度によって事前に決定された契約における単価に基づき、実際の作業に応じて支払われた。
- ・1943年4月には朝鮮半島出身の労働者の平均賃金は83.88円であり、平均貯蓄額は5.56円、平均送金額は14.6円であった³。

2) 諸手当

- ・既婚の労働者は家族帯同が許可され、家族には社宅が無料で与えられた。単身労働者は無料で寮に住むことができた。
- ・既婚の労働者には食事及び日常必需品が低価格で配給され、単身者には1日0.5円で食事が与えられた（実際の費用が超えていた場合は企業が差額を支払っていた）。
- ・3か月以上企業で勤務したものは、すべての保険料を企業が支払う団体生命保険に加入していた。

2. 本推薦資産に関する実行中または予定しているインタープリテーションプログラムについて及び佐渡島と推薦資産における採掘史の全体の歴史をカバーしているか否かについての追加

(1) 「佐渡島の金山」の世界遺産としてのインタープリテーションに関する日本の見解

- 日本が考える世界遺産のインタープリテーションの主な目的とは、訪問客が遺産のOUVを正しく理解と認識を促進することであり、また「佐渡島の金山」のプレゼンテーション及びインタープリテーションに対し我々がとった手法に基づき遺産の保護、保全の必要性において人々の意識及び関与の促進に寄与することである。

(2) 「佐渡島の金山」のOUVと推薦資産の全体の歴史についてのプレゼンテーション及びインタープリテーションプログラム

- 推薦書に記載されているように、「佐渡島の金山」のOUVは金生産システムにあり、16世紀後半から19世紀半ばまでの伝統的な手工業による金採掘の高度な発展段階を示している。この時代、佐渡には幕府による品質管理の下、

2 「募集」及び「官斡旋」はともに法律により労働義務を課していないという点では類似したものであるが、過程において相違点がある。「募集」は日本国により朝鮮半島に設置された行政機関である朝鮮総督府の認可及び許可を受け労働者を受け入れた個人事業主の責任において行われたものである。「官斡旋」は個人事業主の申請を受け、朝鮮総督府が自治体を通して行ったものである。対して、「徴用」は「国民徴用令」のもとに行われたものであり、労働者に特定の業務に従事させたものである。

3 同時期の日本における他の職業の賃金について述べると、1943年の大卒銀行員の初任給は75円であり、1944年の警察官の初任給は45円、1941年の小学校教員は50～60円であった。

採掘から小判の鑄造まで一貫した金の生産システムが存在していた。その結果、伝統的な手工業による金の採掘技術により、特に 17 世紀には高純度の金が大量に産出されるようになり、佐渡鉱山は世界の金の約 10%を生産し、最高純度は 99.54%に達した。

- 19 世紀後半以降、佐渡鉱山の金生産システムは高度に機械化されたが、設備規模、生産量、金生産技術は、それまでに世界クラスの基準に達していた他国の機械化された鉱山産業と比べ、世界遺産に登録されるほどの競争力を有していなかった。また、この時代の遺跡などの物的証拠は、世界的に広く一般に見られるものであり、佐渡鉱山に特有の顕著な価値は見出されない。
- また、19 世紀後半以降に導入された機械化による金生産システムは、当時は選鉱施設しかなかった佐渡島内で完結したものではないことにも注意が必要である。佐渡で選別された鉱石は、主に船で香川県の直島に送られ、製錬から鑄造までの工程が行われた。
- 以上の理由から、19 世紀後半以降の佐渡島における機械化された金の生産システムは、推薦資産の OUV に寄与しない。
- これまで上記（1）で説明した日本の見解に基づき、限られた空間資源の中で、世界遺産条約とその関連文書で要求されている構成資産の保護と保全の必要性に対する人々の認識と関与の促進にどの程度貢献しているかを念頭において、OUV にどれだけ密接に関連しているかを考慮しながら、プレゼンテーションやインタープリテーションのプログラムを企画・実施してきており、そのために最も効果的な内容と方法を選択したものである。
- 実際、以下に説明する 19 世紀後半から 20 世紀半ばまでの鉱山の歴史を含め、プレゼンテーションやインタープリテーション戦略の一環として様々な展示を行っている。これらの展示により、OUV の対象期間である江戸時代（1603-1868）のみならず、江戸時代前後を含めた「全体の歴史」における佐渡島の金山の変遷について理解を深めることが可能である。これらのプレゼンテーションを通じて、来訪者が「佐渡島の金山」の OUV と資産の保護・保全の重要性について理解を深められることを願っている。
 - 全体の歴史：12 世紀から 20 世紀までの西三川砂金山と相川鶴子金銀山の主要な歴史を展示。
 - 鉱山管理：江戸時代から 20 世紀までの鉱山管理制度の変遷を展示し、属性 1 の理解を深めるものとなる。
 - 集落と鉱山施設：伝統的手工業による採掘が行われていた江戸時代の相川の町並みや採掘状況と、機械化された採掘が導入された近代のそれらを訪問者が比較できる展示をし、属性 1 と 4 の理解に役立つものとなる。
 - 鉱山文化：江戸時代の鉱山の人々により育まれ、現在まで受け継がれている鉱山文化に関する展示（能、やわらぎ神事、相川の鉱山の祭など）は属性 2 の理解に資する。
 - 生産技術：伝統的な鉱山技術が各工程（採掘、輸送、選鉱、製錬）でどのように機械化されてきたかを訪問者が比較できる展示であり、属性 3、4 の理解を深めるのに貢献している。
- 参考までに、19 世紀後半以降の機械化の歴史を展示する施設もある。そこには、第二次世界大戦中（1939 ~ 1945 年）に朝鮮半島からの民間労働者が内地に移住したという説明もある。この展示は、OUV とは直接関係がないため、世界遺産への推薦とは別の文脈で作られたが、機械化以降の時代における背景資料を提供することを目的としている。
- 我が国は、上記の立場に基づき、「佐渡島の金山」のプレゼンテーション及びインタープリテーションプログラムの見直しを継続する心づもりがある。
- 以上が、全体の歴史を含めたインタープリテーションとプレゼンテーションに関する我が国の見解である。この点に関するイコモスの見解をより正確にお知らせいただけると、私たちにとって非常に有益なものとなる。この点において、日本はイコモス世界遺産パネルの機会を含め、イコモスとの更なる対話を期待している。

（英文で提出。以上は新潟県の仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変）

※四角で囲われた箇所の質問番号は締約国がつけている。

c) 中間報告での追加情報への対応

①追加情報要請

2023（令和 5）年 12 月 19 日付けで、イコモスから締約国に中間報告が出され、資産とその構成資産に関する追加情報、資産境界の根拠、考古学調査を含む研究の現状、保護と管理、一連の資産の断片化の軽減について、追加情報の要請がなされ、2024（令和 6）年 2 月 28 日までに要請された事項に関する回答を提出した。

（英文で提出。以下は新潟県の仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変）

※四角で囲われた箇所の質問番号は日本がつけている。

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>World Heritage List 2024 Sado Island Gold Mines (Japan) – Interim report and additional information request</p> <p>Dear Ambassador,</p> <p>As prescribed by the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention and its Annex 6, the Advisory Bodies are requested to submit a short interim report for each nomination by 31 January 2024. We are therefore pleased to provide you with the relevant information outlining issues related to the evaluation procedure.</p> <p>The ICOMOS technical evaluation mission to “Sado Island Gold Mines” was carried out by Ms. Jane Harrington (Australia) in August 2023. The mission expert highly appreciated the availabilities and support provided by the experts in your country for the organisation and implementation of the mission.</p> <p>On 13 October 2023, an additional information letter was sent by ICOMOS to request further information regarding the description and history of the nominated property, the correlation between intangible and surviving tangible attributes, the composition and conception of the nominated series, protection, management arrangements, development projects and interpretation. Please convey our thanks to all the officials and experts for the additional information you provided on 10 November 2023 and for their continued cooperation in this process.</p> <p>At the end of November 2023, the ICOMOS World Heritage Panel evaluated the cultural and mixed properties nominated for inscription on the World Heritage List in 2024. The additional information provided by the State Party, together with mission and desk review reports were carefully examined by the Panel members. This process will conclude in March 2024.</p> <p>We thank you and your Delegation for your availability and your participation in the meeting held on 25 November 2023 with some representatives of the ICOMOS Panel. The exchanges during this meeting were of great help for the third part of the ICOMOS Panel meeting. During this last part of the meeting, the Panel has identified areas where it considers that further information is needed.</p> <p>The ICOMOS Panel has appreciated the illustrations and graphics included in the nomination dossier; they have greatly facilitated the understanding of how the geological conditions and the different forms of metal ore have influenced the mining methods used during the</p>	<p>世界遺産リスト 2024 佐渡島の金山 (日本) – 中間報告書および追加情報の要請</p> <p>親愛なる大使</p> <p>世界遺産条約履行のための作業指針とその附属書6の規定に従って、諮問機関は、2024年1月31日までに各推薦について簡潔な中間報告書を提出することが求められている。そのため、私たちは、評価の手続きに関わる事項をまとめた関連情報を提供したい。</p> <p>「佐渡島の金山」へのイコモス現地調査は、2023年8月、ジェーン・ハリントン氏（オーストラリア）によって行われた。調査に伺った専門家は、現地調査の組織と実施において、貴国の専門家による協力と支援を高く評価した。</p> <p>2023年10月13日、イコモスから追加情報を求める書簡では、推薦資産の説明と歴史、無形資産および現存する有形の属性の相関関係、一連の推薦資産の構成と概念、保護、管理の取り決め、開発プロジェクトとインタープリテーションに関して、さらに詳しい情報の提供を求めた。2023年11月10日付で追加情報を提供していただき、またこのプロセスにおける継続的なご協力に際し、関係者及び専門家の皆様に感謝の意を伝えてほしい。</p> <p>2023年11月末、イコモス世界遺産パネルは、2024年に世界遺産一覧表への記載候補となっている文化遺産と複合遺産を評価した。締約国から提供された追加情報は、現地調査報告及びデスクレビュー報告書とともに、パネルメンバーによって慎重に検討された。このプロセスは2024年3月に完了する予定である。</p> <p>2023年11月25日に開催されたイコモスパネルの代表者との会議にご出席いただき、代表団の皆様には感謝する。ここでの意見交換は、イコモスパネル会議の第3部に大いに役立った。会議の最終段階で、パネルはさらなる情報が必要であると考えられる分野を特定した。</p> <p>イコモスパネルは、推薦書に含まれるイラストとグラフィックを高く評価した。これらのおかげで、地質学的条件と金属鉱石の形状の違いが、徳川幕府（または江戸時代）に使用された採掘方法にどう影響を与えたか容易に理解できた。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>Tokugawa Shogunate (or Edo period).</p> <p>Indeed, the existence of the archival documentation and historical illustrations contained in the Illustrated Scrolls of gold and silver mines represent a precious source of information to retrieve information on the mining and processing of the gold and silver ore on Sado island during the Tokugawa Shogunate, guide investigations on site and visually reconstruct the mining system and its articulation.</p> <p>ICOMOS is thankful for the additional information provided in November 2023, which has assisted the ICOMOS Panel in clarifying various questions. ICOMOS, however, has identified areas needing further clarification and information.</p> <p>Additional information on the nominated property and its component parts</p> <p>The nomination dossier mentions that mining activity greatly developed in the Edo period thanks to more efficient technological methods imported from China and the Korean Peninsula in the late 16th century. The nomination dossier provides an extensive explanation of the mining methods and some explanations and illustrations of the processing methods, but not much is said about the origins of the mining and mining-related methods in use in Sado. ICOMOS would be interested to better understand what methods were imported, from where, and how they have been further developed in Sado Island nominated mines during the Tokugawa Shogunate.</p> <p>ICOMOS understands that the nomination focuses on the period when unmechanised mining was implemented at a large scale, during the Tokugawa Shogunate. ICOMOS also understands that mining continued after the Edo period until the late 20th century, thanks to a shift to mechanised mining, but the post-Edo periods have not been considered for nomination, as the outcomes of mechanised mining at Sado would not differ significantly from other mining sites and would not seem to exhibit potential for demonstrating outstanding significance worldwide.</p> <p>As the area of the mining activities seems to be largely the same in the Edo and post-Edo periods, ICOMOS would like to receive further information accompanied by cartographic documentation that could explain more clearly the pattern of exploitation of the metal ore in the Edo and the post-Edo periods, including the areas for mining and processing and what survives within the nominated property that dates back to the post-Edo period. It would also be useful to understand what changes were brought about by the new mining methods to previous tangible layers of mining use.</p>	<p>実際、『金銀山絵巻』に収録されている記録文書や歴史的絵図は、徳川幕府時代の佐渡島での金銀鉱石の採鉱および選鉱・製錬に関する情報を得る貴重な情報源となっており、現場での調査を導き、採掘システムとその関連性を視覚的に再構築している。</p> <p>イコモスは、2023年11月に提供された追加情報に感謝したい。イコモスパネルがさまざまな疑問を明らかにするのに役立った。しかし、イコモスは更なる説明と情報が必要な分野を特定した。</p> <p>推薦資産とその構成資産に関する追加情報</p> <p>推薦書には、16世紀後半に中国や朝鮮半島から導入されたより効率的な技術手法のおかげで、江戸時代に鉱山活動が大きく発展したと記載されている。採掘方法の詳細な説明と選鉱・製錬方法の説明と図が推薦書に記載されているが、採掘の起源や佐渡で使用されている採掘関連の方法についてはあまり述べられていない。イコモスは、どのような方法がどこから導入され、どのように徳川幕府時代に佐渡島の推薦資産となっている鉱山で更に発展していったのかをより深く理解したいと考えている。</p> <p>イコモスは、手工業による採掘が大規模に実施された徳川幕府時代に推薦の焦点を当てていることを理解している。イコモスはまた、機械化された採掘への移行のおかげで、江戸時代より後も採掘が20世紀後半まで続いたことを理解しているが、江戸時代より後は、推薦の対象として考慮されていない。理由としては、佐渡における機械化された採掘の産出量は、他の採掘場と大きな違いはなく、世界的に顕著な重要性を示す可能性はないと思われるからだ。</p> <p>採掘活動の領域は江戸時代と江戸時代より後でほぼ同じであるとされるため、イコモスは、江戸時代及び江戸時代より後の金属鉱石の採掘パターンをより明確に説明できる地図資料を伴う更なる情報をいただきたい。これには、採鉱と選鉱・製錬が行われたエリア、及び江戸時代より後の推薦資産内に現存しているものを含んでほしい。過去の採掘で使用した有形の層に対し、新しい採掘方法によって、どのような変化がもたらされたかを理解することも役立つものとなる。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Clarification of the rationale for delineating the boundaries of the nominated component parts ICOMOS noted a different approach in defining the boundaries for the nominated component parts in relation to the documented mining zones.</p> <p>For the Nishimikawa component part, boundaries are clearly identified and related to the described sites, documented through archaeological investigations. A more broad-brush approach seems to have been adopted in the other two areas. In the Tsurushi Area, maps presented in the nomination dossier offer an idea of several detected surface mining sites, although only a few seem to have been documented through archaeological excavations and investigations.</p> <p>The Aikawa Area component part, on the other hand, is mapped all as an area of exploitation, but only a limited number of sites seem to have been identified, and a smaller number seems documented through archaeological investigations. The Aikawa area is also the area where exploitation continued in the post-Edo periods; therefore, a better understanding of the potential overlapping of exploitation between the two periods and potential modifications to earlier Edo-period structures and remains would be important.</p> <p>Due to the overlapping of the area of exploitation, ICOMOS understood that some post-Edo period mining-related facilities or structures are contained within the boundaries of the nominated property. For instance, in Aikawa-Kamimachi Town, the nominated area includes Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa, and Yajuro zones. ICOMOS would like to know more about these elements, whether they have retained tangible features of the Tokugawa Shogunate period, what these are and how they contribute to illustrating the narrative of the unmechanised mining system and reflect the proposed justification for inscription, or whether they include structures/facilities of the post-Edo periods and, if this is the case, where they are located and how these contribute to the chosen narrative.</p> <p>Concerning the point raised above, ICOMOS would also like to better understand whether other structures or elements that do not belong to the Tokugawa Shogunate have been included within the boundaries of the nominated component parts, what they are, and what their spatial relationship with the Tokugawa Shogunate mining system.</p> <p>State of the art of the research, including archaeological investigations ICOMOS would also appreciate receiving further</p>	<p>推薦構成資産の境界線を描く根拠についての明確化</p> <p>イコモスは、推薦書内の採掘地域に関連し、推薦構成資産の境界を設定する際の異なるアプローチに注目した。</p> <p>西三川の構成資産については、境界が明確に特定され、記述された遺跡との関連が考古学的調査を通じて記載されている。他の2つのエリアでは、より大まかな方法がとられているようだ。鶴子エリアでは、推薦書に示された地図には、いくつかの露頭掘り跡が検出されたことが示されているが、考古学的発掘や調査を通じて推薦書に記載されたものはほんのわずかであるようだ。</p> <p>一方、相川エリアの構成資産はすべて採掘地域として地図に記載されているが、特定されているのは限られた数の遺跡だけのようで、考古学的調査によって記載された遺跡は少数のようだ。相川エリアは、江戸時代より後も採掘が続いた地域のため、2つの時代間の採掘の重複の可能性と、江戸時代初期の建造物や遺跡への改変の可能性をより深く理解することが重要となるだろう。</p> <p>採掘地域が重複しているため、イコモスは、江戸時代より後の鉱山関連施設や建造物の一部が推薦資産の境界内に含まれていることを理解した。例えば、相川上町地区には、下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町が推薦エリアに入っている。イコモスは、これらの要素について、それらが徳川幕府時代の有形の特徴を保持しているかどうか、それらが何であるか、またそれらが手工業の採掘システムの枠組みにどのように貢献し、記載のための価値証明を反映しているか、またはそれらが江戸時代より後の建造物や施設を含むかどうか、そしてその場合はそれらがどこにあるか、そしてそれらが選択された説明の枠組みにどのように寄与するかについてさらに知りたいと考えている。</p> <p>上記の点に関し、イコモスはまた、江戸時代のものではない他の建造物や要素が、推薦構成資産の境界内に含まれているかどうか、それらが何であるか、またそれらと徳川幕府の採掘システムとの空間的関係がどのようなものであるかをよりよく理解したいと考えている。</p> <p>考古学調査を含む研究の現状</p> <p>イコモスはまた、推薦構成資産内のその他の遺跡において、</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>information on what extent archaeological investigations on other sites within the nominated component parts have been carried out – they could be excavations or application of non-destructive methods – and the level of knowledge developed about other mining or settlement zones that have not been described in detail in the nomination dossier.</p> <p>Also, it would be interesting to understand whether studies have been carried out on the impacts of the mining activity on nature and the vegetation cover and whether these have been used to understand the extent of mining activities within the nominated component parts.</p> <p>Finally, ICOMOS would be interested in receiving additional information and details on any archaeological research strategy that may be in place.</p> <p>Protection and management The ground might still preserve archaeological vestiges important for understanding the socio-technical system of gold/silver mining; furthermore, forest cover is important also for stabilisation of potential areas subject to landslips; finally, forest management may interfere with the conservation of the below-ground remains; therefore, a more precise understanding of how forest management within the nominated property and its buffer zone is regulated would be very useful. ICOMOS would be grateful to receive more precise information on whether forests within the nominated component parts and their buffer zones have already been cultivated and replanted and, if so, where, when, and what methods of planting and cultivation have been used in the past (e.g., tree-cutting, whole-tree harvesting). Such information may be usefully complemented by maps indicating forest cover already subject to cultivation and replanting.</p> <p>ICOMOS would appreciate further clarification about protection mechanisms that may be in place regarding the wider setting: if any development activity with a potential negative impact on the nominated property would occur outside the buffer zone, what are the mechanisms to prevent such negative impacts from happening?</p> <p>This is particularly important for the marine buffer zone for which ICOMOS would suggest an expansion to reduce potential visual impacts from offshore wind farms, the development of which seems to be expected in relation to decarbonisation policies in place.</p> <p>Since mining rights are still in place, further clarifications would be useful about their regulation, for instance, what are the procedures and requirements to issue</p>	<p>どの程度の（発掘調査や非破壊的手法の適用などの）考古学調査が実施されたのか、及び推薦書には詳細な記載がない他の鉱山地域または集落地域についての調査によって得られた知識に関する更なる情報をいただきたいと考えている。</p> <p>また、採掘活動が自然や植生に及ぼす影響に関する研究が実施されたかどうか、また、これらの研究が推薦構成資産内の採掘活動範囲を理解するために、使用されたかどうかを理解できれば興味深い。</p> <p>最後に、イコモスは、実施の可能性のある考古学的調査戦略に関する追加情報と詳細をいただきたいと考える。</p> <p>保護と管理 地中には、金 / 銀採掘の生産システムを理解するのに重要な考古学的痕跡がまだ保存されている可能性がある。さらに、樹木により覆われていることから、地滑りの危険性がある地域の安定化にも重要であるが、最終的に森林管理が地下遺跡の保存を妨げる可能性がある。したがって、推薦資産とその緩衝地帯内の森林管理がどのように規制されているかのより正確な理解は、非常に役立つものとなる。イコモスは、推薦構成資産とその緩衝地帯内の森林がすでに開墾され再植されているか、もし行われているならば、どこで、いつ、どのような植林と開墾方法が過去に採られていたか（伐採、皆伐など）について、より正確な情報をいただきたい。このような情報は、すでに開墾と再植が行われている森林面積を示す地図によって有効に補完される。</p> <p>イコモスは、周辺環境に関して実施の可能性のある保護の方法について、更に説明していただければと考える。推薦資産に悪影響を与える可能性のある開発活動が緩衝地帯の外で行われる場合、そのような悪影響の発生を防ぐ仕組みは何か。</p> <p>これは、洋上風力発電所による潜在的な視覚的影響を軽減するためにイコモスが拡張を提案する海洋緩衝地帯にとって特に重要であり、その開発は、実施されている脱炭素化政策に関連して想定されているようだ。</p> <p>鉱業権はまだ存在しているため、その規制についてさらに説明することが有益である。例えば、鉱業開発のライセンスを発行するための手順と要件は何か、また、推薦資産又はそ</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>licences for mining exploitation, and whether there are still valid mining licences for exploitation within the nominated property or its buffer zone.</p> <p>Finally, the nomination dossier states that Golden Sado, the main mining rights holder, has agreed to remain non-operational; receiving a copy of such an agreement would be useful for the evaluation process.</p> <p>Reduction of the fragmentation of the series ICOMOS is grateful for the explanations presented in the additional information received in November 2023 about the rationale for delineating the boundaries of the sections of the water channels. Following the reception of the technical evaluation mission report and internal discussion, ICOMOS considers that such fragmentation would negatively impact the smaller components' capacity to reflect the proposed justification for inscription in a substantial and discernible way. Therefore, ICOMOS confirms its request made to the State Party in the October 2023 letter for additional information to explore ways to reduce the fragmentation of the nominated component parts and secure the integrity of the nominated series.</p> <p>We look forward to your responses to these points, which will greatly help our evaluation procedure.</p> <p>We would be grateful if you could provide ICOMOS and the World Heritage Centre with the above requested information by 28 February 2024 at the latest, the deadline set out in paragraph 148 of the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention concerning additional information on nominations to be received. Please note that any information submitted after this statutory deadline will not be considered by ICOMOS in its evaluation for the World Heritage Committee. It should be noted, however, that while ICOMOS will carefully consider any additional information submitted within the statutory deadline, it will not be possible to properly evaluate a completely revised nomination or a large amount of new information submitted at the last minute. ICOMOS would therefore be grateful if the State Party could keep its response concise and respond only to the above requests.</p> <p>We thank you for your support of the World Heritage Convention and the evaluation procedure.</p> <p>Yours faithfully,</p> <p>Gvewnaëlle Bourdin Director ICOMOS Evaluation Unit</p>	<p>の緩衝地帯内で採掘のための有効な鉱業ライセンスがまだあるかなどである。</p> <p>最後に、推薦書には、主要な鉱業権者であるゴールデン佐渡が引き続き操業しないことに同意したと記載されているが、この同意書のコピーなどをいただければ、評価プロセスに役立つものとなる。</p> <p>一連の資産の断片化の削減 イコモスは、2023年11月に受け取った追加情報に示された、水路部分の境界線の根拠に関する説明に感謝している。現地調査報告書確定と内部での議論を経て、イコモスは、そのような断片化により、小さな構成資産に悪影響を与え、記載のための価値証明を重要かつわかりやすい方法で示しづらくなると考える。したがって、イコモスは、2023年10月の書簡で締約国に対し、推薦構成資産の断片化を減らし、一連の資産の完全性を確保する方法を検討するための追加情報を求めたことを確認している。</p> <p>評価プロセスに大いに役立つと思われる、上記の点についてのご回答をお待ちしている。</p> <p>遅くとも追加情報に関する世界遺産条約履行のための作業指針第148段落に定められた期限である2024年2月28日までに、イコモスと世界遺産センターに、上記の要請情報を提供していただければ幸いです。この法定期限を過ぎて提出された情報は、イコモスによる世界遺産委員会の評価において考慮されないことに留意いただきたい。ただし、法定期限内に提出された追加情報は慎重に検討されるものの、大幅に修正された推薦書や、直前に大量の新しい情報をいただいてもイコモスは適切に評価できないことにご注意いただきたい。したがって、締約国においては、回答を簡潔に保ち、上記の要請にのみ応じていただければ幸いです。</p> <p>世界遺産条約と評価手続きへのご支援に感謝する。</p> <p>敬具</p> <p>グヴェナエル・ブルダン イコモス評価ユニット ディレクター</p>

②中間報告での追加情報の提出

(英文で提出。以下は新潟県が仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変)

※四角で囲われた箇所の質問番号は締約国がつけている。

1. 推薦資産及びその構成資産に関する追加情報

1-1 江戸時代に、どの方法が海外から持ち込まれ、どこから、どのように佐渡においてさらに発展していったか。

この点に関しては、全体の発展は推薦書に記載されている (2.b.2.3.1 生産技術 101-102 頁)。

本推薦資産における技術確立期においては、焼金法精錬 (17 世紀初め、移入元不明)、灰吹法精錬 (16 世紀後半、中国より) の 2 つのタイプが導入された。基本的な測量技術 (16 世紀、中国より朝鮮半島経由) も導入されている。その後も平板測量 (時期不明、オランダより) など鉱山に関する技術知識が持ち込まれた。

また、水車動力 (17 世紀初め、中国より朝鮮半島経由)、水銀アマルガム法精錬 (17 世紀初め、ポルトガルより) などといった技術がごく短期間試用されるものの、水銀の入手・水の確保の問題など生産材の不足によって定着しなかったものもある。推薦書に記載した通り、徳川幕府により厳格な鎖国政策が強化されたため、これらの新しい技術は来島した専門家によるものでなく、文書により持ち込まれた。さらに、一連の新しい知識はひとまとまりというよりも、断片的に取り入れられた。これらの状況のもと、新しい技術は選択的に導入され、佐渡でさらに発展を遂げた。

例えば、上記の平板測量技術は、円周 360 度や三角関数の概念を取り入れず導入され、480 方位羅針盤を活用した方位の精緻化によりさらなる発展を遂げた。このような正確性は南沢疎水道で見られる。加工方法に関しては、佐渡島の金山における発展は、新しい技術を取り入れるというよりも主に反復や効率化による精巧なものであり、高品質の金生産につながるものである。

1-2 江戸時代及び近代の金属鉱山の採掘パターンをより明確に説明できる地図資料を含めたさらなる情報 (採鉱および選鉱・製錬のための区域、近代に遡る推薦資産内の遺構を含む)。新しい採掘方法により以前からある鉱山使用の有形層にどのような変化が起こったのか。

西三川エリアは、江戸期以後の採掘活動はない。鶴子エリアでは、近代以降に数か所においてごく小規模な採掘活動が再度行われたが、考古学的な遺跡や地形にはほとんど影響はなかった。

相川エリアでは、主たる採掘域は江戸期と近代以降で大きく異なっていることが、絵図及び平面図などの史料に示されている。このため、江戸期の坑道は近代に入って再利用された一部を除いては、改変されることなく残存している。また再利用された箇所についても、幅の拡張などが行われたのみであり、江戸期の全体の坑道骨格は今なお残されている。[Fig.1, 2]

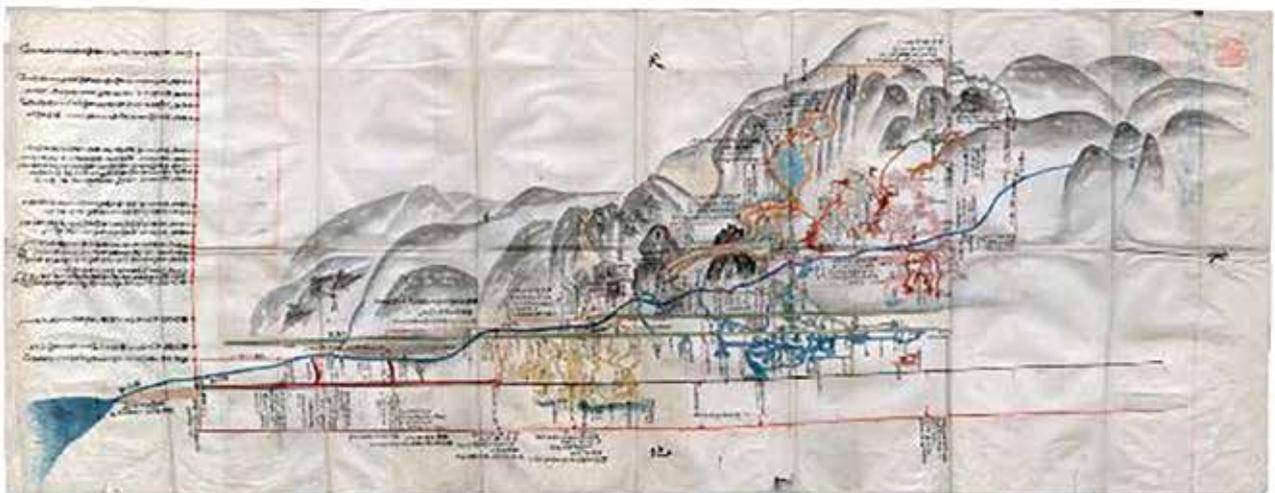


Fig.1 相川エリアの歴史絵図 (佐州相川惣銀山敷岡高下振矩絵図)

採掘に関する近代の建造物及び構造物については、北沢地区を除いて建築箇所が江戸期の採掘域と重なる部分はない。さらに、製錬や小判製造は島外で行われたため、大規模な加工施設は近代以降の佐渡にはなかった。加工のための大規模な施設の建設は限られており、江戸期の施設の考古学的遺跡は良好な状態で残っている [Fig.3]。

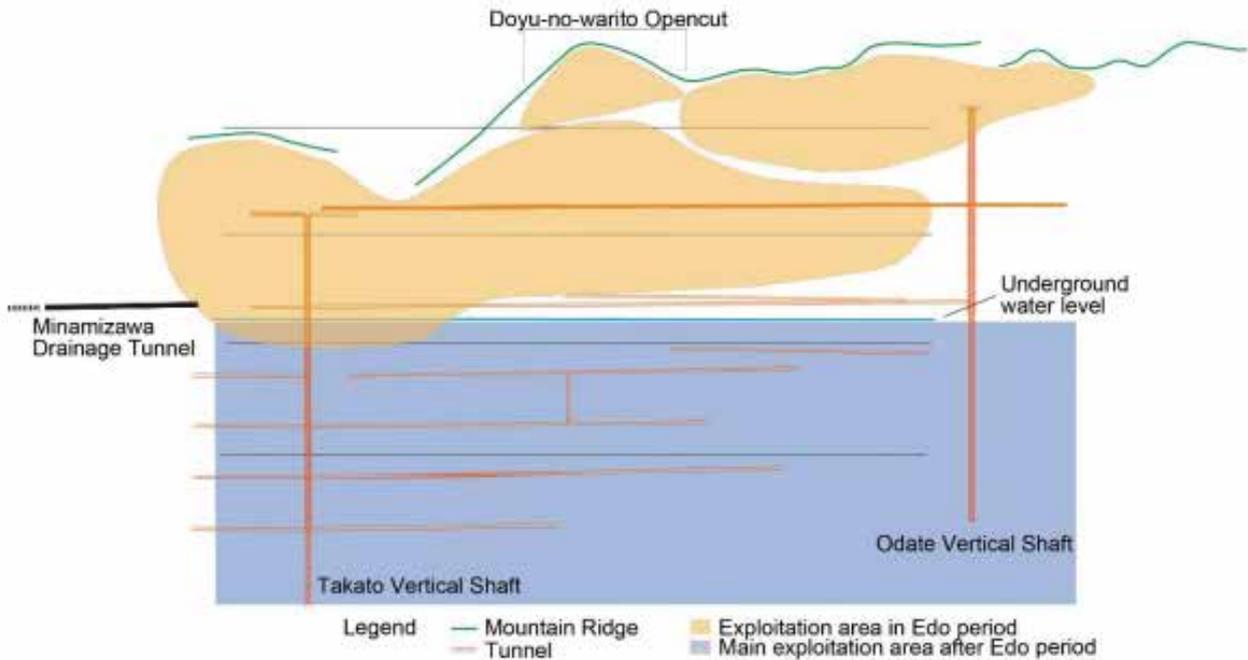


Fig.2 相川の採掘域（箇所）

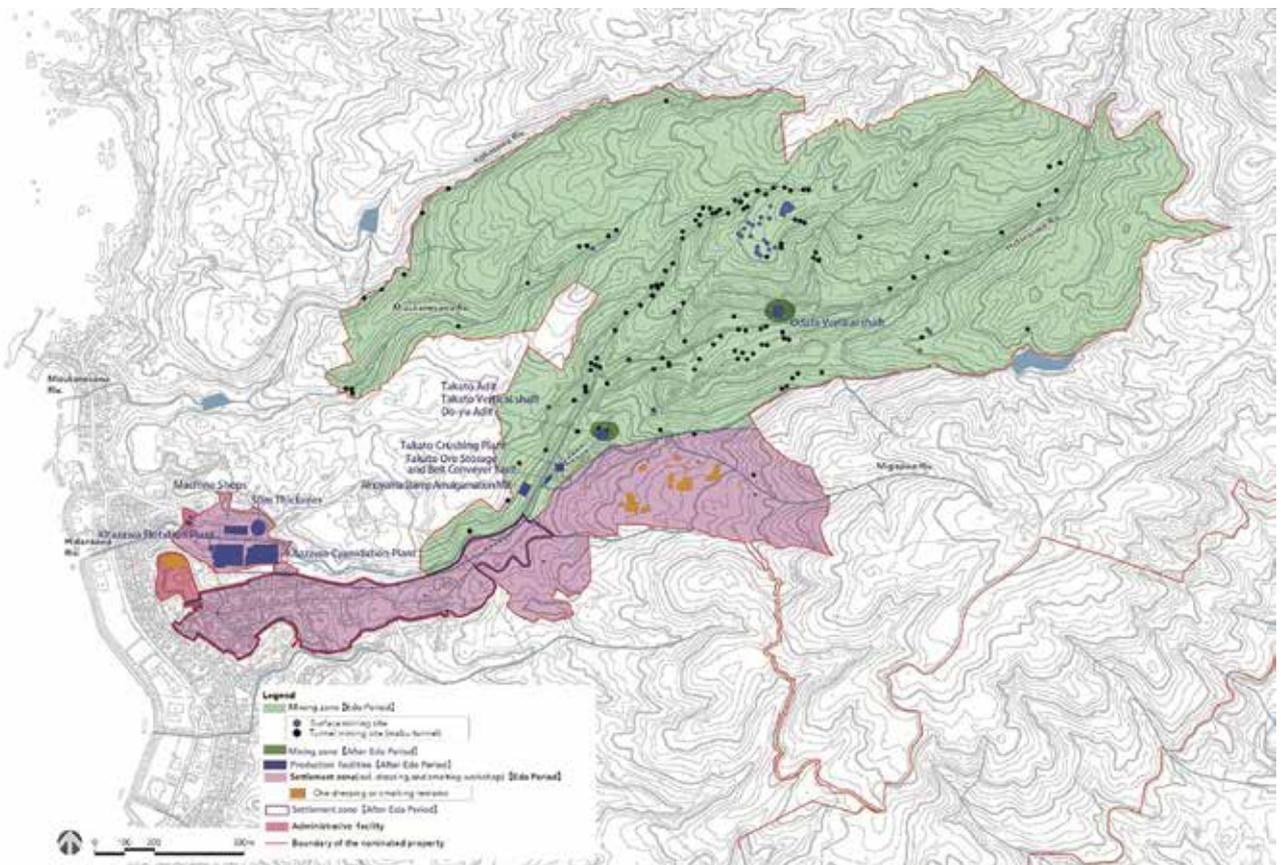


Fig.3 江戸期と近代における鉱山施設の配置

2. 推薦された構成資産の境界を画定根拠の明確化

2-1 イコモスは、これらの要素に関して、それらが徳川幕府時代の有形の特徴を有しているかどうか、それらが何であるか、またそれらが手工業の採掘システムの説明の枠組みの説明にどのように貢献し、記載のための価値証明を反映しているか、またはそれらが江戸時代より後の構造物や施設を含んでいるか、そしてその場合はそれらがどこにあるか、またそれらが選択された説明の枠組みにどのように寄与するかについてさらに知りたいと考える。

絵巻によれば、下山之神、坂下、北沢、弥十郎の各区は、16世紀後半から18世紀中頃にかけて「買石」（製錬業者）が集団居住し、製錬作業が行われていたことが知られている [Fig.4, 5]。非機械化時代の遺跡層からは石臼などの考古学遺物が出土しており、非機械化時代の遺物がある程度残っていると考えられる。これらは、相川上町の鉱山経営において、職種ごとの区分けがどのように行われていたかを示す証拠である。これに関連して、これら4つの区は推薦書(105～106頁)で説明されているように、潜在的なOUVに貢献しており、作業指針(段落100)に従って推薦資産区域に含まれている。

この地域は、佐渡市においても江戸時代より正確な情報を得ることが重要であると認識しており、今後この地域の考古学調査が優先的に進められることになる(3-3参照)。

地表には、旧シックナーや浮遊選鉱場、火力発電所の遺跡など、江戸時代以降の金生産に関係する要素があるが、それらは機械化されたのちに建設されているため、選択されたストーリーとは何ら関係がない [Fig.6, 7]。



Fig.4 18世紀の北沢（相川町絵図）



Fig.5 現在の北沢



Fig.6 北沢浮遊選鉱場の遺構

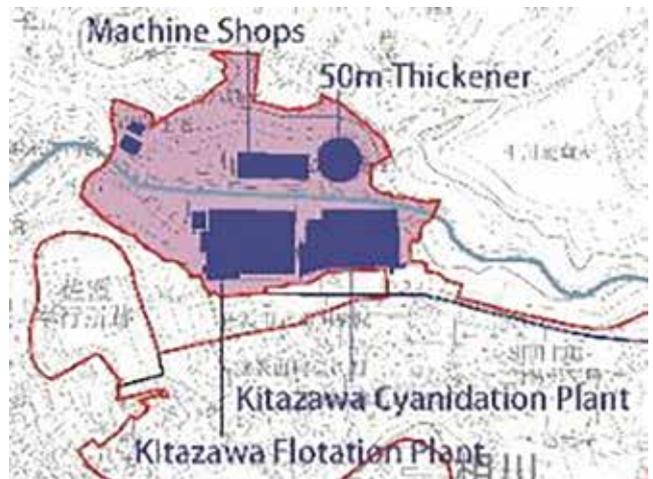


Fig.7 北沢の近代建造物

2-2 イコモスはまた、江戸時代に属さない他の構造物や要素が、推薦構成資産の境界内に含まれているかどうか、それらが何であるか、そしてそれらが江戸時代の採掘システムとどのような空間的関係にあるのかをさらに理解したい。

西三川エリアや鶴子エリアには、機械化後の金の生産に関わる要素はない。

相川エリアには、旧大立竪坑櫓 [Fig.8]、旧高任竪坑、高任粗砕場、高任貯鉱舎、旧道遊坑など機械化時代に建設された施設がいくつかある [Fig.3]。

大立竪坑や道遊坑には、非機械化時代の横坑の一部を掘った箇所がいくつかある。しかし、そのような箇所は、大切山間歩や道遊坑などの間歩坑道全体に比べれば極めて限定的であり、非機械化時代の間歩坑道の長さや採掘技術の理解に支障をきたすものではない。

高任地区の旧施設は、非機械化時代の考古学遺跡の上方の地表に位置しており、機械化された時代の要素と非機械化時代の遺跡との間に空間的な重なりはない [Fig.9]。



Fig.8 大立竪坑櫓

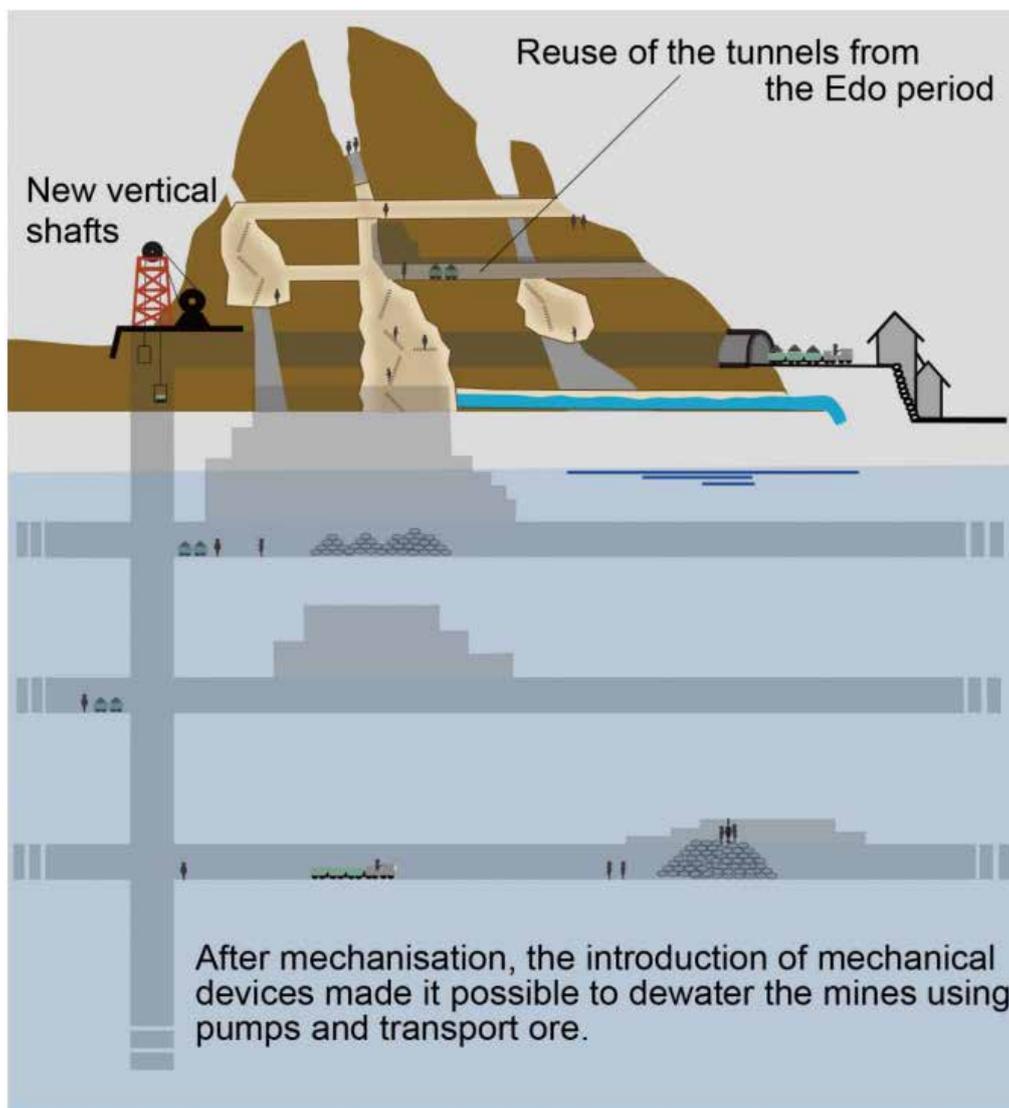


Fig.9 江戸時代の遺構と江戸時代より後の遺構の関係についての模式図

3. 考古学的調査を含む調査の状況

3-1 推薦構成資産内の他の遺跡について、どの程度の考古学的調査（発掘調査または非破壊的手法の適用）が実施されたか、また、推薦書に詳しく記載されていない他の採掘域または集落域について、どの程度の知識が培われたかについてのさらなる情報。

推薦エリアは広範囲に及ぶため考古学的調査の第一歩は、地形を正確に把握して分布調査を実施することである。そして、前述の調査や史料からの知見に基づいて、考古学的発掘調査が行われる。現在の各エリアにおける調査の進捗状況は以下の通りである。

> 西三川エリア

> 鉾山区域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 五社屋山の詳細地形測量
- 五社屋山・立残山における考古学的発掘調査

> 集落域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 金子勘三郎家の建築物精密調査
- 金子勘三郎家の考古学的発掘調査

> 鶴子エリア

> 鉾山区域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 屏風沢・仕出喜沢鉾山区域 3D レーザー測量

> 居住区域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 鶴子荒町遺跡の詳細地形測量
- 代官屋敷跡・鶴子荒町遺跡における考古学発掘調査
- 代官屋敷跡・鶴子荒町遺跡出土遺跡の成分分析

> 相川エリア

> 鉾山地区

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 大切山間歩・南沢疎水道の 3D レーザー測量

> 居住区域

- 上相川地区・上寺町地区の分布調査
- 上相川地区・佐渡奉行所跡発掘調査
- 相川上町地区数か所発掘調査
- 佐渡奉行所跡出土遺物の成分分析

3-2 採掘活動が自然や植生に及ぼす影響に関する研究が実施されたかどうか、またそれらの研究が、推薦された構成資産内での採掘活動の範囲を理解するために使用されたかどうか。

構成資産内には大規模な伐採の痕跡が物理的に存在しないことから、推薦資産の自然や植生は採掘活動によって大きく変化していないと考えられる。いくつかの歴史的な絵図はこの事実を裏付けている [Fig.10]。また、鉱山活動により植生が影響を受けていた地域も、現在ではほぼ全域において植生が回復している [Fig.11]。

採掘活動が自然や植生に及ぼす影響に関する詳細な研究は行われていないため、そのような情報は採掘活動の範囲を理解するために使用されていない。佐渡市は、さまざまな関係者と協力して、中期優先行動を通じてこうした側面を考慮していく。

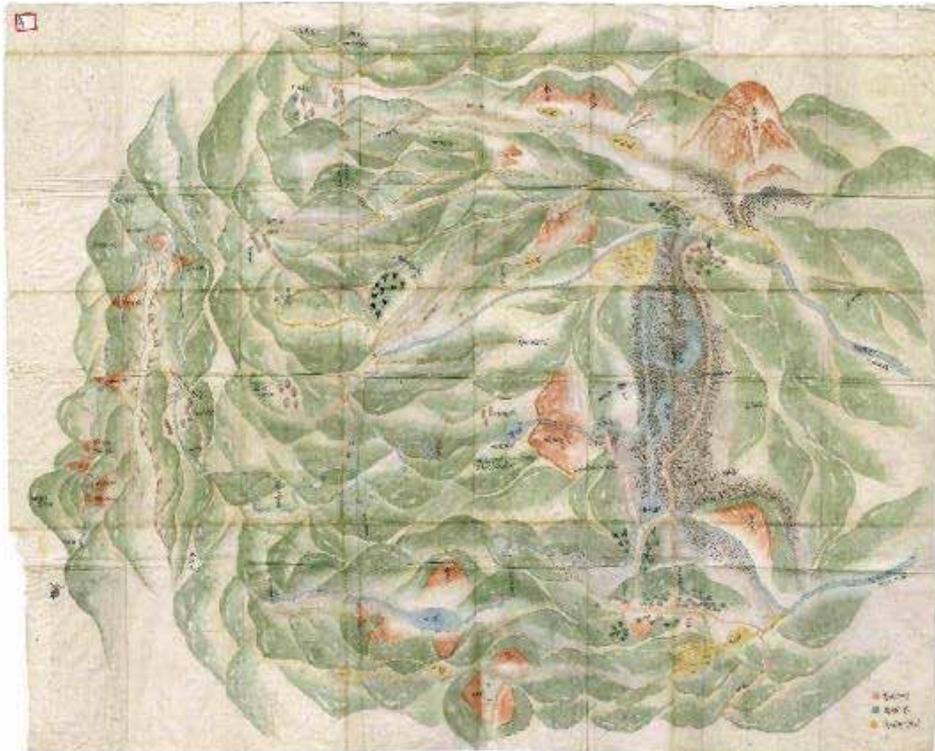


Fig.10 笹川村の絵図、赤く見える山は江戸時代に植生が失われた。(笹川金山絵図、18世紀後半)



Fig.11 笹川村及び周辺の山々の現況

3-3 実施の可能性がある考古学的調査戦略に関する追加情報と詳細。

「佐渡金銀山史跡保存管理計画第Ⅱ期」に基づき、考古学的調査を含む遺跡の保全・説明に必要な活動を列挙した [Fig.12]。

このような優先活動項目のうち、保全や説明の必要性を考慮し、今後5年間に以下の3地域における考古学調査が計画されている。

- 西三川エリアの金子勘三郎家：建築の保存工事に関連して必要な場合。
- 鶴子エリア百枚平地区：来訪者が露頭掘り跡の原形をより明確に理解するため。
- 相川エリアの上相川地区：古絵図や分布調査の知見をもとに、より正確な情報を得るために考古学的発掘調査を実施。

上記に加え、このエリアに関するより詳細な情報を取得する必要があることから、北沢地区における考古学的発掘調査を実施する (2-1 も参照)。

この計画は、予算の制約や資産に関して得られた新たな知識によって、必要に応じて調整される点にご注意いただきたい。

Area	Project	Fiscal Year (April - March)											
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
Nishimikawa	Kaneko Kanzaburo House												
	Gosyaya-yama												
Tsurushi	Local Magistrate's Office Site												
	Ootaki Mining Zone	Tunnel Survey											
	Tsurushi-Aramachi District												
	Hyakumaidaira Mining Zone												
Aikawa	Kami-Aikawa District												
	Kami-Teramachi District												
	Nishi-Ikari-machi and Tsurushi-michi Pass												

▲ Revision of the Plan

Area	Project	Fiscal Year (April - March)											
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
Nishimikawa	Kaneko Kanzaburo House	(c)											
	Gosyaya-yama												
Tsurushi	Local Magistrate's Office Site												
	Ootaki Mining Zone												
	Tsurushi-Aramachi District												
	Hyakumaidaira Mining Zone												
Aikawa	Kami-Aikawa District												
	Kami-Teramachi District												
	Nishi-Ikari-machi and Tsurushi-michi Pass												

▲ Revision of the Plan

- Excavation
- Interpretation
- Editing report
- Other activities
- Mentioned in the main text

- (a) Distribution Survey / Interpretation
- (b) Distribution Survey / Measurement
- (c) Excavation if needed adue to the conservation works of the architecture
- (d) Excavation / Interpretation

Fig.12 推薦資産における調査と説明活動 (2012-2033)

4 保護と管理

4-1 イコモスは、推薦された構成資産及びその緩衝地帯内の森林がすでに開墾され再植されているか、もし行われているならば、どこで、いつ、どのような植林や開墾の方法（伐採、皆伐など）が過去に採られたかについてのより正確な情報をいただきたいと考えている。そのような情報はすでに開墾や再植林が行われた森林の範囲を示す地図により有効に補足されるかもしれない。

3-2 で述べられているように、非機械化時代の森林の状態は採掘活動によって大きく変化することはなかった。鶴子エリアにおける採掘域や居住域の跡地には、人々が居住地としての使用をやめた後、建築用木材を得るために、日本杉や赤松が植樹された。その結果、現在の森林が形成された [Fig.13, 14]。

地域の森林計画や国有林の行動計画によると、木材はすでに使用されておらず、木材の価格が伐採費用の価格より下回っていたため、推薦資産内では現段階で大規模な開墾や再植林の計画はない。よって、安全のために枯れ木や倒木を解放伐採するといった小規模な管理活動のみが見込まれている。

推薦書の 185 頁で触れられている「政府による公有林における植林地域」で、当初は一部において材木生産のために森林伐採の計画があったが、該当の森林も現在は文化財保護法のもと厳格に管理されている。法律では、大きな伐採が計画された場合でも、文化庁長官の許可が必要となる。長官は、推薦資産の価値に悪影響を及ぼす可能性のある行為を決して許可しない。

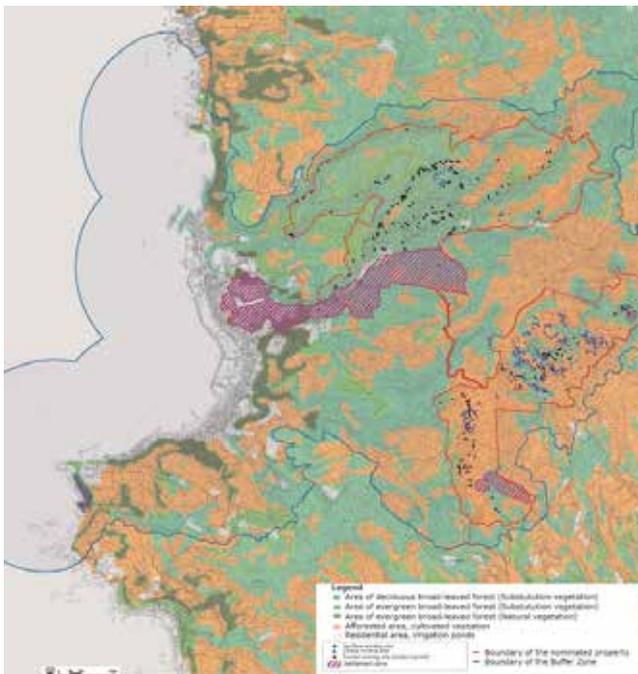


Fig.14 相川鶴子エリア 現在の植生区域地図

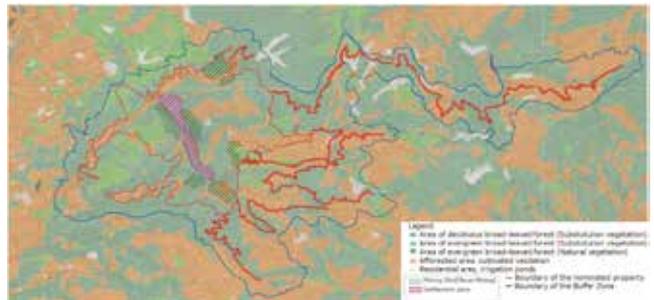


Fig.13 西三川 現在の植生区域地図

4-2 イコモスは、周辺環境で実施される可能性のある保護メカニズムについてさらに明確にしてほしいと思う。推薦資産に悪影響を与える可能性のある開発活動が緩衝地帯の外で行われる場合、そのような悪影響の発生を防ぐメカニズムは何か。

現時点では、推薦書類の184～185頁に記載されているものを除いて、大規模な開発プロジェクトの計画はない。推薦資産に悪影響を与える可能性のある開発事業が計画されている場合には、包括的保存管理計画の95～97頁に記載されている遺産影響評価が必要となる。

陸上では、緩衝地帯外を含む佐渡島全域に景観法に基づく景観計画が適用されている。10mを超える建物の建築、10mを超える塔の設置、高さ1.5m以上かつ幅10mを超える柵の設置、1,000m²を超える木の伐採などの行為をしようとするときは、実施前に佐渡市への届出が必要である。

開発に関しては、建設位置（建物を道路からできるだけ離れた場所に配置すること）、植生（道路と建物の敷地の境界に植栽を行うこと）、建物の高さ（建物の高さは13m以下、構造物の場合は1.5m以下）、建物の外観などに使用されている色や素材など、さまざまな規定がある。

有識者で構成する佐渡市景観審議会は、関連の開発計画が規定に適合しているかどうかの助言を行う。計画が規定に適合しない場合、佐渡市長は開発者に対して規定に適合するよう指導、助言、勧告又は命令する。市長は景観計画に基づき、不適切な開発事業を回避するよう管理する。

4-3 これは、洋上風力発電所による潜在的な視覚的影響を軽減するためにイコモスが拡張を提案する海洋緩衝地帯にとって特に重要であり、その開発は、実施されている脱炭素化政策に関連し想定されているようだ。

洋上風力発電の建設については、関連した法的枠組みに基づき、新潟県知事や佐渡市長の判断が必要となる。

本推薦資産のOUV保護の重要性を考慮し、新潟県知事と佐渡市長は、推薦資産に悪影響を与える可能性のある洋上風力発電などの開発行為などは決して推進しない。

また、本推薦資産周辺海域における関連規制の重要性を鑑み、保護措置を一層強化していくために、必要に応じて緩衝地帯の拡大も検討する。

4-4 鉱業権はまだ存在しているため、その規制についてさらに明確にすることは有益である。たとえば鉱業開発のライセンスを発行するための手順と要件は何か。また推薦資産やその緩衝地帯内で採掘のための有効な鉱業権が存在するかどうか。

鉱業権は、1950年に制定された鉱業法に定められている。鉱業権を取得しようとする者は、鉱業実施計画等の必要書類を添えて、経済産業大臣に許可申請を行う必要がある。大臣は、申請者が財政的、技術的観点から採掘を継続できると考えられること、社会的信用があること、以前に鉱業権を剥奪された経験がないことなど、鉱山法に記載されているいくつかの基準を満たしている場合に、鉱業権を付与するものとしている。株式会社ゴールデン佐渡は、推薦資産及び緩衝地帯内で有効な鉱業権を承継した。

鉱業行動計画には、鉱害を回避するための措置を含める必要がある。この計画に基づき、株式会社ゴールデン佐渡は、採掘場の安全管理や鉱山水を中和して排水するなどの義務を履行している。

つまり、鉱業権には鉱害を回避するために必要な措置を採掘者が確保する義務が含まれている。

4-5 最後に、推薦書には、主要な鉱業権者であるゴールデン佐渡が採掘しないことに同意したと記載されている。このような同意書の写しがあれば、評価プロセスに役立つ。

推薦書の182~183頁で明確に説明されているように、株式会社ゴールデン佐渡は採掘活動を再開するつもりはない。

また、推薦資産は文化財保護法に基づく史跡に指定されており、厳しい規制が機能している。ゴールデン佐渡は、指定により鉱業権も制限されることを明確に理解した上で、同法に基づく史跡指定に書面で同意した。同意書は、この制限が鉱業権に関しても有効であることを明示している [Fig.15, 16]。たとえ採掘を再開するとしても、史跡の改変には同法に基づく文化庁長官の許可が必要となり、OUVの保護を主に考慮して判断されることになる。

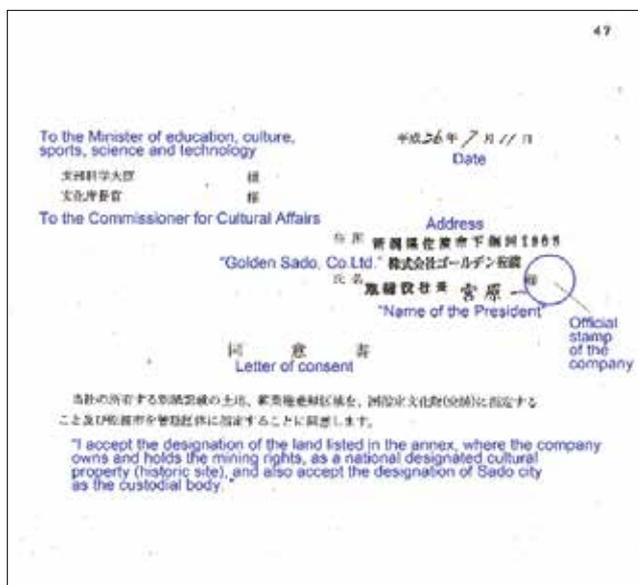


Fig.15 史跡指定の同意書（1頁）

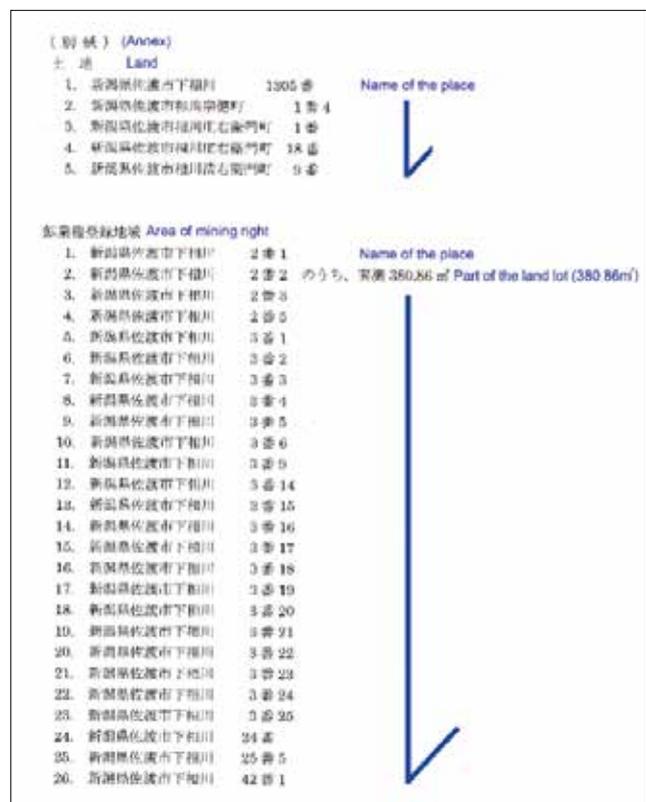


Fig.16 史跡指定の同意書（2頁）

5 一連の資産の断片化の削減

イコモスは、2023年10月の書簡で締約国に対し、推薦された構成資産の断片化を減らし、推薦資産の完全性を確保する方法を検討するための追加情報を求めたことを確認した。

推薦書および2023年11月に提出された追加情報で説明されているように、推薦された構成資産の境界は、作業指針に沿った物的証拠が有無に基づいて線引きされる。

しかしながら、イコモスとの対話で指摘された点を慎重に考慮し、推薦された構成資産の断片化を軽減し、推薦資産の完全性を確保するため、西三川エリアの構成資産の境界を変更することを決定した。すべての水路は繋げられ、1つの構成資産に統合されている [Fig.17]。新たに構成資産に追加された水路部分については、過去の水路の存在を示す古絵図や現地籍図を用いて、等高線などの地形に基づいて丁寧に境界を描いている。西三川地域の緩衝地帯の外側の輪郭に変更はない。前回の追加情報でも述べた通り、追加部分を含む水路はすべて重要な文化的景観として法的に保護されている。より正確には、水路内での現状変更については、水路の状況に応じて、土地所有者の事前届出や佐渡市による定期的なモニタリングなどで察知することにより、規制されることになる。

この変更により、構成資産 002 ~ 020 は構成資産 001 に統合され、構成資産 021 と 022 はそれぞれ 002 と 003 に変更される。修正後の推薦資産及び緩衝地帯の面積は以下のとおりである。

改訂された推薦書の表 1-1 (2頁)

ID	Name of the Component part	Region /District	Coordinates of the central point		Area of nominated component Part (ha)	Area of the Buffer Zone (ha)	Map No.
			Latitude	Longitude			
001	Nishimikawa Placer Gold Mine	Nishimikawa Area	N37° 54' 35"	E 138° 19' 31"	294.9	574.4	(Revised)
002	Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine - Aikawa area	Aikawa-Tsurushi Area	N38° 02' 27"	E 138° 15' 28"	289.2	886.2	Fig. 1-7 Fig. 1-8 Fig. 1-9
003	Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine - Tsurushi area		N38° 01' 34"	E 138° 15' 57"	173.3		
Total area (in hectares)					757.4	1460.6	

改訂された推薦書の表 1-3 (4頁)

Nominated property (ha)	757.4
Buffer zone (ha)	1,460.6
Total (ha)	2,218.0

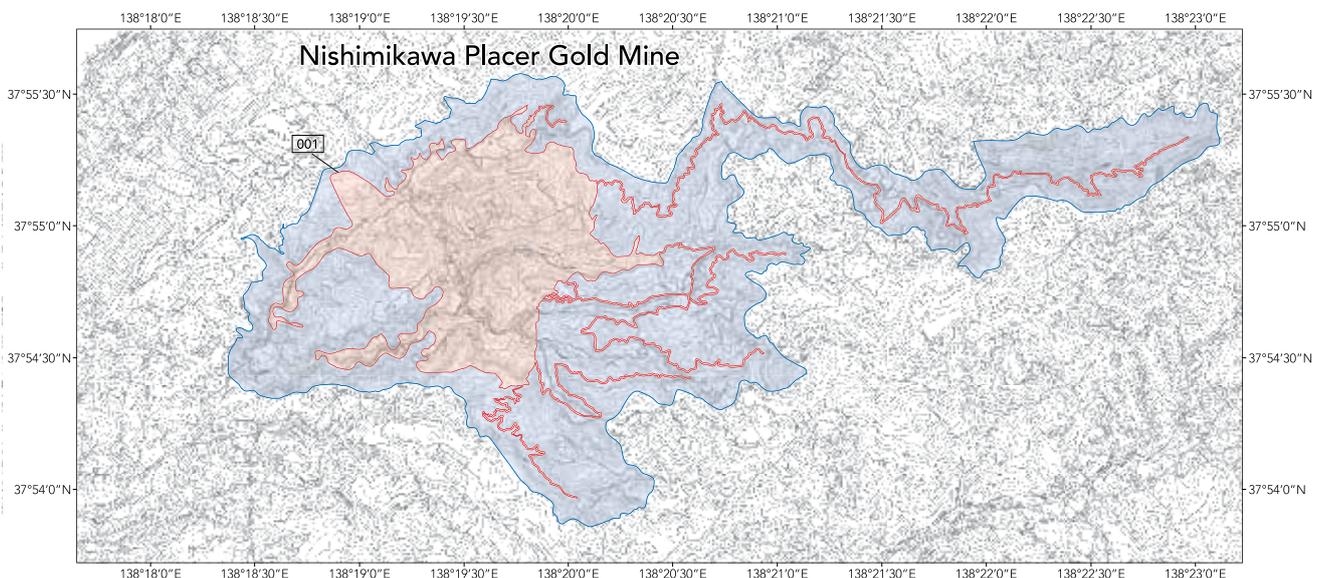


Fig.17 西三川エリア構成資産改訂図 (構成資産 001)

3 構成資産の保全に向けた取組

1) 国文化財への指定・選定

世界遺産の登録に向けた条件の1つとして、国内法による構成資産の保護が挙げられる。資産の一部は、世界遺産登録に向けた活動開始以前の1994（平成6）年に国史跡佐渡金山遺跡として指定されていたが、資産の万全な保護措置を行うため、資産となる史跡や文化的景観の調査を進め、国文化財への指定・選定を行ったことで、完全性の向上が図られた。以下に、構成資産に関わる国文化財の指定・選定の経過について記す。

表 構成資産及び関連遺跡の国指定・選定一覧

指定年月日	指定・選定名称	内容
1994（平成6）年 3月31日	佐渡金山遺跡	「史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書」を刊行。
1994（平成6）年 5月24日	佐渡金山遺跡	佐渡金山遺跡として、以下の7件が史跡に指定される。 (1) 道遊の割戸：江戸時代初期に採掘された大規模な露頭掘り跡。 (2) 宗太夫間歩：江戸時代初期に採掘された大型坑道の1つで、斜坑道の典型的な形態を残す。 (3) 南沢疎水道：江戸時代に開削された排水専用の坑道。 (4) 佐渡奉行所跡：江戸時代に佐渡一国の行政・司法と鉱山管理を担った管理施設跡で、敷地内に寄勝場とよばれる鉱山の工場群を併設。 (5) 大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔：江戸時代初期の佐渡代官に関係する石造物。 (6) 鐘楼：江戸時代に時鐘として使用された木造の鐘楼。 (7) 御料局佐渡支庁跡：明治時代に建設された鉱山の管理施設。現在、相川郷土博物館として使用。
2009（平成21）年 7月23日	佐渡金山遺跡 (吹上海岸石切場跡)	吹上海岸石切場跡が史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。
2010（平成22）年 2月22日	佐渡金山遺跡 (南沢疎水道)	南沢疎水道の一部が史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。(このほか大立地区・北沢地区などの近代遺跡を追加指定)。
2011（平成23）年 1月23日	佐渡金山遺跡	佐渡市が史跡佐渡金山遺跡の管理団体に指定される。
2011（平成23）年 2月7日	佐渡金山遺跡→佐渡 金銀山遺跡 (鶴子銀山跡)	鶴子銀山跡が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。また、同遺跡の追加指定により、史跡名称を「佐渡金山遺跡」から「佐渡金銀山遺跡」に変更する。 ・鶴子銀山跡：16世紀から20世紀の鉱脈鉱床の採掘遺構や集落跡・管理施設跡が残る鶴子銀山跡を追加指定。
2011（平成23）年 3月	佐渡西三川の砂金山 由来の農山村景観	西三川地区の重要文化的景観選定に向け、文化的景観保存計画を策定する。
2011（平成23）年 9月21日	佐渡西三川の砂金山 由来の農山村景観	佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観が重要文化的景観に選定される。 ・佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観：砂金採掘によって形成された独特な地形や閉山後に鉱業から農林業へ生業を転換し、鉱山技術を応用した農地開発などの土地利用の変遷を示す文化的景観が残る。
2012（平成24）年 1月24日	佐渡金銀山遺跡 (鶴子銀山跡)	鶴子銀山跡の一部が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される (このほかに片辺・鹿野浦海岸石切場跡を追加指定)。
2012（平成24）年 3月	佐渡金銀山遺跡	史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画第I期を策定する。
2013（平成25）年 3月27日	佐渡金銀山遺跡 (上相川地区)	上相川地区が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・上相川地区：江戸時代に形成された相川金銀山の鉱山集落跡。造成されたテラス群や道路跡、石垣・石積、寺社跡などが残る。
2014（平成26）年 10月6日	佐渡金銀山遺跡 (上寺町地区)	上寺町地区が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・上寺町地区：江戸時代に形成された寺町の1つで、斜面を造成した平坦地群に寺跡や石造物などが残る。

指定年月日	指定・選定名称	内容
2015（平成27）年 3月10日	佐渡金銀山遺跡 （相川金銀山跡）	相川金銀山跡が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・相川金銀山跡：16世紀末から1989年までの長期間にわたって採掘が行われた佐渡を代表する鉱山遺跡。鉱脈鉱床の採掘遺構が残る。
2015（平成27）年 10月7日	佐渡金銀山遺跡 （西三川砂金山跡）	西三川砂金山跡が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・西三川砂金山跡：砂金堆積鉱床を採掘した「大流し」に関わる遺構や金子勘三郎家住宅、大山祇神社などが残る（このほか、近代遺跡の大間地区や戸地地区の追加指定含む）。
2015（平成27）年 3月	佐渡相川の鉱山及び 鉱山町の文化的景観	相川地区の重要文化的景観選定に向け、文化的景観保存計画を策定する。
2015（平成27）年 10月7日	佐渡相川の鉱山及び 鉱山町の文化的景観	佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観が、重要文化的景観に選定される。 ・佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観：鉱山地区の生産機能、上町地区の居住・行政機能、下町地区の流通・行政機能が、金銀採掘の盛衰に伴い、動的な関係を構築しつつ展開してきた相川の歴史の変遷を示す文化的景観が残る。
2015（平成27）年 10月11日	佐渡金銀山遺跡 （西三川砂金山跡・大間地区・戸地地区）	西三川砂金山跡・大間地区・戸地地区が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。
2016（平成28）年 3月	佐渡金銀山遺跡	史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画書第Ⅱ期を策定する。
2020（令和2）年 3月	佐渡金銀山遺跡	史跡佐渡金銀山遺跡の整備基本計画書を策定する。
	佐渡相川の鉱山及び 鉱山町の文化的景観	佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の文化的景観整備計画書を策定する。
2021（令和3）年 10月11日	佐渡金銀山遺跡 （西五十里道・鶴子道）	西五十里道と鶴子道が史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。 ・西五十里道・鶴子道：鶴子銀山と相川金銀山をつなぐ峠道の1つ。道路遺構が残るほか、道路脇には江戸時代の石祠や塚跡などが残る。
2023（令和5）年 9月28日	佐渡西三川の砂金山 由来の農山村景観	佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観に関わる砂金山導水路を含む範囲が追加選定される。 ・佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観：西三川砂金山における大流しで使用された導水路跡（金山江・筑後江など）を重要な構成要素とし、選定範囲を拡大。

2) 緩衝地帯の設定・周辺環境の保全への取組

a) 緩衝地帯の設定

構成資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを防ぎ、資産の周辺環境との良好な景観の形成・維持を図るため、以下の点を考慮して資産の周囲に緩衝地帯を設定している。

- ・資産からの眺望を保全する観点で、資産から見える景観を含み、尾根や地形の転換点など自然地形を考慮して範囲を設定する。
- ・資産の価値の保護と周辺環境の保全を十分に可能とし、点在する要素の一体性を確保できる範囲。

各鉱山の緩衝地帯の詳細は、以下のとおりである

①西三川砂金山

緩衝地帯の範囲は、資産の周辺環境、資産への良好な眺望、資産の要素である史跡及び集落からの眺望を

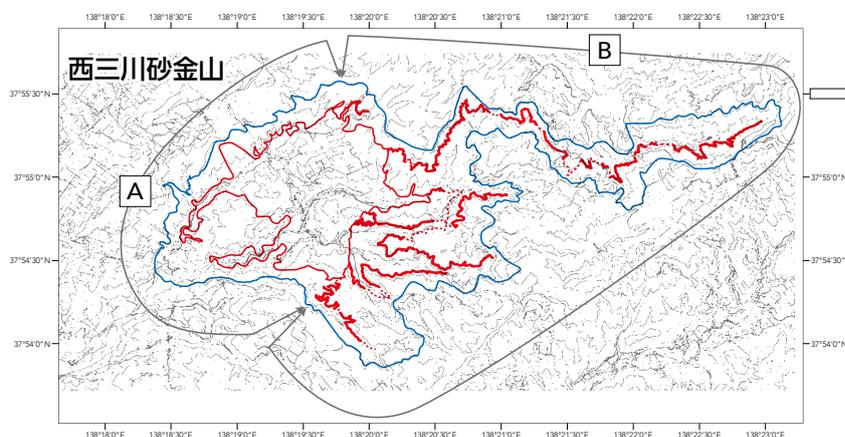


図 西三川砂金山 緩衝地帯設定図

保全するために必要な範囲及び西三川砂金山と一体となった山林・農村景観の維持向上を図る範囲を基本とする。

西部：集落地域の周囲に分布する砂金採掘跡に隣接し、これらの要素と一体となった山林・農地の環境及び景観を保全するため、集落地域内から眺望可能な山の稜線及び農地の視認が可能な西三川川と笹川川の合流点までを範囲とする。

東部：採掘・選鉱に係る砂金山跡と、そこに水を運ぶ導水路に隣接する範囲とする。これらの要素及び要素と連続して広がる山林・農地の自然環境や景観を保全するため、要素からの眺望と要素への眺望の保全に十分な範囲とする。

②相川鶴子金銀山

緩衝地帯の範囲は、資産を構成する史跡・施設・まちなみを保全するために必要な範囲及び相川鶴子金銀山と一体をなす山林・農地・まちなみ・海岸景観の維持向上を図る範囲を基本とする。

西部：資産と一体的に保全する必要があるまちなみ、資産の周辺環境の保全及び資産と連続して広がる海岸景観の保全のため、資産からの眺望が可能な範囲のうち、海岸線から沖合の深度 250 m を目安に、海底地形のラインに沿った範囲としている。海上の緩衝地帯設定については、将来的に洋上風力発電の設置により景観を阻害する要因を規制することを目的とする。

北部：採掘・選鉱に係る史跡や施設などを含む金銀鉱山地域が良好に残っていることから、資産及び資産と連続して広がる山林環境と景観保全のため、資産を含む斜面及び山の稜線、資産から容易に眺望可能な海岸段丘端までを範囲とする。

東部：鶴子银山には鉱山地域をはじめとする史跡が良好に遺存していることから、資産及び資産と連続して広がる山林、農地景観保全のため、資産及び広域林道国仲北線から容易に眺望可能な地形変換点までを範囲とする。

南部：「相川上町地区」から南部へと続く山林・農地・まちなみ、資産から南部への景観の環境保全のため、春日埼から眺望可能な相川市街地、及び佐渡奉行所跡から眺望可能な海岸段丘面までを範囲とする。

b) 周辺環境の保全への取組（緩衝地帯の保全）

緩衝地帯の保全にあたっては、文化財保護法、景観法、屋外広告物条例、森林法などの法律及びこれらの法律に基づいて定められた条例や関連諸計画を適用し、建築物又は工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採などの行為に対して規制を設けている。

景観法では、届出の対象となる行為を行う場合、着手の 30 日前までに届出を定めている。景観法に基づき、佐渡市が制定した景観条例・景観計画では、世界文化遺産の資産及び緩衝地帯を「景観特別区域」として位置付け、一定規模を超える建築物・工作物の新築や増改築、土地の形質変更、木竹の伐採行為などに対し、届出の前に文化財保護部局と事前協議を行う制度を設けている。また、佐渡市は建築物・工作物の高さ・色彩・形態・意匠や、屋外広告物、木竹の伐採などについて景観形成基準を設定し、事業主体との事前協議の中で、届出行為が景観の保全に影響を及ぼさぬよう誘導している。

c) 佐渡市景観計画の策定

佐渡市では、景観法に基づき市の自然・歴史文化などの様々な資産を守り、育て、伝え、佐渡島の魅力を

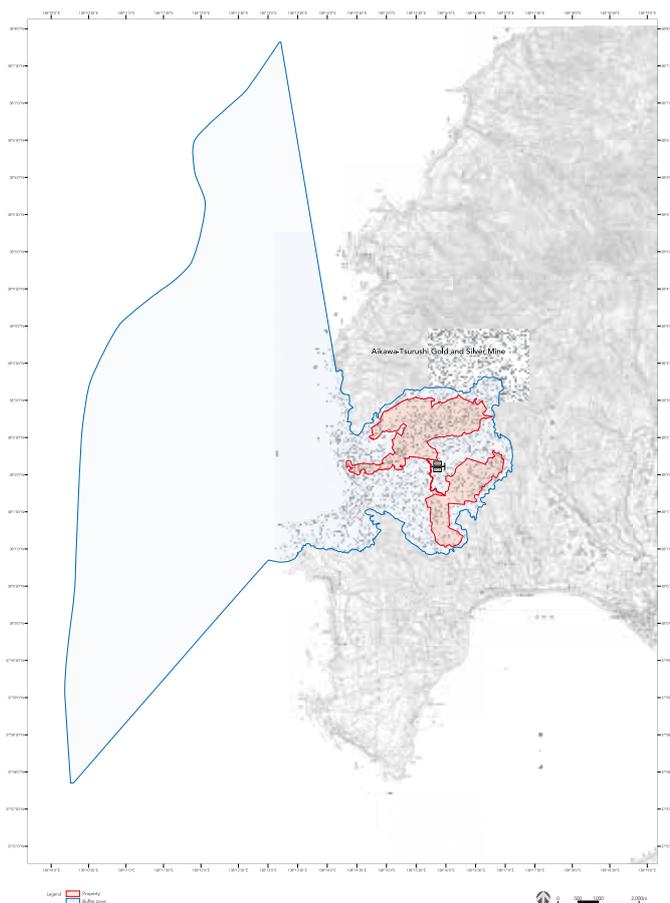


図 相川鶴子金銀山 緩衝地帯設定図

より高めながら市民が誇りを持って景観形成を推進することを目的として、2010（平成22）年1月に佐渡市全域を対象とした佐渡市景観計画を策定した。本計画は佐渡市全域を景観計画区域に指定し、地勢に合わせて6区域と特別区域に分類、それぞれの区域の実情に合わせて構造物の基準及び行為の制限・届出を義務付けたものであった。西三川川の中流域から下流域にかけての一角が特別区域とされた。2016（平成28）年8月には相川市街地や西三川砂金山の緩衝地帯予定地が特別区域として範囲拡大または新規追加され、2023（令和5）年6月には西三川地区の重要な文化的景観の選定に向けて、特別区域の内容変更を行った。

表 資産及び緩衝地帯内における法令・規制

法令・規制	規制範囲	許可/届出等	許可主体/届出先	規制の対象となる行為	罰則	資産への適用状況		
						西三川砂金山	相川鶴子金銀山	
文化財保護法	史跡	—	—	・滅失、毀損又は衰亡	懲役、禁錮又は罰金	●	●	
		届出	国（文化庁）	・滅失、毀損又は衰亡	—			
	許可	国（文化庁）	・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	罰金、過料				
重要文化的景観	届出	国（文化庁）	国（文化庁）	・滅失、毀損又は衰亡 ・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為 ・不適切な管理	過料	●	●	
				景観特別区域	届出	佐渡市	・一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築・改築 ・外観の修繕などや色彩の変更 ・木竹植栽又は伐採 ・屋外における物の集積 ・土地の形質の変更 ・水面の埋め立て又は干拓 ・自動販売機の設置	懲役又は罰金、過料
屋外広告物法	佐渡市景観条例 広佐渡市条例 屋外	禁止区域	許可	佐渡市	・広告物の表示 ・広告物を掲出する物件の設置	罰金	●	●
森林法	保安林	許可	国（農林水産省）	・立木の伐採 ・土地の形質の変更	懲役又は罰金	○	○	
		届出	新潟県	・1haを超える開発行為（林地開発許可） ・地域森林計画区域での立木の伐採	懲役又は罰金	○	○	

凡例
●は基本的な法令・規則など
○は増補的な法令・規則など

また、2024（令和6）年のイコ

モス勧告において「構成資産「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯を沖合に拡張させること」が提示された。同地の緩衝地帯は、開発行為等を考慮して推薦時に沖合1kmとして境界を設定していたが、イコモス勧告を踏まえつつ、資産の保護と緩衝地帯の保全に万全を期すため、同年7月12日に市の景観計画を改定し、構成資産西端に位置し、構成要素となっている佐渡奉行所跡より、南北の視界が稜線で切れるラインと洋上風力発電施設を設置可能性を考慮した水深250mの地形ラインを結ぶ範囲に沖合の緩衝地帯を拡張している。

世界遺産登録後、資産の価値に影響を及ぼす事業に対し、遺産影響評価（HIA）を実施する。遺産影響評価は、構成資産及び緩衝地帯で計画された事業を対象として、新潟県及び佐渡市が設置する新潟県世界遺産会議が取りまとめを行う。

遺産影響評価の実施プロセスとしては、対象となる事業の主体者が資産の価値などへの影響を特定し、評価をしたうえで、新潟県世界遺産会議がその事業を評価し、資産の価値への影響が許容範囲を超え可能性がある事業について、文化庁や専門家の指導・助言を得ながら、資産などへの影響の緩和や事業の中止を含めた協議・調整を行うこととしている。

d) 景観誘導の事例

佐渡市では、良好な景観保全を図るため人々の生活のために必要な公共工事については、事業主体者との事前協議や佐渡市専門家会議での検討に加え、住民への説明会等で理解を得るなどして、景観を阻害しないような工法に変更している。これまでの取組に関わる具体例は以下のとおりである。

- ①相川金銀山の緩衝地帯内となる相川の海岸線における高潮対策事業について、景観への配慮から消波ブロック設置から離岸堤設置へ変更した。
- ②相川金銀山の緩衝地帯範囲内となる場所での砂防ダム（土石流対策事業）の建設位置について、景観への配慮から目立たない場所へ位置を変更した。
- ③西三川地区の資産・緩衝地帯となる場所での県道・市道の拡幅工事について、道路法線や道路構造物を景観に配慮したものに変更した。
- ④西三川地区の資産・緩衝地帯となる場所での農業用パイプライン事業について、河川部分に設置を予定していたパイプラインを地下埋設に変更した。

また、緩衝地帯内の歴史的に重要な個人住宅については、文化財保護法で保護を図ると共に、計画段階から専門家の指導・助言を得ながら、景観に配慮した修理へと誘導し、国・県・市から補助金を交付している。その他の個人住宅についても景観形成基準に基づいた修理・修景に誘導することとし、築50年以上の歴史的建造物に対して市単独の補助制度に基づき補助金を交付している。

4 支援体制の構築

1) 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議

a) 趣旨と設立の経緯

佐渡金銀山の世界文化遺産登録の早期実現と将来にわたる価値の継承を期し、官民一体となって県民運動を展開していくため、当時の新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟会長・中野洸氏の宣言により2014（平成26）年2月に発足した。

b) 会の性格

次の活動方針に賛同する会員が、可能な範囲で自主的な取組を行う緩やかな連合組織とし、入会や活動に当たっての会費の負担はない。

c) 組織

共同代表

新潟県知事、佐渡市長、新潟県商工会議所連合会会長、新潟県商工会連合会会長、新潟県中小企業団体中央会会長、新潟経済同友会筆頭代表幹事、新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟会長、佐渡市世界遺産登録推進議員連盟会長、新潟県観光協会会長、新潟大学学長

顧問

新潟県選出国會議員

参与

新潟市長、長岡市長、上越市長、出雲崎町長、新潟市ユネスコ協会会長、佐渡汽船株式会社代表取締役社長、新潟交通株式会社代表取締役社長、東日本旅客鉄道株式会社執行役員新潟支社長、新潟日报社代表取締役社長、毎日新聞新潟支局長、読売新聞新潟支局長、産経新聞新潟支局長、共同通信社新潟支局長、時事通信社新潟支局長、日刊工業新聞社新潟支局長、日本放送協会新潟放送局長、株式会社新潟放送代表取締役社長、株式会社NST新潟総合テレビ代表取締役社長、株式会社テレビ新潟放送網代表取締役社長、株式会社新潟テレビ21代表取締役社長、株式会社エフエムラジオ新潟代表取締役社長、株式会社ゴールデン佐渡取締役社長、新潟県小学校長会会長、新潟県中学校長会会長、新潟県高等学校長協会会長、新潟県特別支援学校長会会長、新潟県私立中学高等学校協会会長、新潟県専門学校協会会長

会員（2024（令和6）年6月現在：1,464団体）

県、市町村、議会、教育委員会、観光協会、商工会議所、商工会、経済同友会、商店街振興組合、農業協同組合、大学、県人会、NPO、佐渡を世界遺産にする会等の民間団体、マスコミ、企業、郵便局等

※法人格の有無は問わない。また、原則として個人は対象としない。

d) 活動内容

活動方針

- ・佐渡金銀山世界文化遺産登録推進に賛同している旨、広く表出するよう努めること（世界遺産登録応援メッセージ募集活動、業務用名刺、封筒等へのロゴマーク等の掲載、HPへのリンク、業務用車へのステッカー貼付等）
- ・佐渡金銀山の価値周知に努めること（啓発ポスター掲出、講演会の開催等）
- ・佐渡金銀山の価値保全に努めること（草刈り、清掃、植樹等）
- ・上記取組が全国・海外に波及するよう努めること（新潟支店→本社→全国各支店等の流れで取り組む）

総会

年1回4～6月に総会を開催し、世界遺産登録の早期実現に関する決議の採択、記念講演、世界遺産登録に向けた現状の報告、会員の活動報告などを実施している（開催実績は別表参照）。

署名活動

- ・趣旨：世界遺産登録の実現を目指し、ユネスコへの早期の推薦実現を求めため地元の熱意を政府にアピールする。
- ・実施期間：2019（平成31）年1月8日（火）に活動開始（署名活動は推薦実現まで継続）
- ・署名数：2022（令和4）年2月1日509,220筆
 ※約50万筆に達した署名簿（493,060筆）を2020（令和2）年1月20日に菅官房長官他に提出
 ※2022（令和4）年2月1日にユネスコへの推薦が決定したため、署名活動終了



第1回総会（平成27年度）の開催



ポスターコンクール表彰式

表 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会の記録

佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議 発足セレモニー	
期 日	2014（平成26）年2月9日（日）13:00～15:30
会 場	ANAクラウンプラザホテル新潟 芙蓉
参集者数	614名
内 容	県民会議発足式、ビデオメッセージ：小林 幸子、三田村 邦彦 記念講演：「世界遺産候補佐渡金銀山遺跡を未来に継承するために」西村 幸夫（東京大学先端科学技術研究センター所長、日本イコモス国内委員会委員長） 郷土芸能披露：県立羽茂高校郷土芸能部による民謡披露
平成27年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2015（平成27）年5月10日（日）13:00～15:30
会 場	朱鷺メッセ マリンホール
参集者数	543名
内 容	現状報告、「佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択など 活動報告：株式会社伊藤園、株式会社セイヨー、NPO 法人笹団子研究会、CATV 連盟新潟県協議会 記念講演：「世界遺産登録の意義～文化を軸にした地域おこし～」青柳 正規（文化庁長官） 佐渡金銀山世界遺産登録啓発ポスターコンクール表彰式
平成28年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2016（平成28）年5月17日（火）13:30～15:30
会 場	ホテルオークラ新潟 コンチネンタル
参集者数	290名
内 容	現状報告、「佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択など 活動報告：株式会社新潟クボタ、（一社）佐渡を世界遺産にする会、佐渡を世界遺産にする新潟の会、佐渡を世界遺産にする首都圏の会 記念講演：「世界遺産から見えてくるもの」辻村 國弘（TBS「世界遺産」元プロデューサー）
平成29年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2017（平成29）年5月13日（土）14:00～16:00
会 場	ANAクラウンプラザホテル 飛翔
参集者数	326名
内 容	現状報告、「佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択など 活動報告：新潟商工会議所、ANAクラウンプラザホテル新潟 記念講演：「日本と世界の産業遺産、その多様性と魅力～朱鷺舞う島の世界遺産候補との比較を中心に～」佐滝 剛弘（NPO 産業観光学習館専務理事、高崎経済大学地域科学研究所特命教授）
平成30年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2018（平成30）年4月22日（日）14:00～16:00
会 場	朱鷺メッセ マリンホール
参集者数	333名
内 容	現状報告、「佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択など 活動報告：東日本高速道路株式会社新潟支社、佐渡汽船株式会社 記念講演：「世界遺産と地域振興」藻谷 浩介（株式会社日本総合研究所主席研究員）

令和元年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2019（令和元）年6月2日（日）14:00～16:00
会 場	朱鷺メッセ マリンホール
参集者数	236名
内 容	「世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択、現状報告など 記念講演：「世界文化遺産の思想と近年の登録状況」西村 幸夫（神戸芸術工科大学大学院教授）
令和2年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会 新型コロナウイルス感染拡大のため中止、決議部分のみ書面開催	
＜当初計画＞	
期 日	2020（令和2）年5月23日（日）13:30～15:30
会 場	ANAクラウンプラザホテル新潟 飛翔
参集者数	定員300名
内 容	現状報告、活動報告、「佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択 記念講演：「観光の現状と世界遺産の観光資源としての活用について」山田 亜紀子（観光庁観光地域振興部観光資源課 地域資源活用推進室長）
令和3年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2021（令和3）年5月30日（日）14:00～16:00
会 場	ホテル日航新潟 朱鷺
参集者数	190名
内 容	現状報告、「佐渡金銀山の世界遺産登録の早期実現に関する決議」採択など 記念講演：「今後の観光政策と観光資源の活用について」横田 愛（観光庁観光地域振興部観光資源課 地域資源活用推進室長）
令和4年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2022（令和4）年6月4日（土）14:00～16:30
会 場	朱鷺メッセ マリンホール
参集者数	230名
内 容	現状報告、「[佐渡島の金山]の世界遺産登録の実現に関する決議」採択など 記念講演：「[佐渡島の金山]世界文化遺産登録を契機とした地域価値の向上～持続可能な佐渡市の実現～」細川 吉明（株式会社日本政策投資銀行新潟支店次長） 他県事例紹介：岩手県「平泉の文化遺産」八重樫 忠郎（岩手大学平泉研究センター客員教授） 県内民間団体活動事例紹介：株式会社相川車座 雨宮 隆三（相川車座事務局長）
令和5年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2023（令和5）年5月27日（土）13:00～15:00
会 場	朱鷺メッセ マリンホール
参集者数	240名
内 容	現状報告、「[佐渡島の金山]の世界遺産登録の実現に関する決議」採択など 記念講演：「縄文遺跡群が世界遺産になって思うこと～『佐渡島の金山]の明日に向けて～」 岡田 康博（三内丸山遺跡センター所長） 県内民間団体活動事例紹介：笹川の景観を守る会 盛山 保（同会副会長）
令和6年度 佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議総会	
期 日	2024（令和6）年6月22日（土）13:00～15:00
会 場	朱鷺メッセ マリンホール
参集者数	300名
内 容	現状報告、「[佐渡島の金山]の世界遺産登録の実現に関する決議」採択など 記念講演：「[佐渡島（さど）の金山]のこれまでそしてこれから～地域の文化財を慈しみわが町を育もう～」坂井 秀弥（新潟市歴史博物館みなとぴあ館長、佐渡金銀山世界文化遺産学術委員） 県内民間団体活動事例紹介：（一社）佐渡を世界遺産にする会 中野 洸（同会会長）・庄山 忠彦（同会事務局長）

2) 国県市議員連盟

- a) 新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟（2007（平成19）年6月27日設立）
 新潟県「佐渡島の金山」世界文化遺産を応援する議員連盟（2025（令和7）年4月1日発定）

① 概要

佐渡金銀山世界遺産登録実現に向けた県民への啓発と、国等への要請活動を行うため超党派により県議全員が参加して設立。毎年度定例会を開催（6月議会、12月議会）するとともに、佐渡金銀山の資産や先進地等への視察を実施した。また、2010（平成22）年、2014（平成26）年には講演会を主催した。

世界遺産登録を受け、令和6年度12月定例会において2025（令和7）年4月1日から『「佐渡島の金山」世界文化遺産を応援する議員連盟』として改組再始動することを決定した。

② 役員

設立時

顧問：三富 佳一、星野 伊佐夫
 会長：中野 洸
 副会長：柄沢 正三、佐藤 信幸
 幹事長：中原 八一
 幹事：小山 芳元、竹島 良子、志田 邦男、中川 カヨ子
 監事：小林 林一、大淵 健
 事務局長：岩村 良一

2023（令和5）年6月30日改選後（2025（令和7）年4月1日の改組以降も継続）

顧問：尾身 孝昭
 会長：岩村 良一
 副会長：楡井 辰雄、大淵 健
 幹事長：高橋 直揮
 幹事：佐藤 純、上杉 知之、市村 浩二、渡辺 和光、小泉 勝
 監事：青柳 正司、小島 晋
 事務局長：中川 隆一
 事務局長補佐：小山 大志



定例会（勉強会）の開催



現地視察（佐渡金銀山）の実施

③ 活動（定例会・臨時会の記録）

年度	開催日	種別	内容
2007 (H19)	6/27	定例会	総会：「新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟」設立、役員選出 会長：中野 洸、副会長：柄沢 正三・佐藤信幸、幹事長：中原 八一、事務局長：岩村 良一
	12/13	定例会	講話：橋本 博文（新潟大学人文学部教授）「東アジアにおける金鉱開発について」 報告：吉田 博（新潟県教育庁文化行政課長兼世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録にかかる情勢報告」
	3/7	臨時会	講話：永松 武彦（株式会社ゴールデン佐渡取締役社長）「佐渡鉱山の近代化遺産－日本の近代化と佐渡金銀山－」

年度	開催日	種別	内容
2008 (H20)	9/19	定例会	総会：H19 事業実績・決算報告、H20 事業計画 報告：大上 喜彦（新潟県教育庁文化行政課長兼世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録にかかる情勢報告」 講話：余湖 明彦（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室主任調査員）「西洋人の描いた地図に見られる佐渡」
	3/13	定例会	講話：鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部研究主幹）「日本を支えた四百年余の歴史～佐渡金銀山の価値について～」
2009 (H21)	9/10	定例会	総会：H20 事業実績・決算報告、H21 事業計画、世界遺産登録にかかる情勢報告ほか 講話：岡崎 篤行（新潟大学工学部准教授）「鉱山都市・相川における街並みの特徴と価値」
	3/5	定例会	総会：H21 事業報告、H22 事業計画、佐渡金銀山の世界遺産登録にかかる状況報告 講話：渡部 浩二（新潟県立歴史博物館主任研究員）「描き継がれた佐渡金銀山絵巻」
2010 (H22)	6/16	定例会	報告：高島 徹（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録にかかる情勢報告」 総会：新役員選出、H21 事業実績・決算報告、H22 事業計画 会長：中野 洸、副会長：柄沢 正三・佐藤 信幸、幹事長：岩村 良一、事務局長：楡井 辰雄 講話：吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与）「佐渡 世界遺産に向けて」
	12/9	定例会	総会：H22 事業実績報告、H22 決算見込報告 報告：高島 徹（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「国際会議出席及び欧州世界遺産（産業遺産）視察」
2011 (H23)	10/6	定例会	総会：役員選任 会長：中野 洸、副会長：柄沢 正三・市川 政広、幹事長：岩村 良一、事務局長：楡井 辰雄 報告：世界遺産登録にかかる状況報告 講演：永松 武彦（(株)ゴールドエン佐渡顧問）「佐渡金銀山の価値について」
	2/27	定例会	総会：H23 事業実績・決算見込報告 講演：吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与）「佐渡金山と世界での評価」
2012 (H24)	7/5	定例会	報告：世界遺産登録にかかる報告 総会：H23 事業実績・決算報告 講演：長谷川 伸（新潟市歴史文化課歴史資料整備室学芸員）「佐渡金銀山の開発と支配－上杉・豊臣・徳川氏と「佐渡」国－」
	12/13	定例会	総会：H24 事業実績・決算見込報告 講演：余湖 明彦（新潟県立文書館副館長）「古写真からみた近代佐渡鉱山の歩み」
2013 (H25)	6/21	定例会	総会：H24 決算・監査報告、H25 事業計画 報告：世界遺産登録に係る報告 講演：久間 英樹（松江工業高等専門学校電子制御工学科教授）「遠隔操作ロボットを用いた鉱山坑道探査～坑道映像ともに佐渡金銀山の凄さを語ろう～」
	12/13	定例会	総会：H25 事業実績・決算見込報告 講演：吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与）「2013 年世界遺産委員会報告」
2014 (H26)	6/27	定例会	総会：H25 決算・監査報告、H26 事業計画 報告：世界遺産登録に係る報告 講演：志賀 秀一（東北地域環境研究室代表）「世界遺産を核とした地域づくりに向けて」
	12/10	定例会	総会：H26 事業実績・決算見込報告 講演：山口 由加利（佐渡市世界遺産推進課学芸員）「佐渡相川の鉱山都市景観」
2015 (H27)	7/1	定例会	総会：役員選任 会長：中野 洸、副会長：柄沢 正三・市川 政広、幹事長：岩村 良一、事務局長：楡井 辰雄 報告：北村 亮（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録に係る報告」
	12/9	定例会	総会：H27 事業実績・決算見込報告 講演：松本 継太（白川村教育委員会事務局主査）「世界遺産登録後の課題とその対応について－白川郷の事例」

年度	開催日	種別	内容
2016 (H28)	6/10	定例会	総会：H27 決算・監査報告、H28 事業計画 報告：北村 亮（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録にかかる報告」 講演：松浦 利隆（群馬県立女子大学群馬学センター教授）「富岡製糸場と絹産業遺産群」
	9/9	臨時会	報告：北村 亮（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「国世界文化遺産特別委員会から示された課題と対応」
	12/14	定例会	総会：H28 事業実績・決算見込報告 講演：矢野 和之（日本イコモス国内委員会事務局長）「世界遺産登録を取り巻く状況について」
2017 (H29)	6/30	定例会	総会：役員選任、H28 決算・監査報告、H29 事業計画 報告：吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与）「世界遺産登録に係る最近の状況」
	10/3	臨時会	報告：北村 亮（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「国文化審議会から示された課題と対応」
	12/13	定例会	総会：H29 事業実績・決算見込報告 講演：八重樫 忠郎（平泉町まちづくり推進課長）「平泉の世界遺産登録とその後」
	3/6	臨時会	報告：推薦書原案（改訂版）の内容について
2018 (H30)	6/29	定例会	総会：H29 決算・監査報告、H30 事業計画 報告：相羽 重徳（佐渡市産業観光部世界遺産推進課調査係学芸員）「（仮称）佐渡金銀山ガイダンス施設整備計画について」
	10/2	臨時会	報告：北村 亮（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「国文化審議会から示された課題等について」
	12/6	定例会	総会：H30 事業実績・決算見込報告 講演：川口 洋平（長崎県文化観光国際部世界遺産課長補佐）「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産－登録までの経緯と価値－」
2019 (R 1)	9/27	総会	総会：会長選任、役員選任、規約の一部改正、R 元事業計画 会長：岩村 良一、副会長：桜井 甚一・大淵 健、幹事長：楡井 辰雄、事務局長：高橋 直揮 報告：北村 亮（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録に係る報告」
	12/6	定例会	総会：R1 事業実績・決算見込報告 講演：福田 英人（大阪府教育庁文化財保護課主任専門員）「百舌鳥・古市古墳群－世界遺産登録までの経緯と今後の課題－」
2020 (R 2)	6/16	定例会	【新型コロナで中止（書面開催）】 総会：R1 決算・事業実績報告、R2 予算・事業計画 報告：小田 由美子（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「R 2 推薦書案修正ポイント、他資産の動向ほか」
	12/14	定例会	総会：R2 事業実績・決算見込報告 講演：浦野 成昭（(株) ゴールデン佐渡社長）「佐渡金山の資産管理～世界遺産の先へ～」
2021 (R 3)	6/15	定例会	【新型コロナで中止（書面開催）】 総会：R2 決算・監査報告、R3 事業計画 講演：小田 由美子（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた現状」
	10/1	臨時会	報告：小田 由美子（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「第 44 回ユネスコ世界遺産委員会の概要（審議結果等）、国文化審議会の審議状況と今後のスケジュールほか」
	2/28	臨時会	知事挨拶 報告：小田 由美子（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長）「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた現状と今後のスケジュール」
2022 (R 4)	7/15	定例会	総会：R3 決算・監査報告、R4 事業計画 報告：澤田 敦（新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室長）「[佐渡島（さど）の金山] の世界遺産登録に向けた現状」
	12/20	定例会	講演：中野 洸（(一社) 佐渡を世界遺産にする会会長）「[佐渡島（さど）の金山] の世界遺産登録に向けて」

年度	開催日	種別	内容
2023 (R 5)	6/30	定例会	総会：会長選任、役員選任、R5 事業計画 報告：澤田 敦（新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室長）「世界遺産登録に向けた現状報告」
	12/20	定例会	講演：渡辺 竜五（佐渡市長）「佐渡島（さど）の金山」世界遺産登録への取組み
2024 (R 6)	7/9	定例会	総会：R5 決算・監査報告、R6 事業計画 報告：滝沢 規朗（新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室政策企画員）「佐渡島（さど）の金山」の世界遺産登録に向けた現状
	9/27	臨時会	知事挨拶 報告：澤田 敦（新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室長）「佐渡島（さど）の金山」の世界遺産登録後の取組
	12/11	定例会	総会：今後の議連のあり方について 報告：澤田 敦（新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室長）「佐渡島（さど）の金山」の世界遺産登録後の取組
	2/26	臨時会	総会：規約改正 報告：澤田 敦（新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室長）「佐渡島（さど）の金山」の保存継承と活用の取組

④ 視察の記録

年度	視察日	視察地	参加者	視察の概要
2008 (H 20)	4/21 ～ 22	佐渡	23 名	4/21 視 察：上相川遺跡、近代化遺産、京町～寺町 勉強会：講師 石瀬 佳弘（佐渡伝統文化研究所長） 4/22 西三川砂金山視察
2010 (H 22)	9/8	富岡	7 名	群馬県担当課状況説明聴取、富岡製糸場視察
2011 (H 23)	10/18 ～ 19	佐渡	9 名	10/18 西三川砂金山、鶴子銀山視察 勉強会：講師 澤邊 一郎（(株)ゴールドン佐渡取締役社長） 吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与） 10/19 相川金銀山視察
2012 (H 24)	10/1	鎌倉	13 名	神奈川県担当課状況説明聴取、鎌倉大仏、鶴岡八幡宮、建長寺視察
2014 (H 26)	7/22 ～ 23	平泉	14 名	7/22 視 察：平泉町担当課状況説明聴取、平泉の町並み 7/23 視 察：毛越寺、中尊寺
2015 (H 27)	8/31 ～ 9/1	佐渡	20 名	8/31 視 察：佐渡博物館、相川金銀山、史跡佐渡金山 勉強会：講師 吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与） 安藤 信義（佐渡市世界遺産推進課長） 9/ 1 視 察：京町通り、北沢地区、大間港
2017 (H 29)	11/15 ～ 16	石見	9 名	11/15 視 察：大田市担当課状況説明聴取、世界遺産センター、 石見銀山遺跡（町並み） 11/16 視 察：石見銀山遺跡（銀山地区）
2023 (R 5)	10/23 ～ 24	佐渡	23 名	10/23 視 察：きらりうむ佐渡、佐渡奉行所、史跡佐渡金山 10/24 視 察：西三川砂金山、妙宣寺、大膳神社能舞台、トキの森公園

b) 佐渡市世界遺産登録推進議員連盟（2008（平成20）年6月17日設立）

① 概要

佐渡金銀山の「鉱山とその文化」を世界遺産に登録するための調査・研究を行うとともに、登録実現に向けた市民に対する啓発と国・県等に対する要請活動を行うため、佐渡市議会議員全員が参加して2008（平成20）年に設立。

毎年度定例会・総会を開催するとともに、佐渡金銀山の資産への視察や勉強会を定期的を実施したほか、県市が主催する各種シンポジウム・講演会・環境美化活動等へ参加した。

「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録を受け、2025（令和7）年2月定例会において、設立準備会を立ち上げ、2025（令和7）年4月1日から『佐渡市「佐渡島の金山」世界文化遺産を応援する議員連盟』として改組再始動することを決定した。



現地学習会の実施



国内推薦決定イベントへの参加

② 役員

設立時

会長：加賀 博昭

副会長：臼杵 克身、岩崎 隆寿

幹事長：浜田 正敏

幹事：金子 健治、小田 純一、川上 龍一、中川 隆一、廣瀬 擁

令和6年4月30日改選

会長：室岡 啓史

副会長：広瀬 大海、山本 健二

幹事長：山田 伸之

幹事：荒井 眞理、平田 和太龍

顧問：金田 淳一、駒形 信雄、近藤 和義、坂下 善英、佐藤 孝、中川 直美

③ 活動(定例会・総会・臨時会の記録)

年度	開催日	種別	内容
2008 (H20)	6/17	定例会	総会：「佐渡市世界遺産登録推進議員連盟」設立、役員選出
	3/6	定例会	総会：今後の予定について
2009 (H21)	6/30	定例会	総会：規約改正(第9条改正)
	10/1	現地学習会	大立竪坑、南沢疎水道、北沢浮遊選鉱場、大間港
	3/23	定例会	総会：今後の予定について
2010 (H22)	6/18	定例会	総会：規約改正(第9条改正)
2011 (H23)	11/19	講演会への参加	「佐渡金銀山世界遺産講演会」(講師：八重樫忠郎)
2012 (H24)	6/	定例会	総会：役員改選
	7/5	現地学習会	新人議員現地視察(佐和田・相川)
	10/18～ 19	視察参加	自由民主党新潟県国会議員「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟佐渡視察参加
	12/20	定例会	総会：世界遺産登録事業の進捗状況、平成25年度事業計画
2013 (H25)	9/19～20	視察参加	自由民主党新潟県国会議員「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟佐渡視察参加
2014 (H26)	6/5	定例会	総会：役員改選、世界遺産登録までのスケジュール
	9/10	現地学習会	大立山坑～南沢疎水道(相川)
	3/19	勉強会	世界遺産登録に向けた活動状況報告
2015 (H27)	6/19	定例会	総会：登録までのスケジュールについて
2016 (H28)	6/14	定例会	総会：役員改選、規約改正(顧問追加)
2017 (H29)	4/24	定例会	総会：登録までのスケジュールについて
	6/15	勉強会	①国からの課題について ②今後のスケジュールについて
	11/1	勉強会	国からの課題について
	3/14	勉強会	推薦書原案の修正について
2018 (H30)	4/13	定例会	総会：役員改選、幹事選出の取扱い
	6/20	定例会	総会：幹事選出
	6/20	定例会	総会：役員改選
	9/27	勉強会	国からの課題について
2019 (H31)	6/27	定例会	総会：新規加入、幹事選出
2020 (R2)	5/8	定例会	総会：新規加入、役員改選
	7/9	定例会	総会：幹事の選任、世界遺産登録推薦書(原案)の内容について
2021 (R3)	4/22	勉強会	座学：推薦書原案について、国への要望活動について
	10/8	現地学習会	①重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設(大立地区)保存修理工事現場視察 ②史跡佐渡金山(MR体験：アイランド・ミラージュ)視察
	3/17	勉強会	世界遺産登録に向けた今後の動き
	3/20	イベント参加	「佐渡島の金山」の国内推薦祝賀イベント(郷土芸能披露、提灯行列)
2022 (R4)	4/28	臨時総会	総会：役員改選、当面のスケジュールについて
	6/2	定例会	総会：役員改選
	12/15	現地学習会	金子勘三郎家保存修理現場(西三川)
2023 (R5)	4/20	臨時総会	総会：規約改正(懲罰追加)、当面のスケジュールについて
	6/16	定例会	総会：役員改選
		現地学習会	現地学習会：宗太夫坑(相川)
	6/17	環境美化活動	イコモス現地調査対応、西三川砂金山環境美化活動
7/30	環境美化活動	イコモス現地調査対応、相川地区環境美化活動	

年度	開催日	種別	内容
2024 (R6)	4/30	臨時総会	総会：役員改選、世界遺産登録推進議員連盟の加入について
	6/15	定例会	総会：イコモスの評価及び勧告について、世界遺産登録に向けた今後の動きについて、国への要望活動について
	7/27	イベント参加	世界遺産委員会パブリックビューイング
	8/1・3・4	イベント参加	世界遺産登録記念セレモニー（相川地区・沢根地区・西三川地区・小木地区）
	9/6	定例会	総会：第46回世界遺産委員会の概要について、要望書「世界遺産登録記念日」県条例について、今後の佐渡市世界遺産登録推進議員連盟について
	3/5	臨時総会	総会：市議連の解散について、新市議連準備会の立ち上げについて

c) 「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟（2013（平成25）年5月13日設立）（国議員連盟①）

① 概要

佐渡金銀山世界遺産登録実現に向けた国民への啓発と、国等への要請活動を行うため、自由民主党本県選出国會議員10名により設立。平成29年4月18日の自由民主党幹事長等への要望時に、漆原衆議院議員（公明党）にも参画いただくため「自由民主党」から「与党」へ拡大した。会の活動として、佐渡金銀山現地視察（下記参照）に加え、文化庁等から講師を招いての世界遺産登録を取り巻く状況に関する勉強会、政府や自由民主党役員等への要望活動などを実施した。

② 役員（2018（平成30）年1月31日改選時点）

顧問：漆原 良夫
 会長：水落 敏栄
 副会長：佐藤 信秋、高鳥 修一
 幹事長：（空席）
 幹事：泉田 裕彦、鷺尾 英一郎、塚田 一郎、国定 勇人
 事務局長：細田 健一
 事務局次長：斎藤 洋明
 参与：中原 八一

③ 設立総会

日時：2013（平成25）年5月13日（月）12:00～13:00
 場所：自由民主党本部
 内容：趣旨説明、規約承認、役員選出等、今後の活動計画（佐渡現地視察、国への要望等）、研修会「世界文化遺産登録の現状」（文化庁説明）
 出席者：自由民主党国會議員10名（代理含む）

④ 現地視察

日時：2013（平成25）年9月19日（木）～20日（金）
 内容：鶴子銀山、相川金銀山
 参加者：自由民主党国會議員7名

d) 「佐渡島の金山」の世界遺産登録を実現する国会議員連盟（2022（令和4）年3月28日設立） （国議員連盟②）

① 概要

2022（令和4）年2月のユネスコへの推薦書提出を受け、「佐渡島の金山」の文化的価値が国際社会で正当に評価されるよう働きかけを行うために自由民主党国会議員13名の呼びかけにより設立（2023（令和5）年4月現在142名入会）。2024（令和6）年12月16日、「佐渡島の金山」の世界遺産登録を受けて、「『佐渡島の金山』世界文化遺産を支援する議員連盟」（後述）へ改組した。自由民主党では、この議員連盟のほか、政務調査会直属の組織として「佐渡島の金山」世界遺産登録実現プロジェクトチームを設置（座長：橘慶一郎）し、党を挙げて「佐渡島の金山」世界遺産登録を支援いただいた。

② 役員（2023（令和5）年4月時点）

顧問：麻生太郎、二階俊博、茂木敏充、菅義偉、根本匠、森山裕、関口昌一、世耕弘成
 会長：中曽根弘文
 副会長：古屋圭司、林幹雄、高市早苗、遠藤利明、福田達夫、衛藤晟一、山谷えり子、有村治子、佐藤信秋、佐藤正久
 幹事長：高鳥修一
 幹事長代理：木原稔、赤池誠章
 幹事：鷲尾英一郎、上野賢一郎、山本朋広、塚田一郎、小田原潔、鈴木貴子、武部新、田中英之、辻清人、宮内秀樹、杉田水脈、尾崎正直、青山繁晴
 事務局長：細田健一
 事務局次長：斎藤洋明、国定勇人、松川るい

③ 設立総会

日時：2022（令和4）年3月28日（月）16:00～17:00
 場所：自由民主党本部901号室
 内容：設立趣旨、役員人事・規約、これまでの政府の取組について意見交換

④ 現地視察

日時：2022（令和4）年5月6日（金）～7日（土）
 内容：1日目：きらりうむ佐渡、佐渡奉行所跡、佐渡金山、相川上町、意見交換
 2日目：曾我ひとみさん面会、西三川砂金山
 参加者：議連会員21議員、国職員（内閣官房、文化庁、外務省）

e) 「佐渡島の金山」世界文化遺産を支援する議員連盟（2024（令和6）年12月16日設立） （国議員連盟③）

① 概要

世界文化遺産となった「佐渡島の金山」を引き続き支援していくため、中曽根参議院議員、赤池参議院議員が主体となり、上記の「『佐渡島の金山』の世界遺産登録を実現する国会議員連盟」を改組する形で再始動した（令和6年12月の設立時点で43名入会）。

② 役員（2024（令和6）年12月16日設立時点：会長・事務局長以外は調整中）

会長：中曽根弘文
 事務局長：赤池誠章

③ 設立総会

日時：2024（令和6）年12月16日（月）16:00～17:10
 場所：自由民主党本部 ブロック第1会議室
 内容：規約・役員人事、県・佐渡市からの要望、世界文化遺産登録後の経緯と今後の佐渡の振興について意見交換
 出席者：中曽根弘文会長、赤池誠章事務局長、佐藤信秋議員、小林一大議員、高木啓議員、三谷英弘議員、滝波宏文議員、塚田一郎前議員、内閣官房、外務省、文化庁、内閣府、国交省、観光庁、中川隆一県議（県議連事務局長）、中野洸（佐渡を世界遺産にする会会長）、中川哲昌（同副会長）、鈴木徹（同副会長）、鈴木康之新潟県副知事、渡辺竜五佐渡市長等

3) 民間団体による活動

a) 「一般社団法人佐渡を世界遺産にする会」・「佐渡を世界遺産にする新潟の会」・「佐渡を世界遺産にする首都圏の会」

2007（平成19）年3月、市民団体「世界文化遺産を考える会」と相川地区の地域住民を中心とする「佐渡金銀山友の会」の合併により、全島的に佐渡金銀山の世界文化遺産登録に向けた活動を展開するため「佐渡を世界遺産にする会」（会長：田中 圭一）が発足した。更にその活動を新潟県内全域、首都圏においても展開するため、佐渡市在住以外の賛同する個人及び法人・団体、首都圏連合会に所属する郷土会の会員などが中心となり、2012（平成24）年4月「佐渡を世界遺産にする新潟の会」（会長：池田 哲夫）、2014（平成26）年9月「佐渡を世界遺産にする首都圏の会」（会長：坂田 正通）が発足した。

この3会が連携をし、各会が佐渡・新潟・首都圏を活動拠点に、世界文化遺産登録に向けて、資産の理解促進や郷土愛の醸成を図るための講演会、出前授業・出張説明の講師派遣、機運醸成を図るためのPRイベントの開催、資産の保存意識を高めるための清掃活動の実施など、資産価値の普及啓発や保存に向けた様々な活動を継続して実施してきた。

活動の継続により更にネットワークが広がり、2016（平成28）年には「佐渡を世界遺産にする会」が一般社団法人となり、2024（令和6）年7月には個人会員1,000名、法人会員200団体へと拡大した。同年7月27日の世界遺産委員会における世界遺産「登録決議」の瞬間には、インドと佐渡・新潟・首都圏の3会場をオンラインでつなぎ、会員及び関係者全員で登録の喜びを共有した。

また、8月1日～4日には、佐渡市相川・沢根・西三川・小木の「金の道」沿線4地区で、提灯行列や民謡など市民参加型の祝賀イベントが開催され、関係団体、市民の参加者によって世界文化遺産登録をお祝いし、島内全域が歓喜に包まれた。



ガイド研修会



御金荷の道ウォークイベント



講演会



新潟まつりでのPR活動

b) 鶴子銀山へ続く道を歩こう

2008（平成20）年2月、鶴子銀山の歴史への理解を深め、資産の価値や保存に対する意識を高めるため沢根地区の住民などが中心となり、「鶴子銀山へ続く道を歩こう」（会長：佐々木 弘喜）が発足した。

「鶴子銀山へ続く道を歩こう」の会では、2007（平成19）年発足の「佐渡金銀山古道を守る会」（会長：馱栗毛 寛）と協働し、鶴子銀山から相川金銀山に至る古道の整備、遺跡周辺の草刈り作業などの維持管理活動や鶴子銀山の歴史の勉強会・現地研修会などの活動を継続して行ってきた。

これまでの主な活動として、設立当初は3年をかけて現地の道標、説明版などの誘導看板の整備を行い、その後は毎年2回（春・秋）、鶴子銀山周辺（鶴子公園、鶴子代官屋敷跡、鶴子荒町遺跡、大滝間歩、西五十里道・鶴子道など）の資産を中心に倒木処理や草刈りを実施し、作業終了後は参加者全員を対象に勉強会を行ってきた。この環境保全活動を通じた学びの輪が広がり、2012（平成24）年には会員数が71名にまでに拡大し、鶴子銀山の価値の継承に大きく寄与した。

また、次世代を担う地域の子どもたちに鶴子銀山の歴史や自然との共生の大切さを伝えるため、地域の小中学生向けに現地案内を行うなど、教育事業にも積極的に支援を行ってきた。世界文化遺産登録後は、鶴子銀山を地域の誇りとして、今までの活動を絶やすことなく、資産の保存・管理・活用への取組、次世代への継承を図る活動を継続することとしている。



案内板の設置



環境整備作業（草刈り）



勉強会の様子



現地研修会（鶴子荒町遺跡発掘現場）

c) 笹川の景観を守る会

2010（平成22）年10月、地域住民の協力の元、西三川砂金山現地見学会が随時開催されるなど、地域住民の文化的景観への関心が高まっていく中、29軒、約100人の笹川集落全世帯を構成員とする「笹川の景観を守る会」（会長：金子 一雄）が発足した。2011（平成23）年9月には、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」が新潟県で初めて国の重要文化的景観に選定された。

その後、笹川の景観を守る会が中心となり、将来の集落のあり方などの議論をしながら地域デザインを検討し、300年以上続いた砂金山の歴史とその痕跡を現地で伝えるための集落案内サイン（12基）を整備した。2013（平成25）年10月、その笹川集落案内サインと地域デザインがグッドデザイン賞を受賞した。

この取組が評価されたことが、地域の歴史的価値を深く知るきっかけとなり、自分たちの住んでいる地域を自分たちで守る意識が生まれ、今では笹川集落を見学する来訪者に対し、笹川の景観を守る会のメンバーがガイドの役割を担っている。

2010（平成22年）年3月までの129年間、集落とともに歩み、閉校後も地域行事で使用していた旧西三川小学校笹川分校は、2020（令和2年）年11月に、来訪者の集落散策の拠点として活用を図るため改修工事を行なった。この整備で、集落運動会や秋の収穫感謝祭などの地域行事での活用のほか、西三川砂金山の現地見学会、体験学習の拠点施設としての活用が進み、笹川集落の歴史を繋ぐコミュニティの活性化に繋がっている。

今後も、笹川集落が世界的な価値を認められたことを誇りに、この美しい砂金山由来の農山村景観を守り、地域住民の手によって未来へと引き継ぐため、地域の価値を高める取組を継続することとしている。



集落案内サインの設置



秋の収穫感謝祭



現地見学会のガイド



砂金採り体験

d) 相川第二分団

京町通りのある相川上町エリアには、「相川第二分団」という自治組織があり、京町通りで行われる「宵乃舞」イベントや地区運動会などの公民館活動に参画している。近年には2020（令和2）年から3か年に渡って行われたワークショップにより地域の課題が洗い出され、京町まつりの開催や景観向上のための草刈り作業などが新たに行われるようになった。相川金銀山にほど近く、文化財が集積するこの相川上町の一带は、重要文化的景観の景観重要保全区域にも設定されており、少しずつ歴史的建造物を活かした飲食店や宿泊施設が設けられるなど、景観や町並みを活かした取組が展開されている。



京町通り



冬の餅つき大会



ワークショップ



京町まつり

4) 要望・要請活動

登録実現を目指し、ポイントとなる各段階で県民会議のメンバー等による国関係機関（内閣官房・外務省・文部科学省・文化庁）への要望を実施したほか、各地域の新潟県人会や各種企業・団体、県出身関係者などへ登録実現に向けた協力・支援要請を適宜実施した。



自由民主党（幹事長）への要望（2017年）



文部科学大臣への要望（2021年）

表 要請・要望の記録

2008 文部科学大臣ほかへの要請	
期 日	2008（平成20）年1月16日
主 催	県議員連盟
要請先	渡海 紀三朗文部科学大臣ほか
参加者	新潟県選出国議員、県・市議員連盟会長、市議会議員ほか
内 容	世界遺産登録に向けた指導・協力・支援
2009 文部科学大臣への要望	
期 日	2009（平成21）年7月28日
主 催	県・市議員連盟
要望先	塩谷 立文部科学大臣
参加者	県・市議員連盟会長、市議会議長ほか
内 容	早期の暫定一覧表への記載
2014 文部科学大臣等への要望	
期 日	2014（平成26）年11月13日
主 催	国・県・市議員連盟
要望先	下村 博文文部科学大臣、青柳 正規文化庁長官ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、泉田知事、甲斐市長ほか
内 容	来年度の推薦

2015 内閣官房長官等への要望	
期 日	2015（平成 27）年 5 月 20 日
主 催	県民会議
要望先	菅 義偉官房長官、青柳 正規文化庁長官ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、泉田知事、甲斐市長ほか
内 容	本年度の推薦（県民会議決議文提出）

2016 自由民主党幹事長等への要望	
期 日	2016（平成 28）年 4 月 5 日
主 催	自由民主党新潟県連、県議員連盟
要望先	谷垣 禎一自由民主党幹事長、岸田 文雄外務大臣、馳 浩文部科学大臣ほか
参加者	自由民主党新潟県連三役、国・県議員連盟会長ほか
内 容	今年度の推薦

2016 外務大臣への要請	
期 日	2016（平成 28）年 5 月 20 日
要望先	岸田 文雄外務大臣、下川 真樹国際文化交流審議官
参加者	国・県議員連盟会長、寺田副知事
内 容	世界遺産登録に向けた協力・支援、関係国への理解促進

2016 内閣官房長官等への要望	
期 日	2016（平成 28）年 5 月 25 日
主 催	県民会議
要望先	菅 義偉官房長官、岸田 文雄外務大臣、馳 浩文部科学大臣、宮田 亮平文化庁長官ほか
参加者	国・県・市議員連盟、泉田知事、甲斐市長ほか
内 容	本年度の推薦（県民会議決議文提出）

2017 内閣官房長官等への要望	
期 日	2017（平成 29）年 4 月 18 日
主 催	国・県・市議員連盟、自由民主党新潟県連
要望先	菅 義偉官房長官、岸田 文雄外務大臣、松野 博一文部科学大臣、宮田 亮平文化庁長官、自由民主党三役ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、自由民主党新潟県連三役、米山知事、三浦市長ほか
内 容	今年度の推薦

2017 日本鉱業協会等への要請	
期 日	2017（平成 29）年 5 月 10 日
要請先	加藤 元彦日本鉱業協会専務理事、柴田 周三菱マテリアル常務執行役員ほか
参加者	寺田副知事、伊藤副市長ほか
内 容	世界遺産登録に向けた協力・支援

2017 東京新潟県人会への要請	
期 日	2017（平成 29）年 5 月 23 日
要請先	小林 保廣東京新潟県人会会長、川村 敏夫常任顧問ほか
参加者	寺田副知事ほか
内 容	世界遺産登録に向けた首都圏での協力・支援

2017 文部科学大臣等への要望	
期 日	2017（平成 29）年 6 月 26 日
主 催	県民会議、佐渡を世界遺産にする会（3 団体）
要望先	岸田 文雄外務大臣、松野 博一文部科学大臣、宮田 亮平文化庁長官、自由民主党三役ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、する会各会長、米山知事、三浦市長ほか
内 容	本年度の推薦（県民会議決議文提出）

2017 内閣官房長官への要望	
期 日	2017（平成 29）年 7 月 19 日
主 催	国議員連盟
要望先	菅 義偉官房長官
参加者	国・県・市議員連盟会長、する会各会長、米山知事、三浦市長ほか
内 容	本年度の推薦

2018 文部科学大臣等への要望	
期 日	2018（平成30）年6月15日
主 催	県民会議
要望先	菅 義偉官房長官、河野 太郎外務大臣、林 芳正文部科学大臣、宮田 亮平文化庁長官ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、花角知事、三浦市長ほか
内 容	本年度の推薦（県民会議決議文提出）
2018 内閣総理大臣等への要望	
期 日	2018（平成30）年7月17日
主 催	国・県・市議員連盟、県・市
要望先	安倍 晋三内閣総理大臣、菅 義偉官房長官、河野 太郎外務大臣、林 芳正文部科学大臣、宮田 亮平文化庁長官ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、花角知事、三浦市長ほか
内 容	今年度の推薦
2018 名古屋・関西新潟県人会への要請	
期 日	2018（平成30）年11月1日
要請先	八木 達雄名古屋県人会長、小林 俊康関西新潟県人会長
参加者	県世界遺産登録推進室
内 容	名古屋・関西でのPR・署名活動支援
2020 内閣総理大臣等への要望	
期 日	2020（令和2）年1月20日
主 催	県民会議
要望先	安倍 晋三内閣総理大臣、菅 義偉官房長官、茂木 敏充外務大臣、萩生田 光一文部科学大臣、宮田 亮平文化庁長官、自由民主党三役ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、花角知事、三浦市長ほか
内 容	早期の推薦（県民会議決議文・50万筆署名提出）
2021 内閣総理大臣等への要望	
期 日	2021（令和3）年4月13日
主 催	県民会議
要望先	菅 義偉内閣総理大臣、加藤 勝信官房長官、茂木 敏充外務大臣、萩生田 光一文部科学大臣、都倉 俊一文化庁長官、自由民主党三役ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、花角知事、渡辺市長ほか
内 容	早期の推薦（県民会議決議文提出）
2021 内閣官房長官等への要望	
期 日	2021（令和3）年11月15日
主 催	国・県・市議員連盟、県・市
要望先	松野 博一官房長官、林 芳正外務大臣、末松 信介文部科学大臣、都倉 俊一文化庁長官ほか
参加者	国・県・市議員連盟会長、花角知事、渡辺市長ほか
内 容	今年度の推薦（県民会議決議文提出）
2022 文部科学大臣への要望	
期 日	2022（令和4）年1月7日
主 催	国・県・市議員連盟、（一社）佐渡を世界遺産にする会、県・市
要望先	末松 信介文部科学大臣、自由民主党役員
参加者	国・県・市議員連盟会長、花角知事、渡辺市長ほか
内 容	ユネスコへの速やかな推薦（文化審議会答申の履行）
2022 「保守団結の会」、「自由民主党政務調査会5部会合同役員会」等への要望	
期 日	2022（令和4）年1月18日
主 催	県・市
要望先	「保守団結の会」「自由民主党政務調査会5部会合同役員会」、高市 早苗自由民主党政務調査会長ほか
参加者	稲荷県教育長、渡辺市長ほか
内 容	ユネスコへの速やかな推薦（文化審議会答申の履行）
2023 文部科学大臣、官房副長官等への要望	
期 日	2023（令和5）年10月18日
主 催	県・市議員連盟、県民会議、（一社）佐渡を世界遺産にする会、同新潟の会、同首都圏の会、県・市
要望先	盛山 正仁文部科学大臣、森屋 宏官房副長官
参加者	国・県・市議員連盟会員、渡辺市長ほか
内 容	翌年の登録に向けた外交上の取組強化

2024 内閣官房長官、外務大臣、文部科学大臣への要望	
期 日	2024（令和6）年6月18日
主 催	県・市議員連盟、県・市
要望先	林 芳正官房長官、上川 陽子外務大臣、盛山 正人文部科学大臣
参加者	国・県・市議員連盟会員、渡辺市長、橋本副知事ほか
内 容	イコモス勧告を踏まえた世界遺産委員国への働きかけ等

5 世界遺産登録に向けた機運の醸成

「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向けて、県内はもとより首都圏・関西圏等への情報発信や住民の意識向上を目指し、様々な普及啓発活動を実施してきた。講演会やシンポジウム等の開催、出前授業・講座の実施、情報誌「金銀山だより」、各種ポスター・パンフレット、ガイドブック等の作成・配布などの手段により、登録に向けた取組の現状や佐渡金銀山の価値・魅力などを伝え機運の醸成と支援の広がり努めた。

1) 講演会・シンポジウム・展覧会等の開催

佐渡金銀山に関わる普及啓発事業は、2004（平成16）年の佐渡市誕生で世界遺産登録への意識向上を目指して翌年に佐渡島内で開催したことに始まる。2007（平成19）年には県・市に専属の部署が設置されたこともあり、普及啓発活動の一環として様々なテーマで講演会やシンポジウム等が県内・佐渡、首都圏で毎年実施したほか、2008（平成20）年には金をテーマにした巡回展（東京都・静岡県・山梨県）「金 GOLD 黄金の国ジパングと佐渡金銀山展」を開催した。

また、県内地域（上中下越）や佐渡島内旧市町村で行う巡回講座（講演）、同一地域での連続講座を開催し、より細やかな情報発信及び理解促進に努めた。

a) 東京開催



国際シンポジウム / イイノホール（2015年）



登録推進講演会 / 時事通信ホール（2020年）

表 県外での講演会等の記録

2011 佐渡金銀山講演会	
期 日	2011（平成23）年7月16日（土）
会 場	表参道・新潟館ネスパス
主 催	新潟県教育委員会、佐渡市、東京新潟県人会、首都圏佐渡連合会、新潟日報事業社
内 容	◇報告「佐渡金銀山の調査成果」 宇佐美 亮・若林 篤男（佐渡市世界遺産推進課主任） 「佐渡鉱山を撮る」 西山 芳一（産業遺産写真家） ◇講演「佐渡金銀山の世界的価値」 鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部科学技術史グループ長）

2012 佐渡金銀山世界遺産講演会	
期日	2012（平成24）年6月2日（土）
会場	東京国立博物館 平成館「大講堂」
主催	新潟県教育委員会、佐渡市、東京新潟県人会、首都圏佐渡連合会
内容	◇芸能「佐渡民謡」 新潟県立羽茂高校郷土芸能部 ◇講演「佐渡金銀山に残る貴重な産業遺産群」 永松 武彦（㈱ゴールデン佐渡顧問） 「佐渡の町並みの魅力と価値－相川地区を中心に－」 大場 修（京都府立大学大学院教授）
2013 佐渡金銀山世界遺産講演会	
期日	2013（平成25）年7月7日（日）
会場	スクワール麴町「錦華」
主催	新潟県教育委員会、佐渡市、東京新潟県人会、BSN新潟放送
内容	◇講演「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けて」北村 亮（新潟県文化行政課世界遺産登録推進室長） ◇ミニコンサート「篠笛演奏」 狩野 泰一（篠笛奏者） ◇鼎談「佐渡金銀山と佐渡小判」宮田 亮平（東京芸術大学学長）／南 加乃子（BSN新潟放送報道制作局専門局長）／余湖 明彦（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室副参事）
2015 世界遺産国際シンポジウム「佐渡金銀山の価値を世界へ」	
期日	2015（平成27）年10月18日（日）
会場	イイノホール&カンファレンスセンター
主催	新潟県、佐渡市 共催：文化庁
内容	◇基調講演「産業資産の世界遺産登録の状況」 パトリック・マーチン（国際産業遺産保存委員会会長、ミガン工科大学研究教授） 「佐渡金銀山の世界遺産としての価値」 西村 幸夫（日本イコモス国内委員会委員長、東京大学先端科学技術研究センター所長） ◇パネルディスカッション「世界遺産候補・佐渡金銀山の未来を考える」 コーディネーター：稲葉 信子（筑波大学大学院教授） パネリスト：パトリック・マーチン（前出）／クリストファー・ヤング（前イングリッシュ・ヘリテージ国際政策担当責任者）／岡田 保良（国土舘大学イラク古代文化研究所教授）／小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院教授）／西村 幸夫（前出） ◇アトラクション 「郷土芸能」相川音頭、佐渡おけさ（若波会）
2016 世界遺産登録推進講演会	
期日	2016（平成28）年10月22日（土）
会場	日本科学未来館「未来館ホール」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「鉱山絵巻に見る佐渡金銀山」 鈴木 一義（国立科学博物館産業技術史資料情報センター長） ◇アトラクション「郷土芸能」鬼太鼓（鼓志の会）、相川音頭・佐渡おけさ（若波会）
2017 佐渡金銀山世界遺産講演会「『宝の島 佐渡』の魅力を知る」	
期日	2017（平成29）5月27日（土）
会場	ホテル東京ガーデンパレス
主催	佐渡市、佐渡を世界遺産にする会（3団体） 共催：新潟県、新潟県教育委員会
内容	◇郷土芸能 新潟県立羽茂高等学校郷土芸能部 ◇講演「文化財を活かした地域の活性化」 デービッド・アトキンソン（㈱小西美術工藝社代表取締役社長） ◇世界遺産登録の早期実現を目指す集い（民間団体宣言）
2017 世界遺産登録推進シンポジウム「佐渡金銀山の価値と魅力を考える」	
期日	2017（平成29）年10月21日（土）
会場	スクワール麴町「錦華」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇基調講演「産業資産を考える－国内の取組事例から－」 小風 秀雅（お茶の水女子大学名誉教授） ◇パネルディスカッション「世界遺産候補 佐渡金銀山の未来を考える」 コーディネーター：岡田 保良（国土舘大学イラク古代文化研究所教授） パネリスト：小風 秀雅（前出）／鈴木 一義（国立科学博物館産業技術史資料情報センター長）／小田 由美子（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室政策企画員） コメンテーター：レギーネ・マティアス（ドイツ・ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授）

2019 佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会「鉱山都市相川の風景とその魅力～町歩きへのいざない～」	
期日	2019（平成31）年2月2日（土）
会場	星陵会館「ホール」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「鉱山都市としての風景－構造と変遷－」 清水 重敦（京都工芸繊維大学教授） 「景観を構成する代表的家屋の特徴」 若林 篤男（佐渡市世界遺産推進課主任） ◇アトラクション「郷土芸能」相川音頭、佐渡おけさ（若波会）
2020 佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会「佐渡の文化と金銀山」	
期日	2020（令和2）年1月26日（日）
会場	時事通信ホール
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「佐渡の文化と金銀山」池田 哲夫（新潟大学名誉教授） ◇アトラクション「郷土芸能」佐渡鷺流狂言「薩摩守」 佐渡鷺流狂言研究会
2023「佐渡島の金山」首都圏講座「甲斐・石見から佐渡へ」	
期日	2023（令和5）1月21日（土）
会場	東京新潟県人会館2階「ホール」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「甲斐・石見から佐渡へ－出土遺物への科学調査から探る戦国から江戸初期に至る金銀生産の変革－」 杓名 貴彦（国立科学博物館理工学研究部科学技術史グループ長）
2024「金の道」フォーラム	
期日	2024（令和6）1月28日（日）
会場	東京交通会館12階「第一会議室A」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「鉱山と世界遺産－佐渡との比較において」河野俊行（国際記念物遺跡会議（ICOMOS）名誉会長 九州大学名誉教授） ◇パネルディスカッション

b) 県内開催



国際シンポジウム／朱鷺メッセ（2013年）



世界遺産フォーラム／新潟グランドホテル（2014年）



世界遺産セミナー／朱鷺メッセ（2018年）

表 県内・本土側の講演会等の記録

2007 世界遺産講演会「日本を支えた佐渡鉱山」	
期日	2007（平成19）年12月8日（土）
会場	新潟県立生涯学習推進センター「ホール」
主催	新潟県教育委員会 共催：佐渡市教育委員会、(株)ゴールデン佐渡
内容	◇講演「佐渡に残る近代化遺産」 永松 武彦（(株)ゴールデン佐渡取締役社長）
2008 「金 GOLD 黄金の国ジパングと佐渡金銀山展」	
期日	2008（平成20）年2月21日～4月19日
会場	新潟県立万代島美術館
主催	新潟県教育委員会、佐渡市教育委員会、新潟日報社、BSN新潟放送、金 GOLD 黄金の国ジパングと佐渡金銀山展実行委員会
内容	◇基調講演「産業資産を考えるー国内の取組事例からー」 小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院教授） ◇パネルディスカッション「世界遺産候補 佐渡金銀山の未来を考える」 コーディネーター：岡田 保良（国土館大学イラク古代文化研究所教授） パネリスト：小風 秀雅（前出）／鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部主任研究官）／ 小田 由美子（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室政策企画員） コメンテーター：レギーネ・マティアス（ドイツ・ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授）
2008 世界遺産講演会「金と銀の島佐渡～鉱山とその文化～」	
期日	2008（平成20）年11月3日（月・祝）
会場	朱鷺メッセ「中会議室301」
主催	新潟県「佐渡金銀山」登録推進議員連盟、新潟県教育委員会、佐渡市世界遺産登録推進議員連盟、佐渡市教育委員会
内容	◇講演「石見銀山 世界遺産登録に至るまで」 中村 俊郎（中村ブレイス(株)代表取締役社長、石見銀山資料館理事長） 「世界に誇る佐渡金銀山」 鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部主任研究官）
2009 シンポジウム「佐渡金銀山遺跡を世界遺産に」	
期日	2009（平成21）年3月20日（金・祝）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	新潟県「佐渡金銀山」登録推進議員連盟、新潟県教育委員会、佐渡市世界遺産登録推進議員連盟、佐渡市教育委員会
内容	◇基調講演「産業遺産の価値とその捉え方」 小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院教授） ◇パネルディスカッション「佐渡金銀山遺跡を世界遺産に」 コーディネーター：上杉 建夫（新潟日報社佐渡支局長）／小風 秀雅（前出）／ 永松 武彦（(株)ゴールデン佐渡取締役社長）／高野 宏一郎（佐渡市長）
2009 国際シンポジウム「絵巻から見える佐渡金銀山」（文化庁「地域文化芸術振興プラン」）	
期日	2009（平成21）年12月20日（日）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	文化庁、新潟県地域文化芸術振興プラン実行委員会、新潟県教育委員会、佐渡市、新潟大学旭町学術資料展示館
内容	◇伝統芸能「鷺流狂言（水懸舞）」 佐渡鷺流狂言研究会 ◇基調講演「日本の諸鉱山絵巻と比較した佐渡金銀山の特徴」 鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部科学技術史グループ長） ◇講演「欧州における佐渡金銀山絵巻」 レギーネ・マティアス（ドイツ・ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授） 「描き継がれた佐渡金銀山絵巻」 渡部 浩二（新潟県立歴史博物館主任研究員） ◇パネルディスカッション「絵巻から見える佐渡金銀山」 コーディネーター：鈴木 一義（前出） パネリスト：レギーネ・マティアス（前出）／渡部 浩二（前出）／ 橋本 博文（新潟大学旭町学術資料展示館長）／萩原 三雄（帝京大学山梨文化財研究所長）
2010 佐渡金銀山世界遺産講演会	
期日	2010（平成22）年11月27日（土）
会場	朱鷺メッセ「中会議室301」
主催	新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟 共催：新潟県教育委員会、佐渡市
内容	◇報告「鶴子銀山の調査成果」 宇佐美 亮（佐渡市世界遺産推進課主任） ◇講演「佐渡鉱山に産出した金銀鉱石の特徴」 井澤 英二（九州大学名誉教授） 「佐渡金銀山絵巻について」 植田 晃一（日本鉱業史研究会理事）

2012 世界遺産国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」	
期日	2012（平成24）年3月20日（火・祝）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	文化庁、新潟県教育委員会、佐渡市
内容	<p>◇伝統芸能「佐渡民謡～芸能と文化の島より～」 小木おけさ、相川音頭、七浦甚句、佐渡おけさ 新潟県立羽茂高校郷土芸能部</p> <p>◇報告「学術委員会報告」小風 秀雅（学術委員会委員長、お茶の水女子大学大学院教授）</p> <p>◇講演「世界を舞台とする産業遺産」パトリック・マーチン（国際産業遺産保存委員会会長） 「金属鉱業遺跡と世界遺産リスト」バリー・ギャンプル（世界遺産コンサルタント）</p> <p>◇パネルディスカッション「産業遺産としての佐渡金銀山の世界的価値」 コーディネーター：西村 幸夫（学術委員会委員、東京大学副学長） パネリスト：パトリック・マーチン（前出）/バリー・ギャンプル（前出）/ 稲葉 信子（学術委員会委員、筑波大学大学院教授）/ 市原 富士夫（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）</p>
2012 佐渡金銀山世界遺産フォーラム	
期日	2012（平成24）年11月25日（日）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	新潟県教育委員会、佐渡市、新潟大学、佐渡を世界遺産にする新潟の会、新潟日报社、BSN新潟放送
内容	<p>◇基調講演「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けて」松浦 晃一郎（前ユネスコ事務局長）</p> <p>◇パネルディスカッション「佐渡金銀山の魅力について」 コーディネーター：小林 啓之（新潟日报社報道部長） パネリスト：橋本 博文（新潟大学人文学部教授）/南 加乃子（BSN新潟放送報道制作局専門局次長）/ 上山 益男（佐渡を世界遺産にする新潟の会副会長）/ 澤邊 一郎（株）ゴールデン佐渡取締役社長）</p> <p>◇アトラクション「鬼太鼓」 両津湊若松会鬼組</p>
2013 佐渡金銀山世界遺産講演会	
期日	2013（平成25）年6月2日（日）
会場	上越文化会館「中ホール」
主催	文化庁、新潟県教育委員会、佐渡市、新潟県上越地域振興局
内容	<p>◇講演「世界遺産候補 佐渡金銀山の魅力」吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与） 「世界遺産を核とした地域づくりに向けて」志賀 秀一（東北地域環境研究室代表）</p>
2013 世界遺産国際シンポジウム「佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録を目指して」	
期日	2013（平成25）年11月10日（日）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	文化庁、新潟県教育委員会、佐渡市
内容	<p>◇報告「学術委員会報告」小風 秀雅（学術委員会委員長）</p> <p>◇基調講演「佐渡金銀山の顕著な普遍的価値は何か」 クリストファー・ヤング（イギリス・ハリッジ世界遺産・国際政策担当責任者） 「世界文化遺産登録の近年の状況」 西村 幸夫（学術委員会委員、東京大学先端科学技術研究センター長）</p> <p>◇パネルディスカッション「佐渡金銀山 世界遺産登録への課題」 コーディネーター：篠原 修（学術委員会委員、東京大学名誉教授） パネリスト：郭 旃（国際記念物遺跡会議副委員長）/クリストファー・ヤング（前出）/ 岡田 保良（学術委員会委員、国士舘大学イラク古代文化研究所教授）/西村 幸夫（前出）</p> <p>◇オブザーバー シンシア・ダニング（国際記念物遺跡会議専門委員、スイス・アーケオコンセプト責任者）</p>
2014 平成26年度世界遺産連続講演会 第1回（上越会場）「～金の道・北国街道サミット～」	
期日	2014（平成26）年8月31日（日）
会場	上越文化会館「中ホール」
主催	新潟県教育委員会、佐渡市、北国街道の手をつなぐ会、佐渡を世界遺産にする新潟の会
内容	<p>◇講演「江戸幕府の財政を支えた金の道」 余湖 明彦（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室副参事）</p> <p>◇パネルディスカッション「金の道～北国街道に見る文化と歴史～」 コーディネーター：池田 哲夫（佐渡を世界遺産にする新潟の会会長） パネリスト：渡邊 剛忠（佐渡学センター所長）/三輪 正（道の駅 越後出雲崎天領の里館長）/ 花岡 公貴（上越市立総合博物館主任学芸員）/花ヶ前 盛明（上越郷土研究会会長）/ 佐藤 慎（妙高市教育委員会生涯学習課主査）/金子 潤次（北国街道の手をつなぐ会会長）</p>

2014 佐渡金銀山世界遺産フォーラム「甦る鉱山都市の記憶 佐渡金銀山を世界遺産に」	
期日	2014（平成26）年10月19日（日）
会場	新潟グランドホテル「悠久の間」
主催	新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟 共催：新潟県教育委員会、佐渡市 協力：逞い文化を創る会
内容	◇基調講演「佐渡金銀山の世界遺産登録に向けて」 松浦 晃一郎（前ユネスコ事務局長） 「日本の鉱山史研究と佐渡金銀山遺跡」 萩原 三雄（帝京大学山梨文化財研究所長） ◇パネルディスカッション「甦る鉱山都市の記憶」 コーディネーター：西村 幸夫（日本イコモス国内委員長） パネリスト：五十嵐 敬喜（法政大学教授・日本景観学会会長）／岩槻 邦男（東京大学名誉教授）／ 萩原 三雄（前出）／松浦 晃一郎（前出）

2014 佐渡金銀山 世界遺産連続講演会 第2回（長岡会場）	
期日	2014（平成26）年12月21日（日）
会場	シティホールプラザ アオーレ長岡
主催	新潟県、佐渡市、新潟市ユネスコ協会、佐渡を世界遺産にする会、佐渡を世界遺産にする新潟の会
内容	◇基調講演「世界遺産候補 佐渡の魅力」 吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与） ◇講演「小千谷縮・越後上布 ユネスコ向け異文化緯線登録までの道のりと未来への継承」 山岸 良三（越後上布・小千谷縮布技術保存協会副会長） ◇アトラクション 「綾子舞」 柏崎市綾子舞保存振興会・高原田保存会

2015 佐渡金銀山 世界遺産連続講演会 第3回（新潟会場）	
期日	2015（平成27）年2月1日（日）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	新潟県、佐渡市、新潟市ユネスコ協会、佐渡を世界遺産にする会、佐渡を世界遺産にする新潟の会、佐渡を世界遺産にする首都圏の会
内容	◇講演「世界遺産と文化の力」 近藤 誠一（前文化庁長官） ◇学習発表 新潟市立松野尾小学校、阿賀町立津川小学校

2016 世界遺産セミナー「なるほど！なっとく！佐渡金銀山の魅力発見」	
期日	2016（平成28）年1月31日（日）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「世界遺産候補 佐渡金銀山の見どころ」 吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与） ◇学習発表 五泉市立五泉小学校 ◇ビデオレター 佐渡市立相川中学校 ◇紙芝居披露 「こがねの山～佐渡金銀山発見伝～」 作画：黒井 健（新潟市出身、絵本作家） ◇トークショー ブリカツくん、新潟お笑い集団NAMARA

2017 世界遺産セミナー「魅力ザクザク！佐渡金銀山の価値を世界へ」	
期日	2017（平成29）年2月4日（土）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「世界遺産を目指して～伝えていこう！佐渡金銀山の魅力と輝き～」 本田 陽子（NPO法人 世界遺産アカデミー 研究員） ◇学習発表 新潟市立阿賀小学校 ◇佐渡金銀山フォトコンテスト入賞者表彰式

2018 世界遺産セミナー「世界に伝えよう！佐渡金銀山の魅力と価値」	
期日	2018（平成30）年2月12日（月・振）
会場	新潟市民プラザ
主催	新潟県、佐渡市 共催：新潟市
内容	◇講演「最近の世界遺産の動向について」 河野 俊行（国際イコモス会長、九州大学法学研究院主幹教授） ◇学習発表 新潟市立庄瀬小学校

2018 世界遺産セミナー「未来へつなごう！佐渡金銀山の魅力と輝き」	
期日	2018（平成30）年11月18日（日）
会場	朱鷺メッセ「マリンホール」
主催	新潟県、佐渡市
内容	◇講演「世界文化遺産に求められる価値とその発信」 下田 一太（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室文化財調査官） ◇学習発表 新発田市立米子小学校、魚沼市立堀之内小学校
2022 佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会	
期日	2022（令和4）年2月13日（日）
会場	新潟市民プラザ
主催	新潟県、佐渡市 共催：新潟市
内容	◇講演「日本史を動かした佐渡金銀山～その知られざる山での採掘・生活・文化～」 河合 敦（歴史作家、多摩大学客員教授） ◇学習発表 新発田市立米子小学校、魚沼市立堀之内小学校

c) 佐渡開催



国際シンポジウム / 北沢浮遊選鉱場跡（2010年）



佐渡金銀山シンポジウム / トキのむら元気館

表 佐渡市内の講演会等の記録

2005 シンポジウム『生産遺跡から探る「モノづくり」の歴史』 「佐渡金銀山遺跡を見る視座－外から見る・内から見る－」	
期日	2005（平成17）年7月2日（土）
会場	相川開発総合センター「大集会室」
主催	文部科学省科研費特定領域研究「江戸のモノづくり」計画研究、佐渡市
内容	◇基調講演「生産遺跡が教えてくれること」 村上 隆（奈良文化財研究所主任研究官） ◇講演「石見銀山から見た佐渡金銀山」 仲野 義文（石見銀山資料館学芸員） 「未公開絵巻に見る佐渡金銀山」 鈴木 一義（国立科学博物館主任研究官） 「佐渡金銀山遺跡の現状と展望」 斎藤 本恭（佐渡市教育委員会生涯学習課佐渡金銀山室主事） 「地質及び鉱床より見た佐渡銀山の歴史」 永松 武彦（株ゴールデン佐渡取締役社長） ◇パネルディスカッション コーディネーター：村上 隆（前出） パネリスト：仲野 義文、鈴木 一義、斎藤 本恭、永松 武彦（前出）
2005・2006 佐渡文化遺産講演会 第1回・第2回	
期日	第1回2005（平成17）年11月19日（土）、第2回2006（平成18）年6月2日（金）
会場	第1回佐渡島開発総合センター、第2回真野ふるさと会館
主催	佐渡市教育委員会
内容	第1回「世界遺産と佐渡の文化」 五味 文彦（東京大学大学院教授） 第2回「絵巻に見る佐渡金銀山」 鈴木 一義（国立科学博物館主任研究官）

2006 佐渡世界遺産シンポジウム「佐渡 島の金銀山と歴史と文化」	
期日	2006（平成18）年10月30日（月）
会場	アミューズメント佐渡「大ホール」
主催	佐渡市教育委員会
内容	<p>◇講演「金銀山から島の歴史と文化を考える」 田中 圭一（元筑波大学教授）</p> <p>◇パネルディスカッション「日本の近代化を支えた佐渡鉱山の歴史と現状」 コーディネーター：石瀬 佳弘（前佐渡市教育長） パネリスト：川北 鎮雄（元三菱マテリアル取締役）／庄谷 邦幸（桃山学院大学名誉教授）／ 鈴木 一義（国立科学博物館主任研究官）／永松 武彦（㈱ゴールデン佐渡取締役社長）／ 中村 賢二郎（杉野学園理事長、元文化庁文化財部長）／ 萩原 三雄（帝京大学山梨文化財研究所長）／村上 隆（奈良文化財研究所上席研究員）</p>
2007 佐渡世界遺産シンポジウム「日本の近代化を支えた佐渡鉱山」	
期日	2007（平成19）年9月23日（土）
会場	アミューズメント佐渡「大ホール」
主催	新潟県、新潟県教育委員会、佐渡市、佐渡市教育委員会
内容	<p>◇基調講演「世界の産業遺産と佐渡の未来」 スチュアート・スミス（国際産業遺産保存委員会事務局長）</p> <p>◇パネルディスカッション 第1部「日本の近代化を支えた佐渡鉱山の歴史と現状」 講演 「近世の佐渡鉱山の特徴」 鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部研究主幹） 「明治以降の近代化の歴史」 永松 武彦（㈱ゴールデン佐渡取締役社長） 第2部「佐渡鉱山を未来にどう活かすか」 コーディネーター：鈴木 一義（前出） パネリスト：木村 勉（長岡造形大学造形学部教授）／稲葉 信子（東京文化財研究所文化遺産国際協力センター上席研究員・国際企画情報研究室長）／永松 武彦（前出）</p>
2010 シンポジウム「佐渡金銀山の魅力と世界遺産登録に向けて」	
期日	2010（平成22）年6月27日（日）
会場	両津文化会館
主催	新潟県、佐渡市
内容	<p>◇基調講演「歴史遺産を活かした地域づくり」 志賀 秀一（東北地域環境研究室代表） 「佐渡金銀山の魅力と価値」 永松 武彦（㈱ゴールデン佐渡取締役社長）</p> <p>◇パネルディスカッション「佐渡金銀山の魅力と世界遺産登録に向けて」 コーディネーター：大野 裕夫（新潟県副知事） パネリスト：志賀 秀一（前出）／永松 武彦（前出）／高野 宏一郎（佐渡市長）／ 吉田 博（新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与）</p>
2010 世界遺産国際シンポジウム「金を中心とする佐渡金銀山の遺産群」	
期日	2010（平成22）年10月17日（日）
会場	相川開発総合センター
主催	文化庁、新潟県教育委員会、佐渡市
内容	<p>◇基調講演「佐渡金銀山の産業遺産としての価値」 マイルズ・オグリソープ（ヒストリック・スコットランド政策責任者、国際産業遺産保存委員会英国代表）</p> <p>◇パネルディスカッション「産業遺産としての佐渡金銀山の価値と今後の整備・活用」 コーディネーター：小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院教授） パネリスト：稲葉 信子（筑波大学大学院教授）／澤邊 一郎（㈱ゴールデン佐渡取締役社長）／ 篠原 修（政策研究大学院大学教授）／本中 眞（文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官）</p> <p>【関連イベント】北沢浮遊選鉱場跡（10/16） ◇講演会「今、何故、遺産、文化、景観なのか」 篠原 修（前出） ◇音楽演奏 シティバンド両津</p>
2011 佐渡世界遺産フォーラム「佐渡ジオパークと世界遺産教育」	
期日	2011（平成23）年3月6日（日）
会場	金井能楽堂
主催	新潟大学旭町学術資料展示館、佐渡市教育委員会
内容	<p>◇講演「ジオパークと世界遺産教育」 橋本 博文（新潟大学旭町学術資料展示館長） 「糸魚川ジオパークの教育活動」 竹之内 耕（糸魚川市フォッサマグナミュージアム学芸係長） 「新潟大学で学んだことー佐渡の金を探るー」 市橋 弥生（新潟大学大学院自然科学研究科2年）</p>

2011 佐渡金銀山世界遺産講演会「[平泉]に学ぶ世界遺産への道」	
期日	2011(平成23)年11月19日(土)
会場	アミューズメント佐渡「小ホール」
主催	新潟県教育委員会、佐渡市
内容	◇講演「世界遺産登録は平泉をどう変えたか」八重樫 忠郎(岩手県平泉町建設水道課長補佐)
2012 世界遺産国際シンポジウム「歴史資料から見る佐渡金銀山」	
期日	2012(平成24)年10月13日(土)
会場	アミューズメント佐渡「小ホール」
主催	新潟県教育委員会、佐渡市
内容	◇調査報告「鉱山絵巻から見る佐渡金銀山」渡部 浩二(新潟県立歴史博物館主任研究員) 「実習報告から見た近代佐渡鉱山の技術」 内藤 隆夫(北海道大学大学院経済学研究科准教授) 「古写真・鉱山図面から見る近代佐渡鉱山の変遷」 余湖 明彦(新潟県立文書館副館長) ◇講演「欧州・アメリカにおける佐渡金銀山絵巻」 レギーネ・マティアス(ドイツ・ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授) ◇パネルディスカッション「歴史資料から見る佐渡金銀山」 コーディネーター:小風 秀雅(お茶の水女子大学大学院教授) パネリスト:レギーネ・マティアス(前出)/内藤 隆夫(前出)/仲野 義文(石見銀山資料館長)
2013 佐渡金銀山シンポジウム「日本の金銀山と佐渡金銀山」	
期日	2013(平成25)年10月6日(日)
会場	トキのむら元気館
主催	佐渡市、新潟県教育委員会 共催:考古学と中世史研究会
内容	◇基調講演「日本の金銀山と佐渡金銀山」五味 文彦(放送大学教授、東京大学名誉教授) ◇発表「日本の金銀山」尾崎 高宏(新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室主任調査員) 「佐渡金銀山(1)」宇佐美 亮(佐渡市世界遺産推進課主任) 「佐渡金銀山(2)」相羽 重徳(佐渡市世界遺産推進課学芸員) 「美利河砂金採掘跡・カニカン岳金山跡」寺崎 康史(北海道今金町教育委員会事務局次長) 「黒川金山」飯島 泉(山梨県甲州市教育委員会生涯学習課副主管) 「石見銀山」遠藤 浩巳(島根県大田市総務部人権推進課課長補佐) 「山ヶ野金山」新田 栄治(鹿児島大学法文学部教授) ◇問題提起 萩原 三雄(帝京大学文化財研究所長) ◇パネルディスカッション「日本の鉱山遺跡」 コーディネーター:小野 正敏(人間文化研究機構理事) パネリスト:上記参加者
2014 平成26年度 佐渡金銀山地域巡回講演会①~③	
期日	①9月27日(土)、②10月22日(水)、③11月4日(火)
会場	①羽茂地区公民館、②佐渡島開発総合センター、③金井コミュニティセンター
主催	佐渡市 共催:佐渡を世界遺産にする会
内容	◇講演「佐渡 世界遺産への道」吉田 博(新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室参与)
2014 シンポジウム「ワンダーアイランド佐渡」	
期日	2014(平成26)年11月2日(日)
会場	アミューズメント佐渡(大・小ホール)
主催	佐渡市、佐渡市教育委員会
内容	◇基調講演「世界産金史の中の佐渡金山の特徴」井澤 英二(九州大学名誉教授) ◇パネルディスカッション「佐渡の成り立ちを3資産から考える」 コーディネーター:渡邊 剛忠(佐渡学センター所長) パネリスト:井澤 英二(前出)/島津 光夫(新潟大学名誉教授)/永田 明(国連大学サステナビリティ 高等研究所研究員) ◇体験コーナー「砂金採り」「金塊つかみ」等

2015 基調講演&シンポジウム「佐渡から江戸文化が見える」	
期日	2015（平成27）年6月20日（土）
会場	国指定史跡 北沢浮遊選鉱場跡
主催	佐渡市、佐渡を世界遺産にする会（3団体）
内容	◇基調講演「佐渡から江戸文化がみえるー内からの目、外からの目ー」 田中 優子（法政大学総長） ◇パネルディスカッション コーディネーター：田中 優子（前出） パネリスト：松田 祐樹（NPO法人佐渡芸能伝承機構代表）/中野 奈美子（風待ちの会）/甲斐 元也（佐渡市長）
2015（平成27）年度 佐渡金銀山地域巡回講演会①・②	
期日	2015（平成27）年 ①6月26日（金）、②9月12日（土）
会場	①赤泊総合文化会館「多目的ホール」、②相川開発総合センター「大集会室」
主催	佐渡市 共催：佐渡を世界遺産にする会
内容	◇講演 ①「佐渡の暮らしを世界に誇る」 岩立 恒（佐渡ジオパークガイド協会副会長） ②「世界遺産の町 平泉の取組」 八重樫 忠郎（岩手県平泉町総務企画課長補佐）
2015 相川 国重要文化的景観選定記念シンポジウム	
期日	2015（平成27）年11月1日（日）
会場	佐渡奉行所
主催	新潟県、佐渡市、佐渡市教育委員会、相茶会
内容	◇基調講演「今、何故、遺産・文化・景観なのか」 篠原 修（東京大学名誉教授） 「各地の町並み保存の取組み」 木村 勉（長岡造形大学教授）
2015 金の道サミット in 佐渡「歴史あるまちなみを活かした地域づくり」	
期日	2015（平成27）年11月7日（土）
会場	あいぽーと佐渡「多目的ホール」
主催	佐渡市
内容	◇基調講演「地域の文化資源を生かしたまちづくり」 池邊 このみ（千葉大学大学院教授） ◇伝統芸能 新潟県立羽茂高校郷土芸能部 ◇学習発表「ぼくらが伝える黄金伝説」 佐渡市立相川小学校6年生 ◇パネルディスカッション「歴史・文化を活かした地域づくり」 コーディネーター：池邊 このみ（前出） パネリスト：佐藤 亨（出雲崎町教育長）/会田 洋（柏崎市長）/関原 貢（上越市副市長）/ 小林 啓一（妙高市教育長）/高見 真二（長岡市副市長）/南波 瑞夫（燕市副市長）/ 吉川 弘義（長野県千曲市教育長）/甲斐 元也（佐渡市長）
2018（平成28）年度 佐渡金銀山地域巡回講演会①・②	
期日	2016（平成28）年 ①9月10日（土）、②10月1日（土）
会場	①佐渡奉行所「地方役所」、②小木マリンプラザ「大ホール」
主催	佐渡市 共催：佐渡を世界遺産にする会
内容	◇講演 ①「世界遺産（紀伊山地の霊場と参詣道）の保存と活用」 辻林 浩（和歌山県世界遺産センター長） ②「佐渡金銀山と北国街道」 金子 潤次（北国街道の手をつなぐ会・妙高市北国街道研究会長）
2019（令和1）年度 佐渡金銀山遺跡講演会①～③	
期日	①2019（令和1）年5月25日（土）、②7月6日（土）、③2020（令和2）年2月15日（土）
会場	きらりうむ佐渡「講堂」
主催	佐渡市、新潟県
内容	◇講演 ①「江戸時代における佐渡の鉱山技術の変遷」 萩原 三雄（帝京大学文化財研究所長） ②「絵巻から見る佐渡金銀山の歴史と文化」 渡部 浩二（新潟県立歴史博物館専門研究員） ③「17世紀 慶長元和の佐渡における技術変革：銀山から金山へ」 井澤 英二（九州大学名誉教授）
2020 佐渡金銀山遺跡講演会	
期日	2020（令和2）年10月24日（土）
会場	あいかわ開発総合センター「大集会室」
主催	佐渡市、新潟県
内容	◇講演「佐渡金銀山遺跡を通じて～地域の文化を慈しみ、わが町を育む～」 坂井 秀弥（（公財）大阪府文化財センター理事長）

2021 シンポジウム「佐渡島の金山」を世界遺産に	
期日	2021（令和3）年9月5日（日）
会場	アミューズメント佐渡「大ホール」
主催	新潟県（佐渡地域振興局）、（一財）自治総合センター
内容	◇基調講演「わくわくドキドキ！ 世界遺産」 本村 健太郎（俳優／弁護士 世界遺産検定マイスター） ◇パネルディスカッション「世界遺産で佐渡はどうなる？」 コーディネーター：伊藤 聡子（キャスター、事業創造大学院大学客員教授） パネリスト：本村 健太郎（前出）／藤原 岳史（㈱NOTE 代表取締役）／庄山 忠彦（佐渡を世界遺産にする会事務局長）／河野 雅利（㈱ゴールデン佐渡 取締役社長）

2) 出前授業・出前講座の実施

「佐渡島の金山」の保存と継承について次世代を担う児童・生徒や企業・団体に対し、要請に応じて講師を派遣する出前授業・出前講座を実施した。佐渡島外は県、島内は市がそれぞれ担当している。

a) 出前授業

出前授業の対象は、佐渡への修学旅行や校外学習の事前学習としての実施が大半であるが、総合学習の一環として中学・高校等からの要請も受けている。2011（平成23）年度から実施しており、当初は県・市の職員が担当していたが、2015（平成27）年からは支援団体である「佐渡を世界遺産にする会」（島外は「佐渡を世界遺産にする新潟の会」）の会員に講師を委託している。最近では100～150校で推移しているが（2020年は新型コロナによる修学旅行中止のため減少）、講師の高齢化など今後の実施に課題もある。

なお、佐渡市では毎年の校外学習の一環として学校での事前学習のほか、現地での説明にも対応している。



新潟市立金津中学校（2016年）



新潟市立新津第一小学校（2017年）※マスコミ取材



新潟市立小合小学校（2020年）



柏崎市立榎原小学校（2021年）※オンライン開催

表 出前授業の年度別実績

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新潟県	55	48	43	62	90	117	114	138	121	79	149	113	124	106
佐渡市	—	—	10	8	16	21	21	20	19	22	16	12	13	22

※内訳【新潟県】 小学校の佐渡修学旅行の事前学習、中学・高校の総合学習

【佐渡市】 小・中・高校等の校外学習の事前学習

b) 出前講座

公民館活動、企業・団体の研修会、町内会の集まりなど様々な場面で、要請により県・市の職員が講師となって実施している。実施件数は年により増減が見られるが、国内推薦候補に選定された翌年（2021年）には県で20件、市では30件を超え関心の高まりと登録への期待が感じられた。



首都圏支援団体総会（2015年）



地元経済団体講演会（2021年）

表 出前講座の年度別実績

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
新潟県	6	17	10	7	12	8	7	4	12	24	9	20
佐渡市	33	52	42	42	26	37	28	13	30	37	41	33
県外	0	0	1	0	0	3	0	0	0	3	1	2

※内訳【新潟県】公民館の生涯学習講座等、企業・団体・町内会等の研修会・講演会等

【佐渡市】集落・企業・官公庁・大学等への出張説明（現地見学時含む）、他県市町村議会の行政視察

3) 広報・情報発信資料等

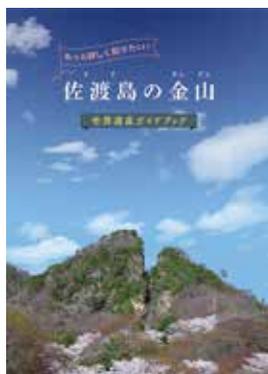
2007（平成19）年に県と市が共同で取組を開始して以降、常に佐渡金銀山の認知度向上が課題として指摘されてきたが、講演会・シンポジウムなどの開催と合わせて様々な広報ツールを作成し情報発信に努めた。

a) パンフレット・ガイドブック・児童生徒向け学習教材

資産名称や構成資産、価値内容等の変更に伴い適宜改訂を行い、各種普及啓発事業などの場で配布した。また、小学校及び中・高校生向けの学習教材を作成し、島内の児童・生徒の郷土学習に活用した。



パンフレット



ガイドブック



マンガパンフレット



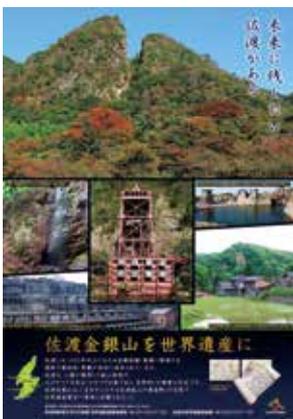
マンガリーフレット



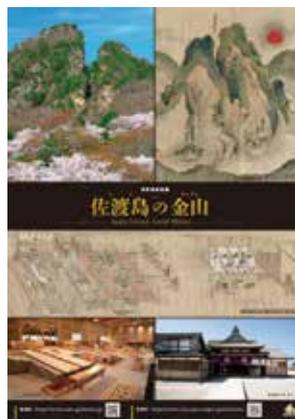
ポケットガイドブック（A5・A6判） 相川リーフレット・発見まっぷ 児童・生徒向学習教材

b) ポスター・リーフレット・バナー・のぼり旗・クリアファイル

取組を紹介するポスターやチラシを作成し、県民会議会員団体や公共施設等に配布して掲出をお願いした。



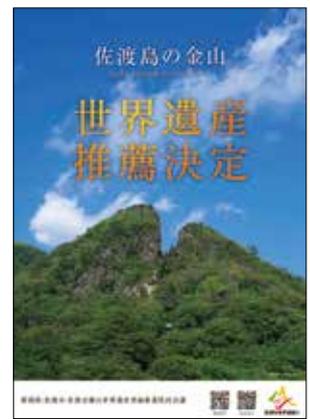
「佐渡金銀山」ポスター（2010年）



「佐渡島の金山」ポスター（2020年）



サッカークラブとのコラボポスター（2023年）



推薦決定ポスター



「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」リーフレット



左記4か国版（英語、中国語繁体・簡体、韓国語）



「佐渡島の金山」リーフレット（2024年）



クリアファイル各種



「佐渡鉱山の遺産群」バナースタンド



幟旗各種



ミニ幟旗各種

c) 広報誌

調査研究の成果や取組状況をお知らせするために2010（平成22）年3月に「佐渡金銀山だより」を創刊し、年2回（3・9月）の発行で最新の登録決定特別号を含めて現在まで28冊刊行されている。



「金銀山だより」(2010年～)

「あいかわらばん」(2013年～2019年)

d) メディア等を活用した発信

首都圏や全国に向けての情報発信に関する取組として2016(平成28)年に、新聞・雑誌・インターネット等の各種メディアの活用や東京メトロ「霞ヶ関駅」「虎ノ門駅」にポスターを集中掲示してPRを行った。



虎ノ門駅ポスター掲出(2016年)



霞ヶ関駅ポスター掲出(2017年)



月刊誌記事(2016年)



新聞広告東京都内版(2017年)



週刊誌広告(2017年)

e) ラッピングバス

PR活動の一環として、佐渡島内と新潟市内の路線バス・高速バス車体に佐渡鉱山の風景をプリントしたラッピングバスを運行した。



路線バスラッピング
(新潟市内・佐渡島内)



高速バスラッピング (新潟～東京)



公用バスラッピング (佐渡市)

f) 普及啓発物品 (貸出)

イベントでの使用や貸出を目的に、水上輪 (排水機械) や金塊つかみ体験セットを作成した。また、絵本作家の黒井健氏に依頼して、児童・生徒向けに相川金銀山の発見経緯を題材にした紙芝居を制作し島内の図書館に配布した。



金塊つかみ体験セット



水上輪 (排水体験ミニチュア)



紙芝居「こがねの山」(2016年)



金銀山絵巻 (レプリカ)



佐渡小判 (レプリカ)



金鉱石

g) ポスターコンクール・写真コンテスト

世界遺産登録への取組の周知と作品の普及啓発素材としての使用を目的に、ポスターコンクール (2012年: 応募数 70点、2014年: 応募数 69点) とフォトコンテスト (2016年: 応募数 246点) を実施した。

【ポスターコンクール】2012 (平成 24) 年



金賞

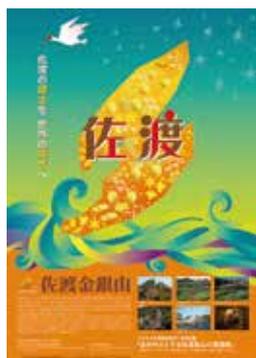


銀賞



銅賞

2014（平成26）年



金賞



銀賞



銅賞

【フォトコンテスト】



最優秀賞



優秀賞



優秀賞



優秀賞

h) ロゴマーク

2007（平成19）年に、活動のシンボルとなるロゴマークを公募した。また、2025（令和7）年には登録後の新たなロゴマークも公募により選定した。



登録前



ピンバッチ・缶バッチ



登録後

4) ガイダンス施設の整備

2つの地域からなる「佐渡島の金山」は、シリアル資産であり、価値の全体像を一元的に理解してもらうことが必須となる。そのために、資産の中心となる相川地区にビジターセンター「きらりうむ佐渡」を設置し、一般的にはなじみの薄い「鉱山」や「鉱山技術」について分かりやすく解説し、現地来訪に関わる情報を提供している。

この他、西三川砂金山エリアや相川鶴子金銀山エリアにおいては、資産範囲内や近接地に既存の博物館・資料館などがあり、これらの施設を「サテライトガイダンス施設」と位置付け、それぞれの場所が担った機能・性質を情報提供している。これら施設の役割を明らかにすることで、効果的な解説及び情報提供が可能となっている。

現在、相川鶴子金銀山エリアには、既存の金山展示資料館（民間施設）、佐渡奉行所跡、相川郷土博物館、相川技能伝承館といった施設が点在している。各施設では、その場所の立地や特徴を活かし、金生産技術や鉱山活動に従事した人々の暮らしについての情報を提供している。また、広域に分布する採掘地では、鉱業権者の株式会社ゴールデン佐渡が代表的な坑道の一部を来訪者に公開している。

西三川砂金山エリアでは、案内図及び誘導・解説のためのサインを設置している。現地ガイドが配置され、

詳細な情報を提供する拠点施設として旧西三川小学校笹川分校に便益施設と展示の整備を行っている。また、西三川砂金山の西側にある「佐渡西三川ゴールドパーク」（民間施設）もサテライトガイダンス機能を持っており、金に関する一般的な情報や砂金山の歴史を紹介する展示を行っているほか、砂金採取の体験もできる。2020（令和2）年から保存修理を行っている金子勘三郎家住宅では、砂金山の鉱山集落の雰囲気や人々の暮らしを伝える施設として活用することを踏まえ、修理・整備に着手している。

表 「佐渡島の金山」 関連ガイダンス施設

No.	名前	所在地	関連資産	内容
1	きらりうむ佐渡	佐渡市相川3丁目浜町18-1	西三川砂金山 鶴子银山 相川金银山	映像をメインとした展示、佐渡金銀山の価値や前近代・近代の金生産技術の解説。
2	佐渡西三川ゴールドパーク	佐渡市西三川 835- 1	西三川砂金山	砂金鉱床や西三川砂金山の歴史、生産技術、実物などの展示。砂金採取体験。
3	旧西三川小学校笹川分校	佐渡市西三川 462- 7	西三川砂金山	西三川砂金山の歴史や文化的景観、鉱山居住域の生活などのパネル展示。
4	金山展示資料館	佐渡市下相川 1305	相川金银山	江戸時代の金生産に関する展示、金鉱脈と坑道の解説、金生産を用いた道具の展示。
	機械工場	佐渡市相川宗徳町 1- 1	相川金银山	明治時代以降の機械類の実物展示、鉱山稼働時の映像や古写真の展示。
5	史跡佐渡奉行所跡	佐渡市相川広間町 1- 1	相川金银山	建造物の復元、選鉱作業の一部施設の復元展示。
6	相川郷土博物館	佐渡市相川坂下町 20	相川金银山	旧鉱山事務所などを活用し、鉱山の機械化が行われた時代の資料や古写真などを展示。2024年リニューアルオープン。
7	相川技能伝承館	佐渡市相川北沢町 2	相川金银山	鉱山文化の紹介・体験。



「きらりうむ佐渡」（ビジターセンター）



「きらりうむ佐渡」 資産全体の解説を行う映像



「きらりうむ佐渡」 プロジェクションマッピングと映像による解説



「きらりうむ佐渡」 資産来訪者向け情報掲示板



金山展示資料館（ゴールデン佐渡）



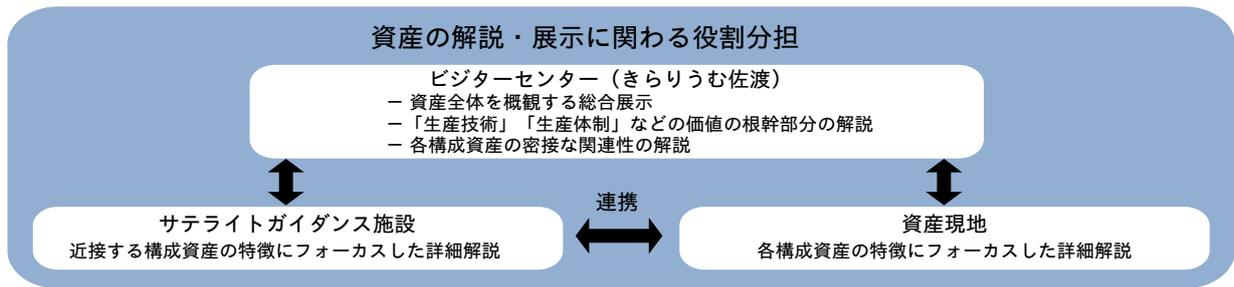
佐渡奉行所跡 勝場（せりば）



旧西三川小学校笹川分校内



佐渡西三川ゴールドパーク（砂金採り体験施設）



資産の解説・展示に関わる役割分担

5) 国際的理解促進に向けた取組

世界遺産登録に向けた機運醸成と認知度向上を図るため、関係機関と連携し、国内外において「佐渡島の金山」の海外向けプロモーション活動を実施した。主な活動は下表のとおりである。

表 主な取組

日本へのクリエイティブな旅展 2022 (Creative Travel to Japan 2022) でのプロモーション	
期日	2022 (令和4) 年6月14日～17日
会場	国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) パリ本部 (セギュールホール、パペルデュホール、ミロホール)
主催	日本へのクリエイティブな旅展実行委員会
みなとまち新潟&佐渡島の金山 茶会セミナー	
期日	2022 (令和4) 年11月6日
会場	旧斎藤家別邸
主催	新潟県・佐渡市
G7 新潟財務大臣・中央銀行総裁会議 オプショナルツアー “歴史・文化と金山” 佐渡探訪コース	
期日	2023 (令和5) 年5月14日
会場	佐渡島内 (史跡佐渡金山・佐渡奉行所・鐘楼・京町通り等)
主催	G7 新潟財務大臣・中央銀行総裁会議開催推進協議会
駐日外交団による地方視察ツアー (佐渡ツアー)	
期日	2023 (令和5) 年10月12日～13日
会場	佐渡島内 (きらりうむ佐渡、史跡佐渡金山、佐渡奉行所等)
主催	外務省・新潟県・佐渡市
知事による「佐渡島の金山」PR セミナー・世界遺産委員国ユネスコ大使表敬訪問	
期日	2023 (令和5) 年11月30日～12月2日
会場	パリ・ユネスコ日本政府代表部大使公邸ほか
地方の魅力を世界に発信するプロジェクト 外務大臣及び新潟県知事共催レセプション 新潟県・佐渡市共催 セミナー「佐渡島の文化と金山」	
期日	2024 (令和6) 年1月23日
会場	外務省 飯倉公館
主催	レセプション：外務大臣・新潟県知事
駐日インド大使館訪問	
期日	2024 (令和6) 年2月15日
会場	駐日インド大使館
日本へのクリエイティブな旅展 2024 (Creative Travel to Japan 2024) でのプロモーション	
期日	2024 (令和6) 年3月22日、25～28日
会場	国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) パリ本部 (パペルデュホール、ミロホール)
主催	日本へのクリエイティブな旅展実行委員会
知事による「佐渡島の金山」PR セミナー・世界遺産委員会ユネスコ大使表敬訪問	
期日	2024 (令和6) 年3月26日
会場	パリ日本文化会館ほか
世界遺産委員国の駐日外交団による佐渡ツアー	
期日	2024 (令和6) 年4月25日～26日
会場	佐渡島内 (宗太夫坑、きらりうむ佐渡、佐渡奉行所、笹川集落等)
主催	新潟県・佐渡市
世界遺産登録決定記念・海外メディア向け広報イベント 新潟県「佐渡」の食・文化 - 日本海側最大の離島が育む多様性 -	
期日	2024 (令和6) 年11月26日
会場	銀座・新潟情報館 THE NIIGATA 3階イベントスペース
主催	新潟県



日本へのクリエイティブな旅展 2022



G7 新潟財務大臣・中央銀行総裁会議
オプションツアー（2023年）



駐日外交団による地方視察ツアー（2023年）



世界遺産委員国の駐日外交団による佐渡ツアー
（2024年）



地方の魅力を世界に発信するプロジェクト
（2024年）



世界遺産登録決定記念・海外メディア向け広報イベント
（2024年）

第2部

「佐渡島の金山」の概要



第2部 「佐渡島の金山」の概要

1 世界遺産登録推薦書に記載した資産の内容

本項では2023（令和5）年1月にユネスコ世界遺産センターに提出した世界遺産登録推薦書エグゼクティブサマリー（要約）及び2024（令和6）年第46回世界遺産委員会における決議内容を踏まえて資産の内容を示す。

1) 締約国

日本国

2) 地方

新潟県

3) 資産の名称

Sado Island Gold Mines

4) 所在位置

新潟県

5) 資産の範囲についての説明

各構成資産の範囲は、顕著な普遍的価値を伝えるすべての区域を含むよう、決められており、その全ては文化財保護法のもと、史跡に指定されるか重要文化的景観に選定された範囲である。本推薦資産の総面積は750.9haである。

6) 適合される評価基準

評価基準（iv）

7) 顕著な普遍的価値の言明

a) 総合的所見

本資産は新潟県沿岸から西へ約35kmの佐渡島に位置するシリアル資産である。西三川砂金山、相川鶴子金銀山という2つの主要な鉱山地域を含む3つの構成資産から成り立っている。そして、それぞれが、江戸時代（1603年～1868年）に行われた手工業による異なる採掘方法を示している。1つ目のまともりは、砂金の採掘に使われた広大な採掘場と江戸時代に遡る集落域、および砂金採取に必要とされたいくつかの水路を含んでいる。2つ目のまともりでは、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短い部分で途切れているルートでつながった2つの構成資産を含んでいる。2つ目のまともりの構成資産は、鶴子銀山と相川金銀山という異なる2つの採掘地域である。後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれる。鉱業活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学的要素や景観的特徴として保存されている。

本資産は、世界の他の地域において、鉱業における機械化が進んでいた時代に、手工業による採鉱と製錬技術の継続と完成を示す、他に類を見ない鉱山群及び景観から成り立っている。

b) 評価基準の適用

評価基準（iv）

本資産は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例である。徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17世紀には世界水準の高品質の金を大量に採掘・選鉱・製錬することが可能になった。これは採掘域と集落構造に反映されている。佐渡島で見つかった鉱床の特徴に基づいて、幕府は鉱石の採掘と選鉱・製錬に最も適した生産組織と方法を適用し統合した。運営の効率を高めるために、集落および採掘・選鉱・製錬の機能は同じ地域または近接して共存し、その役割を果たしていた。

c) 完全性の言明

本資産は、徳川幕府時代に佐渡島で適用された金生産プロセス、例えば、異なる鉱床の種類に適合した採掘方法、一連の生産プロセス、管理された集落システムの変遷などを反映した最も重要なエリアで構成されている。このシリアル資産は、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つのエリアで構成されており、資産の OUV の属性を完全に表すのに十分な規模である。資産内の地上・地下の両方に、かなりの数の人間の手によって変形された地形や鉱山の考古学的遺跡とそれに関連する集落が残っている。構成資産は、過去の採掘および集落地域として重要な特徴を今なお保持しており、破壊されたり大幅に変更されたりしていない。

資産内の採掘および集落といった資産は、全体が適切な法的枠組みに基づいて所有者または管理機関によって適正に保存および管理されている。

d) 真実性の言明

本資産は、主な活動場所、採掘活動、居住や生産といった目的に合わせた土地の配置や変更、坑道や水路、導水路、平坦地、柱穴、地形などの採掘関連作業および鉱石加工や管理機能の物理的痕跡により、これらの遺跡で行われた過去の機能や用途が明らかになっている。集落地域は、建築構造や空間の使用方法が変化したにもかかわらず、元の配置を維持している。シリアル資産の真正性と機能の理解のための主な情報源は、古代の文書記録、特に図面や絵図である。これらの文書は、資産に残っている遺物を理解し、解釈する上で不可欠である。

e) 保存と管理に必要な措置

すべての構成資産は、国の文化財保護法に基づき、重要文化的景観または史跡に選定または指定されている。重要文化的景観の選定は、笹川集落や相川上町などの居住地域に関するもので、史跡の指定は鉱山地域を対象としている。保護は、自然または人工的な地形にも及ぶ。両者における活動は、文化庁によって規制されており、国レベルで機能している。佐渡市は、保護された景観内で介入があった場合に支援するためのガイドラインを示している。顕著な普遍的価値の属性に悪影響を及ぼす可能性のある事業計画については、実施主体が遺産影響評価を実施しなければならない。

西三川砂金山の緩衝地帯は、重要文化的景観として文化財保護法の下で保護されている。相川鶴子金銀山の構成資産における緩衝地帯は、緩衝地帯の西側沖合地域を含め、景観法によって景観特別区域として保護されている。相川の西側にある陸上の緩衝地帯のかなりの部分も重要文化的景観に選定されており、文化財保護法によって保護されている。これは沖合地域にまで及んでいる。

遺産の管理体制は、国、県、地方自治体レベルでの連携と協力を図るための手順と規約を確立している。法的・制度的枠組みは、透明性が確保された階層構造と権限・決定を持つことにより、2つのエリアすべての保護を保証している。地域社会の関与は、国レベルからその下のレベルへと、社会的プロセスとアプローチに深く根ざしている。佐渡市の行政組織は、博物館や観光業など、他の部門にまたがる計画により、保全活動を相互に補うことを可能にしている。また、商業団体および民間団体を含む利害関係者との連携も可能にしている。世界遺産に関する意思決定を行う合議体として世界遺産会議が設置される予定である。会議は新潟県が運営し、会議での決定事項の実施は、新潟県および佐渡市の世界遺産担当部局が責任を負う。

包括的保存管理計画（2023年1月）は、方針、手順、具体的な対策、管理運営体制を明確にするための包括的な文書として作成された。この計画は、各構成資産（西三川、鶴子、相川）の既存の保全・管理計画によって裏付けられている。資産の顕著な普遍的価値とその歴史的な発展を理解し、明確かつ包括的に伝えるためには、適切な説明戦略が不可欠である。

政府と民間の両方、および地元住民など複数の土地所有者が資産全域に存在することを考慮し、包括的保存管理計画は意思決定プロセスや遺産影響評価などの活動の運営に関するフローチャートを通じて、方針を示している。これには、政府の各レベルの責任など、さまざまな利害関係者の役割を規定するセクションが盛り込まれている。株式会社ゴールデン佐渡のような一部の主要な利害関係者に関しては、管理、一般公開、利用などの面を含め、適切な合意形成を行うことが示されている。

2 資産の概要

1) 地理的・地質的特徴

a) 所在地と地理的特徴

本資産は新潟県の北西の沖合、約 35k m 離れた佐渡島に所在する。佐渡島は本州から離れた離島で、面積は 855.7km² と日本では 6 番目に大きな島である。年間の平均気温は 13℃前後で、夏は 30℃を超えることがある。四季の変化に富み、冬の降雪量は平均数 cm または数十 cm 程度と、豪雪地帯で知られる新潟県の本州側より少ない。

佐渡島は地形学的に、北部の大佐渡山地、南部の小佐渡山地、両者の間に広がる国中平野の 3 地域に区分される。南北の山地は火山活動で形成され、豊かな貴金属鉱床が形成された。この貴金属鉱床を採掘した 55 の金・銀・銅・鉛鉱山（推定を含む）が存在する（図 2-1）。このうち世界遺産の構成資産は、金生産システムとその変遷を示し、文化遺産として保存されている西三川砂金山と相川鶴子金銀山である。

b) 地質的特徴－鉱床－

3,000 万年前から活発になった火山活動により、アジア大陸の東端にある日本列島の原型が形成され始め、やがて 2,000 万年前頃の火山活動で、金銀が溶け込んだ熱水が地表近くに上昇し、金銀脈鉱床（浅熱水脈鉱床）が形成された。その後、多くの金銀脈鉱床は海底に沈んだが、地上に残った鉱床は雨水などで浸食され、砂金が海底に運ばれて堆積した。およそ 300 万年前から海底が隆起したことで、佐渡島が誕生したと考えられており、この際に海底にあった砂金鉱床のうち、隆起して陸地となった一部が西三川砂金山として採掘が行われたようになる（図 2-2 左）。

一方、山々の岩石の上部が浸食され、地表に露出した金銀脈鉱床から地中深くの金銀脈鉱床までを採掘したのが相川金銀山である。相川金銀山は、佐渡で確認されている金銀脈鉱床の中でも、特に多数の鉱脈が存在する（図 2-2 右）。非常に硬い岩盤の中に貴金属を含む鉱脈（石英脈）があり、種類や粒度の違いによる鉱石の「縞」でも、特に「黒色の縞」の中に金銀を多く含んでいる。

佐渡の金は、西三川砂金山の砂金（写真 2-1）、相川鶴子金銀山の鉱石（写真 2-2）のいずれも、自然の状態で銀を 40% 前後含む金と銀の合金の形で存在している。

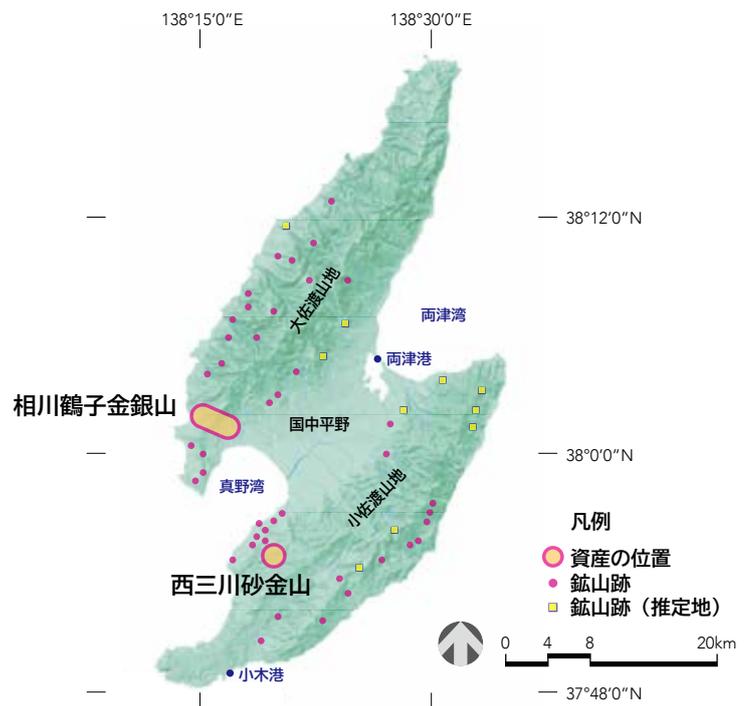


図 2-1 佐渡島内における資産とその他の鉱山遺跡の分布

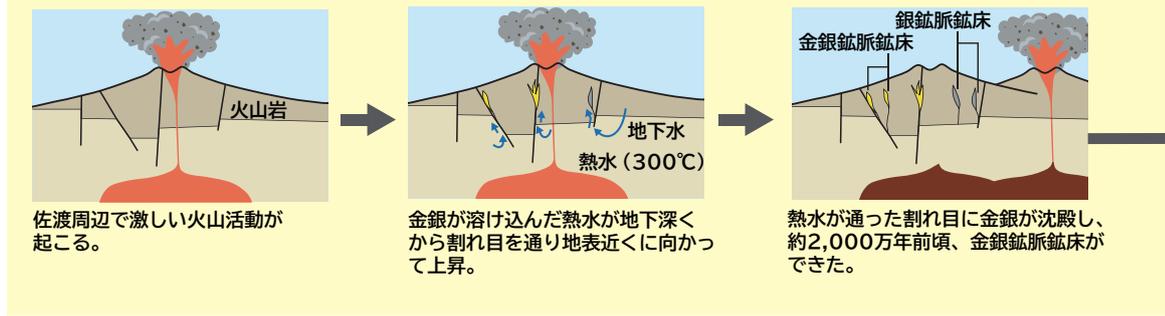


写真 2-1 砂金：西三川砂金山 [個人所蔵]



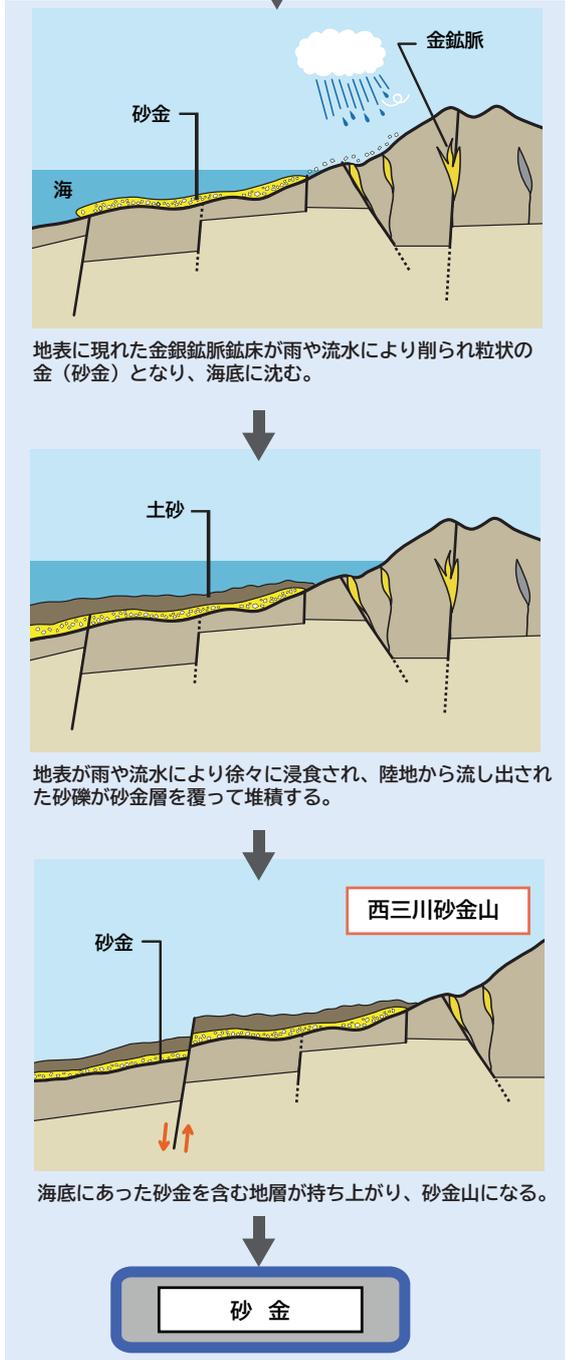
写真 2-2 金銀鉱石：相川金銀山 [ゴールデン佐渡所蔵]

[a]



佐渡島の誕生

[b]



[c]

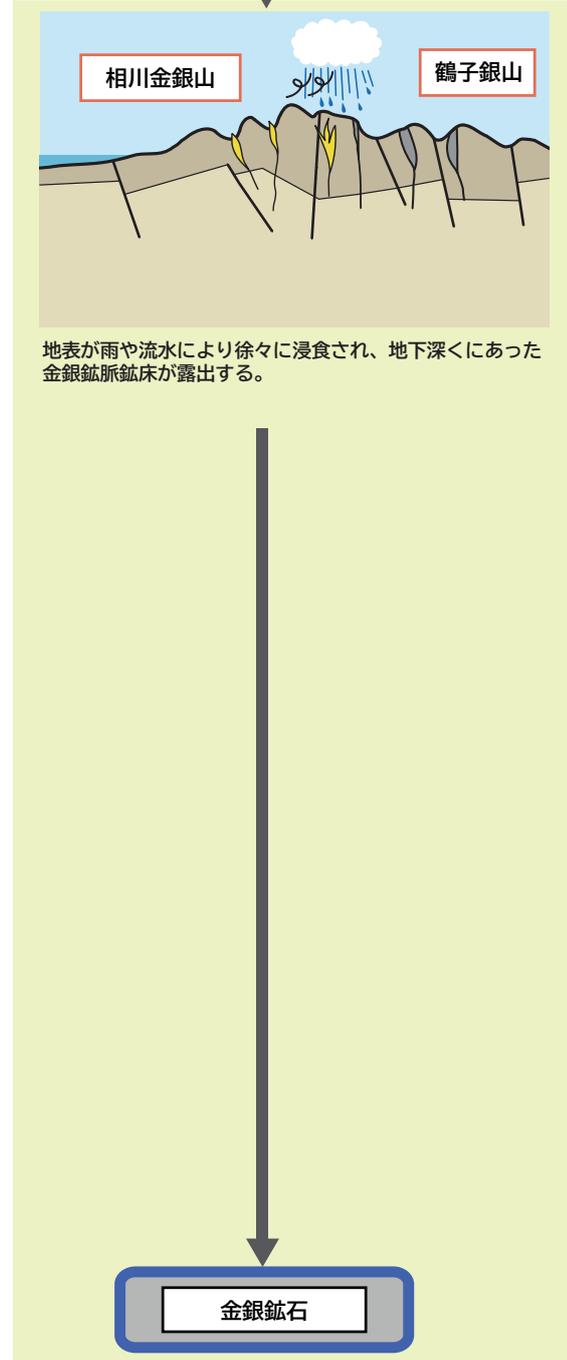


図 2-2 佐渡島の金鉱床の誕生

2) 「佐渡島の金山」の顕著な普遍的価値を証明する3つの特徴

「佐渡島の金山」は、「手工業による金生産技術」を示すもので、2024（令和6）年7月に開催された第46回ユネスコ世界遺産委員会で、顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）を示す評価基準（iv）で世界遺産としての価値があると判断され、世界遺産に登録された。

【顕著な普遍的価値】

世界の他の地域において、採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアで他に類をみない事例である。

- ・世界の他の地域において、採鉱等の機械化が進んだ時代に、手工業による採鉱と製錬技術の継続と完成を示す、他に例をみない鉱山群と景観から成り立っている。
- ・徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17世紀には世界水準の高品質の金を大量に採掘・選鉱・製錬することが可能となった。これは採掘域と集落構造に反映されている。
- ・鉱業の活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学要素及び景観の特徴として保持されている。

評価基準（iv）：歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

顕著な普遍的価値を示す「佐渡島の金山」の特徴は、以下の3点である。

a) 鉱床の特性に適合して深化した伝統的手工業による鉱山技術

西三川砂金山と相川鶴子金銀山では、それぞれの鉱床の特性に応じて、人力のみによる伝統的手工業の採掘技術が導入され、最適化されていった（図2-3）。

堆積砂金鉱床の西三川砂金山では、山の地層の中に砂金が含まれる鉱床の特性に合わせて、より多くの砂金を効率的に採取するため、「大流し」と呼ばれる技術が用いられるようになった。「大流し」は、砂金を含む山の地層を掘り崩して人口の水路を用いて集めた水を堤（ため池）に貯水し、放水した水の勢いを利用して土砂を取り除き、比重の重い金を採集する方法である。必要に応じて採掘場所を移動しながら、250年以上も採掘が続けられた。

鉱脈鉱床の相川鶴子金銀山では、極めて硬い岩盤内に形成された地下数百mまで延びる鉱脈から金を得るため、地下深くまで坑道を掘削した。地下深くまで採掘が及ぶことに必要となる排水や換気などの問題には、掘削や測量の複雑な技術を駆使して対処した。

水路跡、堤（ため池）跡、採掘場跡、石組遺構、露頭掘り跡、ひ追い掘り跡、坑道掘り跡、割戸（大型の露頭掘り跡）、疎水道跡などの地上及び地下にわたる様々な遺構が伝統的手工業による採掘技術を表している。

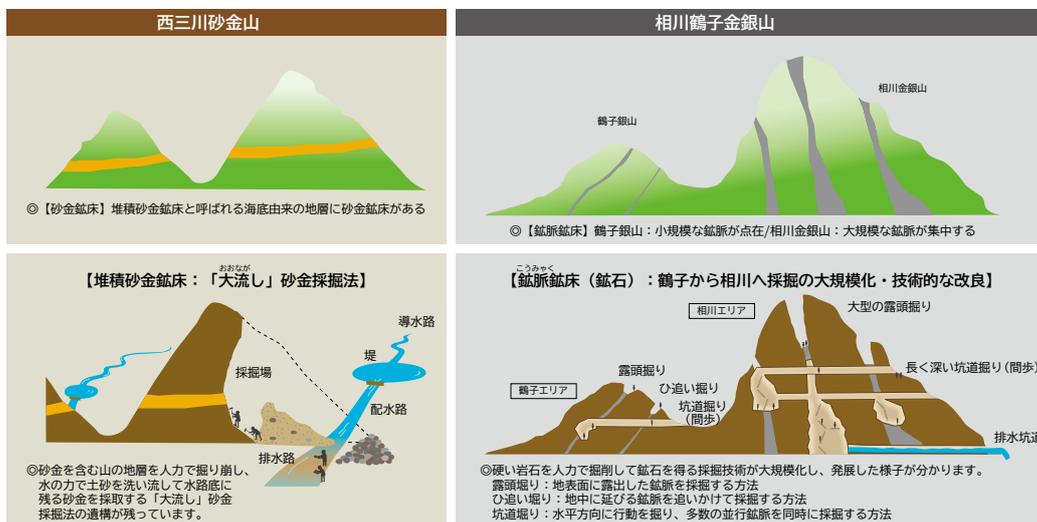


図 2-3 西三川砂金山と相川鶴子金銀山の採掘技術

b) 高品位の金生産を可能とした一連の生産工程

採掘から選鉱、製錬・精錬、小判の製造に至る一連の工程がすべて行われていた。砂金鉱床の西三川砂金山では、「大流し」による砂金採掘の一連の工程を村人が集団労働として行い、代々にわたり継承することで生産工程や作業の熟練度を維持した。

鉱脈鉱床の相川鶴子金銀山では、探鉱・採掘・選鉱・精錬という一連の工程を要するため、個々の技術は単純であっても、分業体制を整えて各作業従事者の専門性と技術的な精度を向上させた。調達が容易な資材を用い、同じ行程を何度も繰り返すことで、徐々に品質を上げて最終的に高い品質に達した。

このような生産工程を詳細に示した絵巻などの歴史資料が大量に保管されており、相川金銀山の佐渡奉行所及び佐渡島での金生産における実際の工程を示す「佐渡の国金堀ノ巻」などの歴史資料により示されている(図 2-4)。

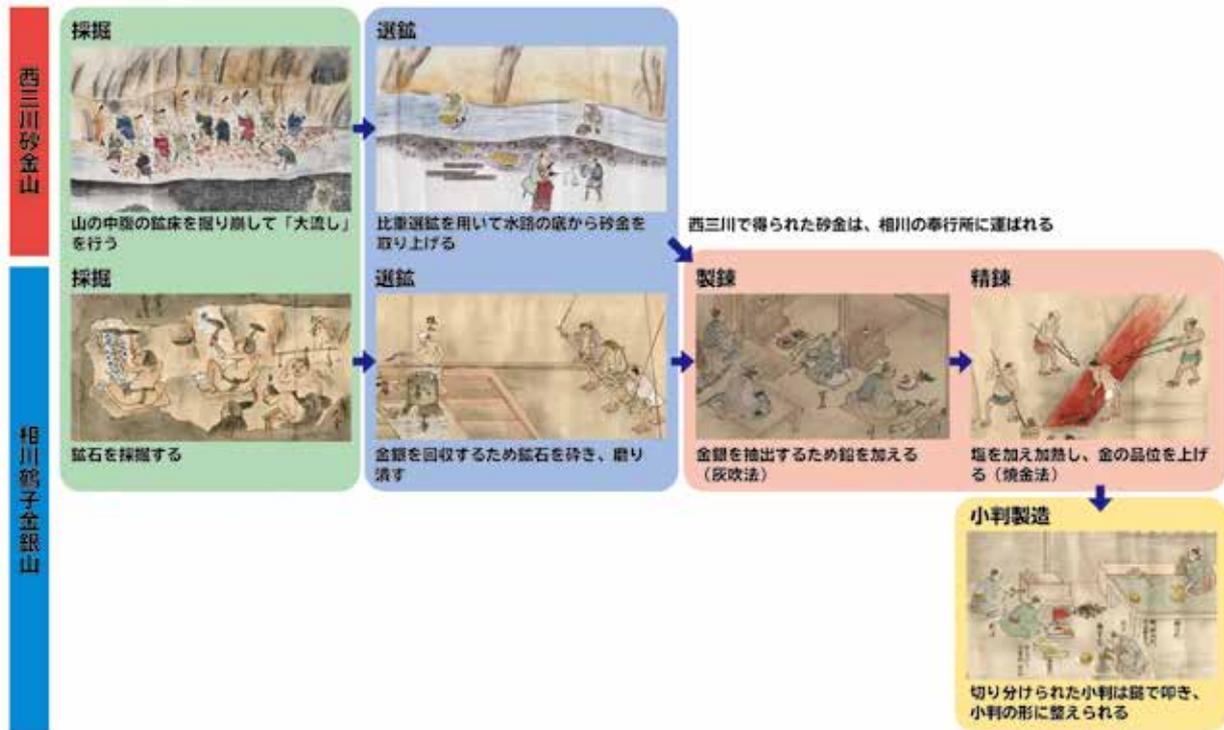


図 2-4 絵巻に描かれた西三川砂金山と相川鶴子金銀山の一連の生産工程

c) 徳川幕府の施策に基づく管理・運営と大規模に統合された金生産体制

徳川幕府は佐渡島を直接支配下に置き、島に日本各地から金生産に必要な人材を集めた。また、鉱山の生産量の増減を見定めながら、長期的・計画的な視点で生産体制の継続のために投資を行い、労働環境の改善や生産施設の集約化や集落構造の再編を行った。

西三川砂金山と相川鶴子金銀山では、徳川幕府の直接支配の下、各鉱山の生産技術に応じた生産組織が形成された。合理的・効率的な管理・運営を行うため、生産組織が、佐渡奉行所の下で1つに束ねられ、大規模な生産体制が形成された。

鉱山地域に隣接した場所に、各鉱山の生産組織の特徴を反映した構造をもつ集落地域が成立し、変遷していった。

西三川砂金山では、「大流し」による砂金採掘が続けられ、採掘、選鉱で形成された採掘跡の平坦地に集落が営まれた(図 2-5)。佐渡奉行所の出先機関である金山役所に役人が派遣さ

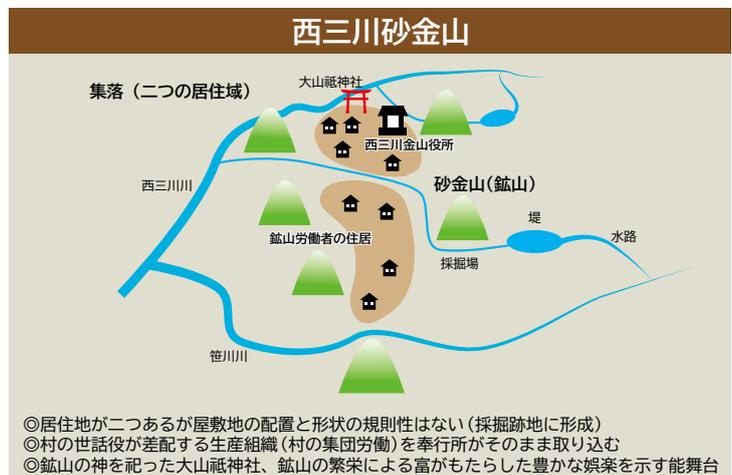


図 2-5 西三川砂金山の集落構造



18 世紀中頃

- 採掘場が居住域周辺のほか、離れた場所にも展開する。
- 16 世紀から 17 世紀初頭にかけての最盛期と同規模の採掘を維持した。
- 絵図が描かれた時点で休止している堤・水路などは黄色で描かれている。
- 現在も痕跡が確認できる場所以外にも採掘場が赤色で描かれている。

- 採掘場 (赤色で描かれた箇所が下図と対照可)
 - a. 五社屋山
 - b. 虎丸山
 - c. 立残山
 - d. 金山江 (水路)
- 居住域
 - e. 金山
 - f. 笹川

『笹川金山絵図』

[[舟崎文庫] 新潟県立佐渡高等学校同窓会所蔵]



19 世紀中頃

- 採掘場の数は減少
- 水田の描写 (■) が見られる。(産出量の減少により、生業が徐々に農業へと移り変わる)
- 該当時期を通して居住域の枠組みに変化はない

- 採掘場
 - a. 五社屋山
 - b. 虎丸山
 - c. 立残山
 - d. 金山江 (水路)
- 居住域
 - e. 金山
 - f. 笹川

『笹川十八枚村砂金山絵図』

[金子勘三郎家所蔵]

図 2-6 西三川砂金山の変遷を示す絵図

れ、村の世話役の差配の下、村人（鉱山労働者）で構成される生産集団による生産組織が江戸時代を通じて維持されたが、徐々に産出量が低下していく様子が絵図からも把握される（図 2-6）。

相川鶴子金銀山では、連綿と続いた集落跡によって小規模な分業体制から専門分化された大規模な生産組織へと変遷していったことが分かる（図 2-7）。管理・運営の本拠地となる佐渡奉行所が相川に置かれ、居住場所を選鉱から製錬に至る生産施設が混在し、職住一体の伝統的な集落構造を維持しながら町が形成されたことが大きな特徴である。

これらは、相川金銀山の相川上町などの集落跡や西三川砂金山の金山役所などの管理施設で立証される。

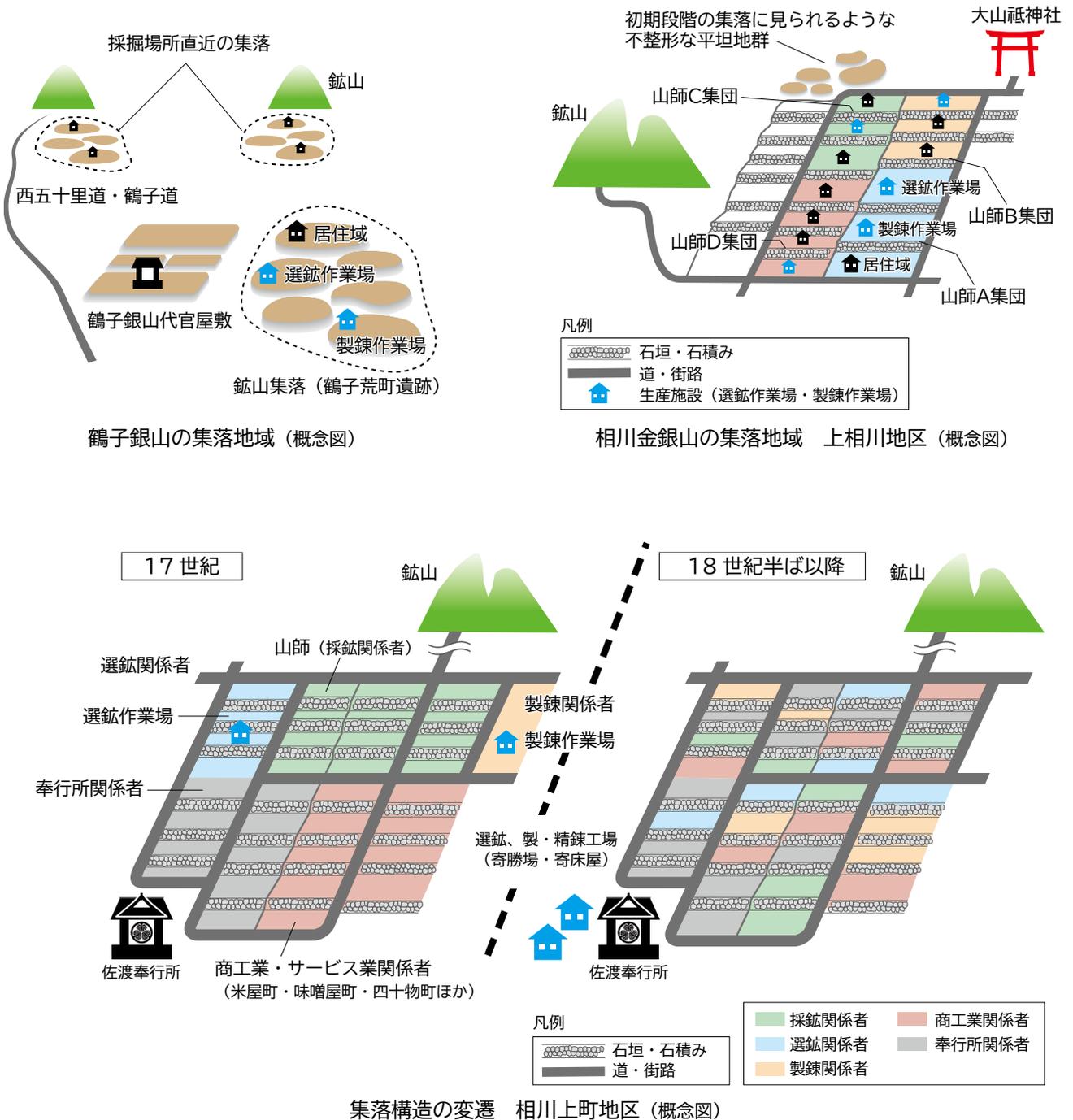


図 2-7 相川鶴子金銀山の集落構造

3) 鉱山の人々によって育まれた文化

「佐渡島の金山」の顕著な普遍的価値に直接貢献するものではないが、日本各地から集まった人々によって持ち込まれた信仰、芸能、祭礼などの様々な文化が、鉱山由来の文化として発展していった。寺社（能舞台）などの宗教施設は、これらの文化や伝統を反映したもので、地域の人々が集う場所にもなった。採掘活動が行われていた時代から続く神事や祭礼は現在も継承されており、街路や寺社境内などで確認することができる。

これらは徳川幕府による庇護や奨励もあり、人々の精神的な拠り所として人々に活力を与えるとともに、組織の結束を深め、生産組織の長期継続を支える重要な役割を果たした（図 2-8 ~ 10・写真 2-3・4）。

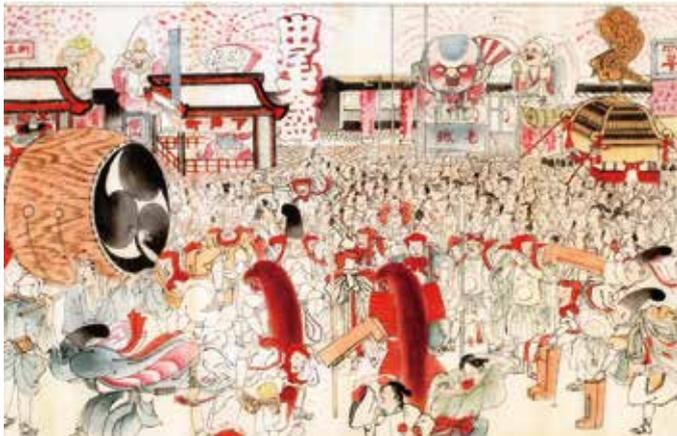


図 2-8 善知鳥神社の祭礼（『天保年間相川十二月月』）
 [「舟崎文庫」新潟県立佐渡高等学校同窓会所蔵]



写真 2-3 現在の善知鳥神社の祭礼



図 2-9 絵図に描かれた「やわらぎ」（『佐渡金山祝絵図』）
 [国立科学博物館所蔵]



写真 2-4 現在も引き継がれる文化
 （やわらぎ（蓬菜）の神事）



図 2-10 多くの庶民が参加した演能の様子
 （『七福神演能絵馬』）[相川・大山祇神社所蔵]

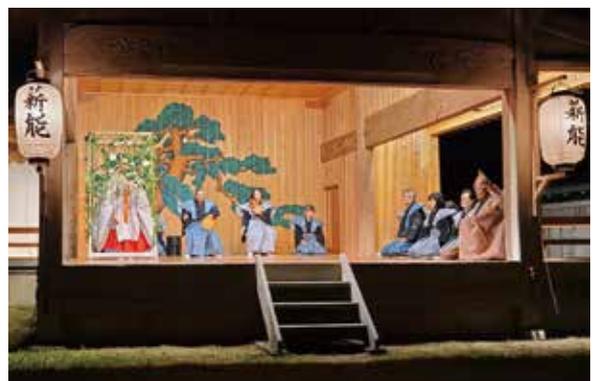


写真 2-4(2) 現在も引き継がれる文化
 （春日神社の能）

3 構成資産の概要

「佐渡島の金山」は、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つの資産から成る。以下では各資産の概要及び主要な要素について記述する。

1) 西三川砂金山

西三川砂金山は、小佐渡山地の北西側の山間に位置しており、真野湾に注ぐ西三川川の河口から約4km上流に位置する(写真2-5)。

佐渡最古の金の産地であり、12世紀の『今昔物語集』に登場する砂金採取の説話の舞台といわれている。中世においては、小規模な採掘活動が行われていたが、16世紀末に本格的な開発が始まり、徳川幕府の直轄地となった17世紀初頭からは、佐渡奉行所の管理・運営の下で、村人達の共同作業による砂金採掘が行われるようになった。

砂金を含む山の地層を掘り崩し、水勢を利用して砂金を採掘・選鉱する「大流し」という独特な採掘法が用いられた。現在も、導水路・堤(ため池)・配水路・採掘場・排水路など、「大流し」の全体像を示す遺構が良好に残っている(図2-11)。

「大流し」で形成された採掘跡の地形を巧みに利用して、鉱山集落である笹川集落が成立した。集落は、家屋や敷地の配置や形状に規則性を持たないことが特徴で、江戸時代を通じて大きく変化することはなかった。集落には、管理・運営に関わる金山役宅跡、村人達の取りまとめ役として操業を差配した金子勘三郎家住宅のほか、鉱山文化を示す鉱業の神を祀った大山祇神社や能舞台があり、操業当時の鉱山集落の雰囲気を感じることができる。

明治時代になった直後に砂金山が閉山したが、人々は離散することなくこの地に留まり、生業を鉱業から農林業に転換した。今も、その末裔達がこの地に暮らしている。



写真2-5 西三川砂金山全景(西側から撮影)
赤線が資産範囲

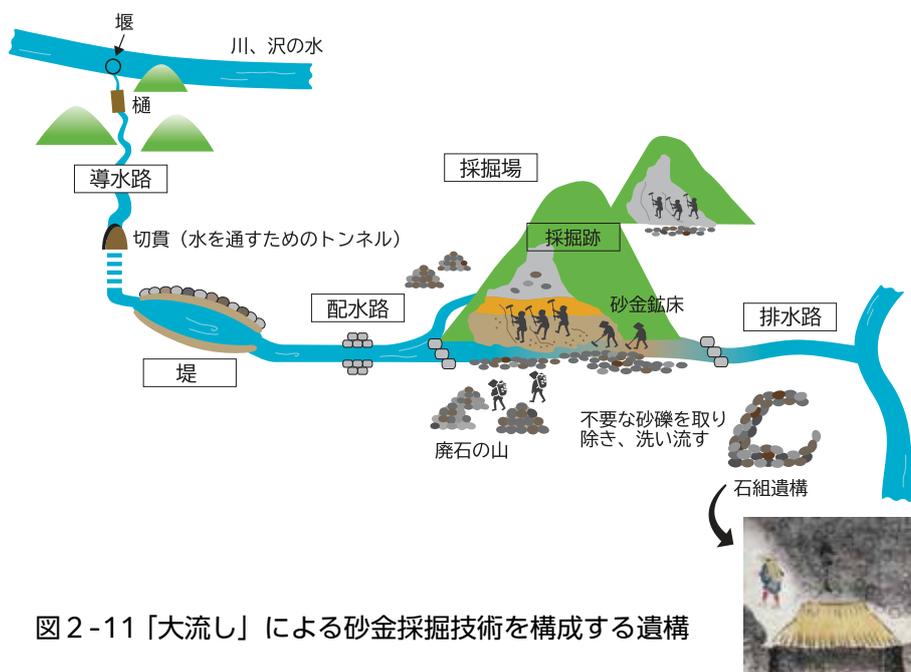


図2-11 「大流し」による砂金採掘技術を構成する遺構

鉱山地域

a) 虎丸山

西三川砂金山で最も象徴的な砂金採掘場跡で、現在も削られた赤い山肌を見ることができる（写真 2-6）。

中腹には、3.4 km上流の水源から続く導水路跡と、長さ 21.6 m、幅 11.7 m、深さ 2.7 mの上堤といわれる堤跡（ため池）が残っており、山裾にも長さ 14.4 m、幅 11.7 m、深さ 1.5 mの下堤と呼ばれる堤跡（ため池）が確認されている。

江戸時代の絵図には、虎丸山の上下2箇所で採掘が行われた様子が描かれており、現存する遺構は絵図の描写とも一致することを示している（図 2-12）。



© 西山芳一

写真 2-6 虎丸山 砂金採掘場の斜面（北側から撮影）

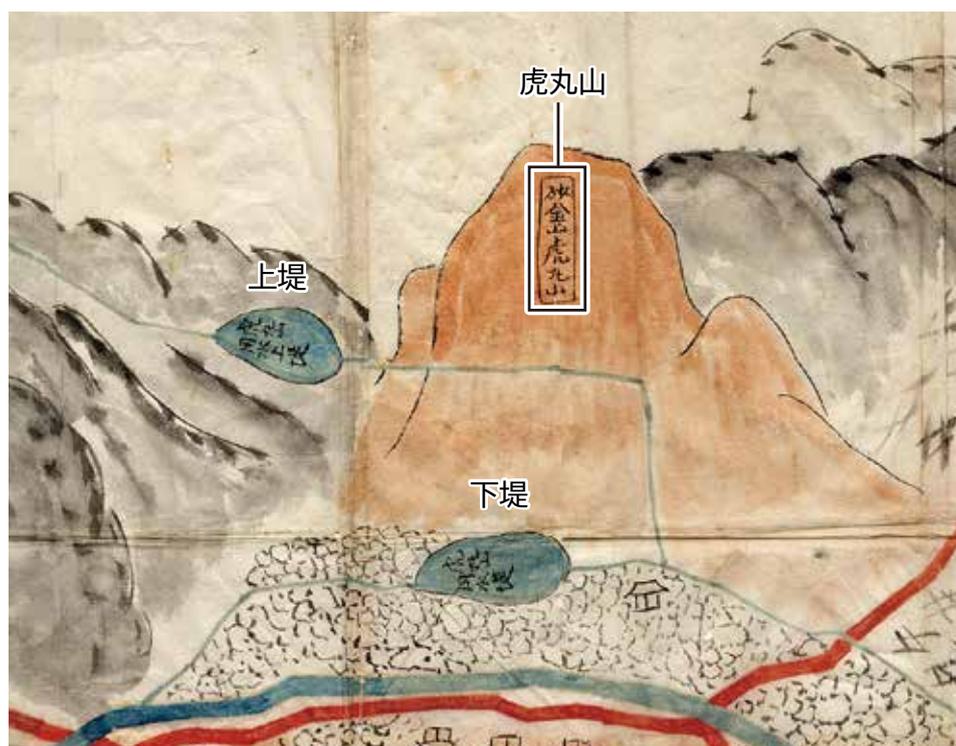


図 2-12 絵図に描かれた虎丸山『笹川十八枚村砂金山地図』[個人所蔵]

b) 立残山

立残山は、採掘に伴い山の両側が掘削された採掘場跡で、稜線部分が約 10 ～ 20 m の幅で掘り残された特異な形状を呈する（写真 2-7）。導水路跡は水源から立残山堤へ至る約 1.5km のルートがほぼ推定でき、中間点付近では山の反対側へ水を送るために「切貫」とよばれるトンネルで通水していた部分がみられる。堤跡（ため池）は埋められて農地の一部となっているが、記録では長さ 27.0 m、幅 7.4 m、深さ 1.8 m であったとされ、現在の畑地の形状と概ね一致する。

採掘場周辺には 5 基の石組遺構が確認された。そのうちの 1 基では、発掘調査によって底面から鍛冶炉跡が検出されている（写真 2-8）。絵巻の描写と同じく、工具の手入れなどを行う「鍛冶小屋」であったことが裏付けられた。



写真 2-7 立残山 全景（北西から作成）



写真 2-8 石組遺構

c) 五社屋山

五社屋山では、導水路跡・堤跡・配水路跡・採掘場跡・排水路跡・石組遺構など、「大流し」に関する全ての工程の遺構が確認できる（図2-13、写真2-9～16）。

導水路の水源となっている沢は、農業用水の貯水池となっており、取水口は現存していないが、五社屋山の堤跡（ため池）へ向かう沢の急斜面の中段を等高線に沿うように造成され、道中の沢からも水を補っており、延長1.63km、幅1～1.5m、深さ0.5～0.8mの導水路跡が残っている。

堤（ため池）は斜面裾の平坦面を活かして築かれ、長さ27.0m、幅14.4m、深さ1.5mの楕円形で、発掘調査で側面を石積みの土手で固め、底面に粘土を貼りつけて漏水処理が施されていることが確認されている。

配水路は堤（ため池）を起点に五社屋山一帯に広域にわたって張り巡らされており、水路の造り替えが繰り返し行われた痕跡が残っている。

採掘場では、掘削によって形成された急峻な斜面地形と採掘と選鉱の際に廃棄されたガラ石の集積もみられ、西三川砂金山で最多の19基の石組遺構が確認されている。

採掘場からは、北東から南西方向へ「大流し」で使用した大量の水を西三川川へ流す排水路が造成され、急勾配箇所では底面と側面に石貼りの補強が施されている様子が見える。

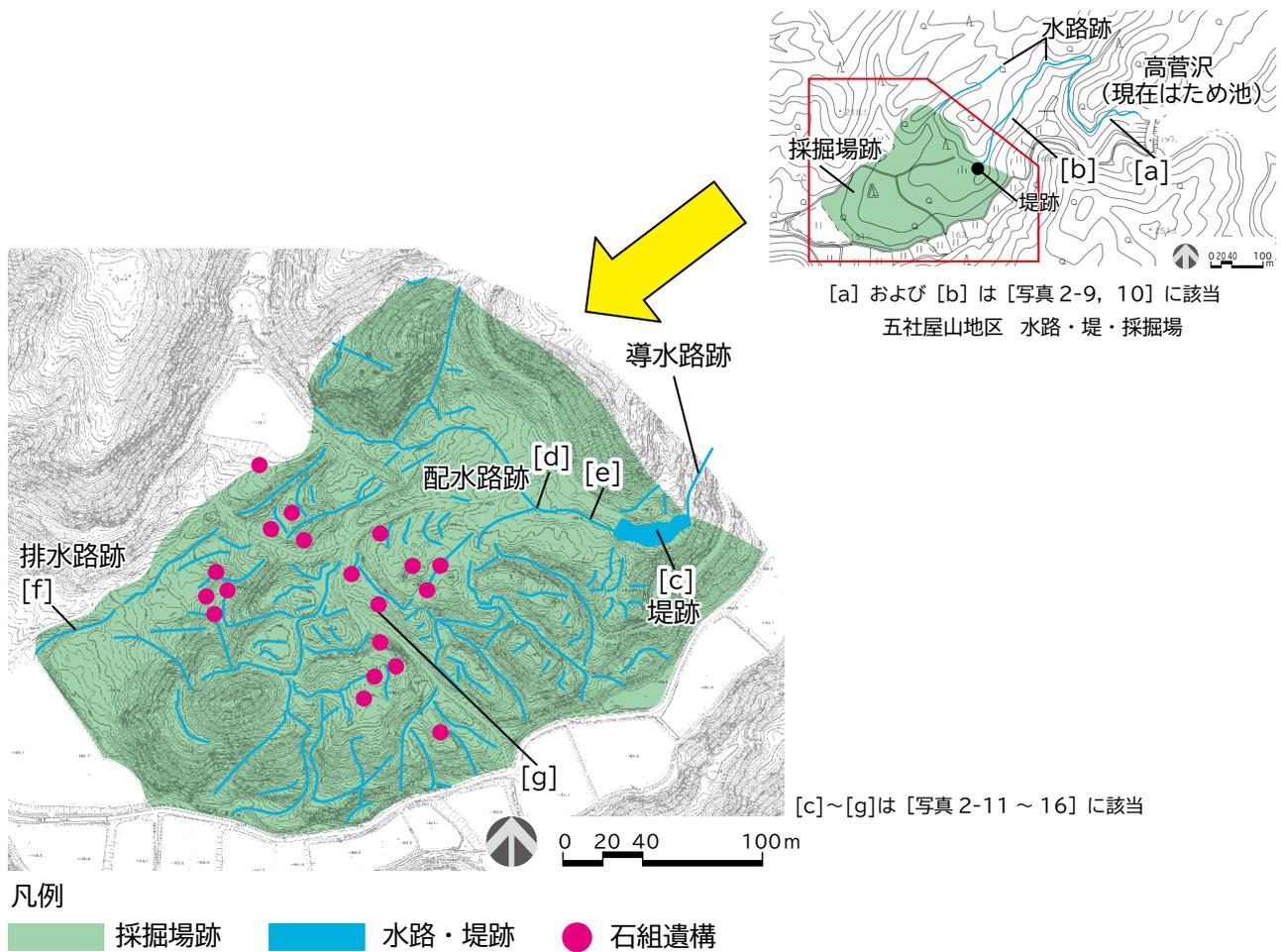


図2-13 五社屋山 採掘場跡周辺拡大図



写真 2-9 導水路跡 [a]



写真 2-10 導水路跡 (断面) [b]



写真 2-11 堤 (ため池) 跡 [c]



写真 2-12 堤 (ため池) 跡 (破線が堤の断面) [c]



写真 2-13 配水路の流路変更 (石積みによる) [d]



写真 2-14 配水路跡 (断面) [e]



写真 2-15 排水路跡 (下流から上流をのぞむ) [f]



写真 2-16 石組遺構 [g]

d) その他の採掘場跡と導水路

笹川集落中央部には、「峠坂山」・「鶴峠山」・「杉平山」といった採掘場跡が点在しており、それぞれ付随する導水路跡や堤跡等の大流しに関連する遺構が残っている（図2-14）。

特に、峠坂山への導水路は「金山江」と呼ばれ、江戸時代初期に相川金銀山の開発にも携わったとされる著名な山師・味方但馬が築いたといわれ、西三川砂金山では最長となる全長約12kmにも及んでいる（図2-15）。

水路を設けるために斜面を造成した柵状の狭い平坦地や水路の窪みが良好に残っており（写真2-17）、水源となる経塚山麓から多数の沢を経由しながら導水したことが確認できる。一部、道路や農地等で遺構が欠損している箇所があるものの、水路のルート全体は等高線上に追うことができる。発掘調査の結果、最大で幅約4.8m、深さ約1.2mの規模で水路底面に粘土を貼りつけて、漏水防止策を講じていることが分かっている。

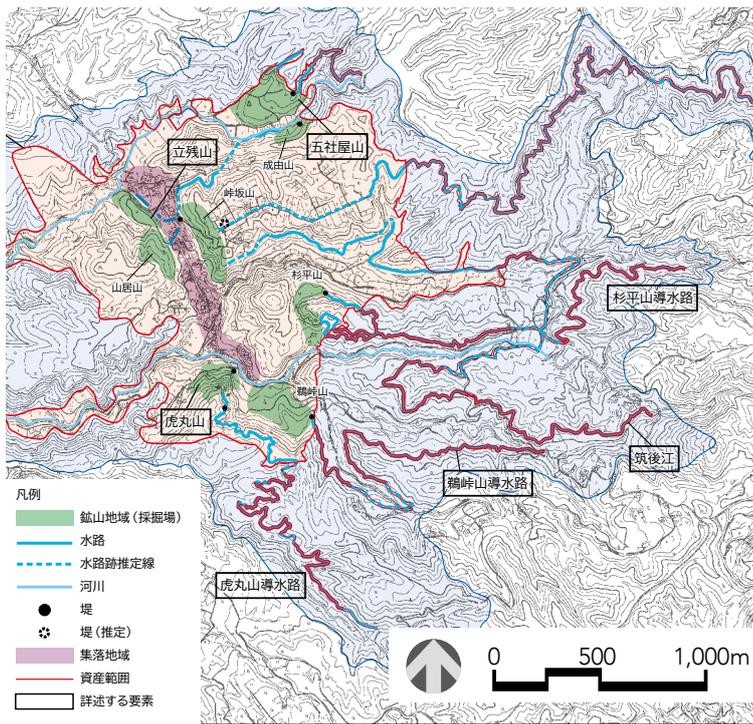


図2-14 四つの導水路金山江の位置図



写真2-17 金山江 現況

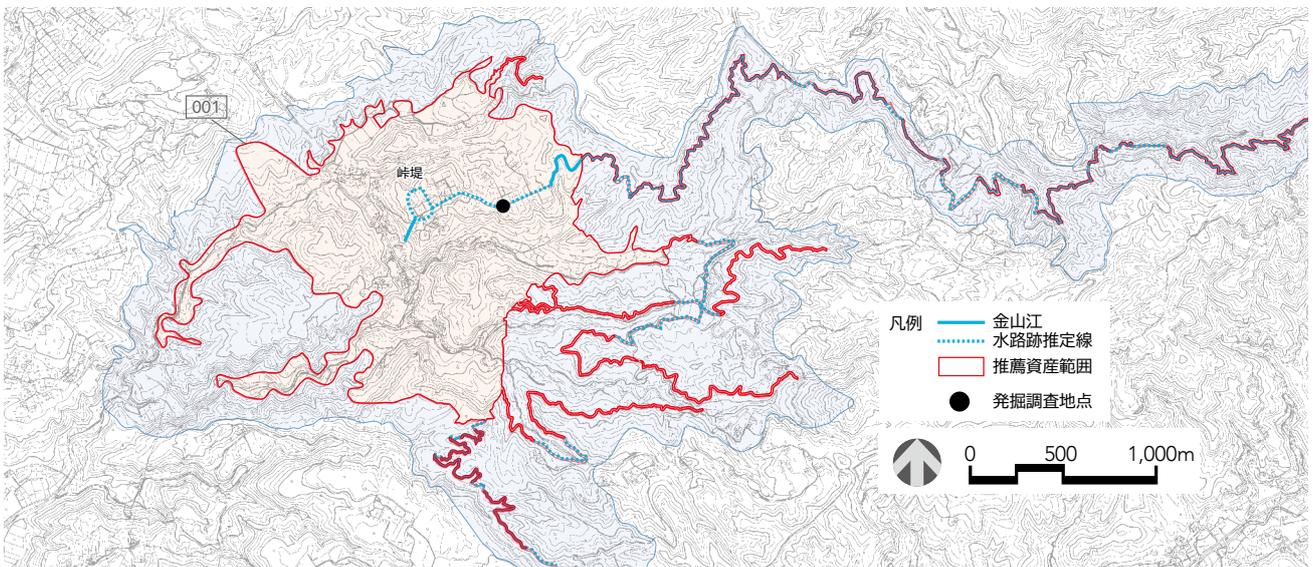


図2-15 金山江の位置図

集落地域

e) 金子勘三郎家

金山居住域の主要道に面した中央部に位置する。江戸時代後期に鉱山労働者である村人を取りまとめて「大流し」作業を差配するとともに、西三川金山役との橋渡しを行い、代々世話役や名主等を務めた。

現存する住宅は、木造の主屋（写真2-18）、土蔵、納屋・牛納屋（写真2-19）、便所等で構成されており、このうち主屋は、砂金採掘が行われていた18世紀後半から19世紀前半にかけて建築されたと考えられる。

一方、牛納屋・納屋・便所は、1872（明治5）年の砂金山閉山後に建てられたもので、鉱業から農林業への転換の過程を示す重要な建築物である。

閉山後の生業転換を図る過程で金子家は主導的役割を果たし、直系の子孫が長く居住したことにより、砂金山経営に係る絵図や行政文書が受け継がれて保存されている。



写真2-18 金子勘三郎家 主屋



写真2-19 金子勘三郎家 納屋・牛納屋 ©Itaba Studio

f) 金山役宅跡

金山役宅跡は、金山居住域の主要道の最も奥に位置し、西三川砂金山を管理・運営するために佐渡奉行所から派遣された役人が居住していた。

閉山後に建造物は撤去されたが、石垣と平坦面が良好に保存されている（写真2-20）。なお、道を挟んだ北側対面は現在畑地となっているが、江戸時代の絵図には金山役所が描かれており（図2-16）、採れた砂金は毎月月末に集められ、佐渡奉行所と村人たちの取り分が決められた。



写真2-20 金山役宅跡

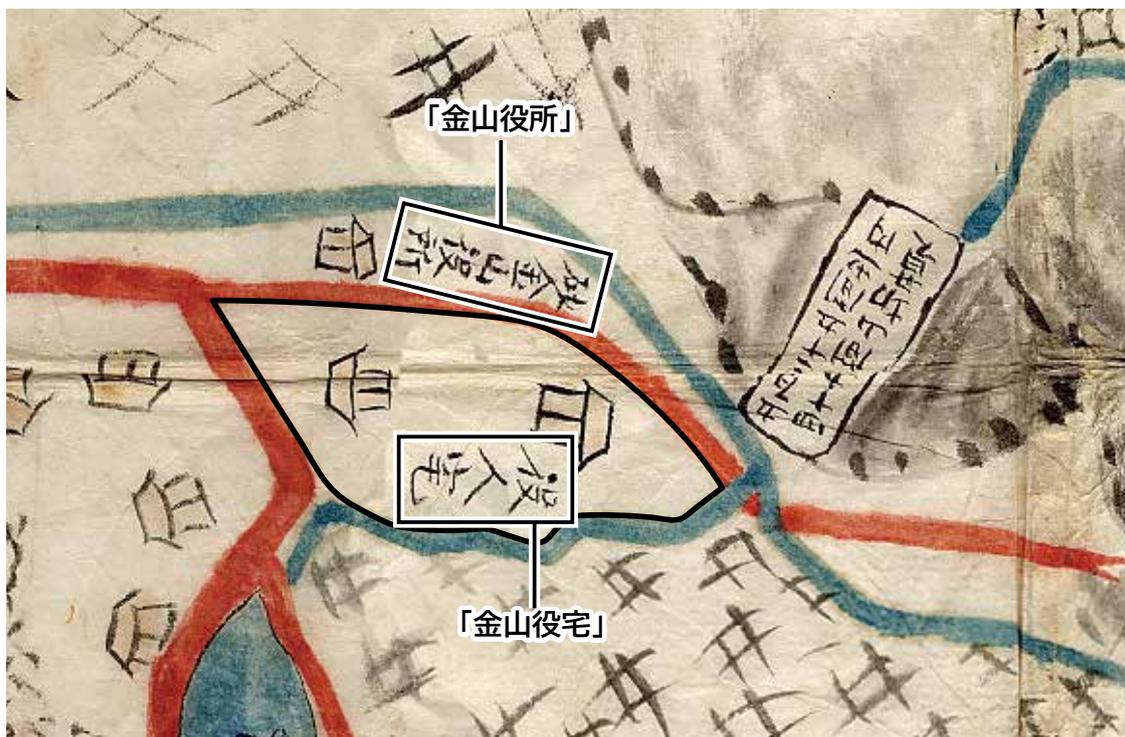


図2-16 絵図に描かれた金山役宅跡（『笹川十八枚村砂金山地図』）[金子勘三郎家所蔵]

g) 大山祇神社

大山祇神社は、砂金山の繁栄と作業の安全を祈願するため、1593（文禄2）年に建立されたと伝えられている（写真2-21、図2-17）。

現在の社殿は1928（昭和3）年の建築で、毎年4月15日が祭礼日となっている。境内地は社殿や周辺道路より低い位置にあり、砂金採掘によって掘り下げられたと伝えている。

能舞台は19世紀後半に建て替えられたと推測され、西三川砂金山周辺は島内でも能が盛んな地域として、昭和20年代まで演能が行われたことが記録に残っている。



写真2-21 大山祇神社（右）・能舞台（左）（東から）



図2-17 絵図に描かれた大山祇神社（『笹川十八枚村砂金山地図』）[金子勘三郎家所蔵]

h) 笹川集落

笹川集落は、鉱山地域の砂金採掘場に囲まれた山間に位置し、17世紀以降に「大流し」によって形成された平坦地に成立した2つの居住域（金山居住域・笹川居住域）で構成されている（図2-18）。1872（明治5）年の閉山後は、生業を砂金採掘から農林業へと転換したものの、居住域の範囲や世帯数を大幅に変えることなく、現在も25世帯、60人弱の住民が暮らしている。

この2つの居住域は一般の農山村集落とは異なり、砂金採掘によって形成された平坦地の制約を受ける形で、敷地内の建物配置や向きに規則性がないことが特徴となる。また、金生産に関する遺構・建築物としては、金山の世話役で、住民を代表して作業を差配した金子勘三郎家住宅、佐渡奉行所から管理のために派遣された西三川金山役の宅地跡、砂金山における信仰や娯楽施設としての大山祇神社・能舞台などがあり、絵図との対比によって当時の位置を留めていることが確認できる（図2-19）。

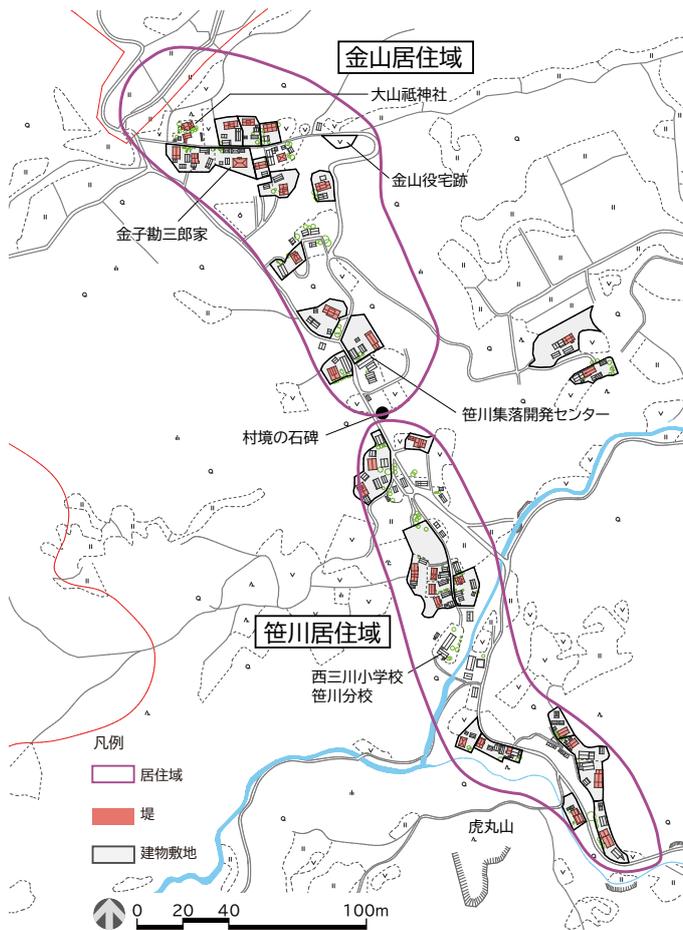


図2-18 集落地域の敷地及び敷地内建物の配置



図2-19 絵図に描かれた集落（『笹川十八枚村砂金山地図』）[金子勘三郎家所蔵]

2) 相川鶴子金銀山

相川鶴子金銀山は、大佐渡山地の北西及び南東側斜面に位置し、隣接する鶴子銀山と相川金銀山の2つの鉱山から成り、鉱山をつなぐ峠道を介して繋がっている。これらの資産は、鉱脈鉱床における生産技術及び生産体制に関わる鉱山地域及び集落地域で構成されている。

相川鶴子金銀山の鉱脈鉱床は、鶴子銀山で銀銅、相川金銀山で金銀銅が濃集することに特徴がある。鶴子銀山では相川金銀山に比べて鉱脈が発達せず、小規模な鉱脈が散在した状態で分布している。16世紀後半以降、鉱脈の分布範囲で大々的に採掘が行われるようになり、貴金属を抽出するための選鉱や製錬の技術が必要となった。一方、相川金銀山では東西方向の鉱脈とそれと斜めに交わる鉱脈が発達し、青盤脈や鳥越脈などの大規模かつ地下深くに及ぶ鉱脈が密集して分布している(図2-20)。

特に青盤脈は鉱脈が上に開いた状態で富鉱帯を形成し、延長2.1km、最大幅35m、垂直深度430mに達する国内最大級の鉱脈であり、これらの鉱脈の存在が佐渡島での長期にわたる金銀採掘を可能とした。しかし、相川の鉱脈は非常に硬い岩盤の中にあつたため、これに適した採掘の技術を必要とした。また、地表面近くにあつた高品位の鉱脈をとりつくして掘削が深部へ及ぶと、低品位の鉱脈から金銀の回収率を上げるための選鉱・製錬・精錬の技術も必要となった。

鶴子銀山では、小規模・散在する銀鉱脈の開発が16世紀後半に始まり、初期の生産技術及び生産体制が石見銀山などから持ち込まれて整えられたことで、相川金銀山の発見の端緒となった。相川金銀山では、密集する大規模な金鉱脈の開発が江戸時代を通じて続けられ、鶴子銀山で生まれた生産技術及び生産体制がさらに発展していった。両エリアは隣接して道でつながるだけでなく、生産技術や生産体制が発展する歴史的観点からも結び付きが強く一体のものであると言える。

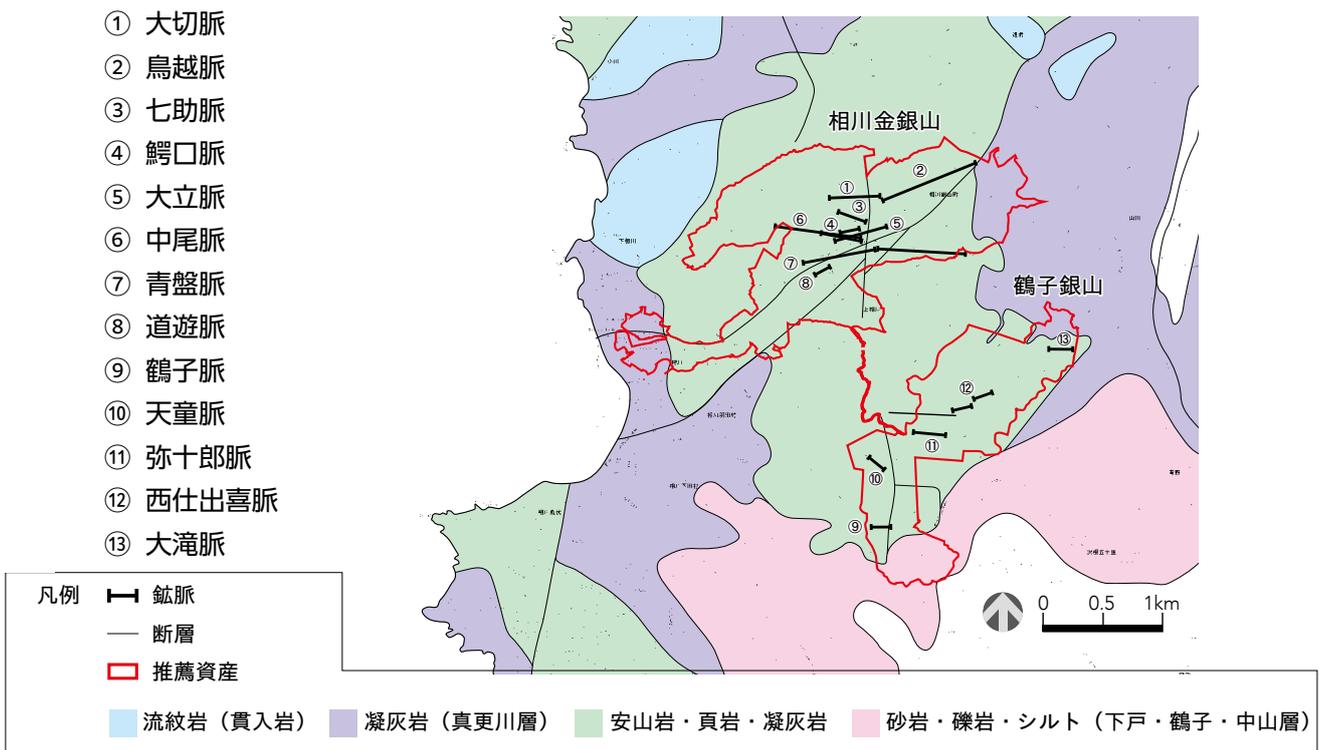


図2-20 相川金銀山 金銀鉱脈の分布図

■鶴子银山

鶴子银山は、標高50～420mに位置する(写真2-22)。比較的規模の小さい鉱脈に銀を主体として、銅を含む。鉱脈鉱床の採掘が始まったのは16世紀半ば頃といわれている。地表面に露出した鉱脈を掘削する「露頭掘り」、鉱脈を追いかけて掘り進む「ひ追い掘り」、複数の鉱脈を目がけて水平に掘る「坑道掘り」へと採掘法の変遷が確認でき、分布調査により、露頭掘り跡556基、ひ追い掘り跡4基、坑道掘り跡108基を確認した(図2-21)。

このうち坑道掘りは、地下の鉱脈を計画的に採掘するため、水平方向に坑道を掘削することで、排水を自然流下させ、多数の並行鉱脈を同時に採掘できることから、作業効率が飛躍的に向上した。佐渡の鉱山にとって画期的な技術であり、16世紀末に同様の鉱脈鉱床を開発していた石見银山から導入した技術とされている。

掘り出した鉱石を砕いて選別する「選鉱」、化学的に処理して金属を取り出す「製錬」(鉛を用いた灰吹法)などの痕跡が残り、鉱脈鉱床の初期の鉱山技術の導入・工程の確立期を示す遺構や遺物が確認できる。鉱山に向かう主要道である「鶴子道」沿いに、管理・運営を行った鶴子银山代官屋敷が16世紀後半に設置され、ほぼ同時期に鶴子荒町遺跡の集落が成立するなど、組織的な分業体制により生産が始まった初期の鉱山集落の状況を良好に残している。

鶴子银山での生産技術や生産体制の成立と展開が、隣接する相川金銀山の発見と金生産システムの確立につながる先駆けとなった。



写真2-22 相川鶴子金銀山(鶴子银山側から) 赤枠：資産範囲

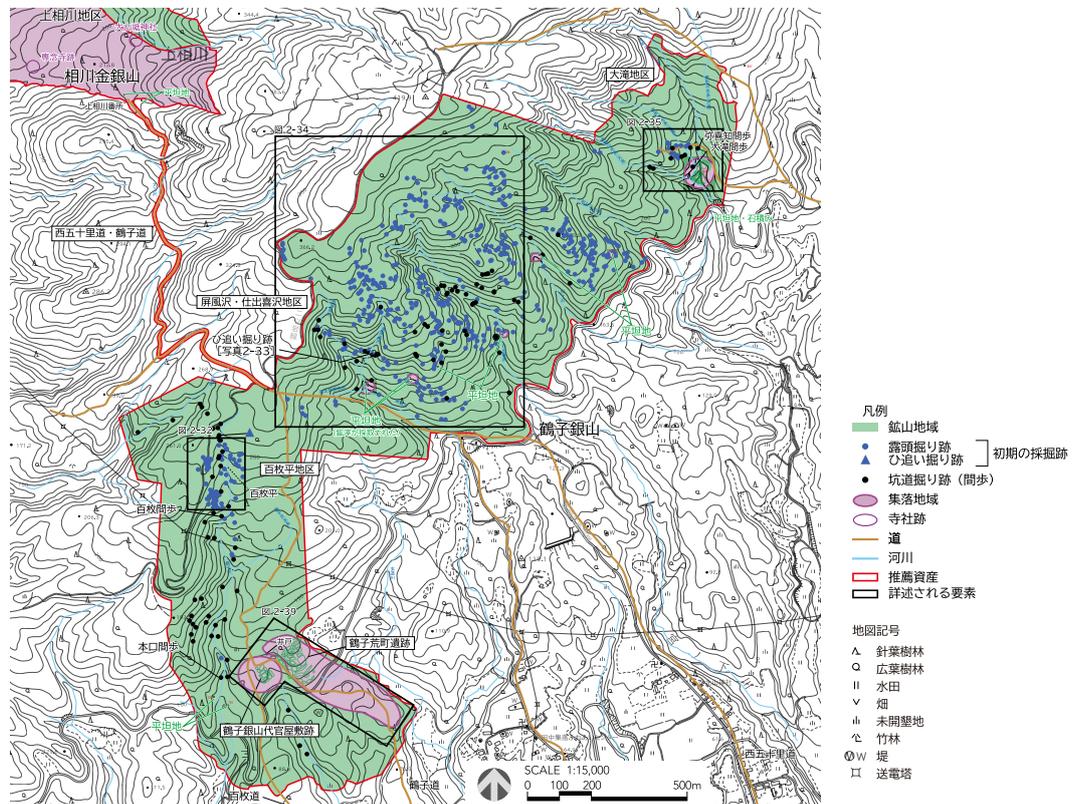


図2-21 鶴子银山 主要要素位置図

鉱山地域

a) 百枚平地区

鶴子銀山で最も初期に開発されたと考えられる代表的な採掘域である。この地区の特徴は、周辺の尾根に採掘初期段階の巨大な露頭掘り跡が密集して分布していることである（図2-22）。現在、確認できる最大のものは、現地の計測で長さ16m、幅7m、深さ4mにも及ぶ（写真2-23・図2-23）。露頭掘り跡の周囲には、採掘後に廃棄された低品位の鉱石（ズリ）が厚く堆積している。



写真2-23 百枚平地区 露頭掘り跡（南から） ©天野 尚

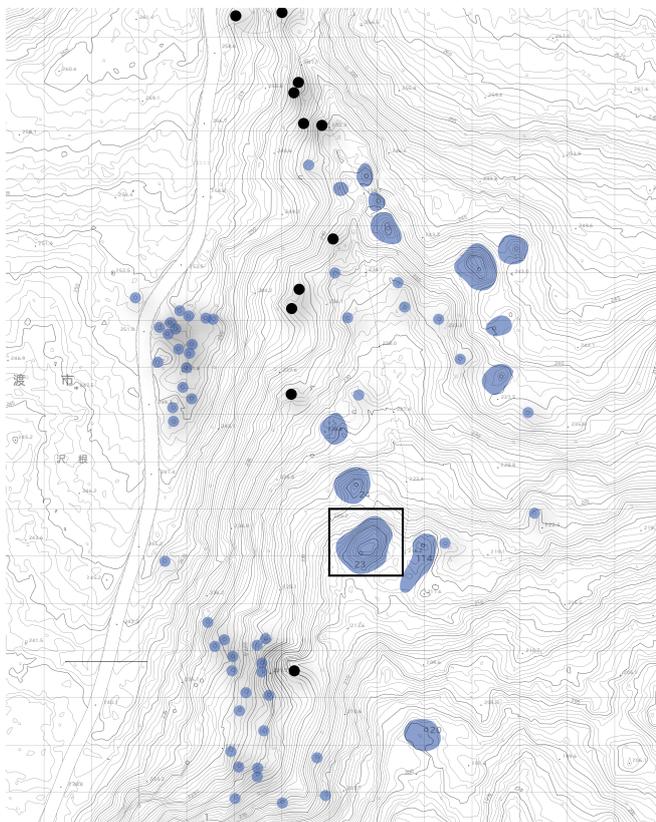


図2-22 百枚平地区 遺構分布図

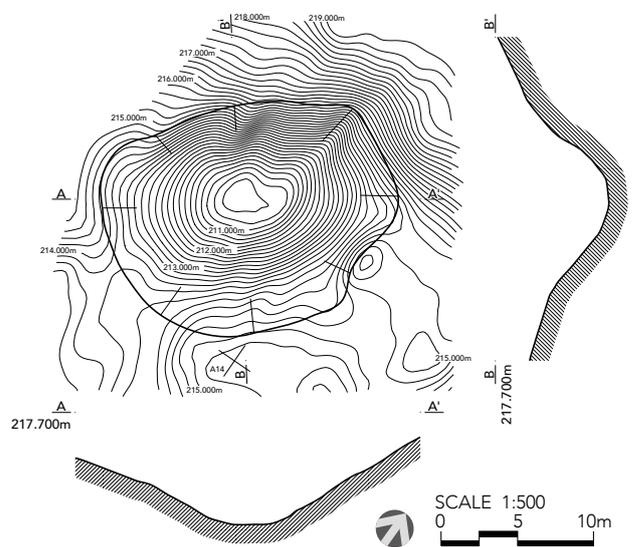


図2-23 最大の露頭掘り跡（平面図・立面図）

凡例

- 露頭掘り跡
- 坑道掘り跡または試掘坑跡

b) 屏風沢・仕出喜沢地区

鉱山地域の中央部に位置し、尾根筋には直径2m未満の小規模な露頭掘り跡やひ追い掘り跡が集中している(図2-24)。また、小規模ではあるが、選鉱や製錬を行った作業場があったと思われる鉱滓が分布する平坦地がある。特に、ひ追い掘り跡は、沢の斜面に露出していた鉱脈を追いかけるように地下に向かって斜め方向に掘り進んだ痕跡が注目される。(写真2-24)。

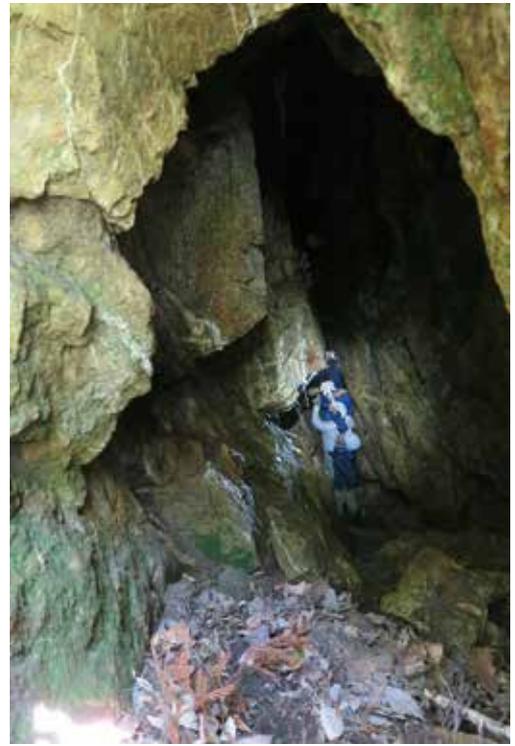
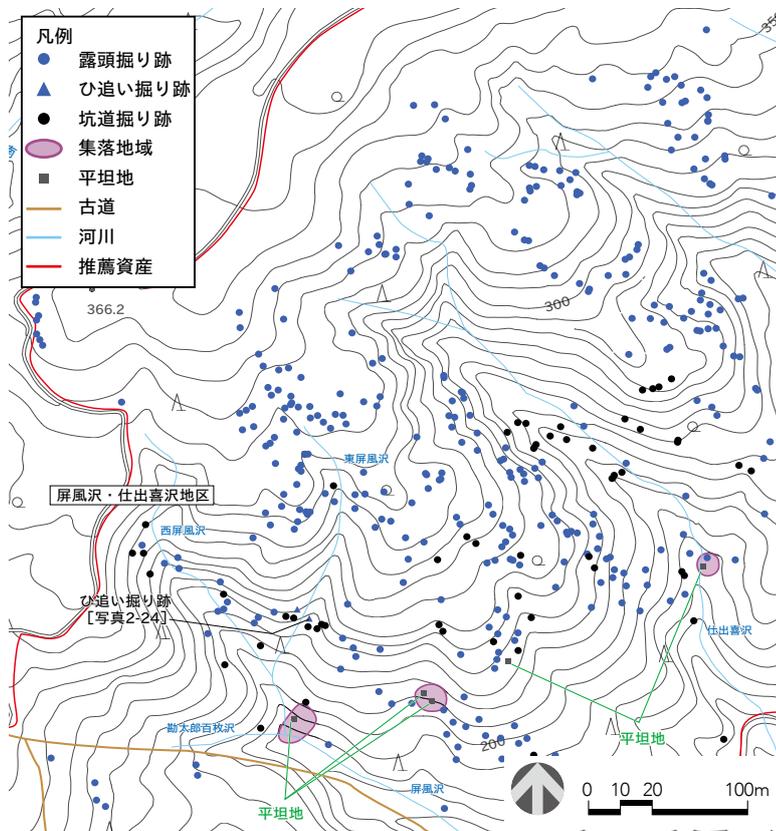


写真2-24 ひ追い掘り跡内部

図2-24 屏風沢・仕出喜沢地区 遺構分布図

c) 大滝地区

鉱山地域の東側に位置し、斜面や尾根上に露頭掘り跡やひ追い掘り跡が確認できる(図2-25)。山裾から鉱脈を目指して採掘した大滝間歩(写真2-25)や弥喜知間歩(写真2-26)などの坑道掘り跡があり、比較的狭い範囲に採掘の変遷が追える地区である。周縁部には、試掘坑跡や、選鉱などの作業場と推定される平坦地群がみられる(図2-27・28)。

弥喜知間歩・大滝間歩は、17世紀初頭の記録に登場する初期からの間歩であり、江戸時代後半にも再開発され、基本的形状を保ちながら延伸が行われた。ロボットによる坑内探査では、江戸時代の形状を残していることが確認されている。



写真2-25 大滝間歩 坑内 © 西山芳一



写真2-26 弥喜知間歩 坑内

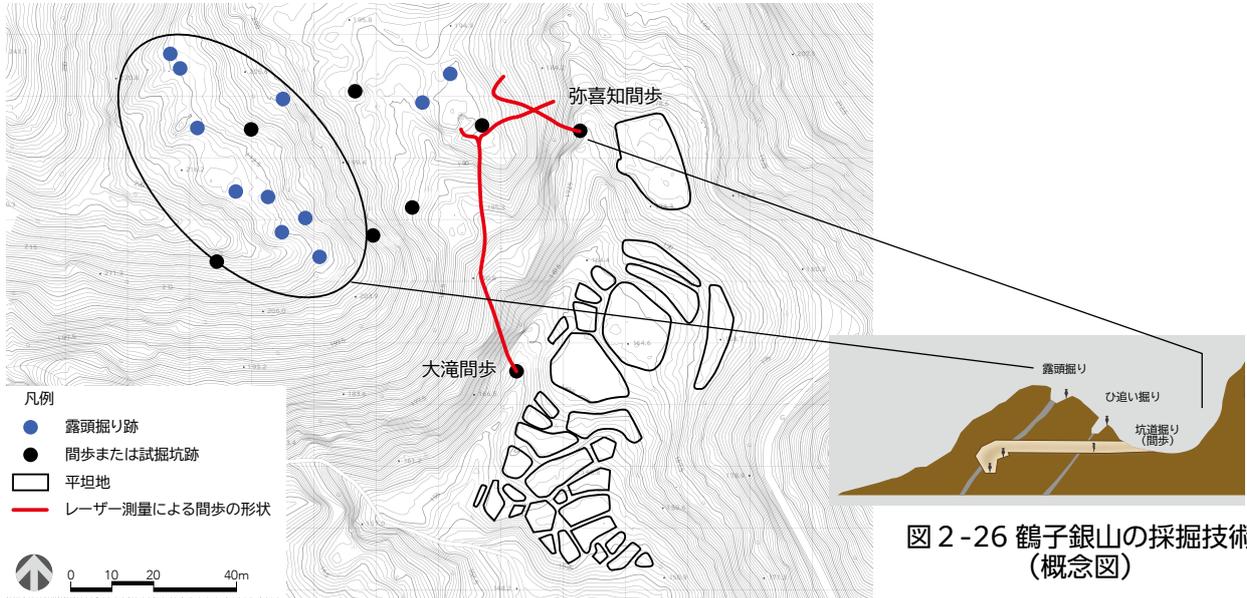


図 2-25 大滝地区 遺構分布図

図 2-26 鶴子銀山の採掘技術 (概念図)



写真 2-27 大滝地区 露頭掘り跡 © 西山芳一



写真 2-28 石積みで造成された平坦地 ©Itaba Studio

集落地域

鶴子銀山の集落地域は、鉱山地域の南西部に位置する。16世紀後半から始まる本格的な開発に伴い、管理運営施設の鶴子銀山代官屋敷と、その隣接地に居住域の鶴子荒町遺跡が成立した。鉱山の管理・運営や居住に関わる遺構に加え、選鉱や製錬に関する遺構が点在し、組織的な管理・運営と生産工程の初期的な分業化・専門化が進められていたことを示している。なお、鶴子荒町遺跡以外にも鉱山地域で、間歩の坑口周辺などに小規模な平坦地が確認できる地区があり、採掘場所に近い場所にも小規模な居住域が点在していたと考えられる。

集落地域の北西部には、山の尾根を越えて北側の相川金银山につながる西五十里道と鶴子道が残っている。17世紀初頭に相川金银山の開発が始まると、これらの道は整備され、開発の中心が相川に移った後は、江戸時代を通じて鶴子銀山と相川金银山をつなぐ道として、鶴子銀山で採掘された鉱石を運ぶ道として機能し続けた(図2-27)。

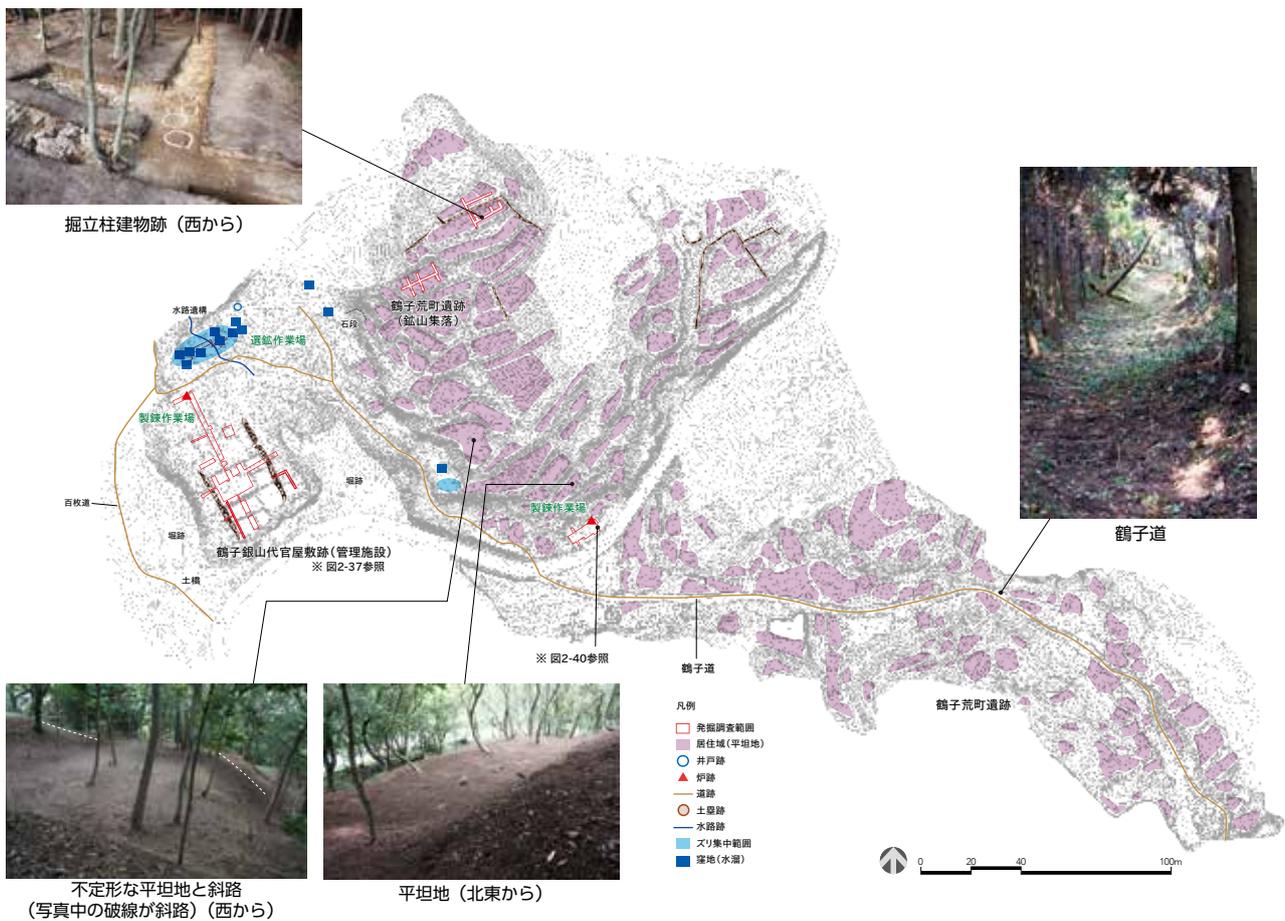


図2-27 鶴子荒町遺跡・鶴子銀山代官屋敷遺跡 遺構分布図

a) 鶴子銀山代官屋敷跡

鶴子銀山の南側で、三方向が沢に囲まれた標高約110mの台地上に位置する。南側の沢には盛土による土橋が設けられており、城郭と似た構造である。16世紀末、越後の戦国大名である上杉氏が佐渡を支配した際に設置されたと考えられている。1601(慶長6)年に佐渡が徳川氏の支配に変わると、1603(慶長8)年に相川の佐渡奉行所に機能が移り、17世紀前半まで出先機関としての機能を担った。造成された地形や建物の柱穴跡などの遺構が残り、建物の規模や立地の特性が分かる。

発掘調査の結果、上段が選鉱作業場、中段が製錬作業場、下段が管理施設に分かれていることが確認された(図2-28、写真2-29～34)。陶磁器などの出土遺物は、1590年代から1650年代までに限定されることから、17世紀半ば頃には奉行所の出先機関としての役割を終え、17世紀半ばには鉱山の衰退とともに、相川金银山へ中心が移ったと考えられる。

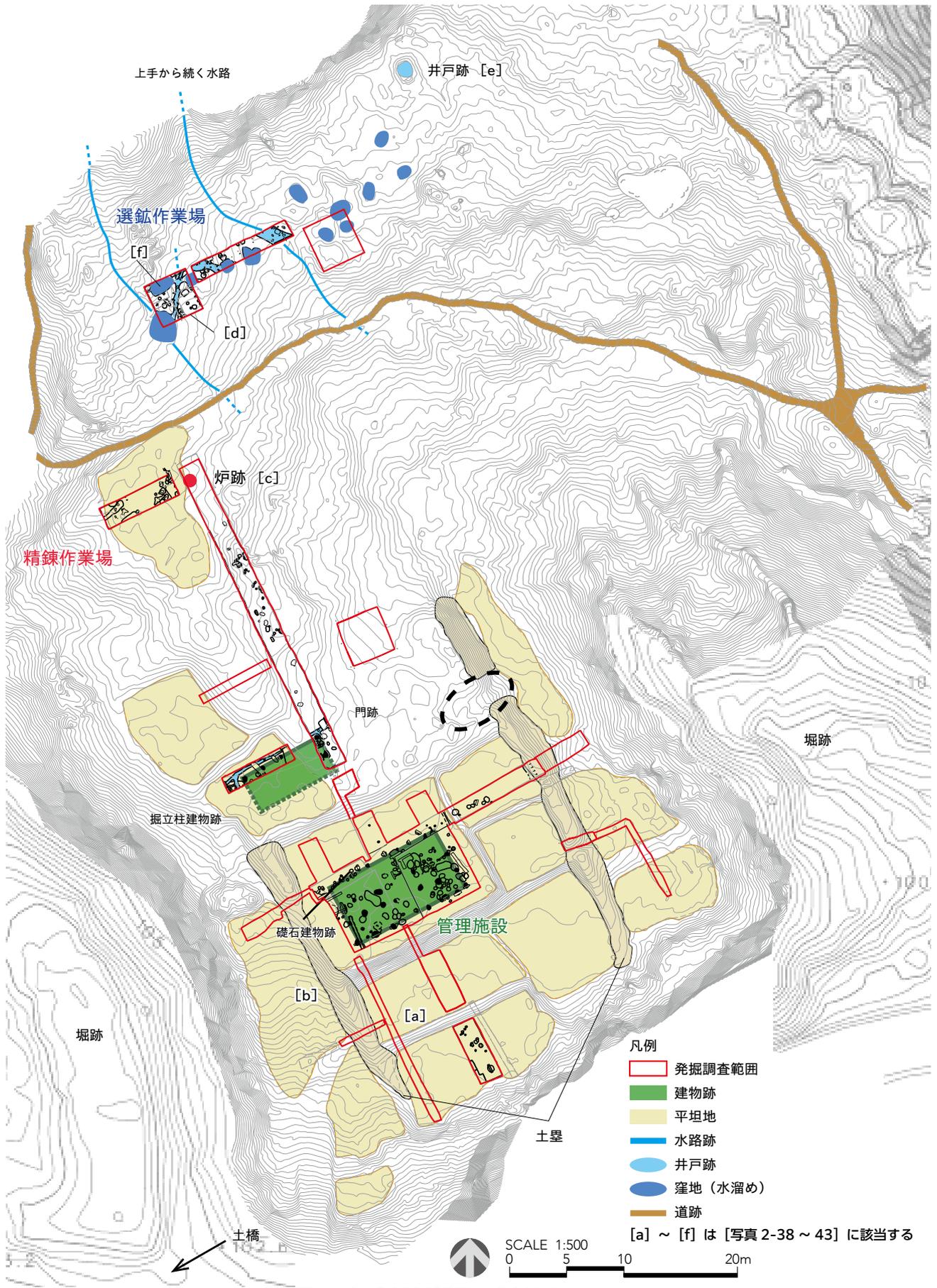


図 2-28 鶴子銀山代官屋敷跡 遺構分布図



写真2-29 平坦地と土塁 [a]



写真2-30 礎石建物跡 [b]



写真2-31 製錬炉跡：破線の範囲 [c]



写真2-32 水路跡と土坑(水溜め):破線(南西から)[d]



写真2-33 井戸跡 [e]



写真2-34 叩石^{たたき} [f]

※ [a] ~ [f] の位置については図2-28を参照

b) 鶴子荒町遺跡

鶴子荒町遺跡は、鶴子銀山代官屋敷跡の東側に隣接する標高約 90 ~ 134 m 付近に立地し、鶴子道と呼ばれるかつての幹線道路が遺跡内を通過する集落である（図 2-29）。地形に沿って、大小の不定形な平坦地が造成されている。

発掘調査によって、居住域の中心部にあたる平坦地で 3 基の炉跡を持つ掘立柱建物と、廃棄された大量の鉍滓が出土している。鉍滓の科学的な分析により、鉛を用いる「灰吹法」で銀が製錬されていたことが確認できたことから、この建物は製錬作業場であることが明らかになっている（図 2-30・31）。

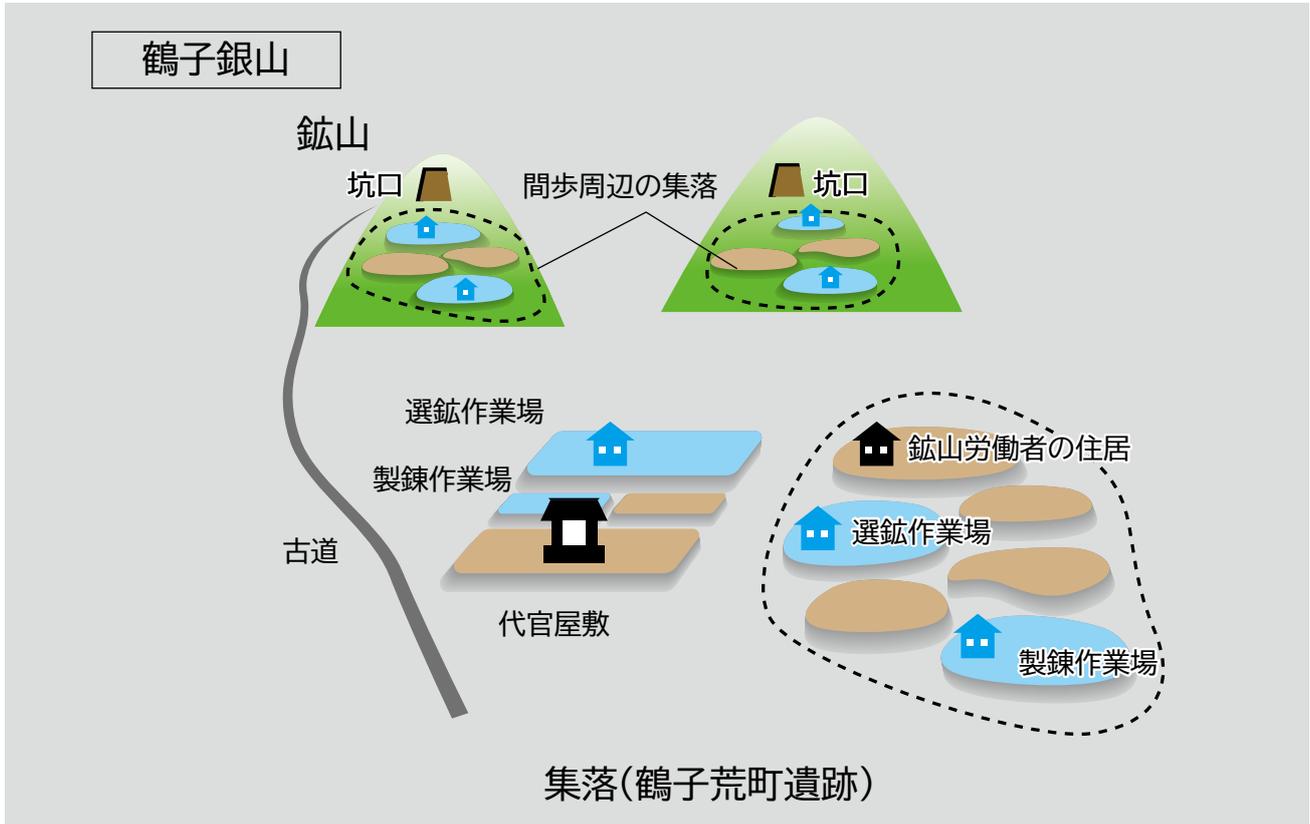
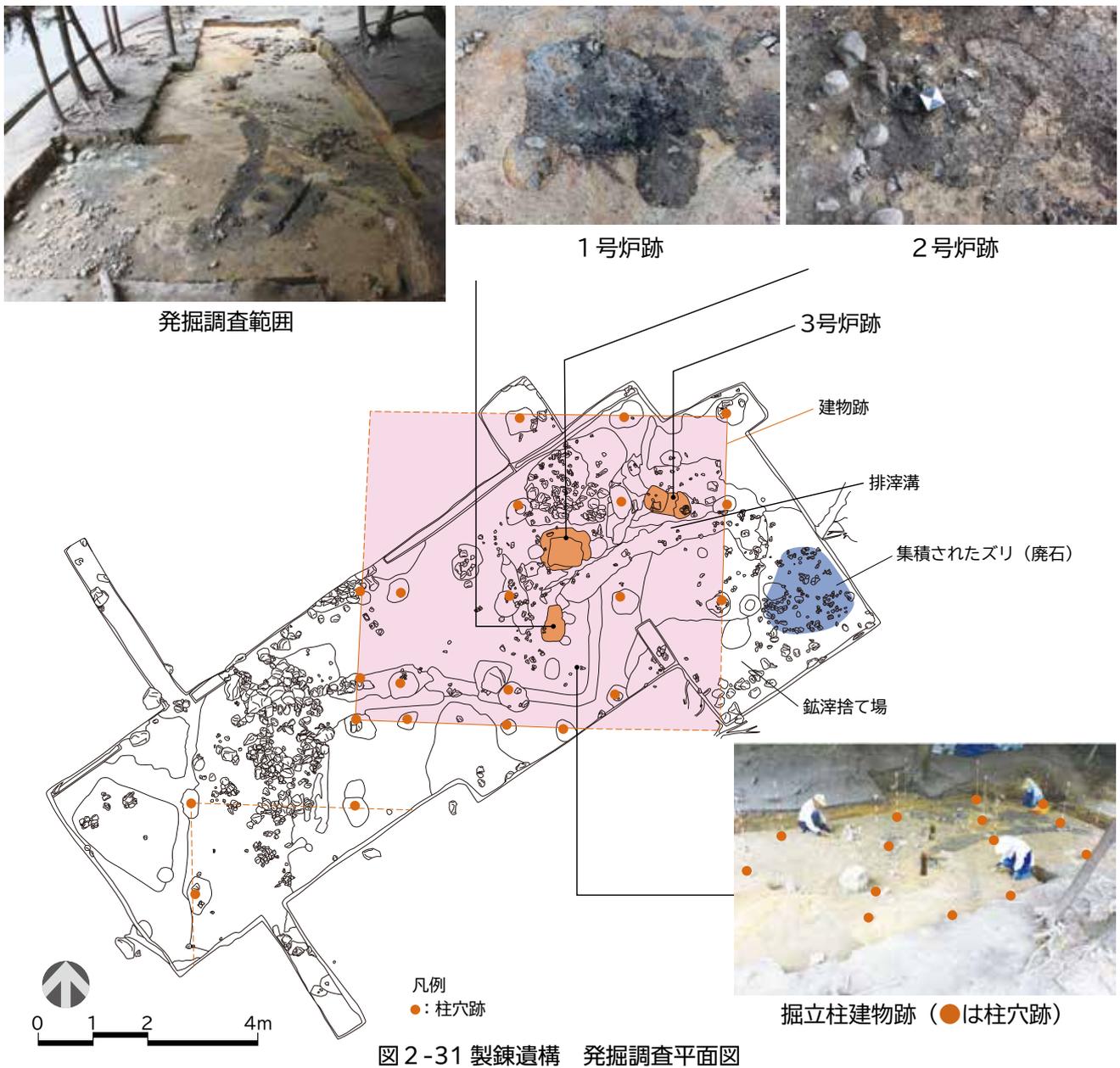


図 2-29 鶴子銀山 集落地域（概念図）



図 2-30『佐渡の国金堀ノ巻』に描かれる炉と製錬作業場 [佐渡市所蔵]



c) 西五十里道・鶴子道

西五十里道と鶴子道は、鶴子金山と相川金銀山を結ぶ峠道である。今も道路遺構が溝状の凹みとして確認できる(写真2-35)。道路脇には江戸時代の石祠や塚、地蔵などが残り(写真2-36)、山間の峠道として、当時の雰囲気を守っている。

16世紀末頃に、鶴子銀山の山師が、優良な金銀鉱脈を発見したことにより、相川金銀山の採掘が開始されると、この道を通して人や物資が往来した。



写真2-35 溝状に残る道の遺構



写真2-36 道の脇に残る塚跡

■相川金銀山

相川金銀山は、大佐渡山地の北西側にあり、西側は海に向かって急傾斜する谷沿いの海拔70～360m山地に位置する(写真2-37)。

鶴子銀山の山師によって発見され、17世紀初頭から本格的な開発が始まった。地下深く延びる大規模な鉱脈が密集していたため、まもなく鉱山開発の中心地となり、広範囲に採掘が及んだ。

相川金銀山の鉱脈は、金に銀が含まれる「エレクトラム」鉱であったため、選鉱、製錬・精錬によって金と銀を分離する複雑な工程が導入・発展した。貨幣の製造を認められた国内唯一の鉱山として高品質な金(最高純度99.54%)の製造のため、技術の深化と生産環境を改善するため徳川幕府が投資を続けた。

徳川幕府による佐渡島の金山の管理・運営の中心地であった相川エリアには佐渡奉行所が置かれ、奉行所と鉱山を結ぶメインストリートに鉱山町が整備された結果、人口は最大5万人とも言われる大規模な町が誕生した。

全国から集まった人々が持ち込んだ様々な文化・伝統により、佐渡島には独特の鉱山文化が発展した。西三川と同じく鉱業の神を祀った大山祇神社跡、様々な宗派の寺院跡、鉱山での神事や鉱山町を舞台にした祭礼は、精神的な拠り所として人々に活力を与えるとともに組織の結束を深め、生産組織の長期継続を支える重要な役割を果たした。



写真2-37 相川鶴子金銀山(相川金銀山側から) 赤枠:資産の範囲

鉱山地域

相川金銀山の鉱山地域における採掘跡は、左沢（濁川）・コカ沢・水金沢及びそれらの支流沿いの尾根及び斜面部の約217haの範囲に広がっている。左沢は「道遊の割戸」の麓で2本にわかれ、道遊の割戸に向かって左側が左沢、右側が右沢で、右沢が採掘跡分布範囲の南限となっている。一方、左沢水系の北西側には水金沢、さらにその北にコカ沢があり、採掘跡分布範囲の北限となっている。この範囲の中でも大規模な鉱脈が左沢と右沢の流域を中心に密集しており、採掘跡も同流域に集中していることが分布調査によって明らかとなっている。沢の尾根上に露頭掘り跡が45基、沢沿いの斜面部・斜面裾部に坑道掘り跡（間歩）113基（江戸時代後のもの含む）がある（図2-32）。絵図などの歴史資料と現地を対比することで、露頭掘りや間歩の名称が特定できるものもある。

鶴子銀山と相川金銀山の採掘跡の状況を比べると、相川金銀山では露頭掘りの規模は格段に大規模化し、坑道掘りの延長が長く、地下深くまで掘削されるようになってきている（図2-33）。また、南沢疎水道などの地下からの排水を1つに集約するための排水坑道が整備されるなど、鉱床の特徴や作業状況に応じて技術が変遷したことを示している。

歴史資料などによると、最盛期の17世紀には約300か所の間歩が存在したといわれているが、間歩は急峻な地形に設けられることが多く、水害、斜面の崩落、廃石の堆積などによってその多くが埋没しているが、分布調査では110基の坑口が確認されており、入坑できるものも多くある。これらの坑道掘りの掘削方向は、鉱脈を確実に捉えており、当時の探鉱や測量などの鉱山技術の水準の高さを窺い知ることができる。また、現地で確認できる間歩の大きさにはいくつか種類があることが分かる。

2尺×3尺（幅約60cm×高さ約90cm）の間歩は、成人男性が入坑できる最低限の大きさのもので、探鉱のために掘削されたものに多く見られる。3尺×4尺（幅約90cm×高さ約120cm）若しくは5尺×6尺（幅約150cm×高さ約180cm）での採掘が鉱石の搬出に用いられた間歩のサイズである。また、坑口は一定の間隔を

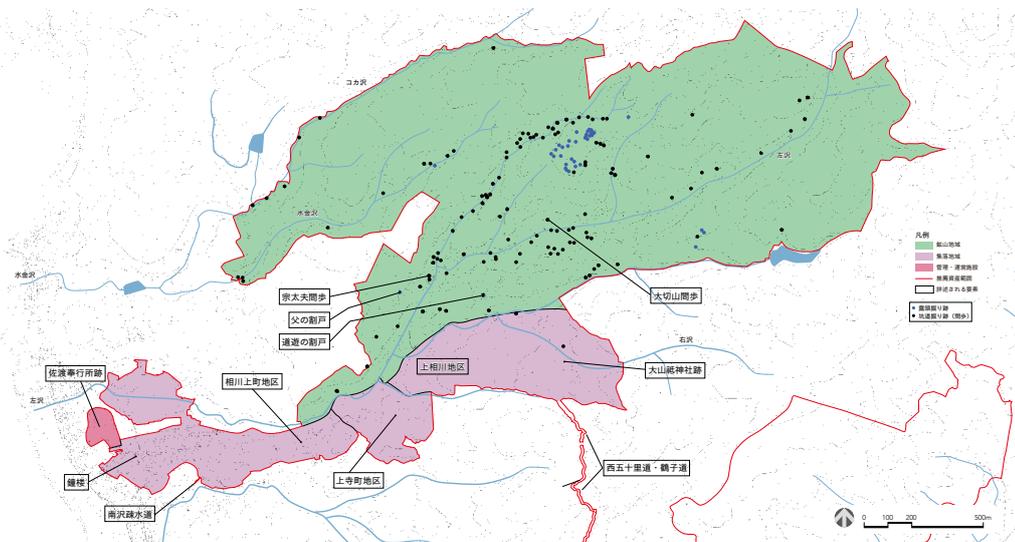


図2-32 相川金銀山 主要要素の位置図

空けるように分布しており、それぞれの間歩は、いわゆる「鉱区」を指すものであり、新規の間歩開削に当たっては他の坑口との距離を置くなど、一定の秩序と管理の下で採掘が行われていたことが分かる。

一方、鉱山地域には沢の合流部などの要所や集落地域との境界で、出入りを管理するための番所（六十枚番所・間ノ山番所・上相川番所）が設けられていたことが歴史資料で知られている。現在、地表面でこれらの遺構は確認できないものの、当時の絵図に描かれた位置と現在の地形の対比により、高い確度で位置の推定が可能であり、当時の雰囲気を残した状態で保存されていることが分かる。

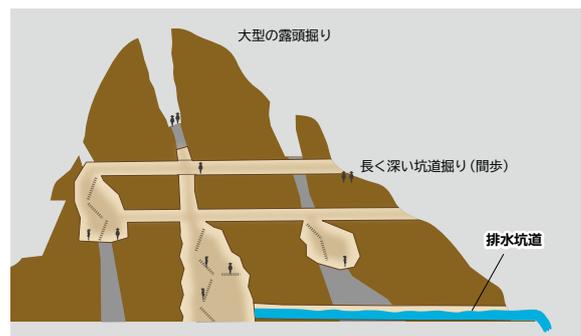


図2-33 相川金銀山の採掘技術（概念図）

a) 道遊の割戸

道遊の割戸は、鉾山地域の南西に位置し、左沢（濁川）と右沢に挟まれた標高 253m の尾根上に立地する採掘遺構である。

1601（慶長 6）年に鶴子銀山の山師によって発見されたと伝わるこの山は、最大幅約 10m の道遊脈（金鉾脈）を有しており、金を得るために地表から人の手で掘り下げられた結果、山頂部より幅 30m、深さ 74m、総延長 120 m に及ぶ V 字状の巨大な採掘の痕跡が残された（写真 2-38）。山が割られたような独特な景観は、江戸時代の絵図や絵巻にも描かれるようになり、「相川八景」として相川の名所の 1 つにもなった。

また、明治時代以降には山裾を中心にダイナマイトを使用した再開発が行われたことでドーム状の採掘跡ができており、山の上にある江戸時代の採掘跡と、下部にある明治時代以降の採掘跡を対比することで、採掘方法の違いを理解できる貴重な遺構でもある。

現在残る道遊の割戸の特異な景観は、相川の様々な場所から望むことができ、相川金銀山の象徴と言える。

本遺跡は、長年にわたって人力のみで採掘が続けられた結果、山全体を掘り崩すことなく鉾脈部分だけを効率的に掘り取った結果であり、その規模において世界的にもほとんど例がない江戸時代の採掘技術を示すものである。



写真 2-38 道遊の割戸（西から） © 西山 芳一

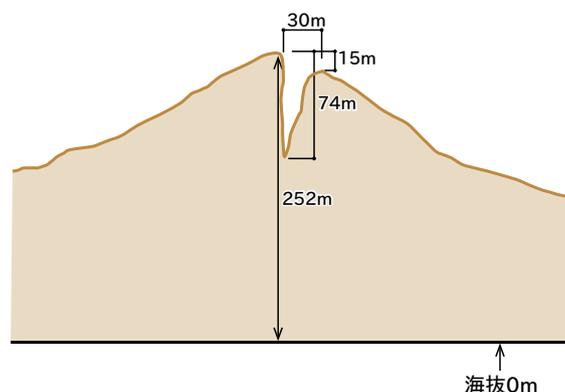


図 2-34 道遊の割戸 断面模式図

b) 宗太夫間歩

宗太夫間歩は、鉱山地域の南西に位置し、濁川右岸の斜面裾部に立地する江戸時代初期に採掘が開始された採掘遺構（坑道）である。

坑道は、相川金銀山最大の鉱脈である青盤脈の西端に位置し、平均幅約2m、高さ約2mあり、緩やかに傾斜しながら地下へ向かって掘削された大規模な坑道である。壁面には手掘りによるノミ跡が残り、各所に狸穴とよばれる小規模な探鉱坑道や採掘坑道が枝別れして残っている。

現在、株式会社ゴールデン佐渡により、坑道の一部が一般公開されており（写真2-39）、鉱山絵巻を基に坑内作業の様子を再現したロボット展示を行っている（写真2-40）。

本遺跡は、運搬や排水作業において最短距離かつ利便性を確保できる傾斜で掘られた「斜坑道」を代表するもので、鉱脈鉱床における江戸時代の採掘技術や採掘方法を示すものである。



写真2-39 宗太夫間歩坑口（復元）



写真2-40 当時の坑道にロボットを設置した採掘作業

c) 大切山間歩

大切山間歩は、鉾山地域の中央に位置し、濁川右岸の斜面裾部に立地する採掘遺構（坑道）で、鉾山地域北部にある大切脈の開発のために掘削された水平坑道である。

1634（寛永11）年頃に山師の味方与次右衛門により掘削が開始され、約14年後の1647（正保4）年に鉾脈に達したといわれている。この間歩の大きな特徴は、本坑道に並行して1本の通気坑道が掘削されている点で（写真2-41）、その姿は絵図にも描かれている。本坑道と通気坑道は、数か所の坑で連結することで、坑内の空気循環を良くする工夫が施されている。

本坑道は、平均幅約1.5m、高さ約1.8mあり、当時の鉾石搬出のための間歩の標準的な規模である。一方で通気坑道は平均幅0.6m、高さ約1m、連結坑は幅0.6m、高さ約0.9mであり、連結坑は概ね20～30mおきに配され、通気の調整のためにズリと粘土で閉塞されている状況が確認できる。また、本坑道と通気坑道の床面には、数十cmの高低差が設けられており、この高低差が温度差を生み、空気の循環を促していたと考えられる。

壁面には手掘りによるノミ跡が確認できるが（写真2-42）、江戸時代後も採掘が続けられたため、発破や削岩機によって鉾車を運搬するために一部拡張された痕跡が確認できるほか、発破により本坑道と通気坑道を隔てていた壁面が無くなり、1本の坑道となってしまった部分も確認できる。

本遺跡は、江戸時代における鉾脈鉾床の採掘技術に加え、採掘時における坑内の空気循環方法を示すものである。

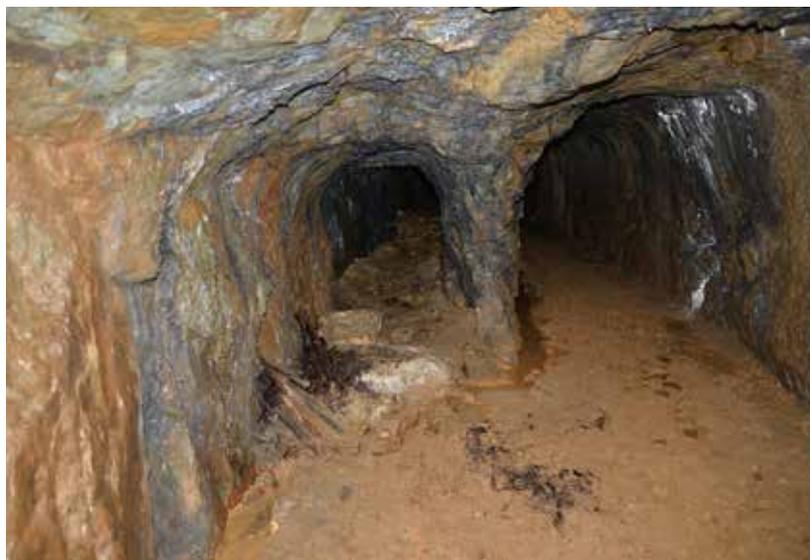


写真2-41 通気坑道（右）と本坑道（左）

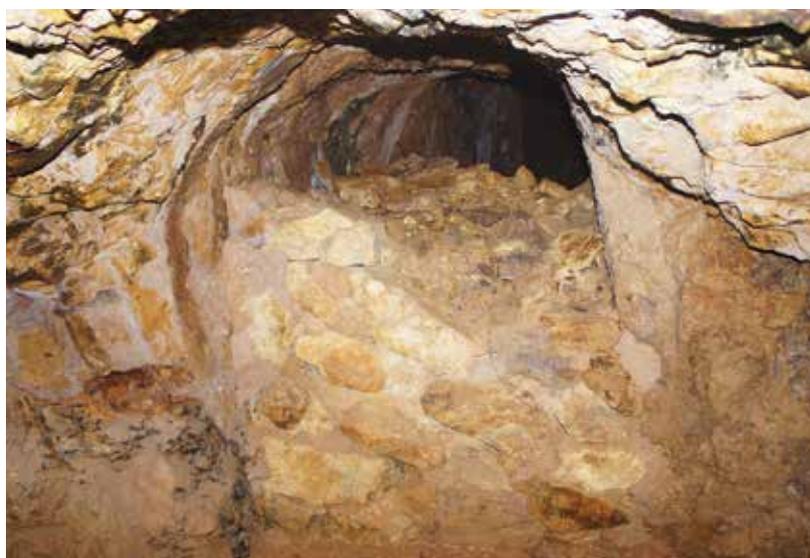


写真2-42 ズリと粘土で閉塞された連結坑

d) 南沢疎水道

南沢疎水道は、集落地域の南西に位置し、1696（元禄9）年に完成した相川金銀山でも最大規模の排水坑道で、その規模は総延長 922 m、最大幅 1.8 m、最大高さ 2.4 m である。

坑内の採掘場所が海水面下まで及んだことにより、坑内から湧き出す地下水の排水を行うため、徳川幕府が資金を投入して掘削した（写真 2-43）。

疎水道の掘削は手掘りによって掘り進められたが、工期を短縮するため工区を3つに分け、6か所から同時に掘り進めて1本の坑道とする「迎え掘り」という、当時としては画期的な方法が採用され、貫通点付近で上下に約1m、左右に約2mのわずかなずれがあったものの、掘削方向の微調整を行って誤差を調整した痕跡が確認できる（写真 2-44）。

また、坑道両側面には、1か月の掘削距離を求める「ノミ角」と呼ばれる記号が一定間隔で刻まれている箇所があり（写真 2-45）、現時点で126か所確認されている。ノミ角間の距離が一定でないことから、岩盤の状況や工法の難易度を反映しており、掘削作業の進捗状況が理解できるものとして注目される。

坑道断面は五角形を呈し、壁面は精緻かつ丁寧に仕上げられた手掘りのノミ跡が残り、特に天井に刻まれた細かいノミ跡は「クモの巣間切」とよばれる装飾効果をもっており（写真 2-46）、実用面というよりは施工者の掘削技術を誇示するために施されたと考えられる。

坑内の最大湧水量は 4.0m³/分、常時湧水量は 2.5m³/分で、現在も坑内の水を排水する機能を維持している。

本遺跡は、江戸時代における坑内の掘削・測量技術、排水方法が高い技術水準にあったことを示すものである。

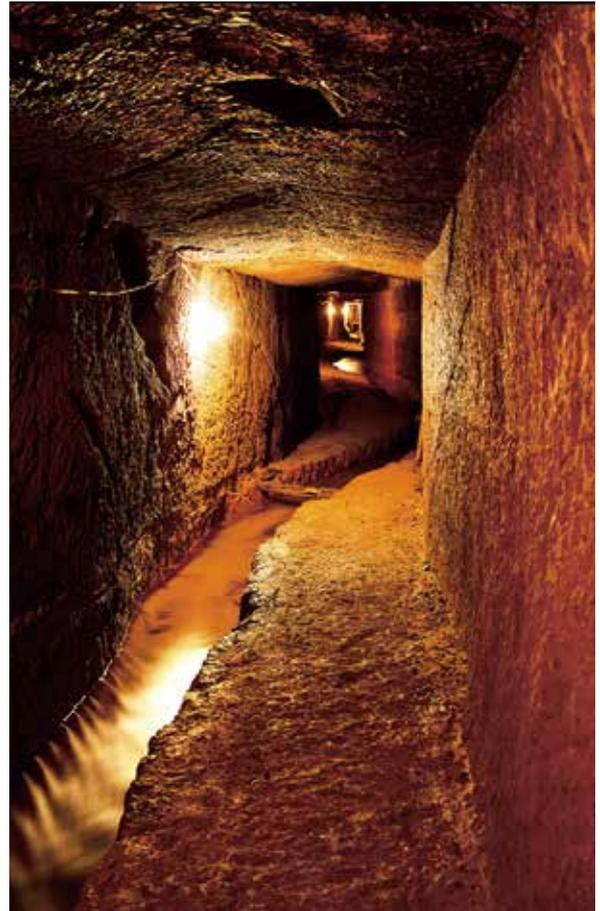


写真 2-43 南沢疎水道 ©天野 尚



写真 2-44 「迎え掘り」による貫通点



写真2-45 「ノミ角」ノミで刻まれた測量記号

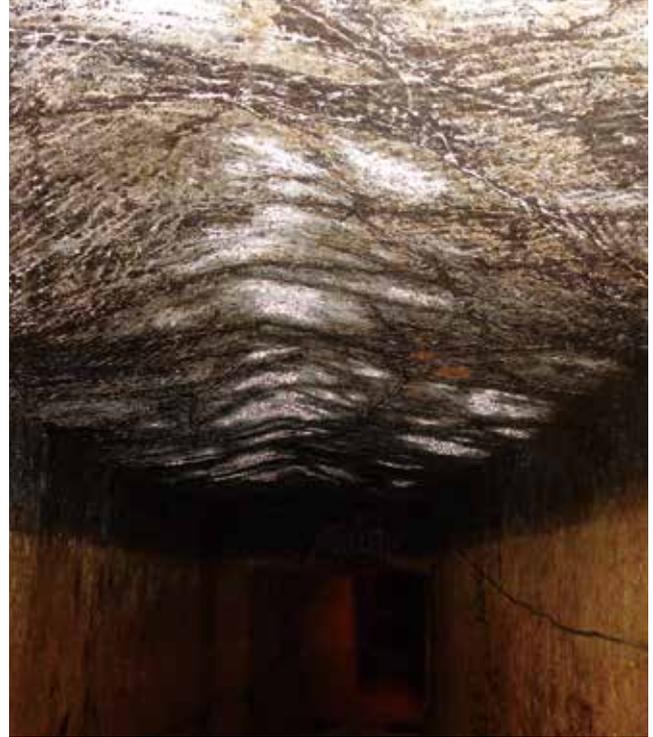


写真2-46 「クモの巣間切り」天井に刻まれたクモの巣状の模様

集落地域

相川金銀山の集落地域は、鉱山地域の南側に隣接する丘陵部の斜面及び海岸に向かって延びる尾根上に位置している。

17世紀初めに鉱山の開発が本格化すると、日本各地から多くの技術者・労働者が相川金銀山に集められ、小さな寒村だったこの地に大規模な集落地域が形成された。

鉱山地域に近接し、鶴子銀山へ続く峠道の麓にあたる上相川地区には、斜面地を大規模に造成して設けられた幹線道と、それに沿って地割された居住域の跡がある。また、海岸に近い丘陵部の高台には、徳川幕府の鉱山管理・運営の拠点である佐渡奉行所があり、奉行所と鉱山地域を結ぶメインストリートを主軸として街路や地割が整然と整備された相川上町地区の居住域がある（図2-35）。集落地域の街路や建物跡、土地利用の状況に関わる遺構・遺物は、集落構造が上相川から相川上町へとより計画性をもって展開したこと、居住と選鉱・製錬・精錬などの生産に関わる遺構が近接・混在すること、域内の区割には山師の人名や職種を示す地名（町名）が残ることなど、土地利用やそこに暮らした人々の組織の状況や金生産を効率的に行うため、生産組織が高度に組織化・専門家していった発展過程がわかる物証である。

また、上相川地区にある大山祇神社跡や上寺町地区の寺跡群、集落地域の街路を舞台に行われる祭礼などは、信仰や芸能などを示すものであり、鉱山労働者によって日本中から佐渡に持ち込まれて育まれた信仰、芸能、娯楽は現地の物証とともに歴史資料などからも裏付けられている。

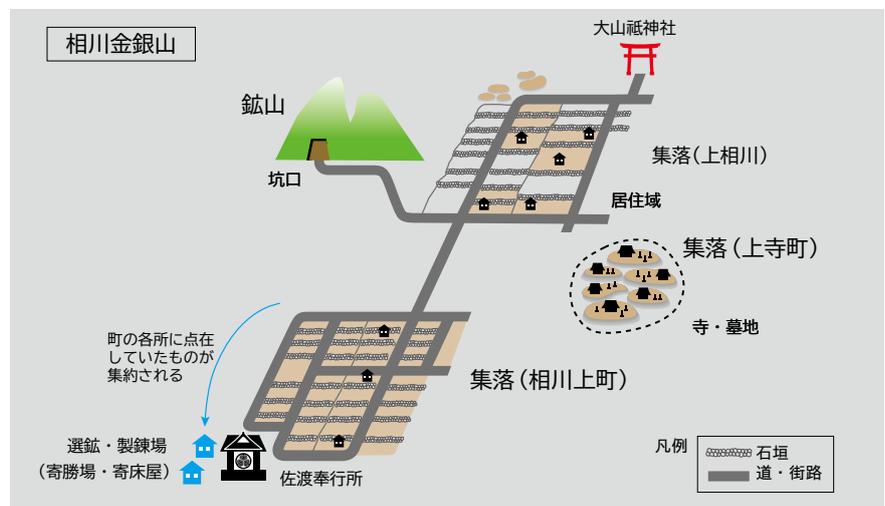


図2-35 相川金銀山の集落地域（概念図）

e) 上相川地区

上相川地区は、集落地域の東端に位置し、鉱山地域に近接した右沢左岸沿い、東西 800 m、南北 300 m、総面積 27ha の山の緩傾斜地に立地する。

居住域の成立は、16 世紀末以降の相川金銀山の開発初期に遡ると推測され、記録などから同時期に他にも鉱山地域に近接する居住域が存在したことが知られているが、上相川地区は、東西の高低差が 100 m もある傾斜地にそれよりも大規模で、計画的な土地造成が行われており、中心的な居住域であったことが分かる。

鉱山の開発初期である 16 世紀末から 17 世紀が集落としての最盛期で、それ以降は大きく衰退し明治時代に完全に廃絶して、遺跡となっている（写真 2-47）。

これまでの調査により、地上に残る石段や石垣、2 本の幹線道路に沿って短冊形に地割された平坦地があることが分かっている。その一方で、鉱山に近い北側では不定形な平坦地が目立ち、先行する時期の鶴子荒町遺跡の平坦地との類似性もうかがえる。

また、信仰に関連するものとして、遺跡東側の最高所に大山祇神社が、南側尾根上には寺院跡の平坦地が造成されている。地区の各所で選鉱や製錬に関する遺構や遺物が確認でき、山師（鉱山技術者兼経営者）が率いた技術者や労働者たちによる職住一体の鉱山町であったことを示している。

本遺跡は、1752（宝暦 2）年の「上相川絵図」などの絵図（図 2-36）にも描かれ、それらと現地の遺構を対比すると、ほぼ当時の姿をとどめており、鉱山に近接した場所に計画的な街路と地割を配し、居住域の各所に生産施設を持った集落が形成されたことを示す（図 2-37）。



写真 2-47 上相川地区 弥左衛門町



図 2-36 『上相川絵図』 1752（宝暦 2）年作成、1812（文化 9）年調整 [相川郷土博物館所蔵]
 ※図 2-36・37 の A～F は、現地の状況から確認した各図における同一の地点を示したものである

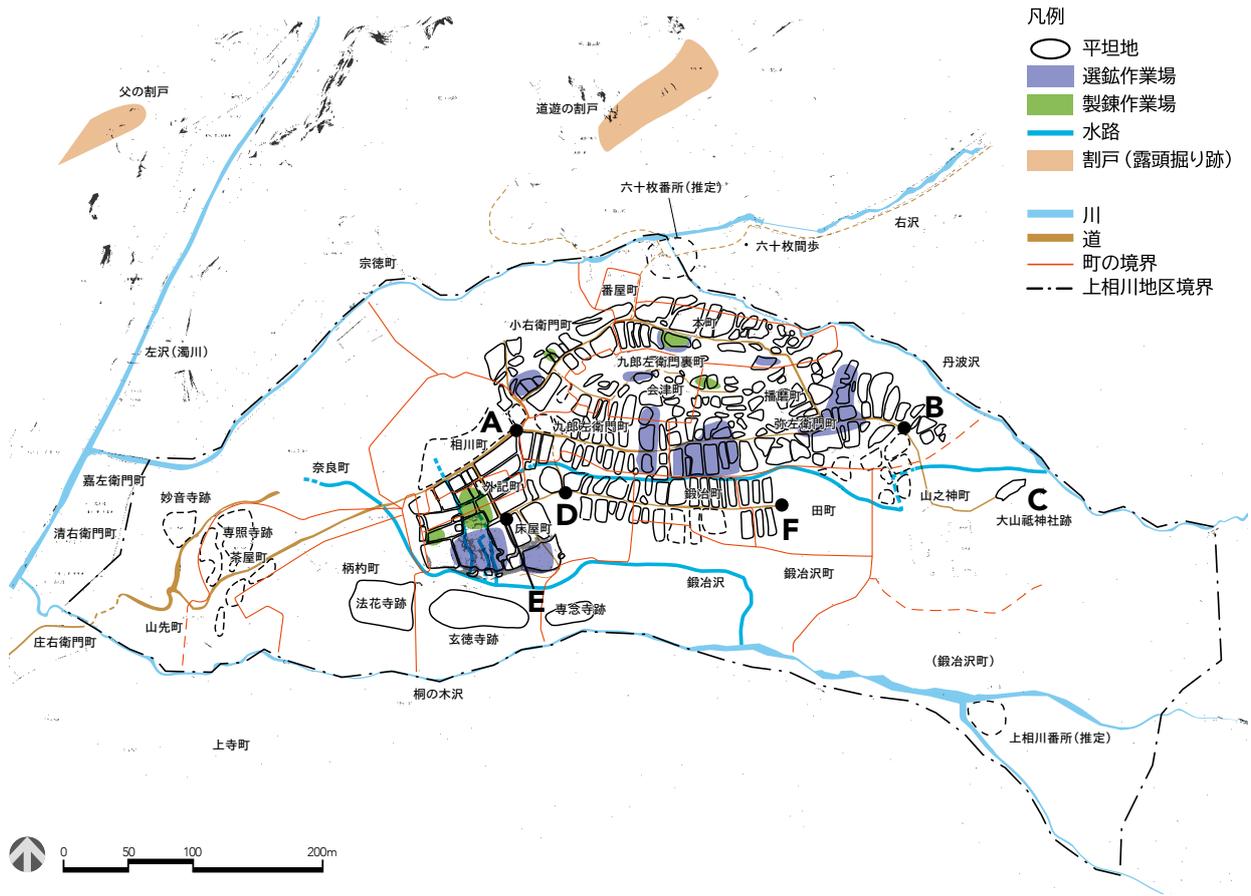


図 2-37 上相川地区 町の境界と場所の機能 推定図

f) 上寺町地区

上寺町地区は、集落地域の東に位置し、山の急な斜面地に造成された寺院を中心とする地区で、標高 100 ~ 150 m に立地し、東西約 500 m、南北約 300 m、総面積 9 ha に及ぶ、墓域を含む寺域は、主に尾根上の傾斜地に築かれたため、地形による制約により不整形な平坦地で構成されている。

相川金銀山が繁栄した 17 世紀前半の記録やその後には描かれた絵図などによれば、上寺町地区には宗派の異なる 9 か寺が存在する。分布調査により、寺院建物の基礎、石垣、石段、井戸などのほか、墓地や地割を示す石垣などの地上遺構、多数の墓石などの石造物が確認されている (写真 2-48 ~ 50)。絵図や記録に記された敷地の規模や特徴と現地を対比した結果、同地区に現存する万照寺以外に 6 か所の寺跡 (覚性寺、興禅寺、西光寺、法久寺、妙伝寺、妙法寺) が特定されている (写真 2-48)。このほか、寺院の範囲に含まれない多数の平坦地では、地表面で石臼などの生産関連の遺物が採取できることから、鉱山の生産遺跡が含まれた場所もあったことが推定されている。

なお、これらの寺院の起源や過去帳の調査によって、この時期に日本各地から多くの人々が移住し、その人々とともに僧侶も移住して寺院を開いたことが明らかになっている。

本遺跡は、鉱山運営に伴い職能別に区分けされた居住域や鉱山の人々によって育まれた信仰を示すものである。



写真 2-48 興禅寺跡 石段と石垣



写真2-49 法久寺跡 基礎



写真2-50 法久寺跡 墓地

g) 相川上町地区

相川上町地区は、集落地域の西に位置し、鉱山の南西側の海岸に向かって延びる標高約45～75mの丘陵の尾根部に立地する(写真2-51)。尾根の先端部西端に佐渡奉行所跡があり、ここを起点に上寺町地区・上相川地区及び鉱山を結ぶ幹線道を軸として街路で区画している。区画内には整然と屋敷地の地割を行うため、石垣や水路を設けるなどして、狭い尾根上の土地を最大限活用している。

建物の多くは江戸時代後に建替えられているが、この地域の伝統的な構造を継承している。中には尾根に直行した傾斜地に住居を構えたため、道に面して平屋に見えるが、背後の傾斜に沿って階を下りていく床構造を持つものもある。また、傾斜地に家を建てるため石垣が造られ、隣接する家々の擁壁となっている。

この地区では、鉱山運営に関わる職能別に居住地の分けが行われたことが、現在も継承されている町名によって明らかであり、鉱山経営者である山師の名前が付いた新五郎町、六右衛門町、弥十郎町、奉行所お抱えの金穿大工や鉱山労働者が集住した大工町、製錬作業が行われた大床屋町、商家や問屋が建ち並んだ京町、八百屋町、味噌屋町、米屋町、海産物を扱った四十物町等の町名が残っている。



写真2-51 相川上町地区遠景

h) 佐渡奉行所跡

佐渡奉行所跡は、集落地域の西側に位置し、相川湾が一望できる沢に挟まれた海成段丘先端の天然の要害の地に立地する（図2-38・写真2-52）。

江戸時代を通じて佐渡一国の統治と鉱山経営の中核として機能した。また、18世紀後半以降は、敷地内に金銀の選鉱、製錬・精錬作業を行う工場（寄勝場など）が設けられ、金銀生産の実務を担う拠点施設としても機能した。江戸時代に5回の火災による被害を受けたが、その度に再建され、現在の建物は江戸時代後半の姿を復元したものである（写真2-52）。

1990年代に実施した発掘調査では、江戸時代後期の御役所建物跡、陣屋跡、御金蔵跡、広間役宅跡、堀跡、大御門跡のほか、寄勝場跡及び井戸跡などの遺構が当時の絵図どおりの配置で残っていることが明らかとなった（図2-40・41）。また、敷地南側の池跡について層位確認のため掘り下げた結果、17世紀前半に遡る多数の炉跡を確認した。自然科学分析により、「焼金法」（図2-39）とよばれる金銀の分離が行われた精錬遺構群であることが分かった。特に焼金法の遺構である「長竈跡」は、世界的にみても古代トルコのサルディスでしか発見例のない希少な遺構である。また、製錬用の鉛を敷地内に埋めて保管した「埋鉛」の遺構も発見され、172枚に及ぶ鉛板が出土した（写真2-53）。

現在、現地には発掘調査の成果と江戸時代の歴史資料に基づき、御役所、寄勝場などの建物を復元公開している。

本遺跡は、江戸時代における徳川幕府の鉱山管理・運営の拠点施設を示すものである。



写真2-53 発掘された埋鉛



図2-38 佐渡奉行所大御門の様子
（『岡松奉行旅行図』1859（安政6）年）【大安寺所蔵】



写真2-52 復元された佐渡奉行所

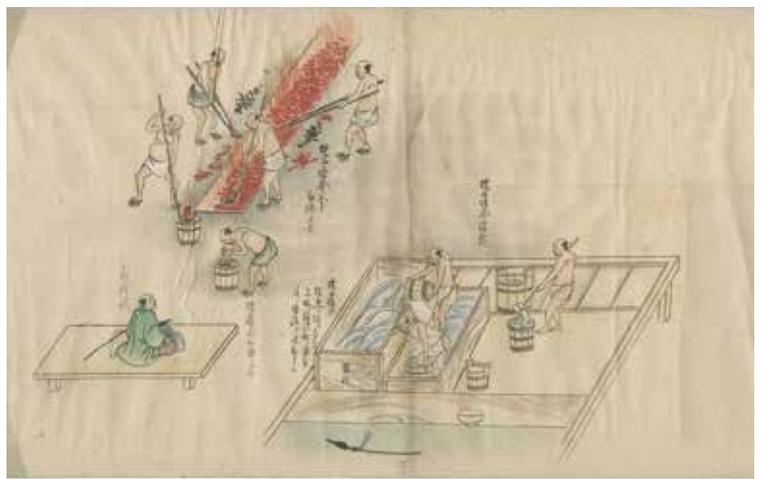


図2-39 鉱山絵巻に描かれた精錬作業（焼金法）の様子

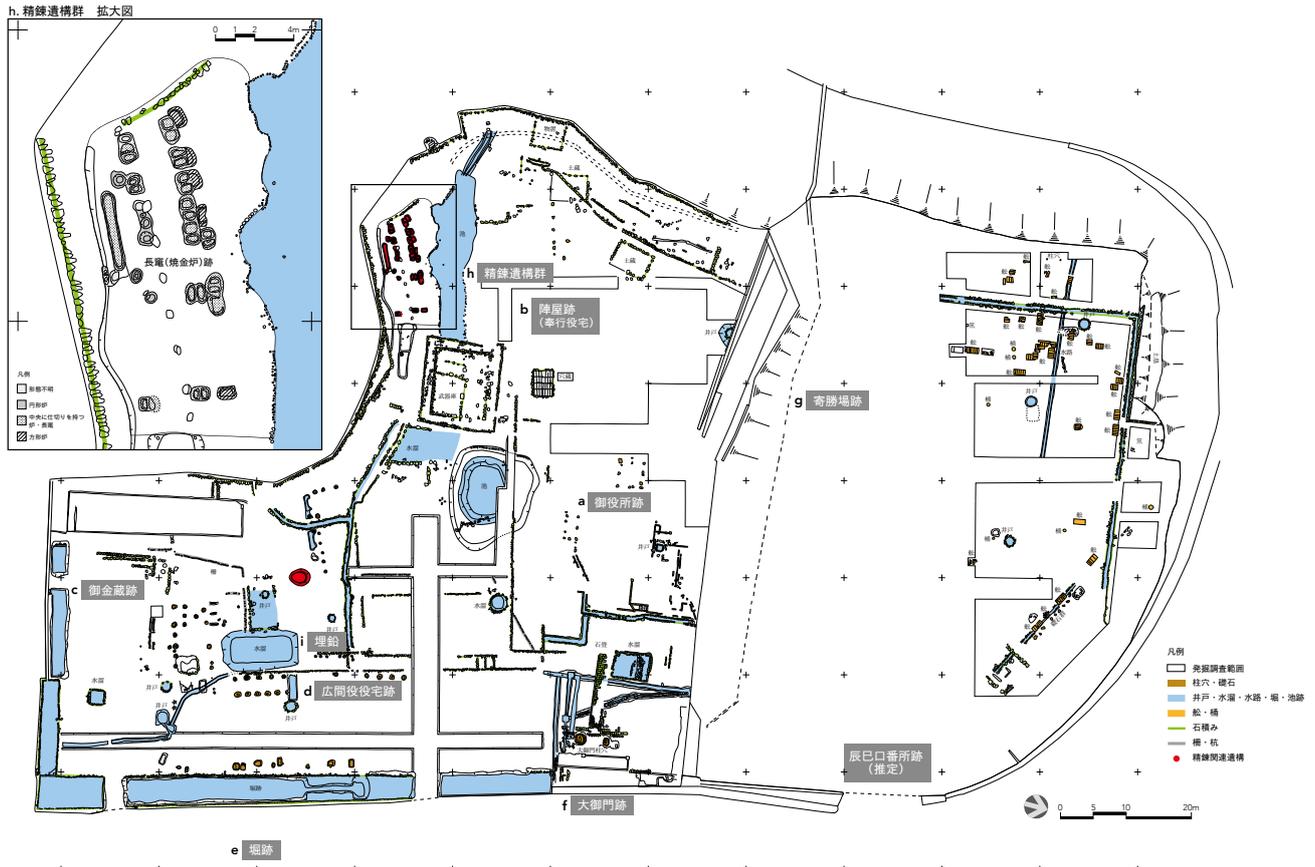


図2-40 佐渡奉行所跡 発掘調査平面図

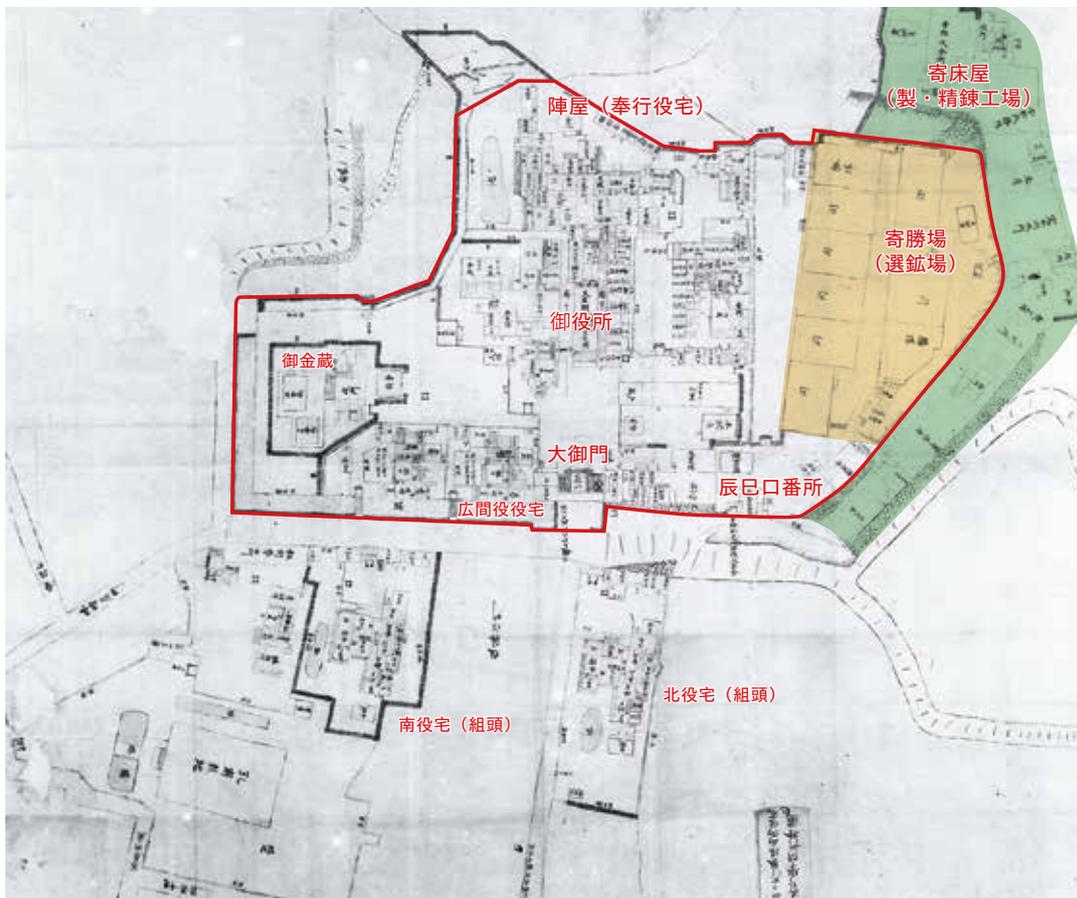


図2-41 『奉行所絵図』 1830～1844 (天保年間)

第3部

登録に係る資産の評価及び
審議・決議内容

第3部 登録に係る資産の評価及び審議・決議内容

1 イコモス評価書及び事実誤認の訂正文書

1) イコモス評価書

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Sado Island Gold Mines (Japan) No 1698</p> <p>1 Basic information Official name as proposed by the State Party Sado Island Gold Mines</p> <p>Location Niigata Prefecture Japan</p> <p>Brief description The Sado Island Gold Mines are a serial property located on Sado Island, some thirty-five kilometres west of the Niigata Prefecture coast. It is formed of three component parts articulated around two main mining areas-the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine - illustrative of different unmechanised mining methods implemented during the Edo period (1603-1868). The first cluster covers a large mining area used for placer gold mining, settlement areas dating back to the Edo mining period, and several sections of waterways necessary for placer mining. The second cluster includes two component parts connected by a route today interrupted for a short section and corresponding to the Nishi-Ikari-michi and Tsurushi-michi Pass. The two component parts of the second cluster cover two different mining areas - the Tsurushi Silver Mine and the Aikawa Gold and Silver Mine Area. The latter also includes part of the Aikawa-Kamimachi Town, in which the remains of the Sado Magistrate's Office are found. Mostly tangible attributes reflecting mining activities and social and labour organisation are preserved as archaeological elements, both above and below ground, and landscape features.</p>	<p>佐渡島の金山 (日本) No 1698</p> <p>1 基本情報 締約国による正式名称 佐渡島の金山</p> <p>所在地 日本国 新潟県</p> <p>概要 佐渡島の金山は、新潟県沿岸から西へ約 35km 離れた佐渡島にある連続する資産である。この資産は、江戸時代（1603年～1868年）に実施された手工業による異なる採掘方法を示す西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つの主要な鉱山地域を中心に3つの構成資産から成る。1つ目のまとまりには、砂金採掘に使用された広大な採掘地域と江戸時代に遡る集落地域、および砂金採取に使用されたいくつかの水路が含まれている。2つ目のまとまりには、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短く途切れている区間で接続された2つの構成資産が含まれている。2つ目のまとまりである2つの構成資産には、鶴子銀山と相川金銀山という異なる2つの採掘地域が含まれている。後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれる。採掘活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学的要素および景観的特徴として保存されている。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Category of property In terms of categories of cultural property set out in Article I of the 1972 World Heritage Convention, this is a serial nomination of three sites.</p> <p>Included in the Tentative List 22 November 2010</p> <p>Background This is a new nomination.</p> <p>Consultations and technical evaluation mission Desk reviews have been provided by ICOMOS International Scientific Committees, members and independent experts. An ICOMOS technical evaluation mission visited the nominated property from 23 to 31 August 2023.</p> <p>Additional information received by ICOMOS A letter was sent to the State Party on 13 October 2023 requesting further information about description and history, attributes, composition and conception of the nominated series, protection, management arrangements, development projects and interpretation. Additional information was received from the State Party on 10 November 2023. An interim report was provided to the State Party on 19 December 2023, summarising the issues identified by the ICOMOS World Heritage Panel. Further information was requested in the interim report on: additional information on the nominated property and its component parts, clarification on the rationale for delineating the boundaries of the nominated component parts, state of the art of the research and of archaeological investigations, protection and management, and reduction of the fragmentation of the nominated series. Additional information was received from the State Party on 27 February 2024. All additional information received has been incorporated into the relevant sections of this evaluation report.</p> <p>Date of ICOMOS approval of this report 13 March 2024</p>	<p>資産のカテゴリ 1972年の世界遺産条約第1条に定められた文化財のカテゴリに照らし、これは3つの構成資産を含む連続資産である。</p> <p>暫定一覧表記載日 2010年11月22日</p> <p>背景 これは新規推薦案件である。</p> <p>協議および専門的評価のための現地調査 イコモス国際学術委員会、イコモス会員および外部の専門家によってデスクレビューがなされた。イコモスの専門的評価のための現地調査は、2023年8月23日から31日にかけて行われた。</p> <p>イコモスが受領した追加情報 2023年10月13日付の文書で締約国（日本）に対し、連続資産の説明と歴史、属性、構成と概念、保護、管理の取り決め、開発プロジェクト、説明戦略に関する追加情報を要請した。 締約国からは2023年11月10日に追加情報の提供があった。 イコモス世界遺産パネルが指摘した事項をまとめた中間報告書が、2023年12月19日付で締約国へ提供された。中間報告では、次の点においてさらなる情報提供が求められた。推薦資産とその構成資産に関する追加情報、構成資産の境界線を確定した根拠の明確化、調査および考古学的調査の最新状況、保護と管理、および連続資産の断片化の削減について。 2024年2月27日に締約国から追加情報を受領した。その内容はすべて、本評価書の該当部分に組み込まれている。</p> <p>イコモスによる本評価書の承認日 2024年3月13日</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>2 Description of the nominated property</p> <p>Note: The nomination dossier and additional information contain detailed descriptions of this property, its history and its state of conservation. Due to limitations on the length of evaluation reports, this report only briefly summarises the most relevant aspects.</p> <p>Description and history</p> <p>The serial nominated property is grouped in two clusters, illustrating two mining areas, respective settlement zones, and different non-mechanised mining methods implemented during the Edo period (1603-1868): the Nishimikawa Placer Gold Mine (Nishimikawa Area) and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine (Aikawa-Tsurushi Area). The nominated area also includes surviving standing structures of post-Edo mining and processing exploitation (19th and 20th centuries). The two nominated mining areas illustrate different manifestations of the ore and deposits and, subsequently, of the mining strategies implemented to obtain gold and silver.</p> <p>While gold placer deposits were exploited in Japan as early as the 8th century CE, mention of gold production in Sado Island are attested in 12th century chronicles as the island was known for its riches in gold. During the 16th century - a period of political instability in Japan local warlords developed their own gold mines during their feuds. At the end of the 16th century, extraction and production in Japan grew thanks to the importation of more efficient metal extraction technology from China and the Korean peninsula (cupellation from China). With the establishment of the Tokugawa Shogunate, its isolationist policy, and efforts to establish a robust financial system based on the monopoly of coinage by the central state, gold mining in Japan flourished at an unprecedented scale. Due to the seclusion policy, new techniques (e.g, the cementation method and measurement techniques) were introduced via means of documents and acquired in a fragmentary and selective manner. Imported processing methods were applied repeatedly, and this increased the quality of the produced gold. In the 17th century, Japan became one of the main gold producers worldwide, and Sado Island emerged as one of the major gold mining sites. Because of its importance, both the Island and the mines were directly managed by the Shogunate. Sado Island is of volcanic origin and features two parallel mountain ranges stretching from southwest to northeast-Osado and Kosado Mountains- and separated by one alluvial plain, the Kuninaka Plain. Gold and silver deposits were formed by the rising of hydrothermal</p>	<p>2 資産の内容</p> <p>注) 推薦書と追加情報には推薦資産、その歴史と保全状況が詳しく記述されている。評価書は分量が制限されているため、本評価書は最も関連性のある部分のみ簡潔にまとめている。</p> <p>説明と歴史</p> <p>推薦された連続資産は、西三川砂金山(西三川エリア)と相川鶴子金銀山(相川鶴子エリア)の2つのまとまりに分けられており、2か所の採掘地域では、それぞれの集落地域、江戸時代(1603 - 1868)に行われた手工業による異なる採掘方法が示されている。推薦エリアには江戸時代より後(19世紀と20世紀)に採鉱及び選鉱・製錬工程で使用され現存する建造物も含まれている。</p> <p>2つの推薦採掘地域は、それぞれの鉱石、鉱床、ひいては金銀抽出方法の違いをはっきりと示している。</p> <p>砂金鉱床が日本で開発されたのは紀元8世紀のことだが、佐渡島での金生産については、12世紀の年代記に佐渡は金が豊富な島であると記載されている。16世紀(日本が政治的に不安定な時期)には、各地の戦国大名が領内の金山を開発した。16世紀末に、より効率的な金属の抽出技術(中国からは灰吹法)を中国と朝鮮半島から取り入れたことで、日本の抽出量と生産量は増加した。徳川幕府が開かれると、鎖国政策ならびに、中央政府による貨幣鑄造の独占に基づく強固な財政制度の確立に向けた取組により、日本における金採掘は前例のない規模で繁栄した。鎖国政策のため、新しい技術(例えば、焼金法や測量技法)は文献を介して導入され、断片的かつ選択的に獲得された。取り入れられた加工方法を繰り返し行うことで、生産される金の質を高めた。17世紀、日本は世界有数の金産出国となり、佐渡島は主要な金の採掘地の1つとなった。こうした重要性から島も鉱山も幕府の直轄地となった。</p> <p>佐渡島は火山活動によってできた島で、南西から北東に平行に連なる2つの山地があり(大佐渡山地と小佐渡山地)、沖積平野である国中平野によって隔てられている。金銀鉱床は熱水が地表に上昇し、岩に鉱脈が作られることにより形成された。まず、地殻活動によって地表の鉱床が海底に沈み、</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>water to the land surface and forming veins in the rock; tectonic activity first submerged the surface deposits to the seabed, which was later raised again by tectonic movements. Placer deposits were exploited in Nishimikawa Area, located on the northwestern side of the Kosado Mountains. In addition, the weathering of the volcanic rock exposed ore veins, which were mined underground in the Aikawa-Tsurushi Area, at the southern end of the Osado Mountains range.</p> <p>For the purpose of this report, the component parts are grouped and described according to the two above-mentioned areas. Both clusters include mining and settlement zones that reflect the social and technical systems of the mining activity, articulated in four main attributes defined by the nomination as reflecting the proposed Outstanding Universal Value: strategic management by the Tokugawa Shogunate and gold production system integrated on a large scale; mining culture nurtured in the mining community; traditional unmechanised mining technologies improved to apply to the characteristics of the deposits; and a series of production processes enabling high-purity gold production.</p> <p>An extremely rich collection of written and iconographic records, such as management documents and picture scrolls of the mines, have survived, vividly documenting how mining operations were implemented during the Edo period.</p> <p>The additional information provided by the State Party in November 2023 supplements the nomination dossier by describing how the Sado Magistrate's Office administered the island and the mines and oversaw efficient working conditions for production. It also explains more clearly the social and working organisation and arrangements, where settlements developed and how, as well as the provenance of the workforce, which, in the Edo period, was from all over Japan.</p>	<p>その後地殻運動によって再び隆起した。小佐渡山地の北西に位置する西三川では砂金鉱床が採掘された。また、火山岩の風化によって露出した鉱脈が、大佐渡山地の南端にある相川鶴子エリアの地下で採掘された。</p> <p>本評価書の目的のため、構成資産は上記2つのエリアに沿って分けられ説明されている。どちらのグループにも、採掘活動の生産体制と生産技術を反映する採掘地域と集落域が含まれており、提案されているOUVを反映するものとして推薦書で定義された4つの主な属性の中ではっきり述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳川幕府の施策に基づく管理・運営と大規模に統合された金生産体制 ・鉱山の人々によって育まれた鉱山文化 ・鉱床の特性に合わせて深化した伝統的手工業による鉱山技術 ・高品位の金生産を可能にした一連の生産工程 <p>鉱山の管理文書や絵巻物など、極めて豊富な文書や絵図による記録が現存しており、江戸時代にどのように鉱山が操業されていたかを生き生きと実証している。</p> <p>2023年11月に締約国から提出された追加情報では、推薦書の補足として、佐渡奉行所がどのように島と鉱山を管理し、効率よい労働条件を監督していたかを説明している。また、社会的・労働的組織や勤務形態、どこにどのように集落が発展したか、江戸時代にどのように日本全国から労働者が集まったか、また彼らの出身地についても、より明確に説明している。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Nishimikawa Placer Gold Mine (Nishimikawa Area)</p> <p>The revised component part is an extensive area including the key elements of the mining system: the Onagashi or great flow placer gold mining sites, reservoirs, sections of waterways, and settlement zones (two of them, Kinzan and Sasagawa). The initially separated nineteen stretches of water channels, reflecting key water channels of the system, have been connected to the mining area throughout the nomination process.</p> <p>Onagashi was a mining method introduced towards the end of the 16th century that complemented the earlier method of obtaining gold from the river.</p> <p>Placer gold mining at the mining sites was implemented through Onagashi, or the great flow method, which involved separating the placer gold from the gravel by washing the scraped off surface of the gold deposit with bursts of significant amounts of water. The key elements of this mining method include a headrace, a channel with a weir and a sluice to divert and drive water to a reservoir where water was stored; a race where water would run to the mining site, where ore would have been accumulated; stone structures, huts or workshops for maintenance; and a tailrace to let water flow away.</p> <p>The settlements were built in former mining sites, on terraces made up of discarded stones from the placer mining selection process.</p> <p>Mining in this area was carried out by villagers cooperatively, and their working organisation was incorporated into the management system of the Sado Magistrate's Office. According to the nomination dossier, this is still legible in the surviving physical evidence, mostly archaeological, their spatial distribution and, above all, by the iconographic and documentary historical sources.</p> <p>Relevant sites for understanding mining activity at this component part include the Goshaya-yama Site, a mining site where all processes related to the Onagashi method can still be identified; the Toramaru-yama Site, a mining site including a mined rocky outcrop, a mining site, a headrace, upper and lower reservoirs, and remains of stone structures; the Tatenokoshi-yama Site, with mining site, headrace, reservoir, race and remains of stone structures and the surviving sections of Kinzan-e, Sugihira-yama, Chikugo-e, Utoge-yama, and Toramaru-yama waterways.</p>	<p>西三川砂金山 (西三川エリア)</p> <p>修正された構成資産は、採掘システムの主要素 — 大流しによる砂金採掘場、堤、水路部分、集落地域 (金山と笹川の2つ) — を含む広範なエリアである。当初は分断されていた19の水路は、採掘システムの主要な水路であり、推薦の過程において採掘地域とつながられた。</p> <p>大流しは16世紀末にかけて導入された採掘方法で、それ以前の川から金を得る方法をさらに発展させたものだった。</p> <p>採掘場での砂金採掘は、砂金鉱床の表面を削り取った砂利を大量の水の勢いで洗い流すことによって砂金と砂利を分離する「大流し」によって行われた。この採掘方法の主要要素には、導水路 (取水堰及び水を迂回させるための樋を備え、水を貯める堤まで水を引き込む)、配水路 (砂金が堆積する採掘場まで水を流す)、石組遺構、修理のための小屋や作業場、水を流し出す排水路が含まれている。</p> <p>この集落は、かつて採掘場だった場所につくられたもので、砂金採掘・選鉱過程で破棄された石の集積によって形成された平坦地にある。</p> <p>この地域の採掘は村人によって共同で行われ、その労働組織は佐渡奉行所の管理運営体制に組み込まれていた。推薦書によると、このことは、現存する物的証拠 (主に考古学的証拠)、その空間的分布、そして何よりも絵図や歴史資料によって、今でも明確に読み取ることができる。この構成資産における採掘活動の理解に関連する遺跡としては以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五社屋山：大流しに関連する全ての工程を今でも確認することができる採掘場 ・虎丸山：採掘によって岩が露出した山肌、採掘場、導水路、山の上下の堤、石組遺構を含む採掘場 ・立残山：採掘場、導水路、堤、配水路、石組遺構を含む ・金山江、杉平山、筑後江、鶴峠山、虎丸山の各水路の現存部分

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>The residential districts of Kinzan and Sasagawa are located on terraces close to mining sites. In Kinzan, the Kaneko Kanzaburo House (19th century), the residence of the Kaneko family who played the role of intermediary between mining officials and the village, the Mine Official's House Site, and the Nishimikawa Oyamazumi-jinja Shrine and the Noh play stage, can be found along the main street.</p> <p>The settlements were established before the 17th century but only took on their distinctive layout with the spread of the Onagashi method in the 17th century. Villagers carried out the mining work collectively, managed by the village head, Kaneko Kanzaburo. The Sado Magistrate's Office was responsible for major infrastructure construction, such as waterways and water races.</p> <p>Under the Tokugawa Shogunate, the mine was overseen by the Sado Magistrate's Office. An official was responsible for control, salary payment, maintenance of infrastructure and collecting the gold output. This was processed at the Sado Magistrate's Office and turned into koban coins and bullion to be sent to the capital. The village head acted as an intermediary between officials and villagers to carry out the operations. The Nishimikawa Area ceased its operations in 1872, as output declined.</p> <p>Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine (Aikawa-Tsurushi Area)</p> <p>This area is formed by the Tsurushi Silver Mine and the Aikawa Gold and Silver Mine, connected by a transport route, the Nishi-Ikari-michi and Tsurushi-michi Pass. The pass is interrupted for a short section, dividing the Aikawa-Tsurushi Area into two distinct component parts.</p> <p>The Tsurushi Area</p> <p>The nominated component part includes several silver mining sites that illustrate the transition from surface mining and chase-mining to tunnel mining in order to access multiple ore veins. The main mining zones reflect the respective mining methods. The Hyakumaidaira Mining Zone contains evidence of a high density of surface mining sites. Byobusawa-Shidekisawa Mining Zone exhibits evidence of small-scale surface mining and chase-mining operations (tunnels cut diagonally in the rock to follow the lode). The Otaki Mining Zone includes evidence of all three mining methods, with deep tunnels to reach the lodes from the mountain base. Here, some stone terraces, presumably for ore processing, are found.</p>	<p>金山と笹川の居住地域は、採掘場に近い平坦地にある。金山には、金山役（役人）と集落の仲介役を務めた金子家の住宅「金子勘三郎家」（19世紀）、「金山役宅跡」、西三川大山祇神社や能舞台などが主要道沿いにある。</p> <p>集落は17世紀以前から形成されていたが、特徴的な配置になったのは、17世紀に大流しが広まってからである。採掘作業は村人が共同で行い、村の世話役である金子勘三郎が管理した。佐渡奉行所は、水路や配水路などの重要なインフラ整備を担当した。</p> <p>徳川幕府の下で、鉱山は佐渡奉行所によって監督された。役人が管理、給料の支払い、インフラの整備、産出された金の回収に責任を負っていた。金は佐渡奉行所で選鉱・製錬され、小判や金塊となり、江戸に送られた。村の世話役は役人と村人の仲介役として現場での作業を取り仕切った。</p> <p>西三川エリアは、生産量の減少に伴い、1872年に閉山となった。</p> <p>相川鶴子金銀山（相川鶴子エリア）</p> <p>このエリアは、鶴子銀山と相川金銀山によって形成され、西五十里道と鶴子道という金を運んだ道でつながっている。この峠道は短い区間で途切れており、相川鶴子エリアを2つの構成資産に分けている。</p> <p>鶴子エリア</p> <p>推薦構成資産にはいくつかの銀採掘地域が含まれており、ここには露頭掘りからひ追い掘り、そして複数の鉱脈をめがける坑道掘りへの移行が示されている。主な鉱山地域は、それぞれの採掘方法を反映している。百枚平地区には、露頭掘りの痕跡が密集している。屏風沢・仕出喜沢地区には、小規模な露頭掘りとひ追い掘り（鉱脈を追いかけて岩盤を斜めに切り込んだ坑道）の痕跡がある。大滝地区には3つの採掘方法すべての痕跡があり、山麓から鉱脈に到達するための深い坑道がある。ここには、おそらく、製錬場と思われる石積み平坦地がいくつか見られる。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>The settlement zone comprised the Tsurushi-Aramachi District, where the Tsurushi Silver Mine Local Magistrate's Office Site can be found. The archaeological remains of the Office are found on a plateau surrounded by three water streams. Excavations have revealed the layout of the complex and its main spaces, offering an understanding of how it looked and operated. The district is today represented by irregularly-shaped terraces; archaeological investigations have revealed evidence of settlement expansion due to increased operations and traces of the cupellation smelting process. Based on the dating of ceramics, both the Office and the District appear to have ceased their functioning in the mid-17th century.</p> <p>Full-scale mining was implemented in Tsurushi Area during the 16th century; after the discovery of gold-ore lodes in Aikawa Area in the early 17th century, the Sado Magistrate's Office was established at Aikawa and the Local Magistrate's Office was closed down, along with the settlement district. However, operations were maintained at some of the mabu tunnels, and the pass connecting Tsurushi Area and Aikawa Area was used to transport the metal ore for processing.</p> <p>The Aikawa Area</p> <p>This component part is located in mountainous terrain, with steep valleys and several rivers. Metal-rich ore veins carried gold and silver together. Key attributes demonstrating ore mining include the Doyu-no-warito and Tete-no-warito Opencut Sites, mabu tunnels (e.g., Sodayu-mabu, Ogiriyama-mabu Tunnel Sites), and drainage tunnels (e.g., Minamizawa Drainage Tunnel Site) which continue to fulfil a drainage function. The early settlement zone, Kami-Aikawa District, was located close to mining operations; the Aikawa-Kamimachi Town developed around the Sado Magistrate's Office. Altogether, these attributes illustrate the development of unmechanized technology adapted to the ore deposits and the social system that managed it for more than 250 years.</p> <p>The mining zone contains evidence of large-scale surface mining but also of changing technology to underground mining, in an intricate network of tunnels of different sizes and functions (smaller tunnels were for exploration, larger ones for mining and transportation of ore, with regularly dug portals into the lodes and ventilation tunnels opened in parallel). Historical evidence attests that access to mines was controlled.</p> <p>Aikawa-Kamimachi Town developed more systematically than the earlier residential districts and consolidated into a town still inhabited today. The Sado Magistrate's Office Site is on an elevated plateau with a commanding</p>	<p>集落域には、鶴子銀山代官屋敷跡のある鶴子・荒町遺跡が含まれていた。考古学的には、代官屋敷跡は3本の沢に囲まれた台地にある。発掘調査によって、建物の配置や主要な空間が明らかになり、役所の様子やどのように機能したかを理解できるようになった。現在、その遺跡は不規則な形の平地にある代表例だが、考古学的調査により、操業拡大により集落が拡張された証拠や、灰吹法の痕跡が明らかになった。陶磁器の年代測定から、代官屋敷もその地区も17世紀半ばに機能を停止したようである。</p> <p>鶴子エリアでは16世紀に本格的な採掘が行われていたが、17世紀初頭に相川エリアで金鉱脈が発見されると、相川に佐渡奉行所が置かれ、代官屋敷も集落も閉鎖された。しかし、坑道の一部では引き続き採掘作業が行われ、鶴子エリアと相川エリアを結ぶ峠道は、鉱石を選鉱・製錬に回すための輸送路として利用された。</p> <p>相川エリア</p> <p>この構成資産は山岳地帯にあり、険しい谷といくつもの川がある。金属を多く含む鉱脈は、金も銀も含んでいた。鉱石の採掘を示す主な属性は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道遊の割戸と父の割戸 ・坑道 (例: 宗太夫間歩、大切山間歩) ・排水坑道 (例: 南沢疎水道): 現在も排水機能を果たしている ・初期の集落域である上相川地区: 採掘場の近くに位置した ・相川上町: 佐渡奉行所の周辺に成立した <p>全体として、これらの属性は、鉱床に適した手工業による技術の発展、250年以上にわたって管理してきた生産体制を示している。</p> <p>鉱山地域には、大規模な露頭掘り跡だけでなく、地下採掘への技術移行の痕跡もある。大きさも機能も異なる坑道が複雑に入り組んでいる。(小さな坑道は採掘用で、大きな坑道は採掘用および鉱石の運搬用であり、定期的に掘られた鉱脈への入り口と通気坑道が並行して通っていた。) 歴史的証拠によれば、鉱山への出入りは管理されていた。</p> <p>相川上町は、それまでの居住地よりも組織的に発展し、町として統合され、現在も人々が住んでいる。佐渡奉行所跡は、相川湾を一望できる高台にあり、水流に守られるように立地している。奉行所跡は考古学的調査により発掘され、いくつ</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>view over Aikawa Bay, well protected by water streams. The site was archaeologically excavated, and several functional spaces were found which yielded evidence of salt-cementation and cupellation processes, ore-dressing and refining, proving that the Sado Magistrate's Office was an administrative unit and a production facility.</p> <p>When the Tokugawa Shogunate ended, the gold mine came under the control of the new government, and in 1896 it was transferred to the Mitsubishi Limited Partnership, which continued mining operations until 1989. At the site, Edo period-related remains coexist with the post-Edo period mining facilities.</p> <p>ICOMOS requested clarification on the potential overlapping of Edo and post-Edo mining areas and changes caused by industrialised mining. In response to the interim report, the State Party explained that there is no post-Edo mining activity in the Nishimikawa Area; in the Tsurushi area, minor exploitations were tried, but there is almost no impact on archaeology or topography. In the Aikawa Area, exploitations of the Edo and post-Edo periods are located at different depths; hence, most of the Edo underground tunnels have been preserved, except for a few which were re-used and enlarged post-Edo. However, some standing mining-related structures dating to the post-Edo period still survive in the Aikawa Area, and substantial post-Edo mining-related facilities are clustered in Aikawa-Kamimachi Town.</p> <p>The area of the three component parts totals 757.4 ha, with two buffer zones totalling 1,460.6 ha.</p> <p>The buffer zone for the Aikawa-Tsurushi Area extends offshore for one kilometre. Onshore, the two buffer zones comprise the mainly wooded and mountainous landscape.</p>	<p>かの機能を有するエリアが発見された。そこには、焼金法や灰吹法などの選鉱・精錬の痕跡が見られることから、佐渡奉行所が行政を司るとともに、生産施設であったことが証明された。</p> <p>徳川幕府が滅びると、金山は新政府の管理下に入り、1896年には三菱合資会社に譲渡され、1989年まで鉱山操業が続けられた。ここには、江戸時代関連の遺構が江戸時代より後の採掘施設と共存している。</p> <p>イコモスは、江戸時代と江戸時代より後の採掘地域が重複する可能性や、工業化された鉱業による変化について説明を求めた。中間報告に対して、締約国は、西三川エリアでは江戸時代より後の採掘活動はなく、鶴子エリアでは小規模な採掘が試みられたが、考古学や地形への影響はほとんどないと説明した。相川エリアでは、江戸時代と江戸時代より後の採掘が異なる深さに達しているため、江戸時代の地下坑道は、江戸時代より後に再利用・拡張された一部を除き、ほとんどが保存されている。しかし、相川エリアには江戸時代より後の鉱山関連建造物がいくつか現存しており、江戸時代より後の鉱山関連施設は相川上町に集中している。</p> <p>3つの構成資産の総面積は757.4ヘクタールで、2つの緩衝地帯の総面積は1,460.6ヘクタールである。</p> <p>相川鶴子エリアの緩衝地帯は、沖合1キロメートルまで広がっている。陸上では、2つの緩衝地帯は主に森林地帯と山岳地帯から成り立っている。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>State of conservation</p> <p>The nomination dossier notes that some sections of the waterways and the two passes have been lost. At some places (Nishimikawa Area), vegetation has taken over, covering the remains of the former mining activity, but measures have been undertaken to manage the vegetation cover. Rockfalls at the Doyu-no-warito Open-cut Site have been addressed with temporary shoring structures. The tunnels are overall in good condition.</p> <p>ICOMOS considers that, predominantly, the physical archaeological fabric of the nominated property and its significant features are in good condition. They are mostly preserved underground or as landscape modifications such as traces of waterways and terracing. The disturbance or destruction of parts of the waterways is discussed above. Overall, the most deteriorated elements are the small, worked-stone features located in sites across the nominated property. This is evident at multiple places where such elements are found, including in the Tsurushi-Aramachi District and along the Nishi-Ikari-michi and Tsurushi-michi Pass.</p> <p>Development does not seem to have impacted the nominated serial property, except for Aikawa-Kamimachi Town. Here, most of the urban development has occurred to the west and in the south waterfront area, in the buffer zone, causing considerable visual impact. Other parts of the buffer zone have been subject to various levels of urban development. For instance, the Sado Hospital was built not far from the site of the Sado Magistrate's Office, in the urban area dating back to the Edo period, so it has been excluded from the nominated property.</p> <p>More recent planning controls are in place to moderate and mitigate development impacts in the buffer zone. Based on the information provided by the State Party and the observations of the ICOMOS technical evaluation mission, ICOMOS considers that the state of conservation of the nominated property is overall good. However, development and changes have occurred in some areas of the buffer zone and in some sections of the nominated property, impacting on its integrity and authenticity.</p> <p>Factors affecting the nominated property</p> <p>Based on the information provided by the State Party and the observations of the ICOMOS technical evaluation mission, ICOMOS considers that the main factors affecting the nominated property are landslides, overgrowth of vegetation, fires, potential forestry large-scale logging, and offshore wind farm development.</p>	<p>保全状況</p> <p>推薦書には、水路と2つの峠道の一部が失われていることが記されている。いくつかの場所（西三川エリア）では、植生がかつての採掘活動の跡を覆っているが、植生を管理するための対策が講じられている。道遊の割戸での落石は、仮止めの補強の設置で対処されている。坑道は全体的に良好な状態である。</p> <p>イコモスは、推薦資産の物理的・考古学的構造とその重要な特徴は、良好な状態にあると考える。それらはほとんど地下に、あるいは水路や平坦地の痕跡のような景観の改変として保存されている。水路の一部を損なうものや破壊については前述した。全体として、最も劣化が著しい要素は、推薦資産全域にみられる小さな石造物である。これについては、鶴子荒町遺跡や西五十里道・鶴子道沿いなどを含め、複数の場所で見られる。</p> <p>相川上町を除いては、開発による推薦連続資産への影響はないように見える。相川上町では都市開発のほとんどは、西側と南側海岸地区と緩衝地帯で行われており、かなりの視覚的影響をもたらしている。緩衝地帯の他の部分でも、さまざまなレベルの都市開発の影響を受けてきた。例えば、江戸時代には市街地であり、佐渡奉行所跡からそれほど遠くない場所に、佐渡病院が建てられた。そのため、佐渡病院は推薦資産から除外されている。</p> <p>最近の計画では、緩衝地帯における開発の影響を抑え、緩和するための規制が行われている。</p> <p>締約国から提供された情報とイコモス現地調査の見解に基づき、イコモスは推薦資産の保全状況は全体的に良好であると考える。しかし、緩衝地帯のいくつかの地域と推薦資産のいくつかの部分で開発と変更が行われ、その完全性と真実性に影響を与えている。</p> <p>資産に影響を与える要因</p> <p>締約国から提供された情報とイコモス現地調査の見解に基づき、イコモスは、推薦資産に影響を与える主な要因は、地滑り、植生の繁茂、火災、森林の大規模伐採の可能性、洋上風力発電所の開発であると考えている。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Measures to address these factors have been devised and implemented or are being implemented. It will be essential to ensure that a heritage impact assessment approach is applied to logging and forestry management, and to offshore wind farm developments.</p> <p>Despite some modern developments that have occurred essentially in Aikawa-Kamimachi Town, ICOMOS considers that overall the state of conservation is good, and that the factors affecting the nominated property are landslides, vegetation, wildfires, potential logging, and offshore wind farm development.</p> <p>3 Proposed justification for inscription</p> <p>Proposed justification</p> <p>The nominated serial property is considered by the State Party to be of Outstanding Universal Value as a cultural property for the following reasons:</p> <ul style="list-style-type: none"> • The Sado Island Gold Mines were the largest and most important gold mining operations supporting the stability of the rule of the Tokugawa Shogunate. Due to the seclusion policy of the Shogunate, mining relied on unmechanised methods which were implemented at a large scale. • Mining at Sado was based on a strategic management system which addressed both the technical and the social facets of the mining undertaking and included a great variety of arrangements that sustained mining for more than 250 years. <p>The nomination dossier maintains that four factors have been central to the longevity of the mining operations: the geographic location of the island, its geological features which influenced the forms of the mineral deposits, the land use and function, but above all, the technical and social systems of gold production. The nomination dossier defines four attributes in relation to the latter factor: the strategic management of the Tokugawa Shogunate and the gold production system integrated on a large scale; a mining culture nurtured in the mining community; traditional unmechanised mining technologies adapted and improved for the characteristics of the deposits; and a series of production processes enabling high-purity gold production.</p>	<p>これらの要因に対処するための対策が考案され、実施され、あるいは実施されつつある。伐採や森林管理、洋上風力発電所の開発には、遺産影響評価のアプローチを確実に適用することが不可欠である。</p> <p>基本的に相川上町では、一部で近代的な開発が行われているが、イコモスは、全体的な保全状況は良好であり、推薦資産に影響を与える要因は、地滑り、植生の繁茂、森林火災、伐採の可能性、洋上風力発電所の開発であると考えられる。</p> <p>3 提案された記載のための価値証明</p> <p>提案された価値証明</p> <p>推薦連続資産は、以下の理由により、文化財として顕著な普遍的価値を有すると締約国によってみなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 佐渡島の金山は、徳川幕府の安定した支配を支えた最大かつ最も重要な金鉱山であった。幕府の鎖国政策のため、採掘作業は大規模に実施された手工業に頼っていた。 • 佐渡での鉱業は、鉱山での事業の技術的側面と社会的側面の両方に対処する戦略的管理体制に基づいており、実に様々な仕組みがとられ、250年以上にわたって採掘が維持された。 <p>推薦書は、4つの要因が採掘活動を長く維持できた中心であるとの主張を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 島の地理的位置 • 鉱床の形状に影響を与えた地理的特徴 • 土地利用と機能 • とりわけ、金の生産技術と生産体制 <p>推薦書では、4つの属性を次の要因と関連付けて定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 徳川幕府の施策に基づく管理・運営と大規模に統合された金生産体制 • 鉱山の人々によって育まれた鉱山文化 • 鉱床の特性に適合して深化した伝統的手工業による鉱山技術 • 高品位の金生産を可能にした一連の生産工程

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>ICOMOS considers that some attributes identified by the nomination dossier could be seen more as factors that made the Sado Gold Mines particularly successful in extracting and producing gold rather than attributes. These alone cannot suffice to convey the significance of the nominated property. Furthermore, due to the ending of traditional mining and the subsequent obsolescence of Edo-period mining infrastructure, intangible attributes appear documented and intelligible mostly from the rich historical documentation that survived from the Shogunate, rather than in the surviving physical attributes, which are essentially archaeological remains, mostly preserved underground, and landscape features, testimonies of human-made land arrangements. ICOMOS further observes that, based on the nomination dossier, the key tangible attributes of the nominated property can be grouped as follows: human-modified landforms, terracing, landscape features, remains of waterways, races, gold placer deposits, layout of settlement zones, archaeological vestiges of mining, ore-dressing and smelting sites, mining sites of the Magistrate's Offices that have been archaeologically investigated, drainage and mining tunnels.</p> <p>Comparative analysis</p> <p>The comparative analysis has been developed around the following parameters: the presence of gold or other precious metals, unmechanised mining technology attested at the site, and still-existing traces of a socio-technical system. It has examined properties within Japan and East Asia, the region, and the world. The comparison has considered properties inscribed on the World Heritage List, included in Tentative Lists of States Parties, and other properties. Seventy-nine relevant potential comparators have been identified: twenty-seven precious metal mines on the World Heritage List and on the Tentative Lists of States Parties, thirty-seven major gold mines not on the World Heritage List or Tentative Lists of States Parties, and fifteen precious metal mines in East Asia and Japan. The comparative analysis presents an interesting outline of the mining of gold and other precious metals worldwide and at different periods. This review could have been used as a basis to further contextualise the nominated property.</p> <p>In Japan, a number of mining sites in operation during the Edo period have been compared, which led to the conclusion that the tangible evidence of the overall socio-technical management system is not as complete as those observed in the Sado gold mines. Furthermore, the nominated mines are the only ones in which the Tokugawa Shogunate invested consistently throughout</p>	<p>イコモスは、推薦書によって特定された属性の中には、属性というよりむしろ、佐渡島の金山が金の抽出と生産に特に成功をもたらした要因として見ることができると考える。これらだけでは、推薦資産の重要性を伝えるには十分ではない。さらに、伝統的な鉱業の終焉と、それに続く江戸時代の鉱業インフラが時代遅れになったことにより、無形の属性は、そのほとんどが江戸時代から残る豊富な史料に記録されているようで、理解可能である。一方、現存する有形の属性は、基本的に考古学的遺跡であり、そのほとんどが地下に保存されており、景観の特徴や人為的な土地配置の根拠として残っている。</p> <p>イコモスはさらに、推薦書に基づき、推薦資産の主要な有形の属性は、次のように分類できると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的に改変された地形、平坦地、景観の特徴 ・水路跡、配水路跡、砂金鉱床跡、集落の配置跡 ・採掘や選鉱、製錬の考古学的痕跡 ・考古学的に調査された奉行所の採掘場跡 ・排水及び採掘坑道 <p>比較分析</p> <p>比較分析は、金やその他の貴金属の存在、資産で証明された伝統的手工業による鉱山技術、金生産体制の現存する痕跡、といったパラメーターを中心に展開された。また、日本国内、東アジア、地域、そして世界における資産を対象に検証した。比較対象は、世界遺産一覧表に登録されているもの、締約国の暫定一覧表に含まれているもの、その他のものである。</p> <p>79の鉱山が比較対象に特定され、内訳は、世界遺産一覧および締約国暫定一覧表に記載されている27の貴金属鉱山、世界遺産一覧や締約国暫定一覧表に記載されていない37の主要な金鉱山、東アジアと日本の15の貴金属鉱山である。</p> <p>この比較分析では、世界各地と異なる時代における金とその他の貴金属の採掘について、興味深い概要を示している。この考察は、推薦資産をさらに詳しく説明するための根拠として利用できたはずである。</p> <p>日本では、江戸時代に操業していた様々な鉱山が比較されているが、その結果、金生産体制全体の有形の証拠は、佐渡島の金山で見られたほどには完全ではないという結論に達した。さらに、徳川幕府が統治期間を通じて一貫して投資した鉱山は、推薦資産である鉱山だけである。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>its rule.</p> <p>The comparative analysis concludes that among the sites where unmechanised mining was carried out, the nominated property represents a rare case of persistence of mining methods that in Europe and the Americas began to be supplanted by more efficient mechanised systems in the period of significance of the nominated property (17th -19lh centuries). Essentially, comparable sites date back to antiquity. At most of the mining sites that survive, among which many are on the World Heritage List, the technical-social system through which mining was managed is not reflected in its entirety: prevalently, it is the social system and the wealth that was generated by mining operations which is reflected in mining towns. In some cases, the working social system can still be read, but this was different from the one illustrated by the nominated property, due to significantly different historical and social conditions. Where the technical system is clearly illustrated, this, in most cases, relates to mechanised methods. According to the conclusions of the comparative analysis, the nominated property is the only one with physical evidence demonstrating the transition, sophistication and specialisation in production processes.</p> <p>ICOMOS observes that the comparative analysis could have been further developed for properties exhibiting evidence of unmechanised mining and ore processing to make a more robust case. Nevertheless, despite shortcomings in the comparative analysis, ICOMOS considers that the nominated property may justify consideration for the World Heritage List as an outstanding example of the continuation and perfection of traditional unmechanised mining and processing technology in a period when, elsewhere, mechanisation was spreading in the industry.</p> <p>ICOMOS considers that the comparative analysis justifies consideration of this property for the World Heritage List.</p>	<p>比較分析によると、推薦資産の重要な時期（17～19世紀）に、ヨーロッパとアメリカ大陸ではより効率的な機械化されたシステムに取って代わられていくが、手工業による採鉱が行われていた遺跡の中で、推薦資産は、それまでの採掘方法が続いていたことを示す珍しい事例である。基本的に、比較対象となる遺跡は古代にまでさかのぼる。現存する鉱山遺跡の多く（その多くが世界遺産に登録されている）では、採鉱が管理されていた当時の金生産体制が全体に、広く反映されているわけではない。鉱山の町に反映されているのは鉱山操業によって生み出された社会体制と富である。場合によっては、まだ機能している生産体制が読み取れたりもするが、それは、歴史的・社会的条件が著しく異なっていたため、推薦資産で説明されているものとは異なっていた。生産技術が明確に示されている場合は、ほとんどの場合、機械化された方法に関するものである。比較分析の結論によれば、推薦資産は、生産工程の変遷、高度化、専門化を示す物的証拠を持つ唯一の資産である。</p> <p>イコモスは、手工業による採鉱と製錬技術の証拠を示す資産について、比較分析をさらに深めて、より確固とした事例を作ることができたはずだと指摘する。とはいえ、比較分析に十分ではない点があるにもかかわらず、イコモスは、他の地域において鉱業における機械化が広がっていた時代に、伝統的手工業による採鉱と選鉱・製錬技術の継続と完成を示す、他に類を見ない事例として、推薦資産が世界遺産に記載するための価値が証明されると考える。</p> <p>イコモスは、この比較分析が、本資産を世界遺産一覧に記載するための価値が証明されると考える。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Criteria under which inscription is proposed The property is nominated on the basis of cultural criteria (iii) and (iv).</p> <p>Criterion (iii): bear a unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared;</p> <p>This criterion is justified by the State Party on the grounds that the nominated property bears exceptional testimony to the mining operation system based on unmechanized mining technology that sustained mining activity throughout the 250 years of strategic management by the Tokugawa Shogunate and gave rise to a specific mining culture.</p> <p>Based on the characteristics of ore deposits found on Sado Island, the Shogunate applied and integrated production organisation and methods most suitable for extracting and processing the ore. To guarantee the efficiency of operation, settlement, mining and processing functions coexisted in the same areas or in close proximity to one another. Skilled miners and other professionals from all over Japan were brought to Sado to support the development of mining and gold production.</p> <p>ICOMOS considers that the first part of the justification presented for this criterion is not adequately reflected by sufficient tangible evidence. The attributes of the nominated property cannot be seen as exceptional testimony to a cultural tradition. While many archival documents provide information about the management system of the mines during the Tokugawa Shogunate, this system cannot be considered as a cultural tradition and is not represented by tangible attributes. ICOMOS also considers that the second part of the justification presented for this criterion better suits the justification for criterion (iv), as the management approach of the Shogunate is reflected by the typology of the technological and settlement ensemble in the landscape.</p> <p>ICOMOS considers that this criterion has not been justified.</p> <p>Criterion (iv): be an outstanding example of a type of building, architectural or technological ensemble or landscape which illustrates (a) significant stage(s) in human history.</p> <p>This criterion is justified by the State Party on the grounds that the nominated serial property offers exceptional tangible evidence of the culmination of traditional unmechanised mining technologies in gold production. This was achieved under conditions that</p>	<p>提案されている評価基準 本資産は文化的基準 (iii) と (iv) に基づいて推薦されている。</p> <p>基準 (iii) : 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在、少なくとも希有な存在である。</p> <p>この基準は、推薦資産が、250年間の徳川幕府の施策に基づく管理・運営を通じて採掘活動を持続し、特有の鉱山文化を生み出した、手工業の鉱山技術に基づく鉱山操業体制を証明する他に類を見ないものであるという理由で、締約国によって証明されている。</p> <p>佐渡島で見つかった鉱床の特徴に基づき、幕府は鉱石の採掘と製錬に最適な生産組織と方法を適用し、統合した。採掘効率を上げるため、集落および採鉱や選鉱・製錬の機能が同じ地域、あるいは近接して共存し、その役割を果たしていた。佐渡には日本各地から熟練した鉱夫やその他の専門家が集められ、採鉱と金生産の発展を支えた。</p> <p>イコモスは、この基準について提案されている価値証明の最初の部分が、十分な有形の証拠によって適切に反映されていないと考える。推薦資産の属性は、文化的伝統を示す比類なき物証として見なすことはできない。多くの古文書が徳川幕府時代の鉱山の管理運営体制に関する情報を提供しているが、この体制は文化的伝統とは見なされず、有形の属性によって表現されていない。イコモスはまた、幕府の管理手法が景観における技術と集落の集合体の類型に反映されていることから、この基準に対して提示された価値証明の2つ目の部分が、基準 (iv) の価値証明により適していると考える。</p> <p>イコモスは、この基準が妥当ではないと考える。</p> <p>基準 (iv) : 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本であること。</p> <p>この基準は、推薦資産が、金生産における伝統的な手工業による鉱山技術の到達点を示す他に類を見ない有形の証拠を示しているという理由で、締約国によって正当化されている。これは、幕府の鎖国政策を前提として、先進技術の輸入が制限された状況下で達成されたものである。大規模に行われた</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>limited the importation of advanced technology, given the seclusion policy of the Shogunate. The tangible evidence of the Onagashi mining method carried out on a large scale is rare evidence of placer mining that previously only the Romans utilised, and it is not known anywhere else in the world.</p> <p>ICOMOS considers that the nominated property can be seen as an exceptional example in the Asian context of the continuity of manual mining and smelting technology in a period when mechanisation was progressively being introduced elsewhere. The management system and social and work organisation deployed by the Tokugawa Shogunate at Sado made it possible to extract and process considerable quantities of high-quality gold for global standards in the 17th century. This is reflected in the mining area and settlement organisation.</p> <p>ICOMOS considers that this criterion is justified.</p> <p>ICOMOS considers that the nominated property meets cultural criterion (iv), but that criterion (iii) has not been justified.</p> <p>Integrity and authenticity</p> <p>Integrity</p> <p>The nomination dossier states that the integrity of the nominated serial property is demonstrated because it comprises the most important areas reflecting mining methods applied on Sado Island during the Tokugawa Shogunate, such as technical systems adapted to different types of deposits, a series of production processes, and the transition process of the controlled settlement system, reflecting the social system. These are supported by tangible evidence in situ and corroborated by a wealth of historical documents. The component parts still retain their key features, as past mining and settlement zones, and have not been destroyed or significantly altered. Only some sections of the headraces and waterways have been destroyed by later development, but their route is still recognisable. ICOMOS observes that historical records and iconographic sources, such as historical drawings, scrolls, and other documents, are essential sources of information concerning authenticity rather than attributes for integrity. The State Party and ICOMOS have discussed about the opportunity to avoid fragmentation of the component parts, and the eventual decision to reduce such fragmentation is welcome as it has contributed towards improving the integrity of the nominated property.</p>	<p>「大流し」という採掘法の有形の証拠は、以前はローマ人だけが利用していた砂金採掘の稀な証拠であり、世界のどこにも知られていない。</p> <p>イコモスは、推薦資産が、世界の他の地域において機械化が進んだ時代に、手工業による採鉱と製錬技術を継続した、アジアにおける他に類を見ない事例として捉えることができる。徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17世紀には世界水準の高品質の金を大量に採鉱および選鉱・製錬することが可能になった。このことは、採掘地域と集落組織に反映されている。</p> <p>イコモスは、この基準は妥当であるとする。</p> <p>イコモスは、推薦資産が文化遺産の基準 (iv) を満たしているが、基準 (iii) は妥当ではないとする。</p> <p>完全性と真実性</p> <p>完全性</p> <p>推薦書では、推薦連続資産の完全性は、徳川幕府の時代に佐渡島で適用された採掘方法を反映する最も重要な地域から構成されていることから実証されるとしている。例えば、異なるタイプの鉱床に適合した生産技術、一連の生産工程、生産体制を反映する管理された集落構造の変遷などである。これらは、現地にある有形の証拠によって立証され、豊富な史料によって裏付けられている。構成資産は、過去の採掘・集落域としての重要な特徴を今なお保持しており、破壊されたり、大幅に変更されたりしていない。導水路と水路の一部だけが、後の開発によって損壊しているが、そのルートはまだ認識できる。</p> <p>イコモスは、歴史的図面、絵巻物、その他の文書のような史料や図像資料は、完全性の属性というよりも、真実性に関する不可欠な情報源であると考えている。</p> <p>締約国とイコモスは、構成資産の断片化を避ける可能性について議論してきたが、最終的に断片化を減らすという決定がなされたことは、推薦資産の完全性を向上させることに貢献したものと歓迎する。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>An additional issue concerning the integrity of the nominated property emerged during the evaluation procedure based on additional information received from the State Party in February 2024, revealing the overlapping between Edo and post-Edo periods of mining/processing exploitation and related tangible evidence, particularly in the area of Aikawa-Kamimachi Town, corresponding to the zones indicated as Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa, and Yajuro in the nomination dossier.</p> <p>The additional information confirms that the above-mentioned area is almost entirely occupied by post-Edo mining-related and processing facilities. The State Party has included the area within the nominated component part, arguing that iconographic sources indicate that it was used for smelting during the Edo period, and archaeological relics of that period are expected by the State Party to still remain.</p> <p>However, ICOMOS considers that the accumulated evidence of post-Edo period mining in this area is overwhelming, and archaeological remains from the Edo period are not proven. Given the profound transformations caused by post-Edo mining activity, the inclusion of this area within the nominated property does not appear justified as it does not include attributes supporting the proposed justification for inscription. It detracts from the integrity of the whole nominated property.</p> <p>Therefore, to demonstrate conditions of integrity, ICOMOS considers that the State Party should apply the same rationale used for the exclusion of the Sado Hospital from the nominated property and exclude the area of Aikawa-Kamimachi Town encompassing the zones Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa, and Yajuro, which preserve standing vestiges of post-Edo processing plants.</p> <p>For the above reasons, the integrity of the nominated property, in its current configuration, and as defined by the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, is not demonstrated at this stage.</p> <p>Authenticity</p> <p>According to the nomination dossier, the authenticity of the serial nominated property relies essentially on its form and design, material and substance, location and setting, use and function, traditions, techniques and management systems. Physical evidence has been retained as archaeological sites without substantial destruction by subsequent mining activity, investigations, and excavations, and distribution surveys have proven the authenticity of the remains.</p>	<p>2024年2月に締約国から受領した追加情報に基づく評価手続きにおいて、推薦資産の完全性に関する追加的な問題が浮上した。これは、特に相川上町エリアにおいて、江戸時代と江戸時代より後の採鉱および選鉱・製錬開発が重複しており、それに関連する有形の証拠が明らかになったものであり、推薦書に下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町と記載された地区に相当する。</p> <p>追加情報により、上記の地域はほぼ全域が江戸時代より後の採鉱関連および選鉱・製錬施設で占められていることが確認された。締約国は、この地域が江戸時代に製錬に使われていたことを画像資料が示しているとして、この地域を構成資産に含め、その時代の考古学的遺物が残っていることを期待している。[事実誤認1]</p> <p>しかし、イコモスは、この地域における江戸時代より後の採鉱の証拠の蓄積は圧倒的であり、江戸時代の考古学的遺構は証明されていないと考える。江戸時代より後の採掘活動によって引き起こされた大きな変容を考えると、この地域を推薦資産に含めることは、提案されている記載のための価値証明を裏付ける属性を含んでいないため、妥当ではないようだ。これは、推薦資産全体の完全性を損なうものである。</p> <p>したがって、完全性の条件を実証するために、イコモスは、締約国が、佐渡病院を推薦資産から除外したのと同じ根拠で、江戸時代より後の選鉱・製錬工場の跡が現存し保存されている下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町の区域を含む、相川上町地区を除外すべきであると考えている。</p> <p>上記の理由から、現構成では、世界遺産条約履行のための作業指針で定義された、推薦資産の完全性は証明されていない。</p> <p>真実性</p> <p>推薦書によると、この推薦された連続資産の真実性は、基本的にその形状・意匠、材料・材質、位置・セッティング、用途・機能、伝統・技能、管理体制に依拠している。物理的証拠は、その後の採掘活動、調査、発掘によって大きく破壊されることなく考古学的遺跡として保持されており、分布調査によって遺跡の真実性が証明されている。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>ICOMOS observes that the key sources of information for the authenticity and understanding of the functioning of the nominated series are represented by ancient documentary records, especially drawings and images. These documents are crucial for understanding and interpreting the remains still on site. At the site level, the location of the key activities, the layout of land arrangements and modifications to carry out mining activities or to adapt them for residential or production purposes, physical traces of mining-related operations such as tunnels, waterways, and headraces, terraces, post-holes, landforms, as well as of ore-processing and administrative functions, can reflect, if interpreted by expert knowledge, the past use and functions carried out at these sites. Use and function do not represent a strong category of attributes in this case, as historical, unmechanised mining activity has ceased. Similarly, techniques and management systems characterising the Tokugawa Shogunate are no longer applied. ICOMOS further notes that the settlement zones have maintained their original layout, although their built fabric has changed, as well as the way in which spaces are used, as there are no longer active mining activities performed. Members of local communities are no longer engaged in mining.</p> <p>In a context in which attributes conveying the proposed justification for inscription are essentially archaeological elements, partly below ground, the inclusion of areas within the nominated property that include standing structures reflecting mining activities carried out in the post-Edo period leads to a confusing message and undermines the authenticity of the nominated property. In the additional information received in February 2024, ICOMOS observes that the Kitazawa area in the Aikawa-Kamimachi Town is built up with processing facilities and mining-related infrastructure dating back to the 19th and 20th centuries, in the post-Edo period, which is not the focus of the present nomination. Even if the State Party considers that archaeological evidence is expected to still remain, ICOMOS does not consider that this part of the nominated property credibly conveys the proposed justification for inscription that revolves around mining during the Edo Period (Tokugawa Shogunate 17th-mid 19th century); instead, it speaks about the late 19th and 20th-century mining activity and its historical context. ICOMOS, therefore, considers that this area of the nominated property should be excluded from the nomination and moved into the buffer zone, for the nominated property to meet the conditions of authenticity.</p>	<p>イコモスは、連続資産の真実性と機能を理解するための重要な情報源は、古代の文書記録、特に絵図や図像であると考えている。これらの文書は、現地に残る遺跡を理解し、解釈する上で極めて重要である。遺跡レベルでは、主要な活動場所、採掘活動を行うため、あるいは居住や生産目的に合わせた土地の配置や変更、坑道、水路、導水路、平坦地、柱穴、地形といった採鉱関連作業および製錬や管理機能の物理的痕跡は、専門家の知識によって説明されれば、これらの遺跡で行われた過去の機能や用途を反映していると言える。この場合、伝統的手工業による採掘活動は停止しているため、機能と用途は強力な属性のカテゴリーとはならない。同様に、徳川幕府を特徴づける技術や管理運営体制は、もはや適用されない。</p> <p>イコモスは、もはや採掘活動が活発に行われていないため、建築構造や空間の使われ方は変化しているが、集落は元の配置を維持していることを付記する。地域住民は、もはや鉱業に従事していない。</p> <p>提案されている記載のための価値証明を示す属性が、本質的に考古学的要素であり、一部が地下にあるという状況において、推薦資産内に、江戸時代より後に行われた採掘活動を反映する建造物を含むエリアを含めることは、混乱を招き、推薦資産の真実性を損なうことになる。</p> <p>2024年2月に受領した追加情報において、イコモスは、相川上町の北沢地区は、19世紀から20世紀に遡る江戸時代より後の選鉱・製錬施設や鉱山関連のインフラと共につくられており、推薦の焦点ではないと見ている。仮に締約国が考古学的証拠の残存が期待できると考えているとしても、イコモスは、推薦資産のこの部分が、江戸時代（徳川幕府 17世紀～19世紀半ば）の採掘を中心とする提案されている記載のための価値証明を確実に伝えているとは考えず、19世紀後半から20世紀の採掘活動とその歴史的背景について伝えていると考える。</p> <p>したがってイコモスは、推薦資産が真実性の条件を満たすためには、この地域を推薦資産から除外し、緩衝地帯に移動させるべきであると考えている。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Therefore, at this stage and with the current configuration of the nominated property, authenticity, as defined by the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, is not demonstrated.</p> <p>In conclusion, ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity of the whole series and some of the individual component parts have not been met at this stage.</p> <p>Boundaries</p> <p>The boundaries of the nominated serial property cover three mining areas: the Nishimikawa Placer Gold Mine, the Aikawa Area and the Tsurushi Area (both forming the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine). The first area includes an expansive mountainous landscape with traces of placer mining activities and settlement sites located in correspondence with mining zones. In the nomination dossier, this was complemented by nineteen much smaller component parts that contain the documented remaining sections of waterways and water races used for placer mining. The second area is formed by two large zones covering the Tsurushi Gold Mine and the Aikawa Gold and Silver Mine, connected by a historic pass. Aikawa Area also includes the still-inhabited Aikawa-Kamimachi" Town.</p> <p>For the most part, the delineation of the boundaries is based on topographic features defined by view-line assessment, particularly ridgelines.</p> <p>ICOMOS observed that the fragmentation of the component parts in the Nishimikawa Area posed issues regarding the capacity of each component part to reflect all facets of the proposed Outstanding Universal Value. After exchanges with ICOMOS on exploring ways to reduce the fragmentation of the nominated series, the State Party decided to link all sections of water channels to the main component. ICOMOS welcomes this effort.</p> <p>However, a major issue has emerged concerning the delineation of the boundaries of the Aikawa Area nominated component part. The area of the nominated property in Aikawa-Kamimachi Town encompassing the zones named in some maps of the nomination dossier as Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa and Yajuro include substantial built structures and facilities dating back to the post-Edo period of mining exploitation in Sado Island, which is not considered relevant for the purpose of the nomination and should therefore be removed from the nominated property.</p> <p>Japan has selected Sado Island as a pilot case for addressing climate change, and plans for offshore wind farm installations were adopted in 2020. Therefore, ICOMOS considers that the western offshore buffer zone</p>	<p>したがって、現段階および推薦資産の現構成では、世界遺産条約履行のための作業指針で定義されている真実性は証明されていない。</p> <p>結論として、イコモスは、現段階では、資産全体を通して、また個々の構成資産から見ても、完全性と真実性の条件は満たされていないと考える。</p> <p>境界線</p> <p>推薦連続資産の境界線は、西三川砂金山エリア、相川エリアと鶴子エリア（いずれも相川鶴子金銀山を形成）の3つの採掘地域に及んでいる。西三川エリアには、広大な山林景観があり、鉱山地域に対応するように、砂金採掘の跡や集落跡がある。推薦書では、これを19の非常に小さな構成資産によって補完しており、そこには砂金採掘に使用された水路や導水路跡の文書化された残存部分が含まれている。相川鶴子エリアは、鶴子銀山と相川金銀山の2つの大きな採掘地域で構成され、峠道で結ばれている。相川エリアには、現在も人が住んでいる相川上町も含まれている。</p> <p>ほとんどの部分で、境界線の確定は、眺望線評価によって定義された地形的特徴、特に稜線に基づいている。</p> <p>イコモスは、西三川エリアの構成資産の断片化が、提案されている顕著な普遍的価値のすべての側面を反映する各構成資産の機能に関して、問題を提起していると考えた。推薦連続資産の断片化を軽減する方法を探るためイコモスと意見交換を行った結果、締約国は水路の全区間を主要構成資産につなげることを決定した。イコモスはこの努力を歓迎する。</p> <p>しかし、相川エリアの推薦構成資産の境界線の確定については、大きな問題が浮上している。推薦書のいくつかの地区に下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町と記されている区域を網羅する相川上町の推薦資産のエリアには、江戸時代より後の佐渡の鉱山開発にさかのぼるかなりの数の建造物や施設が含まれている。これは推薦の目的と関連性があるとは認められず、従って推薦資産から除外されるべきである。</p> <p>日本は気候変動対策のパイロットケースとして佐渡島を選定し、2020年に洋上風力発電所の設置計画が採択された。[事実誤認2] それゆえにイコモスは、設置の可能性がある風力発電所をより確実に管理するため、西側海上の緩衝地帯を拡</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>should be extended to better control the potential installation of offshore wind farms.</p> <p>Evaluation of the proposed justification for inscription</p> <p>In summary, ICOMOS considers that the nominated property deserves consideration for the World Heritage List as an exceptional mining ensemble and landscape demonstrating the continuation and perfection of unmechanised mining and processing technology in a period when, elsewhere, mechanisation was spreading in the industry. ICOMOS considers that attributes of the nominated property support criterion (iv) but criterion (iii) has not been justified. The initial fragmentation of the nominated serial property has been revised by the State Party by connecting all sections of the water channels in the Nishimikawa Area. However, the additional information received in February 2024 clarified that the nominated property includes a substantial cluster of post-Edo mining-related facilities in Aikawa-Kamimachi Town. The area corresponding to the area identified as Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa and Yajuro contains overwhelming standing evidence of post-Edo period mining. It does not reflect in any discernible way the mining technology and socio-cultural system of the Tokugawa Shogunate (or Edo) period. This inclusion undermines the conditions of integrity and authenticity, as well as the coherence of the boundaries of the Aikawa Area. Therefore, ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity could be met only if this delimited area is excluded from the nominated property and put in the buffer zone, applying the same rationale that the State Party has used to exclude the Sado Hospital. The buffer zone of the Aikawa Area should be expanded offshore to strengthen protection from the potential development of offshore wind farms.</p>	<p>大すべきと考える。</p> <p>提案された記載のための価値証明の評価</p> <p>要約すると、イコモスは、他の地域において鉱業における機械化が広がっていた時代に、手工業による採鉱と選鉱・製錬技術の継続と完成を示す、他に類を見ない鉱山群及び景観として、推薦資産が世界遺産一覧表への記載を考慮するに値すると考える。イコモスは、推薦資産の属性は基準 (iv) を支持するが、基準 (iii) は妥当ではないと考える。締約国は、西三川エリアの水路の全区間をつなげることにより、当初は断片化されていた連続資産に修正を加えた。しかし、2024年2月に受領した追加情報により、推薦資産には、相川上町にある江戸時代より後の鉱山関連施設のかなりまとまったものが含まれていることが明らかになった。下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町と特定された地域に相当する地域には、江戸時代より後の建造物が圧倒的に残っている。この地域は、徳川幕府（または江戸）時代の鉱山技術や社会文化システムを、目に見える形で反映していない。ここを含めることは、相川エリアの境界線の一貫性だけでなく、完全性と真実性の条件を損なうものである。したがって、イコモスは、締約国が佐渡病院を除外するために使用したのと同じ根拠を適用して、この区切られた地区を推薦資産から除外し、緩衝地帯に置く場合にのみ、完全性と真実性の条件を満たすことができると考える。相川エリアの緩衝地帯は、洋上風力発電所の開発の可能性からの保護を強化するために、沖合に拡大されるべきである。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>4 Conservation measures and monitoring</p> <p>Documentation Extensive archival documentation, including rich iconography, exists for the nominated property, which has formed the basis for understanding the way mining functioned on the island during the Edo Period and for field research, greatly assisting in the appraisal of the cultural significance of the nominated property. Preserving this documentation is crucial as a source of information on the nominated property; developing a digital archive of this documentation and making it accessible to the public would also assist in communicating the values of the nominated property. The nominated property has been comprehensively inventoried, with GIS mapping and survey of the mining sites and all archaeological sites and landscapes. This documentation is available in a digital Asset Management System, which is regularly updated. In addition, 3D mapping has been undertaken for many of the accessible tunnels. Photographic records also provide baseline data.</p> <p>All conservation work is documented, as are the research excavations. All excavated material is catalogued and stored in the Sado Museum. Most reports available have been undertaken post-2000 and are listed in the nomination dossier.</p> <p>One of the major documentary projects relates to the cross-referencing of modern maps with the historical scrolls and other documents from the Edo period, which record the layout of settlements and mining works with considerable accuracy. The research value of these scrolls cannot be underestimated in terms of information on spatial relationships, mining functions and processes, commercial and lifestyle activities, and rites and ceremonies.</p> <p>Research partnerships exist with the tertiary sector and various technical colleges, including (for example) the 3D tunnel mapping project teams.</p> <p>Further archaeological investigation is identified as a major research task. Sub-surface investigation is a primary interest for research across the nominated property. However, due to the size of the area, the programming is based more on reactive response to maintenance or other conservation works.</p> <p>In its interim report, ICOMOS requested additional information on archaeological research, and the State Party provided some details on the state of the art of archaeological investigations being carried out in the mining areas and component parts.</p>	<p>4 保全措置とモニタリング</p> <p>記録 推薦資産には、豊富な図像を含む広範な記録文書が含まれており、江戸時代の島における鉱山機能の理解ならびに現地調査の基礎となるものであり、推薦資産の文化的意義を評価する上で大いに役立っている。これらの記録文書の保存は、推薦資産に関する情報源として極めて重要である。またこれらの記録文書のデジタルアーカイブの開発と一般の人々にも利用しやすくすることは、推薦資産の価値を伝える上でも役立つであろう。</p> <p>推薦資産は、GIS マッピングと採掘場およびすべての考古学的遺跡と景観の調査によって、包括的に目録化されている。この資料は、定期的に更新されるデジタル資産管理システムで利用できる。さらに、入ることのできる坑道の多くについては、3D 測量が実施された。写真記録も基礎データとして有効である。</p> <p>すべての保存の取り組みは、発掘調査と同様に記録されている。発掘された資料はすべて台帳化され、佐渡博物館に保管されている。利用可能な報告書のほとんどは、2,000 年以降に実施されたもので、推薦書に記載されている。</p> <p>主要な記録化プロジェクトの1つは、集落の配置や採掘作業をかなり正確に記録している江戸時代の歴史的な絵巻やその他の文書と、現代の地図の照合に関するものである。空間的な関係、鉱山の機能とプロセス、商業活動や人々の日々の営み、儀式や儀礼に関する情報という点で、これらの巻物の研究価値は過小評価されてはならない。</p> <p>研究提携に関しては、第三者機関や工業高等専門学校などと組み合わせており、3D 坑道探査プロジェクトなどがある。</p> <p>さらなる考古学調査が主要な研究課題である。地下の調査は、推薦資産全体にわたる調査の主要なポイントである。しかし面積が広いため、その計画は、保守点検やその他の保全作業への事後対応に基づいている。</p> <p>中間報告において、イコモスは考古学的調査に関する追加情報を求め、締約国は、採掘地域とその構成資産内で実施されている最先端の考古学的調査について詳細情報を提供した。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Conservation measures Active conservation measures are directed by a set of plans and scheduled maintenance work and they appear appropriate for the required protection of the attributes of the nominated property. Two major individual projects were underway at the time this report was finalised: the restoration of the 19th century Kaneko Kanzaburo House and ancillary structures in Nishimikawa; the completion of the reconstruction of the Sado Magistrate's Office in Aikawa. The latter was destroyed five times by fire in the past, and the current reconstruction follows post-Edo floor plans as this is the last documented layout of the complex. The precinct is primarily an archaeological site and is interpreted as such. The majority of the regular ground and vegetation maintenance in the mining areas is undertaken by community volunteer groups, under the direction of Sado City heritage staff. This occurs every six months and appears to be well-managed and attended.</p> <p>Monitoring The monitoring system is based on a set of indicators that address the condition of the attributes that convey the proposed justification for inscription, affecting factors and potential impacts on these attributes and the strategies for dissemination of the proposed Outstanding Universal Value. This resulted in a set of indicators tied to the objective of monitoring, the frequency, the responsible agency, and the location of records. Monitoring findings will be examined by the Niigata Prefecture World Heritage Council. Data will be collected and recorded annually, whilst a report will be prepared and submitted to the World Heritage Committee periodically. Guidance and advice on monitoring are planned to be provided by the Agency for Cultural Affairs and the Sado Gold and Silver Mine World Cultural Heritage Scientific Committee. ICOMOS considers that documentation and conservation are adequate; however, given the mainly archaeological nature of the attributes of the proposed Outstanding Universal Value, ICOMOS considers that the development of a long-term archaeology strategy for the nominated property with clear research priorities, questions and knowledge gaps to be addressed would greatly assist the State Party in improving the understanding of the nominated property, strengthening and developing targeted protection measures, and reinforcing the interpretation and communication of its values to the public. ICOMOS considers that specific attention needs to be paid to methods of stabilising the undulating landscape in the absence of trees. ICOMOS</p>	<p>保全措置 積極的な保全措置は、一連の計画や計画的な整備によって方向づけられ、推薦資産の属性に求められる保護として適切であると思われる。</p> <p>この評価書が完成する頃、2つの大きなプロジェクトが進行中であった。それは、西三川エリアの19世紀の金子勘三郎家とそれに付随する建造物の修復と、相川エリアの佐渡奉行所の再建の完了である。佐渡奉行所は過去に5回火災に遭っており、今回の再建は江戸時代より後の間取りになっている。それが最後に記録に残っている奉行所の間取りだったためである。その敷地は主に考古学的遺跡であり、そのように解釈されている。</p> <p>採掘地域における定期的な地面や植生の管理の大部分は、佐渡市の世界遺産管理スタッフの管理のもと、地元のボランティア団体によって行われている。これは6か月ごとに行われ、管理が行き届いており、参加者も集まっているようである。</p> <p>モニタリング モニタリングシステムは、提案されている記載のための価値証明を示す属性の状態を扱う一連の指標、これらの属性に影響を及ぼす要因や潜在的な影響、および提案されている顕著な普遍的価値を伝えるための戦略に基づいている。その結果、モニタリングの目的、頻度、責任機関、記録の場所と紐づけられた一連の指標が生まれた。モニタリングの結果は、新潟県世界遺産会議で審議される。データは毎年集められ、記録され、報告書が定期的に作成され世界遺産会議に提出される。モニタリングに関する指導・助言は、文化庁及び佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会が行う。</p> <p>イコモスは記録と保全是十分と考えるが、提案された顕著な普遍的価値の属性が主に考古学的なものであることを考慮すると、今後の調査の優先順位、課題と知識レベルの差を明確にしつつ、長期的な考古学戦略が策定されるなら、締約国が推薦資産に対する理解を深め、的を絞った保護措置を強化・発展させ、その価値の解釈と一般市民への伝達を強化する上で大いに役立つと考える。イコモスは、樹木がない場合、起伏のある景観を一定に保つ方法に対し、特に注意を払う必要があると考える。イコモスはまた、研究、説明、保存の目的で、すべての記録文書のデジタルリポジトリ（電子データの保管場所）を準備できれば、大きな付加価値になると考える。イコモスは、提案されている顕著な普遍的価値の属性により適切に対応するために、モニタリングシステムをさらに構築することが望ましいと考える。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>also considers that it would be of great added value if a digital repository of all archival documentation could be prepared for research, interpretation and preservation purposes. ICOMOS considers that it would be advisable to further develop the monitoring system to better address the attributes of the proposed Outstanding Universal Value.</p> <p>5 Protection and management</p> <p>Legal protection</p> <p>All component parts are designated as Important Cultural Landscapes or Historic Sites under the national Law for the Protection of Cultural Heritage. The Important Cultural Landscapes designation relates to the inhabited areas, such as Sasagawa and Aikawa-Kamimachi Town, while the Historic Sites designation covers the mining areas. Protection is extended also to natural or artificial topographic features. Activities in both types of designation are regulated by the Agency for Cultural Affairs, which operates at the national level. Sado Municipality has issued guidelines to provide support in case of interventions within protected landscapes. For projects that may have the potential to have negative impacts on the attributes of the proposed Outstanding Universal Value, heritage impact assessments will have to be carried out by the implementing body (in this case Sado City).</p> <p>The buffer zone of Nishimikawa Area is currently protected as Landscape Special District under the Landscape Act. Considerable parts of the buffer zone are also included under the Landscape Act as an Important Cultural Landscape. For the remaining portions of the buffer zone --- predominantly that which includes the waterways and hence part of the nominated property --- the finalisation as an Important Cultural Landscape under the Cultural Properties Act was pending at the time of the ICOMOS technical evaluation mission. The designation as Important Cultural Landscape has been processed as a legal amendment and all necessary procedures were completed on 28th September 2023. As a result, the entirety of the Nishimikawa buffer zone is covered by the national legislation.</p> <p>The buffer zone for the Aikawa-Tsurushi component part is protected as Landscape Special District through the Landscape Act, including the portion encompassing the western offshore region of the buffer zone. A considerable portion of the land-based buffer zone to the west of Aikawa is also identified as an Important Cultural Landscape and hence protected under the Cultural Properties Act. This extends into the offshore region. However, the rest of the buffer zone, notably the</p>	<p>5 保護と管理</p> <p>法的保護</p> <p>すべての構成資産は、国の文化遺産保護法に基づき、重要文化的景観または史跡に選定または指定されている。重要文化的景観の選定は、笹川や相川上町などの居住地域に関するもので、史跡の指定は採掘地域を対象としている。保護は自然または人工的な地形にも及ぶ。指定または選定された場所における活動は、国レベルで機能している文化庁によって規制されている。佐渡市は、保護された景観内に介入があった場合に支援を行うための指針を示している。提案されている顕著な普遍的価値の属性に悪影響を及ぼす可能性のある事業計画については、実施主体（この場合は佐渡市）が遺産影響評価を実施しなければならない。</p> <p>現在、西三川エリアの緩衝地帯は、現在、景観法に基づく景観特別地区として保護されている。緩衝地帯のかなりの部分は、景観法に基づく重要文化的景観に選定されている。[事実誤認3] 緩衝地帯の残りの部分（大半は水路を含む部分、つまり推薦資産の一部）については、イコモスの現地調査の時点では、文化財保護法に基づく重要文化的景観としての確定が保留されていた。重要文化的景観の選定手続きが法改正としてなされ、2023年9月28日に必要な手続きをすべて完了した。その結果、西三川の緩衝地帯全体で国内法が適用されている。[事実誤認4]</p> <p>相川鶴子の構成資産における緩衝地帯は、景観法による景観特別地区として保護されており、緩衝地帯の西部沖合地域を含んでいる。相川の西部にある陸上の緩衝地帯のかなりの部分も重要文化的景観に選定されており、文化財保護法によって保護されている。これは沖合地域にも及んでいる。しかし、緩衝地帯の残りの部分、特に鶴子エリア周辺はそうではない。また、この地域には、森林法（国内法）により保安林に指定されている土地がかなり含まれている。保安林として、これらの地域は国の農林水産省（MAFF）によって管理</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>portion surrounding the Tsurushi Area, is not. It is also noted that this area includes substantial land areas designated as Forest Reserves under the Forest Act (national). As Forest Reserves, these areas are managed by the national Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF). According to the State Party and given the current statutory processes and protocols under the Landscape Act — and engagement with both the Niigata prefecture and the Agency of Cultural Affairs — these areas enjoy the necessary heritage protection measures. In its interim report, ICOMOS requested further information regarding protection mechanisms in place for the wider setting and how the use of forest resources is regulated. Moreover, ICOMOS asked for clarification about requirements concerning mining licencing and exploitation and the commitment made by Golden Sado not to operate the mines. The State Party replied that there is no plan for major cultivation or replanting in the nominated property, only management activities such as removing dead or fallen trees for safety reasons. Any major tree-felling would need to be authorised by the Agency for Cultural Affairs Commissioner, which the State Party excludes. The wider setting is protected through the Landscape Plan that covers the entirety of Sado Island and notification and permission-release mechanisms exist based on the size of the proposed projects. Sado City has a Landscape Council which advises on whether certain developments are in line with existing codes; if projects do not comply with legislation and policies, the Mayor advises or orders how the project could meet legislation. The State Party states that building offshore wind turbines requires positive decisions from both the Governor of Niigata Prefecture and the Mayor of Sado City. No such decision would be issued if a project negatively impacted the nominated property. Finally, concerning whether Golden Sado has expressed a formal commitment not to use mining licencing and leave mines non-operational, the State Party replied that the owner. accepted the designation of the land as national cultural property and of Sado City as the custodial body, but this acceptance is not mentioned explicitly.</p>	<p>されている。締約国によれば、景観法に基づく現行の法定手続きと規約、および新潟県と文化庁の取り決めを考慮し、これらの地域は必要な遺産保護措置を受けている。</p> <p>イコモスは中間報告で、周辺環境に対する現行の保護メカニズムと、どのように森林資源の利用が規制されているかについて、さらなる情報を求めた。さらに イコモスは、鉱業権と採掘の状況と、ゴールデン佐渡が鉱山を操業しないという確約に関して明確化するよう求めた。締約国は、推薦資産に大規模な開墾や植林の計画はなく、安全上の理由から枯れ木や倒木を取り除くなどの管理活動のみであると回答した。大規模な伐採は文化庁長官の許可が必要であろうが、締約国はこれに触れていない。周辺環境は、佐渡島全体に適用する景観計画によって保護されており、計画されている事業の規模に応じた届出とそれを許可する仕組みが存在する。[事実誤認5] 佐渡市には景観審議会があり、特定の開発が既存の規則に沿っているかどうかについて助言しており、事業が法律や政策に適合しない場合、市長は法律に適合する方法を助言または指示する。締約国は、洋上風力タービンの建設には、新潟県知事と佐渡市長の双方からの肯定的な決定が必要であるとしている。事業が推薦資産に悪影響を及ぼす場合、そのような決定は下されないであろう。最後に、ゴールデン佐渡が鉱業権を使用せず、鉱山を操業しないままにしておくという正式な確約を表明しているかどうかについて、締約国は、資産所有者がその土地を国の文化財に指定し、佐渡市を管理団体に指定することを受け入れたと回答したが、この承諾については明確に言及されていない。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Management system</p> <p>The heritage management system has established processes and protocols for ensuring connection at the national, prefectural and local government levels. The legislative and institutional frameworks ensure the protection of all three areas with a transparent hierarchy and referral of controls and decisions. Community engagement is enshrined in social processes and approaches from the national level down. Under the Law for the Protection of Cultural Properties, Sado City has been appointed as the Custodial Body for the management of the nominated property. The Sado City government structure allows for conservation activities to be complemented with programmes across other divisional areas, such as museums and tourism. It also allows for engagement with stakeholder entities, including the commercial and private sectors. In case of inscription, a World Heritage Council will be established as a decision-making collegial body regarding World Heritage matters. The Council will be administered by Niigata Prefecture. Putting into operation decisions taken by the Council will be the responsibility of the World Heritage departments of the Niigata Prefecture and Sado City.</p> <p>The Comprehensive Management Plan (CMP, January 2023) has been prepared as an umbrella document to clarify policies, procedures, concrete measures and the administrative management system. This plan is supported by existing preservation and management plans for the component parts (i.e. Nishimikawa, Tsurushi and Aikawa).</p> <p>In the context of multiple land ownerships, both government and private, and local residents across the nominated property, the CMP provides guidance through flowcharts on decision-making processes and the operation of activities such as heritage impact assessments. It includes a section that provides for the roles of various stakeholders, including each level of government responsibility. Regarding some key stakeholders, such as Golden Sado, it is indicated that appropriate agreements will be made, including aspects such as management, public access and use. ICOMOS requested additional information on such agreements, and the State Party has replied that the agreement in the context did not mean a formal contract, but that consent by the parties would be obtained based on the Japanese legal framework. For instance, consent was obtained for the protection designation of privately- owned land. The management system is based on such agreements and will enter into force once the property is inscribed on the World Heritage List. Further clarification on the matter was</p>	<p>管理体制</p> <p>遺産の管理体制は、国、県、地方自治体レベルでの連携を図るための手順と規約を確立している。法的・制度的枠組みは、透明性が確保された階層構造と権限・決定を持つことにより、3つのエリアすべての保護を保証している。地域社会の関与は、国レベルからその下のレベルへと、社会的プロセスやアプローチにおいて、保証されている。文化財保護法に基づき、佐渡市は推薦資産の管理団体に指定されている。佐渡市の行政組織は、博物館や観光業など他の部門にまたがる計画により、保全活動を相互に補うことを可能にしている。また、商業団体および民間団体を含む利害関係者との連携も可能にしている。世界遺産に登録された場合、世界遺産に関する意思決定を行う合議体として世界遺産会議が設置される予定である。会議は新潟県が運営し、会議での決定事項の実施は、新潟県および佐渡市の世界遺産担当部局が責任を負う。</p> <p>包括的管理計画（CMP、2023年1月）は、方針、手順、具体的な対策、管理運営体制を明確にするための包括的な文書として作成された。この計画は、各構成資産（西三川、鶴子、相川）の既存の保存管理計画によって裏付けられている。</p> <p>政府と民間の両方、および地域住民など、複数の土地所有者が推薦資産全域に存在することを考慮し、包括的保存管理計画は、意思決定プロセスや遺産影響評価などの活動の運営に関するフローチャートを通じて指針を提示している。これには、政府の各レベルの責任など、さまざまな利害関係者の役割を規定する一節が盛り込まれている。ゴールデン佐渡のような一部の主要な利害関係者に関しては、管理、一般公開、利用などの面を含め、適切な合意形成を行うことが示されている。</p> <p>イコモスはこのような合意に関する追加情報を求めたが、締約国は、ここでいう合意とは契約書を交わすようなものではなく、日本の法的枠組みに基づいて当事者の同意を得るものであると回答した。例えば、私有地の保護指定については同意が得られている。管理体制はこのような合意に基づくもので、資産が世界遺産一覧表に記載された時点で効力を生ずる。この件に関する追加の説明は、2024年2月に行われた。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>provided in February 2024.</p> <p>Visitor management</p> <p>A visitor centre was opened in 2019 in the Aikawa Area –Kirarium Sado – to provide information on mining technology and to prepare visitors to the mining sites. In addition, museums already existing in the Nishimikawa Area and Aikawa Area act as satellite facilities for presentation and interpretation. Visitor and parking facilities are distributed within the nominated property to facilitate access; signboards have been installed, but further interpretive signage is expected.</p> <p>In a letter requesting additional information, ICOMOS asked for clarification concerning interpretation programmes and whether these cover the entire history of mining exploitation of the nominated property, including through the late 19th and the 20th centuries. The State Party replied providing information on the changes in technology, the provenance of the labour force in the 20th century, which included workers from Korea, through a variety of recruitment methods, as well as on working conditions as ascertained from official archival documents.</p> <p>Concerning interpretation programmes, the State Party considers that the focus of the interpretation should be on understanding the proposed Outstanding Universal Value of the nominated property and the related period of significance. The later stages, from the 19th century onwards, do not contribute to the proposed Outstanding Universal Value and, therefore, are not intended to be the focus of the interpretation efforts at the nominated property, even though information on later stages on various aspects will be provided. Finally, the State Party reports that there is a facility that exhibits the history of the diffusion of mechanisation in Japan, including the role played by civilian workers who were moved from the Korean Peninsula to Japan during wartime.</p>	<p>来訪者管理</p> <p>2019年、相川エリアに「きらりうむ佐渡」というビジターセンターがオープンした。鉱山技術に関する情報を提供する、鉱山への来訪者向けの施設である。加えて、西三川エリアと相川エリアに既に存在する博物館が、展示・説明のためのサテライト施設として機能する。見学者用施設と駐車場は、利用しやすいように、推薦資産内に分散している。看板は設置されているが、さらなる解説板の設置が期待される。</p> <p>追加情報を求める書簡の中で、イコモスは、説明プログラムについて、また、これらが19世紀後半から20世紀までを含む、推薦資産の鉱山開発全体の歴史を網羅しているかどうか尋ねた。締約国は、技術の変遷、20世紀における労働力の出自（さまざまな採用方法による朝鮮からの労働者も含まれる）、公式記録文書で確認できた労働条件に関する情報を提供すると回答した。</p> <p>説明プログラムに関して、締約国は、説明の焦点は、提案されている顕著な普遍的価値と、それに関連する重要な時代の理解にあるべきであると考えている。19世紀以降の段階は、提案されている顕著な普遍的価値に寄与しないため、後の段階の様々な側面に関する情報が提供されるとしても、推薦資産における説明戦略の焦点となることは意図されていない。最後に、締約国は、戦時中に朝鮮半島から日本へ移動した民間労働者が果たした役割を含め、日本における機械化の普及の歴史を展示する施設があると報告している。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Community involvement The nomination dossier reports that local communities have a long-standing participation in the preservation of the nominated property, in its classification as protected heritage as well as in surveys and research. Community organisations and groups of volunteers co-operate with Niigata Prefecture and Sado City, are active in all main mining areas, and carry out maintenance activities, communication activities, visits, and revitalisation initiatives.</p> <p>Effectiveness of the protection and management of the nominated property In conclusion, ICOMOS considers that the tiered articulation of legislative protection at the national, prefectural and Sado City levels seems to afford sufficient protection of the cultural heritage significance and the proposed Outstanding Universal Value of the nominated property. However, to further strengthen protection, ICOMOS considers that the designation of clearly identified former mining areas as nationally designated historic sites should be considered in the future. ICOMOS further considers it advisable that the entirety of the buffer zone of the Aikawa-Tsurushi Area be protected as an Important Cultural Landscape, as is the case for the buffer zone of the Nishimikawa component part. A heritage impact assessment approach and processes should be integrated into the Landscape Plan mechanisms based on the potential impact on the attributes of the proposed Outstanding Universal Value and not only on the size of the projects.</p> <p>Whilst the management system, responsibilities and processes are clearly set out and appear fit for purpose, ICOMOS considers that it would be desirable for a revision of the plans to be adopted before the Comprehensive Management Plan is implemented, to ensure that the provisions are consistent with the aim of sustaining the proposed Outstanding Universal Value. Vigilance through governance mechanisms is needed to avoid the possibility, remote but not definitively ruled out, of potential reactivation of mining exploitation that may negatively impact the attributes of the nominated property, its integrity and authenticity. Potential proposals for tree felling, even for small forest plots, will need to be carefully monitored, given the high archaeological potential of the landscape. In this regard, ICOMOS considers that guidelines for forestry management would need to be developed to ensure that disturbance to sub-surface archaeological remains will be minimised.</p>	<p>コミュニティの参画 推薦書によると、地域コミュニティが推薦資産の保護、保護すべき資産としての指定または選定、および調査・研究に長年にわたり参画していることが報告されている。地域団体やボランティアグループは、新潟県や佐渡市と協力し、すべての主要な採掘地域で活動し、整備活動、対話活動、視察、地域活性化を実施している。</p> <p>構成資産の保護と管理の有効性 結論として、国、県、佐渡市の各レベルで法的保護が段階的に明言されているため、推薦資産の文化遺産的意義と提案されている顕著な普遍的価値に対して十分に保護されているように思われる。しかし、保護をさらに強化するために、イコモスは、かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡とし指定することが望ましいと考える。さらにイコモスは、西三川の構成資産の緩衝地帯と同様に、相川鶴子エリアの緩衝地帯全域を重要文化的景観として保護することが望ましいと考える。遺産影響評価のアプローチとプロセスは、事業計画の規模だけでなく、提案されている顕著な普遍的価値の属性への潜在的な影響を踏まえて、景観計画のメカニズムに組み込まれるべきである。</p> <p>管理体制、責任、手続きは明確に規定され目的に合致しているように見えるが、イコモスは、提案されている顕著な普遍的価値の持続という目的に計画の条項が一致していることを確実にするために、包括的保存管理計画が実施される前に、計画の改定版を採択するのが望ましいと考える。推薦資産の属性、その完全性、真実性に悪影響を及ぼしかねない鉱山開発が再開される可能性（可能性は低いが、決定的に排除されるわけではない）を回避するために、ガバナンスの仕組みを通じた警戒が必要である。小さな森林区画であっても、景観の考古学的潜在性が高いことを考慮すると、樹木伐採の可能性を慎重に管理する必要がある。この点に関して、イコモスは、地下の考古学的遺構への影響が最小限となるよう森林管理のガイドラインを策定する必要があると考える。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>In relation to the interpretation and presentation of the nominated property, ICOMOS considers that, even though the nomination only focuses on the Edo period of mining activity, mining operations continued until the late 20th century and have left visible and substantial built tangible evidence of post-Edo mining exploitation in the form of mining or processing facilities, installations, and equipment within the nominated property, some of which are used for presentation and display. On the other hand, the remains of the Edo period are less visible and less understandable without accessible explanations and presentation based on expert knowledge. Therefore, it is essential to develop an interpretation and presentation programme of the Edo period archaeological remains and how they convey the proposed Outstanding Universal Value.</p> <p>However, given the above-ground spatial overlapping of the Edo and post-Edo periods of mining exploitation, the presentation and interpretation of mining exploitation cannot be limited only to the Edo phase, but need to include the post-Edo period to ensure the full understanding of the various phases of mining and their historic contexts. As the Joint ICOMOS-TICCIH Principles for the Conservation of Industrial Heritage Sites, Structures, Areas, and Landscapes recommends, interpretation strategies and facilities should be located at the nominated property so that presentation and interpretation can be best communicated. They will need to comprehensively address the full history of the nominated property throughout the period of mining exploitation. Such an interpretation strategy and narrative will need to address international, national and local audiences.</p> <p>A carrying-capacity study and visitor management are necessary and should be promptly prepared to ensure that a potential increase in tourism does not negatively affect the nominated property.</p> <p>Finally, ICOMOS considers that the involvement of local communities in further researching the nominated property and presenting its proposed Outstanding Universal Value and its history comprehensively is essential and should be sustained in the long term.</p>	<p>推薦資産の説明と展示に関連して、イコモスは、推薦資産が江戸時代の採掘活動のみに焦点を当てているとはいえ、鉱山操業は20世紀後半まで続き、推薦資産内には採鉱および選鉱・製錬施設、設備、機械類という形で、江戸時代より後の鉱山開発の目に見える十分な規模の建造物の有形の証拠が残されており、その一部が説明や展示に利用されていると考えている。一方、江戸時代の遺構は目に見えにくく、専門家の知識に基づいた適切な説明や展示がなければ理解しにくい。したがって、江戸時代の考古学的遺構と、それらが提案されている顕著な普遍的価値をどのように伝えているかについての説明・展示プログラムを構築することが不可欠である。</p> <p>しかし、江戸時代と江戸時代より後の鉱山開発の地上の空間的重なりを考慮すると、鉱山開発の展示・説明は江戸時代のみ限定することはできず、採掘の様々な段階と歴史的背景に十分な理解を促すため、江戸時代より後も含む必要がある。産業ヘリテージを継承する場所、構造物、地域および景観の保全に関するイコモス - TICCIH 共同原則が推奨しているように、展示と説明が最もよく伝わるよう、説明戦略と施設を、推薦資産に設置するべきである。それらは、鉱山開発が行われていたすべての時期を通じた推薦遺産に関する全体の歴史を包括的に扱うことが必要であろう。そのような説明戦略や語りかけは、国外、国内、地元の人々に向けたものでなければならない。</p> <p>収容力調査や来訪者管理が必要であり、今後観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないように、早急に準備する必要がある。</p> <p>最後に、イコモスは推薦資産のさらなる調査や、提案されている顕著な普遍的価値とその歴史の包括的な情報の提示にあたり、地域住民の関与が不可欠であり、長期にわたって維持されるべきだと考える。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>6 Conclusion</p> <p>The Sado Island Gold Mines are nominated as a serial property that bears witness to the most important gold mining operations that contributed to the stability of the rule of the Tokugawa Shogunate (Edo Period), based on the large-scale application of unmechanised mining methods. Its success is rooted in a management system that governed mining operations from a technical and social perspective, and has been maintained for over 250 years. A significant body of archival material and iconography has survived, providing a basis for understanding the nominated property and its significance, as well as for archaeological field research. Tangible evidence of the mining operations that occurred during the Edo Period are essentially archaeological remains (mostly preserved underground), landscape features, testimonies of human-made land arrangements, and settlement layouts.</p> <p>ICOMOS considers that the nominated property deserves consideration for the World Heritage List as an exceptional mining ensemble and landscape that testifies to the continuation and perfection of unmechanised mining and processing technology in a period when, elsewhere, mechanisation was spreading in the industry. Of the two proposed criteria - (iii) and (iv) - ICOMOS considers that only criterion (iv) is demonstrated and supported by surviving attributes. Initial issues of fragmentation of the component part at Nishimikawa Area have been resolved through the evaluation procedure. Mining operations continued in the post-Edo period until the late 20th century using mechanisation, and the area and some sections of the nominated property also include mining-related standing structures dating from later stages. Whilst these are confined to some delimited areas in the Aikawa Area and have mostly not encroached upon the Edo Period mining remains, a substantial cluster of standing post-Edo mining-related facilities in Aikawa-Kamimachi Town undermines the conditions of integrity and authenticity of the nominated property, as it does not reflect in any discernible way the mining technology and socio-cultural system of the Tokugawa Shogunate (or Edo) period. Therefore, ICOMOS considers that the conditions of integrity and authenticity could be met only if this delimited area is excluded from the nominated property and put in the buffer zone.</p> <p>The articulation of legislative protection at the national prefectural and Sado City levels seems to provide sufficient integrated protection to the cultural heritage significance and the proposed Outstanding Universal Value of the nominated property. However, in view of</p>	<p>6 結 論</p> <p>佐渡島の金山は、手工業による採掘方法を大規模に適用することで、徳川幕府（江戸時代）の支配の安定に寄与した最も重要な金鉱山操業を証明する連続資産として推薦されている。その成功は、生産技術・生産体制の観点から鉱山の操業を管理し、250年以上にわたって維持されてきた管理運営体制に根ざしている。重要な歴史資料と図像が残っており、考古学的な現地調査を行うためだけでなく、推薦資産とその重要性を理解するための基礎資料となっている。江戸時代の鉱山操業の有形の証拠として挙げられるのは、基本的に、考古学的遺構（ほとんどが地下に保存されている）、景観の特徴、人為的な土地配置の物証、集落の配置である。</p> <p>イコモスは、世界の他の地域において鉱業における機械化が広がっていた時代に、手工業による採鉱と選鉱・製錬技術の継続と完成を証明する他に類を見ない鉱山群及び景観として、世界遺産一覧表への記載を考慮するに値する価値を有すると考える。イコモスは、(iii) と (iv) の2つの提案されている基準のうち、(iv) の基準だけが現存する属性によって実証され、裏付けられていると考える。西三川エリアの構成資産の断片化という当初の問題は、評価手続きを通じて解決されている。鉱山の操業は江戸時代より後も20世紀後半まで機械化によって継続され、この地域と推薦資産の一部には、江戸時代より後の鉱山に関連した建造物も含まれている。これらは相川エリア内の区切られた地区に集中しており、江戸時代の鉱業遺構に食い込むことはほとんどなかったが、相川上町には江戸時代より後の鉱業関連施設が多数立地しており、徳川幕府（または江戸）期の鉱山技術や社会文化システムを識別可能な形で示していないため、推薦資産の完全性と真実性の条件を損なうものである。したがって、イコモスは、この区切られたエリアが推薦資産から除外され、緩衝地帯に置かれる場合にのみ、完全性と真実性の条件を満たすことができると考える。</p> <p>国、県、佐渡市の各レベルで法的保護が明言されているため、推薦資産の文化遺産としての意義と、提案されている顕著な普遍的価値に対して、十分な一体的保護が提供されているように思われる。しかし、洋上風力発電所の開発の可能性を考慮すると、相川鶴子金銀山の緩衝地帯を沖合まで拡張す</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>the possible development of offshore wind farms, it is recommended that the buffer zone of the Aikawa-Tsurushi gold and silver mine be extended offshore. As mining rights are still in force, ICOMOS considers that an explicit commitment from the mining rights holders not to reactivate commercial mining operations on the land included in the nominated property and its buffer zones is necessary to ensure that the attributes of the proposed Outstanding Universal Value will remain protected.</p> <p>ICOMOS also considers that the protection system could be strengthened by developing a combination of measures detailed in the draft recommendations. Even though the nomination only focuses on mining during the Edo period, mining operations continued until the late 20th century and have left visible and substantial tangible evidence of post-Edo mining exploitation in the form of mining or processing facilities, installations, and equipment within the nominated property. In addition, the remains of the Edo period are less visible and less understandable without accessible explanations and presentation based on expert knowledge. Therefore, ICOMOS considers that it is essential to develop a careful interpretation and presentation programme of the Edo period archaeological remains and of the way they convey the proposed Outstanding Universal Value. Given the above-ground spatial overlapping of the Edo and post-Edo periods of mining exploitation, the presentation and interpretation of mining exploitation need to offer clarity and a good understanding of Edo and Post - Edo mining activities and structures. As the Joint ICOMOS-TICCIH Principles for the Conservation of Industrial Heritage Sites, Structures, Areas, and Landscapes recommends, interpretation strategies and facilities should be located at the nominated property to ensure that presentation and interpretation are communicated in the most effective way. They will need to comprehensively reflect the full history of the nominated property throughout the period of mining exploitation and address international, national and local audiences.</p>	<p>ることを勧告する。鉱業権がまだ有効であるためは、提案されている顕著な普遍的価値の属性が確実に保護され続けるためには、推薦資産とその緩衝地帯に含まれる土地における商業採掘の事業を再開しないとする、鉱業権所有者からの明確な約束が必要であるとイコモスは考える。</p> <p>イコモスはまた、勧告案に詳述されている措置を組み合わせることで、保護体制を強化できると考えている。</p> <p>推薦資産が江戸時代の採掘にのみ焦点を当てているとはいえ、鉱山操業は20世紀後半まで続き、推薦資産内には、採鉱および選鉱・製錬施設、設備、機械類という形で、江戸時代より後の鉱山開発の目に見える実質的な有形の証拠が残されている。加えて、江戸時代の遺構は目に見えにくく、専門家の知識に基づいた適切な説明や提示がなければ理解しにくい。したがって、イコモスは、江戸時代の考古学的遺構と、それらが提案されている顕著な普遍的価値を伝える方法について、入念な説明・展示プログラムを構築することが不可欠であると考えている。</p> <p>江戸時代と江戸時代より後の鉱山開発の地上の空間的重なりを考慮すると、鉱山開発に関する説明展示は、江戸時代およびそれより後の採掘活動と構造について、明瞭でよく理解できるものにする必要がある。産業ヘリテージを継承する場所、構造物、地域および景観の保全に関するイコモス-TICCIH共同原則が推奨しているように、展示と説明が最も効果的な方法で伝わるように、説明戦略と施設を推薦資産に設置するべきである。それらは、鉱山開発が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を包括的に反映し、国外、国内、地元の人々に向けるものでなければならない。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>7 Recommendations</p> <p>Recommendations with respect to inscription ICOMOS recommends that the nomination of the Sado Island Gold Mines, Japan, be referred back to the State Party to allow it to:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Modify the boundaries of the nominated property to exclude the area in Aikawa-Kamimachi Town corresponding to the zones identified as Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa and Yajuro which contains many evidence of post-Edo period mining, which is not the focus of the nomination, to meet the conditions of integrity and authenticity, • Expand the buffer zone of the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine component part offshore, • Provide an explicit commitment from the holders of the mining rights not to reactivate commercial mining on the land of the nominated property and the buffer zones; 	<p>7 勧告</p> <p>記載に関する勧告 イコモスは、締約国に対し、日本の佐渡島の金山について情報照会を勧告し、次の点について追加情報を要請する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全性と真実性の条件を満たすために、推薦の焦点ではない江戸期より後の採掘の物証が大部分を占める相川上町（北沢地区）の下山之神町・坂下町・北沢町・弥十郎町を資産範囲から除き、推薦資産の範囲を修正すること。 ・構成資産「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯を沖合に拡張させること。 ・鉱業権の所有者が、推薦資産又は緩衝地帯の範囲内において商業採掘を再開しないという明確な約束を示すこと。

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>Additional recommendations ICOMOS further recommends that the State Party give consideration to the following,</p> <p>a) Strengthening the protection of the entirety of the buffer zone of the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine component part by designating it as Important Cultural Landscape,</p> <p>b) Embedding Heritage Impact Assessment mechanisms into the Landscape Plan that are based on the potential impacts on the attributes of the proposed Outstanding Universal Value and not on the size of the projects,</p> <p>c) Developing a long-term archaeology strategy to ensure that future archaeological research is undertaken in a consistent and informed manner,</p> <p>d) Developing guidelines for forestry management to ensure that disturbance of sub-surface archaeology is minimal,</p> <p>e) Developing an interpretation and presentation strategy and facilities that comprehensively address, at the site level, the whole history of the nominated property throughout all periods of mining exploitation,</p> <p>f) Developing a carrying-capacity study and visitor management to ensure that a potential increase in tourism does not negatively affect the nominated property,</p> <p>g) Reviewing the plans adopted before the Comprehensive Management Plan to verify that their provisions are coherent with the aim of protecting the proposed Outstanding Universal Value in the long term,</p> <p>h) Considering, in the future, the designation of clearly identified former mining areas as nationally designated historic sites.</p>	<p>追加勧告 イコモスはさらに、締約国が以下の事項について配慮することを併せて勧告する。</p> <p>a) 「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯全域を重要文化的景観に選定し、保護措置を強化すること。</p> <p>b) 事業規模ではなく、提案されている顕著な普遍的価値に対する潜在的影響に基づいた遺産影響評価の仕組みを、景観計画に組み込むこと。</p> <p>c) 将来にわたって、考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。</p> <p>d) 地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。</p> <p>e) 鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略を策定し、施設・設備等を整えること。</p> <p>f) 収容力調査の実施および来訪者管理戦略の策定を行い、観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないようにすること。</p> <p>g) 包括的保存管理計画より前から運用されていた計画を見直し、それぞれの内容が、提案されている顕著な普遍的価値の長期的な保全と一貫しているか確認すること。</p> <p>h) かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡として指定することを配慮すること。</p>

2) 事実誤認の訂正文書

【WHC/24/46.COM/INF.8B4 を新潟県仮訳】

No.	事実誤認を含む箇所	推薦国（日本）による修正	諮問機関・世界遺産センターの返答
1	締約国は、その時代の考古学的遺物が残っていることを期待している。	当時の考古学的遺物が見つかった。そのため、締約国は、伝統的手工業の時代の他の証拠がある程度見つかるものと期待している。	イコモスはこの説明を承認する。
2	2020年に洋上風力発電所の設置計画が採択された。	(削除) * ICOMOS が言及している計画が、推薦書の p.208 の「地図と報告書」(2020年ではなく2021年)である場合、この報告書は、地理的条件に基づく風力発電所の設置の可能性がある範囲及び設置にあたって配慮が必要な範囲を示したもので、施設の設置計画を意味するものではない。また、洋上風力発電所の建設を目的とした計画はない。	イコモスは年に関する事実誤認を承認する。 イコモスは推薦書の208頁の内容に関する締約国から提供された説明を了承する。本文は次のように読むべきである。:「～そして、『新潟県における洋上風力発電に係るゾーニング』に関する地図と報告書が2021年に策定された。」
3	緩衝地帯のかなりの部分は、景観法の重要文化的景観に選定されている。	緩衝地帯のかなりの部分は、文化財保護法の重要文化的景観に選定されている。	イコモスはこの事実誤認を承認する。
4	その結果、西三川の緩衝地帯全体が国内法でカバーされている。	西三川の緩衝地帯全体は、国内法でカバーされている。 * 2010年以降、西三川の緩衝地帯は国内法（景観法）でカバーされている。	イコモスはこの説明を承認する。
5	周辺環境は、佐渡島全体をカバーする景観計画によって保護されており、計画されている事業の規模に応じた届出とそれを許可する仕組みが存在する。	周辺環境は、佐渡島全体をカバーする景観計画によって保護されており、景観への影響に応じた届出とそれを許可する仕組みが存在する。	イコモスはこの説明を承認する。 イコモスは、追加情報では「景観計画（景観法に基づく）に関しては、事業の規模によって届け出が必要になること、他の規制も事業の規模に基づく」と追加情報に記載されていることを言及する。

2 第46回世界遺産委員会における審議

1) 世界遺産委員会の決議文【顕著な普遍的価値・追加勧告】

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>Decision:46COM8B. 18 The World Heritage Committee, 1. Having examined Documents WHC/24/46.COM/8B and WHC/24/46.COM/INF.8B1,</p> <p>2. <u>Inscribes</u> the Sado Island Gold Mines, Japan, on the World Heritage List on the basis of criterion (iv) ;</p> <p>3. <u>Takes note</u> of the following provisional Statement of Outstanding Universal Value:</p> <p>Brief synthesis The Sado Island Gold Mines are a serial property located on Sado Island, some fifty-five kilometers west of the Niigata Prefecture coast. It is formed of three component parts articulated around two main mining areas – the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine – illustrative of different unmechanised mining methods implemented during the Edo period (1603-1868). The first cluster covers a large mining area used for placer gold mining, including waterways necessary for placer mining. The second cluster includes two component parts connected by a route today interrupted for a short section and corresponding to the Nishi-Ikari-michi and Tsurushi-michi Pass. The two component parts of the second cluster cover two different mining areas – the Tsurushi Silver Mine and the Aikawa Gold and Silver Mine Area. The latter also includes part of the Aikawa-Kamimachi Town, in which the remains of the Sado Magistrate’s Office are found. Mostly tangible attributes reflecting mining activities and social and labour organisation are preserved as archaeological elements, both above and below ground, and landscape features.</p> <p>Criterion (iv): The Sado Gold Mines is an exceptional example in the Asian context of the continuity of manual mining and smelting technology in a period when mechanisation was progressively being introduced elsewhere. The management system and social and work organisation deployed by the Tokugawa Shogunate at Sado made it possible to extract and process considerable quantities of high-quality gold for global</p>	<p>決裁：46COM8B. 18 世界遺産委員会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文書 WHC/24/46.COM/8B および WHC/24/46.COM/INF.8B1 を審議し、 2. 【佐渡島の金山】 を基準 (iv) に基づき、世界遺産一覧表に記載し、 3. 以下の通り、暫定的な顕著な普遍的価値の言明を記す。 <p>総合的所見 佐渡島の金山は、新潟県の沿岸から西に約 55 キロメートル離れた佐渡島にある連続する資産である。この資産は、江戸時代 (1603-1868) に実施された手工業による異なる採掘方法を示す、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つの主要な鉱山地域を中心に3つの構成資産から成る。1つ目のまとまりには、砂金採掘に使用された広大な採掘地域と砂金採取に使用された水路が含まれている。2つ目のまとまりには、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短く途切れている区間で接続された2つの構成資産が含まれている。2つ目のまとまりである2つの構成資産には、鶴子銀山と相川金銀山という異なる2つの採掘地域が含まれている。後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれる。採掘活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学的要素および景観的特徴として保存されている。</p> <p>基準 (iv): 佐渡島の金山は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が徐々に進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例である。徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17世紀には世界水準の高品質の金を大量に採掘・選鉱・製錬することが可能になった。これは採掘域と集落構造に反映されている。佐渡島で見つかった鉱床の特徴に基づき、幕府は鉱石の採掘と選鉱・製錬に最適した生産組織と方</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>standards in the 17th century. This is reflected in the mining area and settlement organisation. Based on the characteristics of ore deposits found on Sado Island, the Shogunate applied and integrated production organisation and methods most suitable for extracting and processing the ore. To guarantee the efficiency of operation, settlement, mining and processing functions coexisted in the same areas or in close proximity to one another.</p> <p>Integrity The Sado Island Gold Mines comprise the most important areas reflecting gold production processes applied on Sado Island during the Tokugawa Shogunate, such as mining methods adapted to different types of deposits, a series of production processes, and the transition of the controlled settlement system. The component parts still retain their key features, as past mining and settlement zones, and have not been destroyed or significantly altered. The property is a serial property comprising the two areas of the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine. It is of adequate size to ensure the complete representation of the attributes of the OUV of the site. A significant number of remains of mines, and their associated settlements, survive both on the surface and underground within the nominated property.</p> <p>The sites of mining and settlements within the nominated property are, as a whole, well preserved and managed appropriately by the owners or the custodial bodies based upon appropriate legal frameworks.</p> <p>Authenticity In Sado Island Gold Mines, the location of the key activities, the layout of land arrangements and modifications to carry out mining activities or to adapt them for residential or production purposes, physical traces of mining-related operations such as tunnels, waterways, and headraces, terraces, post-holes, landforms, as well as of ore-processing and administrative functions demonstrates the past use and functions carried out at these sites. The settlement zones have maintained their original layout, although their built fabric has changed, as well as the way in which spaces are used. The key sources of information for the authenticity and understanding of the functioning of the nominated series are represented by ancient documentary records, especially drawings and images. These documents are crucial for understanding and interpreting the remains still on site.</p>	<p>法を適用し、統合した。運営の効率を高めるために、集落および採鉱や選鉱・製錬機能が同じ地域、あるいは近接して共存し、その役割を果たしていた。</p> <p>完全性の言明 佐渡島の金山は、徳川幕府時代に佐渡島で適用された金生産プロセス、例えば、異なる鉱床の種類に適合した採鉱方法、一連の生産工程、管理された集落システムの変遷などを反映した最も重要なエリアで構成されている。構成資産は、過去の採鉱および集落地域として重要な特徴を今もなお保持しており、破壊されたり、大幅に変更されたりしていない。この連続する資産は、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つのエリアで構成されており、資産のOUVの属性を完全に表すのに十分な規模である。推薦資産内の地上・地下の両方に、かなりの数の鉱山の遺跡とそれに関連する集落が残っている。</p> <p>推薦資産内の採鉱および集落といった遺跡は、全体が適切な法的枠組みに基づいて所有者または管理機関によって適正に保存および管理されている。</p> <p>真実性の言明 佐渡島の金山では、主な活動場所、採掘活動、居住や生産といった目的に合わせた土地の配置や変更、坑道や水路、導水路、平坦地、柱穴、地形などの採鉱関連作業および鉱石加工や管理機能の物理的痕跡により、これらの遺跡で行われた過去の機能や用途が明らかになっている。集落地域は、建築構造や空間の使用方法が変化したにもかかわらず、元の配置を維持している。推薦された連続する資産の真正性と機能の理解のための主な情報源は、古代の文書記録、特に図面や絵図である。これらの文書は、資産に残っている遺物を理解し、解釈する上で不可欠である。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>Protection and management requirements</p> <p>All component parts are designated as Important Cultural Landscapes or Historic Sites under the national Law for the Protection of Cultural Properties. The Important Cultural Landscapes designation relates to the inhabited areas, such as Sasagawa and Aikawa-Kamimachi Town, while the Historic Sites designation covers the mining areas. Protection is extended also to natural or artificial topographic features. Activities in both types of designation are regulated by the Agency for Cultural Affairs, which operates at the national level. Sado Municipality has issued guidelines to provide support in case of interventions within protected landscapes. For projects that may have the potential to have negative impacts on the attributes of the proposed Outstanding Universal Value, heritage impact assessments will have to be carried out by the implementing body.</p> <p>The buffer zone of Nishimikawa Area is protected under the Cultural Properties Act as an Important Cultural Landscape. The buffer zone for the Aikawa-Tsurushi component part is protected as Landscape Special District through the Landscape Act, including the portion encompassing the western offshore region of the buffer zone. A considerable portion of the land-based buffer zone to the west of Aikawa is also identified as an Important Cultural Landscape and hence protected under the Cultural Properties Act. This extends into the offshore region.</p> <p>The heritage management system has established processes and protocols for ensuring connection at the national, prefectural and local government levels. The legislative and institutional frameworks ensure the protection of all three areas with a transparent hierarchy and referral of controls and decisions. Community engagement is enshrined in social processes and approaches from the national level down. The Sado City government structure allows for conservation activities to be complemented with programmes across other divisional areas, such as museums and tourism. It also allows for engagement with stakeholder entities, including the commercial and private sectors. Once inscribed a World Heritage Council will be established as a decision-making collegial body regarding World Heritage matters. The Council will be administered by Niigata Prefecture. Putting into operation decisions taken by the Council will be the responsibility of the World Heritage departments of the Niigata Prefecture and Sado City.</p>	<p>保護と管理に必要な措置</p> <p>すべての構成資産は、国の文化財保護法に基づき、重要文化的景観または史跡に指定または選定されている。重要文化的景観の選定は、笹川や相川上町などの居住地域に関するもので、史跡の指定は鉱山地域を対象としている。保護は、自然または人工的な地形にも及ぶ。両者における活動は、文化庁によって規制されており、国レベルで機能している。佐渡市は、保護された景観内で介入があった場合に支援するためのガイドラインを示している。提案された顕著な普遍的価値の属性に悪影響を及ぼす可能性のある事業計画については、実施主体が遺産影響評価を実施しなければならない。</p> <p>西三川エリアの緩衝地帯は、重要文化的景観として文化財保護法の下で保護されている。相川鶴子銀山の構成資産における緩衝地帯は、緩衝地帯の西側沖合地域を含め、景観法によって景観特別区域として保護されている。相川の西側にある陸上の緩衝地帯のかなりの部分も重要文化的景観に選定されており、文化財保護法によって保護されている。これは沖合地域にまで及んでいる。</p> <p>遺産の管理体制は、国、県、地方自治体レベルでの連携を図るための手順と規約を確立している。法的・制度的枠組みは、透明性が確保された階層構造と権限・決定を持つことにより、3つのエリアすべての保護を保証している。地域社会の関与は、国レベルからその下のレベルへと、社会的プロセスとアプローチに深く根ざしている。佐渡市の行政組織は、博物館や観光業など他の部門にまたがる計画により、保全活動を相互に補うことを可能にしている。また、商業団体および民間団体を含む利害関係者との連携も可能にしている。登録後は、世界遺産に関する意思決定を行う合議体として世界遺産会議が設置される予定である。会議は新潟県が運営し、会議での決定事項の実施は、新潟県および佐渡市の世界遺産担当部局が責任を負う。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>The Comprehensive Management Plan (CMP, January 2023) has been prepared as an umbrella document to clarify policies, procedures, concrete measures and the administrative management system. This plan is supported by existing preservation and management plans for the component parts (i.e. Nishimikawa, Tsurushi and Aikawa).</p> <p>In the context of multiple land ownerships, both government and private, and local residents across the nominated property, the CMP provides guidance through flowcharts on decision-making processes and the operation of activities such as heritage impact assessments. It includes a section that provides for the roles of various stakeholders, including each level of government responsibility. Regarding some key stakeholders, such as Golden Sado, it is indicated that appropriate agreements will be made, including aspects such as management, public access and use.</p> <p>4. <u>Recommends</u> that the State Party give consideration to the following:</p> <p>a) Strengthening the protection of the entirety of the buffer zone of the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine component part by designating it as Important Cultural Landscape,</p> <p>b) Embedding Heritage Impact Assessment mechanisms into the Landscape Plan that are based on the potential impacts on the attributes of the Outstanding Universal Value and not on the size of the projects,</p> <p>c) Developing a long-term archaeology strategy to ensure that future archaeological research is undertaken in a consistent and informed manner,</p> <p>d) Developing guidelines for forestry management to ensure that disturbance of sub-surface archaeology is minimal,</p> <p>e) Developing an interpretation and presentation strategy and facilities that comprehensively address, at the site level, the whole history of the property throughout all periods of mining exploitation,^[1]</p> <p>f) Developing a carrying-capacity study and visitor management to ensure that a potential increase in tourism does not negatively affect the property,</p>	<p>包括的保存管理計画（2023年1月）は、方針、手順、具体的な対策、管理運営体制を明確にするための包括的な文書として作成された。この計画は、各構成資産（西三川、鶴子、相川）の既存の保全管理計画によって裏付けられている。</p> <p>政府と民間の両方、および地元住民など複数の土地所有者が推薦資産全域に存在することを考慮し、包括的保存管理計画は、意思決定プロセスや遺産影響評価などの活動の運営に関するフローチャートを通じて、方針を示している。これには、政府の各レベルの責任など、さまざまな利害関係者の役割を規定する節が盛り込まれている。ゴールデン佐渡のような一部の主要な利害関係者に関しては、管理、一般公開、利用などの面を含め、適切な合意形成を行うことが示されている。</p> <p>4. 締約国に対し、以下の事項について配慮するよう<u>勧告</u>する。</p> <p>a) 「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯全域を重要文化的景観に選定し、保護措置を強化すること。</p> <p>b) 事業規模ではなく、提案されている顕著な普遍的価値に対する潜在的影響に基づいた遺産影響評価の仕組みを、景観計画に組み込むこと。</p> <p>c) 将来にわたって考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。</p> <p>d) 地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。</p> <p>e) 鉱業採掘が行われたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略を策定し、施設・設備等を整えること。^[1]</p> <p>f) 収容力調査の実施及び来訪者管理戦略の策定を行い、観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないようにすること。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>g) Reviewing the plans adopted before the Comprehensive Management Plan to verify that their provisions are coherent with the aim of protecting the Outstanding Universal Value in the long term,</p> <p>h) Considering, in the future, the designation of clearly identified former mining areas as nationally designated historic sites;</p> <p>5. <u>Requests</u> the State Party to submit the map showing the boundaries of the property and the buffer zone revised in accordance with the ICOMOS recommendations as soon as they become available;</p> <p>6. <u>Also requests</u> the State Party to submit to the World Heritage Centre by 1 December 2025, a report on the implementation of the above-mentioned recommendations for review by the World Heritage Committee at its 48th session.</p>	<p>g) 包括的管理計画より前から運用されていた計画を見直し、それぞれの内容が、提案されている顕著な普遍的価値の長期的な保全と一貫しているかを確認すること。</p> <p>h) かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡として指定することを配慮すること。</p> <p>5. 締約国に対し、イコモスの勧告に沿って準備が整い次第、修正された資産の境界線と緩衝地帯を記した地図を提出するよう<u>要請</u>する。</p> <p>6. また、第48回世界遺産委員会での審議のため、締約国に対し、2025年12月1日までに上記勧告の実施に関する報告書を世界遺産センターに提出するよう<u>要請</u>する。</p>
<p>[1] The World Heritage Committee takes note of the statement made by Japan, as regards the interpretation and presentation strategy and facilities that comprehensively address, at the site level, the whole history of the nominated property throughout all periods of mining exploitation as referred to in paragraph 4.e), which is contained in the Summary Record of the session (document WHC/24/46.COM/INF.17).</p>	<p>[1] 世界遺産委員会は委員会のサマリー・レコードに記されている決議46 COM 8B.18のpara 4.e)で言及された、鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略及び施設・設備等に関する日本のステートメントに留意する。</p>

2) 第46回世界遺産委員会における審議

日時：2024（令和6）年7月27日（土）9:00-9:22（日本時間 13:00-13:22）

場所：第46回世界遺産委員会（インド・ニューデリー）

議長：H.E. Mr. Vishal V. Sharma（ユネスコ駐在インド大使）

副議長国：ブルガリア、ギリシャ、ケニア、カタール、セントビンセント・グレナディーン

報告者：Mr. Martin Ouaklani（ベルギー）

委員国：アルゼンチン、ベルギー、ブルガリア、ギリシャ、インド、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、レバノン、メキシコ、カタール、大韓民国、ルワンダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セネガル、トルコ、ウクライナ、ベトナム、ザンビア

審議における各国の発言（聞き取りを新潟県が仮訳）

議長

皆さんナマステ。日本の代表団の方が大勢見えます。こんにちは。

会議を再開する前に、委員会事務局の第6回会合の結果をお伝えいたします。昨日、一般項目8に入り、まだ継続中ですが、議題8B、ではなく、8Aを審議しました。8Bは迅速に進み、緊急で提出された1件を含む14件の審議を終えました。13件が世界遺産リストに登録され、そのうちの1つは同時に危機遺産リストにも登録されました。改めて委員会全体を代表し、世界遺産リストを豊かにしてくださった締約国にお祝いを申し上げます。

本日は、次の推薦案件を審議いたします。リストは、第46回委員会ホームページにユネスコ事務局が掲載する最新の日程表にてご覧になれます。日本の「佐渡島の金山」に関する審議手順についても委員会事務局より提言がありました。間もなく審議に入りますが、委員会メンバーには、これから申し上げる行動指針に賛同していただけると確信しています。これは関係締約国の並外れた歩み寄りの精神があつてこそ可能になったものであり、委員会を代表して敬意を表します。

さらに議題8Bについては、推薦案件の審議終了後、若干の境界線の修正に関する審議を13件行わなければなりません。しかし、皆さん、委員会事務局は予算に関する作業部会の進捗状況について議長であるイタリアのキアラ・フランコ氏より報告を受けたところ、喜ばしいことに、部会は作業を完了し、決議案がまもなく委員会のメンバー全員に送信されるということです。従って、その部会のミーティングはもう行う必要はなくなりました。ユネスコ事務局は作業スケジュールと残りの審議項目についても話し合い、現在、作業スケジュールの修正を行っているところです。まもなく委員会に最新情報を伝える予定です。ありがとうございます。

それでは、日本の「佐渡島の金山」の推薦案件に移ります。昨日、会議の冒頭で申し上げたように、委員会事務局は日本より、本推薦に関し、関係締約国の間で合意に達したと報告を受けました。従いまして私は、この推薦案件は、論議せず委員会により審議されるよう提案いたします。まず、ユネスコ事務局を代表して文化担当事務局長補から発言を、そしてイコモスから推薦案件について説明をお願いしたあと、ただちに決議案の審議に入りたいと思います。

ご存じのように、決議案8B.18に対するブルガリアからの修正案が昨日、当議題の審議の24時間前に、委員会メンバーに配布されました。この修正案は、関係締約国による合意の不可欠な部分であることを強調しておきます。修正決議案が採択されれば、委員会は資産を基準評価(iv)によって世界遺産一覧表に記載することを決定し、パラグラフ4Eに脚注が含まれることとなります。脚注には当パラグラフで言及されている説明・展示戦略と施設に関して日本が後で行う発言が記されます。日本が発言する内容も委員会メンバーに昨日配布されました。この発言の英語版は、日本と韓国で合意されたものであるため、両国にとって拘束力を持つものであることを指摘しておきます。決議案の採択に移る際、ブルガリア代表団に修正案に関する発言をしていただきます。私は、委員会が修正を加えた決議案としてまとめて採択するよう提案いたします。委員会が全会一致で修正決議案を採択できるものと確信しております。

決議案採択の後、委員会が修正案を受け入れれば、日本に先ほど申しました発言を英語で行っていただきます。この発言は今期の要約議事録に記載されることとなります。そのあと、韓国に発言していただきます。これら発言の性格上、私は例外的に両者にそれぞれ4分間の発言時間を許可いたしました。委員会のみなさんもこの行動指針に同意してくれるものと確信しています。これは関係締約国の並外れた歩み寄りの精神があつ

てこそ可能になったものであり、委員会を代表して敬意を表します。

何か質問ありますか。ありませんね。このような方法で進めることに、この場で総意が得られたので、それでは、ユネスコ事務局を代表して文化担当事務局長補オトーネ氏に発言をお願いします。オトーネ氏、どうぞ。

事務局（世界遺産センター）

議長ありがとうございます。「佐渡島の金山」の審議に関し、日本から事実誤認通知を受け取ったことをお知らせいたします。会議資料 INF.8B4 の英語版、フランス語版ともに 27 ページに記載されています。委員会が本推薦案件の審議を開始する前に、ユネスコを代表して、この件に関し関係する二か国を合意に導いた素晴らしい協力の精神を改めて讃えたいと思います。私は文化担当の長として、すべての締約国に対し、委員会の作業を含め、ユネスコ文化条約に関する案件で、私の検討下に入るものについては、解決のため善処を尽くして皆様を支援する用意があることをこの機会に改めてお伝えいたします。

イコモス

日本の「佐渡島の金山」についてイコモスの評価を説明いたします。イコモスの報告書は会議資料 INF 8B1 の英語版 108 ページ、フランス語版 106 ページをご覧ください。この評価に関し、イコモスは事実誤認の書簡を受け取り、いくつかについて確認しております。

「佐渡島の金山」は、新潟県沿岸から西へ約 35km の佐渡島に位置する連続資産です。西三川砂金山、相川鶴子金銀山という 2 つの主要な鉱山地域を含む 3 つの構成資産から成り立っており、金と銀を得るために、それぞれが、江戸時代に行われた手工業による異なる採掘方法を示しています。1 つ目のまとまりでは、砂金採掘に使われた広大な採掘場と集落域、および砂金採掘に必要とされたいくつかの水路を含んでおり、2 つ目のまとまりは、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短い部分で途切れている峠道でつながった 2 つの構成資産を含んでいます。2 つ目のクラスターの 2 つの構成資産は、鶴子銀山と相川金銀山という異なる 2 つの採掘地域で、後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれています。

「佐渡島の金山」は、江戸時代に徳川幕府の支配の安定に寄与した最も重要な金採掘作業を証明する連続資産として推薦されています。鉱業の成功は、生産技術・生産体制の観点から、鉱山の操業を管理し、250 年以上にわたって維持されてきた管理運営体制に根ざしています。

比較分析に十分ではない点があるにもかかわらず、イコモスは他の地域で鉱業における機械化が広がっていた時代に、手工業による採鉱・選鉱・製錬技術の継続と完成を証明する他に例を見ない鉱山群及び景観として、推薦資産が世界遺産一覧表への記載に値すると考えます。

イコモスは、(iii) と (iv) の 2 つの提案された評価基準のうち、(iv) だけが現存する属性によって証明され、裏付けられていると考えます。西三川エリアの構成資産の断片化という当初の問題は、評価手続きを通じて解決されています。機械による鉱山の操業は江戸時代より後も 20 世紀後半まで行われ、推薦資産の一部には、江戸時代より後の鉱業に関連した建造物も含まれています。相川上町には江戸時代より後の鉱業関連施設がまとまって立地しており、江戸時代の徳川幕府の鉱山技術や社会文化システムを識別可能な形で示していません。したがって、イコモスは、この区切られた地区が推薦資産から除外され、緩衝地帯に置かれる場合にのみ、完全性と真実性の条件を満たすことができると考えます。

国、県、佐渡市の各レベルでの法的保護により、十分な一体的保護が推薦資産に提供されているように思われますが、勧告書に示されているように、保護制度は強化できると考えます。イコモスの見解では、相川鶴子金銀山の緩衝地帯を沖合まで拡張すべきです。鉱業権がまだ有効であるため、推薦資産とその緩衝地帯において商業採掘の事業を再開しないとする鉱業権所有者からの明確な約束が必要であると思われる。

江戸時代の遺構のほとんどが考古学的であるため、江戸時代より後の鉱業建造物に比べて目に見えにくく、説明や展示がなければ理解しにくく、江戸時代の属性と、それらが提案されている顕著な普遍的価値をどのように伝えているかについての説明・展示プログラムを構築することが不可欠です。

こちらが推薦資産の提案されている顕著な普遍的価値のイコモス評価の要約、そして、こちらが推薦資産の保全、保護、管理についてのイコモス評価の要約です。これに関しイコモスは、提案されている顕著な普遍的価値の持続という目的に計画の条項が一致していることを確実にするため、包括的保存管理計画を実施する前に、計画の改定版を採択する必要があると考えます。

結論としてイコモスは、日本の「佐渡島の金山」について、相川上町の小さなエリアを除外すべく境界線を修正し、構成資産「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯を沖合に拡張し、鉱業権の所有者から推薦資産又は緩衝地帯の範囲内において商業採掘を再開しないという明確な約束を得るため、締約国に対し、情報照会を勧告します。

イコモスはまた、資産の長期的保全を支援するため、追加勧告も決議案に入れました。スライドでご覧いただいているのが評価書の概要です。

議長

ご説明ありがとうございました。それでは合意したように、直ちに決議案 46 COM 8B.18 の審議に移ります。まず決議案を採択したいと思いますが、その前に報告者に他に決議案への修正案を受理しているかどうか確認したいと思います。

～報告者による修正案の確認～

議長

ありがとうございました。それでは、修正案を提案したブルガリアに発言していただきます。

ブルガリア

議長ありがとうございます。冒頭に、「佐渡島の金山」の世界遺産一覧表への記載に関し、誠意ある緊密な対話を通して合意に達したことにつき、日本と韓国の両締約国に感謝申し上げます。また、日本に対しては、本資産に関し優れた推薦書を提出されたことに敬意を表します。評価チームによる素晴らしい業績も称賛いたします。ブルガリアは締約国から提出された推薦書と追加情報ならびにイコモスの評価書を検討しました。

ブルガリアは、西三川砂金山、相川鶴子金銀山という3つの構成資産から成る本資産が、他の地域では機械化が徐々に進んだ時期に、手工業による採鉱と製錬技術の継続を示す他に例を見ない事例であることを認めるのに何のためらいもありません。手工業による採掘方法というこのような事例において、ここでの OUV は、佐渡で徳川幕府が導入し、17 世紀に世界的に見ても高品位の金を大量に採掘し、選鉱・製錬することを可能にした管理体制、社会・労働組織であることが理解できます。ブルガリアは、イコモス評価書にも言及しましたが、基準 (iv) にて資産の OUV を受け入れることに同意いたします。

イコモスは、比較分析、保全状況、管理の枠組に関して概ね満足していると報告し、また、完全性、保護、管理要件に関して拘束力のない勧告を行っています。この点に関し、締約国がこれらすべての勧告に応じていることに満足しており、喜ばしく思います。イコモスの勧告通り、日本は、下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町に相当する相川上町にあるエリアをすでに推薦資産から除外し、このエリアは緩衝地帯の一部になりました。

第2に、推薦資産の眺望点から見える範囲に洋上風力発電所が建設される可能性を排除するため、日本はすでに構成資産である相川鶴子金銀山の緩衝地帯を沖合に延長しています。

第3に、日本は、推薦資産や緩衝地帯の範囲内において商業採掘を再開しないとする鉱業権所有者からの明確な約束を書面で入手しています。ブルガリアは、この3つの勧告への対応を踏まえ、推薦資産は今や世界遺産登録に必要な全ての条件を完全に満たしていると確信しています。

最後に、日本および韓国の両締約国によって到達した合意に従い、ブルガリアの修正案には、パラグラフ 4e に新たに記される脚注も含まれます。この脚注は、当パラグラフに言及されている説明・展示戦略に関し日本が行う旨の発言を記すものです。こうした見解に基づき、ブルガリアは決議案 46 COM 8B.18 「佐渡島の金山」への修正案を提出いたしました。委員会のメンバー全員が合意による決議を受け入れるよう希望いたします。議長、ありがとうございました。

議長

ありがとうございます。合意した通り、修正を反映した決議案全体の審議に入ります。委員会はブルガリアの修正を加えた上で決議案を受け入れるとしてよろしいでしょうか。異議ありませんね。それでは、決議案 46 COM 8B.18 を採択いたします。



3) 第46回世界遺産委員会における「佐渡島の金山」登録決定時の大使・知事スピーチ

◎日本政府代表ステートメント（加納雄大ユネスコ日本政府代表部特命全権大使）

議長、日本政府を代表し、発言を行う機会を頂き感謝申し上げます。「佐渡島の金山」は、世界の他の地域において機械化が進んだ19世紀半ばまでの間に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例であり、顕著な普遍的価値を有するものとして世界遺産として登録されたことを光栄に思う。イコモスから示された3つの勧告については、日本政府としてこれら全てに対し、対応を完全に完了した。

日本は、世界遺産委員会決議の勧告e)に関し、朝鮮半島出身労働者を含め、「佐渡島の金山」の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を策定すべく、韓国と緊密に対話してきた。

日本は、全ての世界遺産委員会関連決議及び同決議に関連する自らのコミットメントに留意し、また、「佐渡島の金山」における全ての労働者、特に朝鮮半島出身労働者を誠実に記憶に留めつつ、決議の勧告を忠実に完全に履行し、韓国と緊密に協議しながら「佐渡島の金山」の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を強化すべく引き続き努力していく。

日本は、そのようなコミットメント及び「佐渡島の金山」に関する韓国との見解の相違を友好的に解決する意欲を示すことを目的として、全ての労働者の過酷な労働環境を説明し、その労苦を記憶に留めるため、現地の説明・展示施設において、全ての労働者に関する新たな展示物を既に展示した。

「佐渡島の金山」における全ての労働者のための追悼行事も、毎年、現地において執り行われる予定である。

この機会に、佐渡の現地施設において展示されている要素の一部を簡潔に紹介したい：

- 戦時中、国家総動員法、国民徴用令及び他の関連措置が朝鮮半島にも導入された。初めに「募集」が、次に「官斡旋」が、日本が設置した朝鮮半島における行政機関である朝鮮総督府の関与の下実施された。1944年9月以降は、「徴用」が労働者に業務を義務付け、違反に対しては懲役又は罰金が科された。
- また、展示部屋には、朝鮮半島出身の労働者は、削岩、支柱、運搬といった危険な坑内作業に従事する者の割合が高かったことを示すデータもある。さらに、労働条件をめぐって行われた労働争議に関する記録、食糧不足に関する記録、死亡事故に関する記録も残されている。朝鮮半島出身者について、ある1か月の平均稼働日数は28日であったことを示す記録があるほか、朝鮮半島出身労働者の中には逃走したり収監されたりした者がいたことを示す記録もある。

議長、委員国の皆様、

日本政府は、修正決議案を提出して下さったブルガリアを含む世界遺産委員会の全ての委員国、ユネスコ事務局及びイコモスの関係者が、本件遺産の顕著な普遍的価値への理解に基づき世界遺産登録に向け協力して下さったことに対し深く感謝申し上げます。

◎花角英世新潟県知事によるスピーチ

議長ありがとうございます。私は新潟県知事の花角と申します。本日までご出席の皆様、そして登録に向けて、ゆるぎないご支援とご尽力を賜りました関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。

この大切な遺跡の保存と未来への継承に、全力で取り組んでまいります。ありがとうございました。

3 内閣総理大臣・外務大臣・文部科学大臣のコメント

◎岸田文雄内閣総理大臣によるコメント（2024（令和6）年7月27日）

「佐渡島の金山」が、我が国26件目の世界遺産として登録されたことを心から嬉しく思います。

世界の他の地域で機械化が進む16世紀末から19世紀半ばにかけて、伝統的手工業による生産技術を極限まで高め、17世紀前半には、世界の金の約1割を佐渡島で生産していたとも言われています。このように、機械工業に比肩する大量かつ高品質な金生産を実現した「佐渡島の金山」は、世界的にも比類ない稀有な文化遺産です。

世界遺産の候補地となって以来、14年もの間、多くの皆さんが待ち望んでいた嬉しい知らせだと思えます。新潟県、佐渡市をはじめ、これまで尽力してこられた多くの地元関係者の方々に、心からのお祝いを申し上げます。

日本の宝から世界の宝となった「佐渡島の金山」を、これからもしっかりと守り、将来に引き継いでいけるよう、地元関係者の皆さんの取組を支援していきたいと思えます。

是非多くの人に、この魅力溢れる文化遺産を訪れていただきたいと思えます。国内はもちろん、世界中の様々な人々が現地を訪れ、「佐渡島の金山」の価値に触れられることを期待しています。

◎上川陽子外務大臣によるコメント（2024（令和6）年7月27日）

7月27日、第46回世界遺産委員会において、我が国が世界遺産に推薦した「佐渡島の金山」が世界遺産委員会の全委員国によるコンセンサスでユネスコの世界遺産一覧表に登録されたことを誠に嬉しく思います。

「佐渡島の金山」は、世界で機械化が進む時代に、19世紀半ばの徳川幕府終焉頃まで行われていた伝統的手工業による金生産の最終発展段階を示す類い希な文化遺産として、素晴らしい価値を有しています。今般の世界遺産登録を心から歓迎するとともに、これを可能にした長年にわたる地元の皆様の努力に深甚なる敬意を表したいと思えます。今回の登録を契機として多くの方が佐渡島を訪れ、「佐渡島の金山」の世界遺産としての価値が一層広く世界に知られ、評価されることを期待します。

今後とも、外務省として、世界中の方々に我が国の世界遺産の価値の理解が進むよう、関係省庁と連携し、取り組んでまいります。

◎盛山正仁文部科学大臣によるコメント（2024（令和6）年7月27日）

現在、インド・ニューデリーで開催中の第46回世界遺産委員会において、我が国が推薦していた「佐渡島の金山」について、世界遺産一覧表へ「記載」することが決議されたことを大変嬉しく思います。

「佐渡島の金山」は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない鉱山の遺跡です。

今回、「佐渡島の金山」が、我が国21件目の世界文化遺産として、世界遺産一覧表に記載されたことに心からの祝意を表するとともに、新潟県・佐渡市をはじめとする地元関係者の皆様の長年にわたる御尽力に敬意を表します。

世界遺産一覧表への記載はゴールではなくスタートです。今後、地元自治体・関係者において、「佐渡島の金山」の保護に引き続き万全を期すとともに、世界中の多くの人々が現地を訪れ、その魅力に触れることができるよう、価値の発信や受入れ環境の整備等が進められることを期待しています。

文部科学省としても、引き続き、関係省庁と連携しながら、地元自治体・関係者による取組に協力してまいります。

4 第47回世界遺産委員会における審議

2025（令和7）年7月13日、第47回世界遺産委員会において採択された顕著な普遍的価値の言明

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>Property: Sado Island Gold Mines State Party: Japan ID No. :1698 Date of inscription: 2024</p> <p>Brief synthesis The Sado Island Gold Mines is a serial property located on Sado Island, some thirty-five kilometres west of the Niigata Prefecture coast. It is formed of three component parts articulated around two main mining areas – the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine – illustrative of different unmechanised mining methods implemented during the Edo period (1603-1868). The first cluster covers a large mining area used for placer gold mining, including waterways necessary for placer mining. The second cluster includes two component parts connected by a route today interrupted for a short section and corresponding to the Nishi-Ikari-michi and Tsurushi-michi Pass. The two component parts of the second cluster cover two different mining areas – the Tsurushi Silver Mine and the Aikawa Gold and Silver Mine Area. The latter also includes part of the Aikawa-Kamimachi Town, in which the remains of the Sado Magistrate’s Office are found. Mostly tangible attributes reflecting mining activities and social and labour organisation are preserved as archaeological elements, both above and below ground, and landscape features.</p> <p>The Sado Island Gold Mines forms an exceptional mining ensemble and landscape demonstrating the continuation and perfection of unmechanised mining and processing technology in a period when, elsewhere in the world, mechanisation was spreading in the mining industry.</p> <p>Criterion (iv): The Sado Gold Mines is an exceptional example in the Asian context of the continuity of manual mining and smelting technology in a period when mechanisation was progressively being introduced elsewhere. The management system and social and work organisation deployed by the Tokugawa Shogunate at Sado made it possible to extract and process considerable quantities of high-quality gold for global standards in the 17th century. This is reflected in the mining area and settlement organisation. Based on the characteristics of ore deposits found on Sado Island,</p>	<p>資産名：「佐渡島の金山」 締約国：日本 ID No.: 1698 登録年：2024年</p> <p>総合的所見 佐渡島の金山は、新潟県の沿岸から西に約35キロメートル離れた佐渡島にある連続する資産である。この資産は、江戸時代（1603-1868）に実施された手工業による異なる採掘方法を示す西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つの主要な鉱山地域を中心に3つの構成資産から成る。1つ目のまとまりには、砂金採掘に使用された広大な採掘地域と砂金採取に使用された水路が含まれている。2つ目のまとまりには、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短く途切れている区間で接続された2つの構成資産が含まれている。2つ目のまとまりである2つの構成資産には、鶴子銀山と相川金銀山という異なる2つの採掘地域が含まれている。後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれる。採掘活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学的要素および景観的特徴として保存されている。</p> <p>「佐渡島の金山」は、他の地域において鉱業における機械化が広がっていた時代に、伝統的手工業による採鉱と選鉱・製錬技術の継続と完成を示す、他に類を見ない鉱山群と景観から成り立っている。</p> <p>基準 (iv): 佐渡島の金山は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が徐々に進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例である。徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17世紀には世界水準の高品質の金を大量に採掘・選鉱・製錬することが可能になった。これは採掘域と集落構に反映されている。佐渡島で見つかった鉱床の特徴に基づき、幕府は鉱石の採掘と選鉱・製錬に最も適した生産組織と方法を適用し、統合した。運営の効率を高めるために、集落および採鉱や選鉱・製錬機能が同じ地域、あるいは近接して共存し、その役割を果たしていた。</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>the Shogunate applied and integrated production organisation and methods most suitable for extracting and processing the ore. To guarantee the efficiency of operation, settlement, mining and processing functions coexisted in the same areas or in close proximity to one another.</p> <p>Integrity The Sado Island Gold Mines comprises the most important areas reflecting gold production processes applied on Sado Island during the Tokugawa Shogunate, such as mining methods adapted to different types of deposits, a series of production processes, and the transition of the controlled settlement system. The serial property comprises the two areas of the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine. It is of adequate size to ensure the complete representation of the attributes of the Outstanding Universal Value of the site. A significant number of human-modified landforms, archaeological remains of mines, mining operations infrastructures and ore-dressing and smelting sites and the archaeological vestiges of associated settlements, survive both on the surface and underground within the property.</p> <p>The component parts still retain their key features, as past mining and settlement zones, and have not been destroyed or significantly altered. The sites of mining and settlements within the property are, as a whole, well preserved and managed appropriately by the owners or the custodial bodies based upon appropriate legal frameworks.</p> <p>Authenticity In Sado Island Gold Mines, the location of the key activities, the layout of land arrangements and modifications to carry out mining activities or to adapt them for residential or production purposes, physical traces of mining-related operations such as tunnels, waterways, and headraces, terraces, post-holes, landforms, as well as of ore-processing and administrative functions demonstrate the past use and functions carried out at these sites. The settlement zones have maintained their original layout, although their built fabric has changed, as well as the way in which spaces are used. The key sources of information for the authenticity and understanding of the functioning of the serial property are represented by ancient documentary records, especially drawings and images. These documents are crucial for understanding and interpreting the remains still on site.</p>	<p>完全性 佐渡島の金山は、徳川幕府時代に佐渡島で適用された金生産プロセス、例えば、異なる鉱床の種類に適合した採鉱方法、一連の生産工程、管理された集落システムの変遷などを反映した最も重要なエリアで構成されている。この連続する資産は、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の2つのエリアで構成されており、資産のOUVの属性を完全に表すのに十分な規模である。資産内の地上・地下の両方には、かなりの数の人為的に改変された地形や鉱山、採掘作業のインフラ、選鉱・精錬の遺跡、関連する集落の考古学的遺跡などが残っている。</p> <p>構成資産は、過去の採鉱及び集落地域として重要な特徴を今もなお保持しており、破壊されたり、大幅に変更されたりしていない。資産内の採鉱および集落跡といった遺跡は、全体が適切な法的枠組みに基づいて所有者または管理機関によって適正に保存および管理されている。</p> <p>真実性 佐渡島の金山では、主な活動場所、採鉱活動、居住や生産といった目的に合わせた土地の配置や変更、坑道や水路、導水路、平坦地、柱穴、地形などの採鉱関連作業および鉱石加工や管理機能の物理的痕跡により、これらの遺跡で行われた過去の機能や用途が明らかになっている。集落地域は、建築構造や空間の使用方法が変化したにもかかわらず、元の配置を維持している。一連の資産の真正性と機能の理解のための主な情報源は、古来の文書記録、特に図面や絵図である。これらの文書は、資産に残っている遺物を理解し、解釈する上で不可欠である。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Protection and management requirements</p> <p>All component parts are designated as Important Cultural Landscapes or Historic Sites under the national Law for the Protection of Cultural Properties. The Important Cultural Landscapes designation relates to the inhabited areas, such as Sasagawa and Aikawa-Kamimachi Town, while the Historic Sites designation covers the mining areas. Protection is extended also to natural or artificial topographic features. Activities in both types of designation are regulated by the Agency for Cultural Affairs, which operates at the national level. Sado Municipality has issued guidelines to provide support in case of interventions within protected landscapes. For projects that may have the potential to have negative impacts on the attributes of the Outstanding Universal Value, heritage impact assessments will have to be carried out by the implementing body.</p> <p>The buffer zone of Nishimikawa Area is protected under the Cultural Properties Act as an Important Cultural Landscape.</p> <p>The buffer zone for the Aikawa-Tsurushi component part is protected as Landscape Special District through the Landscape Act, including the portion encompassing the western offshore region of the buffer zone. A considerable portion of the land-based buffer zone to the west of Aikawa is also identified as an Important Cultural Landscape and hence protected under the Cultural Properties Act. This extends into the offshore region.</p> <p>The heritage management system has established processes and protocols for ensuring connection and coordination at the national, prefectural and local government levels. The legislative and institutional frameworks ensure the protection of all three areas with a transparent hierarchy and referral of controls and decisions. Community engagement is enshrined in social processes and approaches from the national level down. The Sado City government structure allows for conservation activities to be complemented with programmes across other divisional areas, such as museums and tourism. It also allows for engagement with stakeholder entities, including the commercial and private sectors. A World Heritage Council will be established as a decision-making collegial body regarding World Heritage matters. The Council will be administered by Niigata Prefecture. Putting into operation decisions taken by the Council was the responsibility of the World Heritage departments of the Niigata Prefecture and Sado City.</p>	<p>保護と管理の要件</p> <p>すべての構成資産は、国の文化財保護法に基づき、重要文化的景観または史跡に指定または選定されている。重要文化的景観の選定は、笹川や相川上町などの居住地域に関するもので、史跡の指定は鉱山地域を対象としている。保護は、自然または人工的な地形にも及ぶ。両者における活動は、文化庁によって規制されており、国レベルで機能している。佐渡市は、保護された景観内で介入があった場合に支援するためのガイドラインを示している。顕著な普遍的価値の属性に悪影響を及ぼす可能性のある事業計画については、実施主体が遺産影響評価を実施しなければならない。</p> <p>西三川エリアの緩衝地帯は、重要文化的景観として文化財保護法の下で保護されている。相川鶴子銀山の構成資産における緩衝地帯は、緩衝地帯の西側沖合地域を含め、景観法によって景観特別区域として保護されている。相川の西側にある陸上の緩衝地帯のかなりの部分も重要文化的景観に選定されており、文化財保護法によって保護されている。これは沖合地域にまで及んでいる。</p> <p>遺産の管理体制は、国、県、地方自治体レベルでの連携と調整を図るための手順と規約を確立している。法的・制度的枠組みは、透明性が確保された階層構造と権限・決定を持つことにより、3つのエリアすべての保護を保証している。地域社会の関与は、国レベルからその下のレベルへと、社会的プロセスとアプローチにおいて、保証されている。佐渡市の行政組織は、博物館や観光業など他の部門にまたがる計画により、保全活動を相互に補うことを可能にしている。また、商業団体および民間団体を含む利害関係者との連携も可能にしている。世界遺産に関する意思決定を行う合議体として世界遺産会議が設置される予定である。会議は新潟県が運営し、会議での決定事項の実施は、新潟県および佐渡市の世界遺産担当部局が責任を負う。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>A Comprehensive Management Plan acts as an umbrella document to clarify policies, procedures, concrete measures and the administrative management system. This plan is supported by existing preservation and management plans for the component parts (i.e. Nishimikawa, Tsurushi and Aikawa). Appropriate interpretation strategies are essential for understanding and communicating clearly and comprehensively the Outstanding Universal Value of the property and its historic development.</p> <p>In the context of multiple land ownerships, both government and private, and local residents across the property, the Comprehensive Management Plan provides guidance through flowcharts on decision-making processes and the operation of activities such as heritage impact assessments. It includes a section that provides for the roles of various stakeholders, including each level of government responsibility. Regarding some key stakeholders, such as Golden Sado, it is indicated that appropriate agreements will be made, including aspects such as management, public access and use.</p>	<p>包括的保存管理計画は、方針、手順、具体的な対策、管理運営体制を明確にするための包括的な文書として機能する。この計画は、各構成資産（西三川、鶴子、相川）の既存の保全管理計画によって裏付けられている。資産の顕著な普遍的価値とその歴史的発展を理解し、明確かつ包括的に伝えるには、適切な説明戦略が不可欠である。</p> <p>政府と民間の両方、および地元住民など複数の土地所有者が資産全域に存在することを考慮し、包括的保存管理計画は意思決定プロセスや遺産影響評価などの活動の運営に関するフローチャートを通じて、方針を示している。これには、政府の各レベルの責任など、さまざまな利害関係者の役割を規定する節が盛り込まれている。(株) ゴールデン佐渡のような一部の主要な利害関係者に関しては、管理、一般公開、利用などの面を含め、適切な合意形成を行うことが示されている。</p>

【附編】 登録前後の取組

1 世界遺産委員会パブリックビューイングの開催

2024（令和6）年7月27日（土）、インド・ニューデリーで開催された第46回ユネスコ世界遺産委員会の様子を見守るパブリックビューイングを、新潟（新潟日報メディアシップ）、佐渡（きらりうむ佐渡・佐渡市役所）、首都圏（東京新潟県人会館）の3会場で開催した。

世界遺産登録後のスピーチでは、長年「佐渡島の金山」の世界遺産登録に取り組んできた民間団体である「一般社団法人 佐渡を世界遺産にする会」の中野洸会長をはじめ、多くの関係者が登録の喜びを語った。

また、インド現地にいる花角知事・渡辺佐渡市長と日本の3会場をオンラインでつなぎ、改めて「佐渡島の金山」が持つ文化遺産としての価値や、佐渡・新潟の魅力の発信および資産の保全・活用に取り組んでいくことを確認した。



新潟会場



佐渡会場

2 県内各地の盛り上がり

2024（令和6）年6月中旬～8月中旬にかけて「佐渡島の金山」の世界遺産委員会での審議を応援し、登録決定後はお祝いしようと、多くの企業・団体様の協力を得て県内各地で「黄金色（こがねいろ）ライトアップ」を実施した。

また、同年7月31日（水）、新潟県佐渡地域振興局相川庁舎では職員による「金山」の巨大人文字を作り、登録を祝うとともに、島内外から応援いただいた多くの皆様への感謝を表現した。



新潟市：TeNY テレビ新潟



上越市：高田城三重櫓

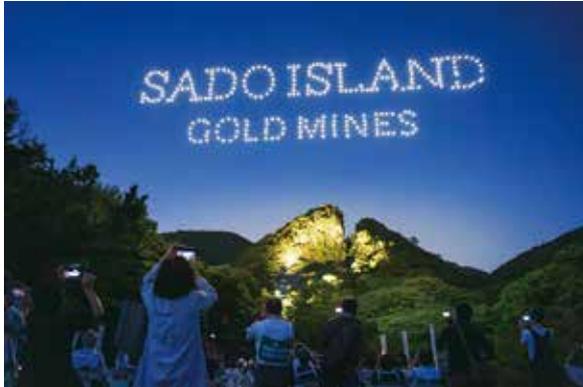


佐渡地域振興局相川庁舎人文字



3 登録祝賀記念イベント

登録を記念し、高任公園でのセレモニーを皮切りに、相川から江戸へ小判を運んだ「金の道」に関連の深い島内4地区で、リレー形式による祝賀イベントを行った。セレモニーでは、道遊の割戸をバックに鼓童の演奏が響き、「佐渡島の金山」をテーマとした壮大なドローンショーが催された。



ドローンショーの様子

4 世界遺産登録記念フォーラム「佐渡島の金山」と大阪

2024（令和6）年7月の世界文化遺産登録から半年を迎えた「佐渡島の金山」の価値を改めて紹介することに加え、佐渡・新潟・大阪の歴史的つながりを切り口に、それぞれの地域の世界遺産をはじめとする文化財の魅力を知るフォーラムを開催した。

期 日 2025（令和7）年2月8日（土）13:00～16:30

会 場 大阪歴史博物館 4階 講堂

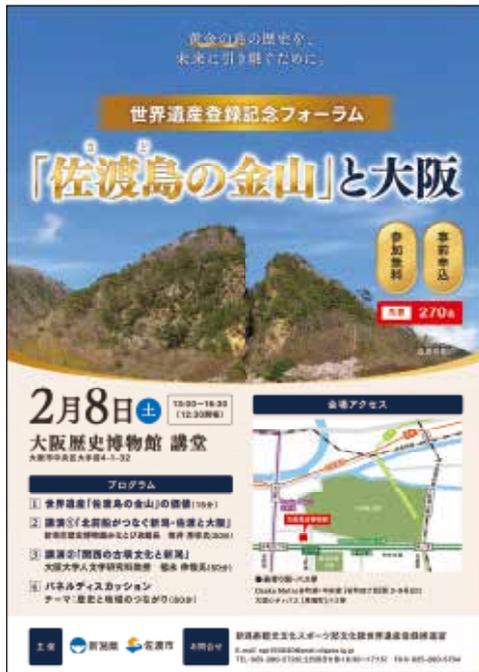
主 催 新潟県、佐渡市

内 容 解説「佐渡島の金山」の世界遺産としての価値 澤田 敦（新潟県観光文化スポーツ部文化課 世界遺産登録推進室長）

講演①「北前船がつなぐ新潟・佐渡と大阪」 坂井 秀弥（新潟市歴史博物館みなとぴあ館長）

講演②「関西の古墳文化と新潟」 福永 伸哉（大阪大学人文学研究科教授）

パネルディスカッション テーマ「歴史と地域のつながり」



フォーラムの様子

フォーラム チラシ